

震災対策編 (目次)

第1編 総則

第1章 計画の方針	1-1-1
第1節 目的.....	1-1-1
第2節 計画の性格.....	1-1-1
第3節 防災に関する組織及び実施責任.....	1-1-2
第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び町民・事業所の取るべき措置.....	1-1-3
第5節 地震防災緊急事業5箇年計画.....	1-1-3
第2章 田布施町の地震環境と地盤	1-2-1
第1節 地震活動環境.....	1-2-1
第2節 田布施町の地盤挙動.....	1-2-1
第3章 山口県の既往津波と津波浸水想定	1-3-1
第1節 既往津波.....	1-3-1
第2節 津波浸水想定.....	1-3-1
第4章 被害想定	1-4-1
第1節 被害想定的前提条件.....	1-4-1
第2節 被害想定結果.....	1-4-7

第2編 災害予防計画

第1章 防災思想の普及啓発	2-1-1
第1節 自主防災思想の普及啓発.....	2-1-2
第2節 防災知識の普及啓発.....	2-1-2
第3節 災害教訓の伝承.....	2-1-3
第4節 防災センター等の整備・利用.....	2-1-4
第2章 防災活動の促進	2-2-1
第1節 消防団・水防団の育成強化.....	2-2-2
第2節 自主防災組織の育成.....	2-2-2
第3節 自主防犯組織の育成.....	2-2-3
第4節 企業防災活動の促進.....	2-2-3
第5節 住民及び事業者による地区内の防災活動の促進.....	2-2-3
第3章 防災訓練の実施	2-2-4
第4章 地震に強い都市・農山漁村構造の形成	2-4-1
第1節 避難地の整備.....	2-4-2
第2節 避難路の整備.....	2-4-2
第3節 延焼遮断帯の整備.....	2-4-2
第4節 道路の整備.....	2-4-2
第5節 公園の整備.....	2-4-2
第6節 河川・海岸の整備.....	2-4-2
第7節 港湾・漁港の整備.....	2-4-2
第8節 市街地防災対策の整備.....	2-4-3
第9節 農山漁村地域の防災対策の推進.....	2-4-3
第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化	2-5-1
第1節 建築物の耐震化.....	2-5-2
第2節 ライフライン施設の耐震化.....	2-5-3
第3節 交通施設の耐震性の確保等.....	2-5-5
第4節 河川、海岸、港湾・漁港、砂防設備及び治山施設等の耐震性の確保.....	2-5-5
第6章 土砂・地盤災害の予防	2-6-1
第1節 土砂災害の予防.....	2-6-2
第2節 地盤災害の予防.....	2-6-2
第7章 災害情報体制の整備	2-6-3
第8章 災害応急体制の整備	2-8-1
第1節 職員の体制.....	2-8-2
第2節 防災関係機関相互の連携体制.....	2-8-3
第3節 自衛隊との連携体制.....	2-8-3
第4節 海上保安部（署）との連携体制.....	2-8-4
第5節 防災中枢機能の確保、充実.....	2-8-5
第9章 避難予防対策	2-9-1
第1節 避難計画.....	2-9-2
第2節 県のとるべき措置.....	2-9-6

第3節	学校その他防災上重要な施設の避難計画	2-9-7
第4節	応急仮設住宅の建設及び住宅の提供	2-9-7
第10章	救助・救急、医療活動	2-9-7
第11章	火災予防対策	2-11-1
第1節	出火防止	2-11-2
第2節	初期消火	2-11-2
第3節	消防力の強化	2-11-3
第12章	要配慮者対策	2-11-3
第13章	緊急輸送活動	2-11-3
第14章	災害救助物資の確保、災害対策基金計画	2-11-3
第15章	ボランティア活動の環境整備	2-11-4
第16章	施設、設備等の応急復旧体制	2-11-4
第17章	津波災害予防対策	2-17-1
第1節	津波防災意識の向上	2-17-2
第2節	津波からの避難	2-17-3
第3節	海岸保全施設等の整備	2-17-6

第3編 災害応急対策計画

第1章 応急活動計画	3-1-1
第1節 町の活動体制.....	3-1-2
第2節 指定地方行政機関等関係機関の活動体制.....	3-1-10
第3節 支援活動体制.....	3-1-10
第2章 災害情報の収集・伝達計画	3-2-1
第1節 災害情報計画.....	3-2-3
第2節 災害情報収集・伝達計画.....	3-2-17
第3節 通信運用計画.....	3-2-26
第4節 災害時の放送.....	3-2-26
第5節 広報計画.....	3-2-26
第3章 救助・救急・医療等活動計画	3-3-1
第1節 救助・救急計画.....	3-3-2
第2節 医療等活動計画.....	3-3-4
第4章 避難計画	3-4-1
第1節 避難指示等.....	3-4-2
第2節 避難所の設置運営.....	3-4-5
第5章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策	3-5-1
第6章 応援要請計画	3-5-1
第7章 緊急輸送計画	3-5-1
第8章 災害救助法の適用計画	3-5-1
第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画	3-5-1
第10章 保健衛生・動物愛護管理計画	3-5-1
第11章 応急住宅計画	3-11-1
第1節 応急仮設住宅の供与.....	3-11-2
第2節 被災住宅の応急修理.....	3-11-2
第3節 建設資機材等の調達.....	3-11-2
第4節 公営住宅の応急修理.....	3-11-2
第5節 被災建築物及び被災宅地の地震後の対策.....	3-11-2
第12章 水防・消防、危険物等対策計画	3-12-1
第1節 水防活動計画.....	3-12-2
第2節 消防活動計画.....	3-12-3
第3節 危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画.....	3-12-6
第13章 災害警備計画	3-13-1
第14章 要配慮者支援計画	3-13-1

第15章	ボランティア活動支援計画	3-13-1
第16章	応急教育計画	3-16-1
第1節	文教対策	3-16-2
第2節	学校施設等の防災対策	3-16-8
第3節	災害応急活動	3-16-8
第17章	ライフライン施設の応急復旧計画	3-17-1
第18章	公共施設等の応急復旧計画	3-18-1
第1節	公共土木施設	3-18-2
第2節	公共施設	3-18-7
第3節	鉄道施設	3-18-8
第19章	広域消防応援・受援に係る計画	3-19-1
第20章	南海トラフ地震防災対策推進計画	3-20-1
第1節	総則	3-20-3
第2節	災害対策本部等の設置等	3-20-3
第3節	南海トラフ地震の概要	3-20-3
第4節	地震発生時の応急対策等	3-20-8
第5節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	3-20-9
第6節	時間差発生等への対応	3-20-13
第7節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	3-20-16
第8節	防災訓練計画	3-20-17
第9節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	3-20-17
第21章	津波災害応急対策計画	3-21-1
第1節	「避難指示」の伝達	3-21-1
第2節	住民等の避難行動	3-21-2
第3節	避難誘導	3-21-2
第4節	津波災害情報等の連絡体制	3-21-3

第4編 復旧・復興計画

第1章 復旧・復興活動計画	4-1-1
第2章 被災者の生活再建計画	4-1-1
第3章 公共施設の災害復旧・復興計画	4-1-1
第4章 被災中小企業・農林水産事業者復興・支援計画	4-1-1
第5章 金融計画	4-1-1

第1編 総 則

第1章 計画の方針

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、田布施町防災会議が作成する地域防災計画のうち、町内における地震災害（以下「震災」という。）に係る災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）及び町民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、町民が、その有する全機能を有効に発揮して、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 この計画は、国の防災基本計画及び山口県地域防災計画に基づき、田布施町の地域における防災対策に関して、総合的かつ基本的性格を有するものである。したがって、他の計画等で定める防災に関する部分は、この計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

また、指定地方行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触するものではない。

2 この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを補完し修正する。したがって、防災関係機関は関係のある事項について、毎年田布施町防災会議が指定する期日までに計画の修正案を提出するものとする。

なお、この計画の国土強靱化に関する部分については、国土強靱基本法第13条の規定により、田布施町国土強靱化地域計画を指針とし、必要があると認めるときはこれを補完し修正する。

3 この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は平素から研究、訓練等を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、住民に対してこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるように努めるものとする。

4 計画の具体的実施にあたっては、防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努めるものとする。

5 計画の用語

この計画における用語の意義は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------------|--|
| (1) 災 対 法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| (2) 救 助 法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| (3) 激 甚 法 | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
（昭和37年法律第150号） |
| (4) 町 | 田布施町 |
| (5) 消 防 組 合 | 光地区消防組合 |
| (6) 県 | 山口県 |
| (7) 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関 | 災対法第2条第3号～第6号の規定によるそれぞれの機関 |
| (8) 町 防 災 計 画 | 田布施町地域防災計画 |
| (9) 県 防 災 計 画 | 山口県地域防災計画 |
| (10) 防災業務計画 | 指定行政機関の長及び指定公共機関の長が防災基本計画に基づき作成する防災に関する計画 |

第3節 防災に関する組織及び実施責任

1 田布施町防災会議

田布施町防災会議は、町長を会長として災対法第15条第5項の規定する機関の長等を委員として組織されるもので、町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、町長の諮問に応じて地域に係る防災に関する重要事項を審議し意見を述べるほか、災害復旧に関して関係機関相互の連絡調整を行う。

(1) 会長 田布施町長（会長代理委員 副町長）

(2) 委員

ア 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

イ 山口県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

ウ 山口県警察の警察官のうちから町長が任命する者

エ 町長がその部内の職員のうちから指名する者

オ 教育長

カ 光地区消防組合消防長

キ 田布施町消防団長

ク 田布施・平生水道企業団水道課長

ケ 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

コ 自主防災組織を構成する者及び防災上町長が特に必要と認める職にある者

(3) 名簿 田布施町防災会議委員の名簿については、資料編に示す通りである。

2 実施責任

(1) 町

町は、防災の第一次責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

県は、市町を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の指定行政機関と相互に協力して、町及び県の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体及び町民・事業所

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。また、町、県その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

町民は、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び町民・事業所の取るべき措置

基本計画編第1章第5節を準用する。

第5節 地震防災緊急事業5箇年計画

地震防災対策特別措置法の施行に従い、都道府県知事は、社会的条件、自然条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業5箇年計画を作成することができることとなった。

これを受け、県は、平成8年度に地震防災緊急事業5箇年計画を、平成13年度に第2次地震防災緊急事業5箇年計画を、平成18年度に第3次地震防災緊急事業5箇年計画を、平成23年度に第4次地震防災緊急事業5箇年計画を、平成28年度に第5次地震防災緊急事業5箇年計画を作成し整備を進めてきたが、今後も更に地震防災対策を推進するため、令和3年度を初年度とする第6次地震防災緊急事業5箇年計画を作成し、次の方針に基づき特に緊急を要する施設等の整備を重点的に行うものとする。

- 1 対象地区は、想定地震等を勘案し、全県とする。
- 2 計画対象事業は、国の基準に基づき、市町の意向を取り入れながら事業の選定、具体化を図っていく。

第2章 田布施町の地震環境と地盤

第1節 地震活動環境

第1項 地震活動

1 地震記録

歴史地震（昭和以前）については、「新編・日本被害地震総覧」、「山口県の過去300年の地震記録」等により、山口県内では、「1707年 防長の地震」、「1793年 長門・周防の地震」、「1857年 萩の地震」、「1898年 見島の地震」が、また周辺地域では、「1676年・1778年・1859年のいずれも石見の地震」があげられる。

また、気象庁資料が整っている1923年1月以降についての、本県周辺の被害地震についてみると、島根県東部や日向灘において繰り返し発生している。

本県や九州地方はユーラシアプレート上に位置し、フィリピン海プレートがその下に沈み込んでいる。その沈み込んだフィリピン海プレート内部でも地震が発生しており、特に伊予灘、豊後水道及び国東半島にかけては、深さ120km程度までの地震活動が活発で、時には被害を伴う地震が発生する。

山口県付近の主な地震は、九州に比べると少ない現況にあるが、1997年6月25日には、県北部を震央とするマグニチュード6.3の地震が発生し、また、2001年3月24日には安芸灘を震央とするマグニチュード6.7の地震が発生するなど、山口県における地震被害が少ないことを保障するものではない。

2 微小地震

山口県及び周辺海域の微小地震活動をみると、最も顕著なものは、島根県西部から県中部にかけて連なる直線配列があげられ、この線上が最も地震活動の高いラインであり、地下潜在断層と密接な関連が予想される。

第2節 田布施町の地盤挙動

第1項 田布施町の地質特性

山口県は、本州の最西端に位置し、さらに日本海、響灘、周防灘に面し、三方に海岸線をもっている。

総面積は、約6,100km²、全国土の1.6%を占める。地質学的には、西南日本の内帯に位置し、古生代（約4億3千年前）から第四紀（現在）に至るいろいろな地質時代に形成された様々な種類の堆積岩、火成岩及び変成岩からなり、それらが複雑にからみあった地質構造を形成している。

この複数多岐にわたる地質も大局的にみると、三つの地域、周防地域（東部地区）、長門西部地域（西部地区）及び阿武地域（北部地区）に区分される。田布施町は周防地域に属し、その地質特性は次の通りである。

北から南へ、古生代碎屑岩からなるペルム系錦層群と、その変成部としての三郡変成岩並びに中生代のオリストストローム層としてのジェラ計玖珂層群と、その変成部の領家変成岩が帯状に配列しており、領家変成岩は領家花崗岩を密接に伴っている。

また、島しょ部には、新生代火山岩の一部に相当する瀬戸内海火山岩類が発達している。

第2項 田布施町の地盤特性

土質の面から注目されるのは、豪雨時に崖崩れが多発するまさ土が分布する周南丘陵と、第三紀層の地すべり地区の向津具半島及び瀬戸内海沿岸に点在する軟弱な沖積土層がある。田布施町は周防地域に属し、その地盤特性は次の通りである。

この地域に分布する砂質土の大部分は、まさ土で、これは、瀬戸内海に沿って介在し、風化し易い中生代

の花崗岩が風化して生成されたものである。

また、当地域は、古生代の変成岩類の三郡変成岩類と領家変成岩類とが広く分布し、強い風化を受けるとシルトや粘土となり、崩落や崩壊を起し易くなる。

第3章 山口県の既往津波と津波浸水想定

第1節 既往津波

総延長約1,500kmの長い海岸線を有する山口県の沿岸は、日本海側と瀬戸内海側に分けられ、瀬戸内海沿岸では、南海トラフで発生した1707年宝永地震をはじめ、1854年安政南海地震、1946年昭和南海地震及び日向灘で発生した地震により津波が襲来した記録が古文書等に記載されている。

また、日本海側沿岸では、日本海東縁部で発生した1983年日本海中部地震や1993年北海道南西沖地震による津波の記録の他に、古文書等に1026年万寿の地震や1872年浜田地震、1898年見島地震による津波が襲来したとの記録がある。

第2節 津波浸水想定（瀬戸内海沿岸）

津波防災地域づくりに関する法律(平成23年12月27日施行)に基づき、国土交通省が作成した「津波浸水想定の設定の手引き」に沿って、堤防条件等の設定や瀬戸内海沿岸における最大クラスの津波の選定を行った。

第1項 堤防の条件等

- 1 海岸構造物のうち護岸や防波堤などのコンクリート構造物は、地震により全て破壊され、機能しないものとした。
- 2 盛土構造物の海岸堤防等は、地震により地震前の25%の高さまで沈下するものとし、津波が越流した場合は、全て破壊され機能しないものとした。
- 3 初期潮位は満潮位とした。

第2項 最大クラスの津波（発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす津波）をもたらすと想定される地震

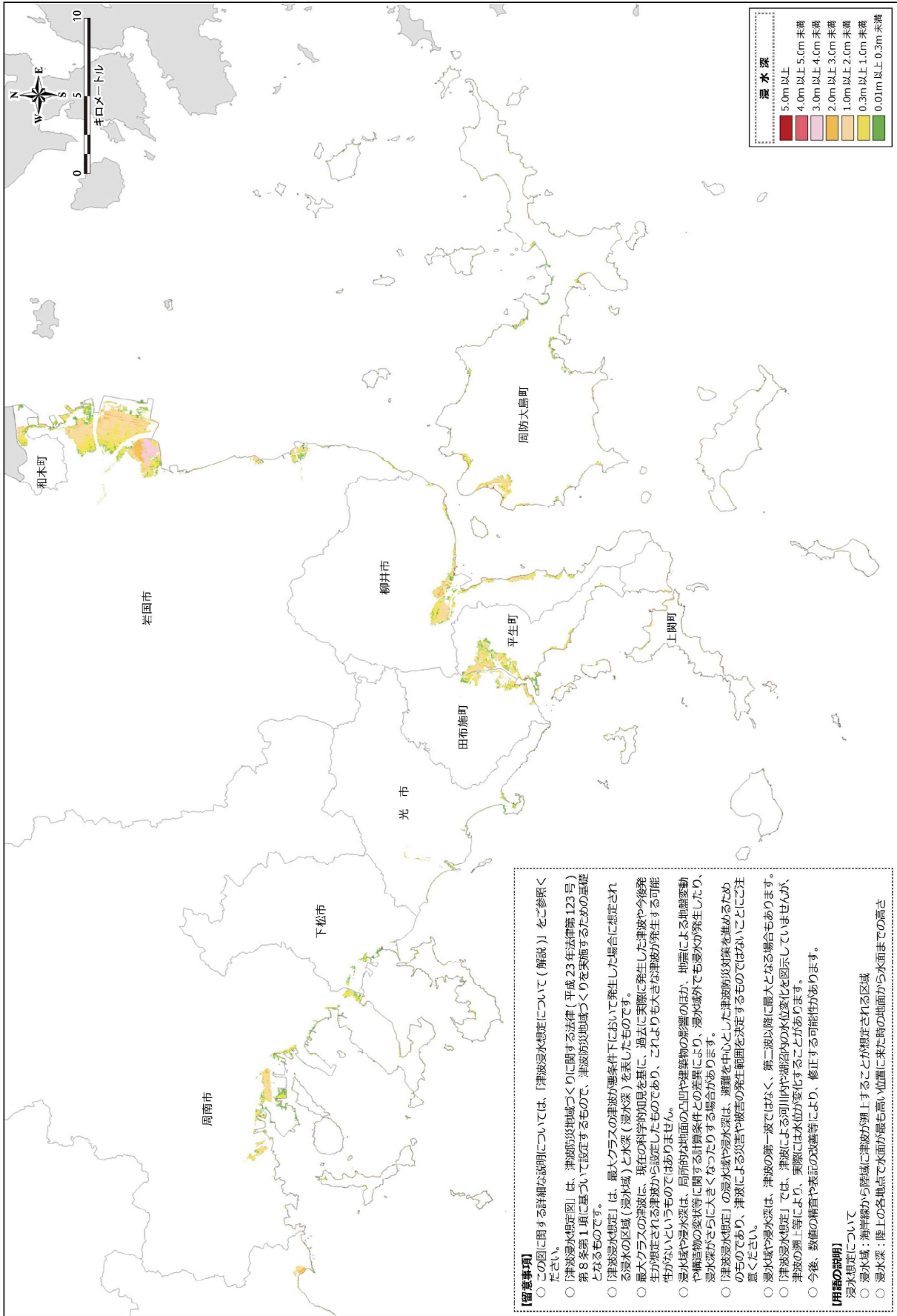
- 1 南海トラフ巨大地震※ 規模： M_w (モーメントマグニチュード) = 9.1
- 2 周防灘断層群主部 規模： M_w (モーメントマグニチュード) = 7.22

※ 国が示した11ケースの断層モデルのうち、山口県沿岸に対して津波の影響が大きい5ケースを対象とした。

第3項 津波浸水想定図（浸水域・浸水深）

最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合、津波別に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）の中で最も大きい値を示したものを。

山口県津波浸水想定図（瀬戸内海沿岸）



第4項 浸水面積

(ha)

町	浸水深	県推計結果					
		1 cm以上	3.0 cm以上	1 m以上	2 m以上	5 m以上	10 m以上
田布施町		157	128	50	7	—	—

※南海トラフ巨大地震及び周防灘断層群主部の地震による最大の場合

第5項 南海トラフ巨大地震及び周防灘断層群主部の地震による最高津波水位、最高津波水位到達時間、海面変動影響開始時間

南海トラフ巨大地震・周防灘断層群主部の地震による最高津波水位等

代表地点	南海トラフ巨大地震					周防灘断層群主部				
	最高津波水位		最高津波水位到達時間(分)	海面変動影響開始時間(分)	上昇 下降	最高津波水位		最高津波水位到達時間(分)	海面変動影響開始時間(分)	上昇 下降
	(T.P.m)	うち (m) 津波波高				(T.P.m)	うち (m) 津波波高			
尾津漁港	3.4	1.7	124	35	下降	2.2	0.5	64	34	下降

※「最高津波水位」は、主要な港湾・漁港等（代表地点）の海岸線から沖合約30m地点における津波水位の最大値を標高で表示し、小数点以下第2位を切り上げ。

※「津波波高」は、津波水位から初期潮位を引いたもので、地震による水位変化の値。

第4章 被害想定

山口県の地震防災対策を効果的かつ効率的に実施する上での基礎資料とするため、平成20年3月、県内に被害を及ぼす想定地震を設定し、物的・人的被害の予測とそれが経済に及ぼす影響を推計し、被害想定調査報告書を取りまとめた。

この取りまとめにあたっては、本県における地域特性を踏まえた被害想定を実施する上で、学識経験者、民間企業、NPO法人及び行政機関から構成する「山口県地震防災対策推進検討委員会」を設置され、専門的な立場からの意見等を得ながら検討が進められた。

その後、平成23年3月11日に震源域の長さが約400km以上、幅は約200kmで、最大の滑り量が20m以上であったと推定されるマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生し、死者・行方不明者は1万8千人を超えるなど未曾有の災害となったことから、山口県の防災対策を改めて検証・検討することを目的に、同年6月、山口県防災会議の下に「大規模災害対策検討委員会」を設置し、山口県で想定される地震を類型別に再検証した。

この再検証をもとに、平成24年4月に「山口県地震・津波防災対策検討委員会」を設置し、東北地方太平洋沖地震の甚大な被害による国の検討も踏まえ、新たに南海トラフ巨大地震や日本海側で最大クラスの津波を引き起こすと想定される地震の被害想定を実施した。

第1節 被害想定的前提条件

第1項 想定地震

1 主要な断層による地震

本県に被害をもたらす最も切迫性の高い地震として、今後30年以内に70～80%の確率で発生するとされている「南海トラフ地震」、同じく40%の確立で発生するとされている「安芸灘～伊予灘の地震」のほか、活動間隔が数千年から数万年と非常にながいとされているものの、今後、いつどこで起きるかわからないことから、県内で確認されている主な活断層（大竹断層、菊川断層、大原湖断層系）と本県に大きな被害を及ぼす可能性のある中央構造線断層帯について被害想定が行われた。

2 その他の断層による地震

◆想定地震の概要

1 主要な断層による地震

(1) 南海トラフ巨大地震（海溝型）

南海トラフに震源を有する地震は過去に100年～150年周期で発生し、日本各地に大きな被害をもたらした。この地域に起こる地震は震源位置によって、東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれるが、過去に3地震が個別に又は2地震あるいは3地震が同時に発生した様々なケースがあったと考えられている。

国の地震調査研究推進本部によれば、平成28年1月1日を基準日として南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率は70%程度と予想されており、地震規模はM（マグニチュード）8～9クラスとされている。

南海トラフ地震については、内閣府に平成23年8月に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、科学的知見に基づき、南海トラフの巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波断層モデルが設定されており、山口県では、このモデルのうち山口県で被害が最も大きくなるケースを対象に被害想定を実施した。想定地震の諸元は、中央防災会議と同様に設定するものとし、M9.0とする。

この地震は大規模なプレート間地震であり、長周期の揺れが長く続くため、沿岸低地部や島しょ部を中心に軟弱地盤の液状化被害や、高層ビル、石油タンク、長大橋梁など長周期の揺れに反応しやすい構造物への影響が大きいと考えられる。また、海底下の浅いところを震源とするため大規模な津波の発生を伴う。

○ 巨大地震の想定（南海トラフの巨大地震モデル検討会）

想定する震源断層域は、最新の研究成果を踏まえて作成したフィリピン海プレートとユーラシアプ

プレート境界面において、東側（駿河湾側）は駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯の領域を含む。）から、南西側（日向灘側）は九州・パラオ海嶺の北側付近でフィリピン海プレートが厚くなる領域までとされ、深さ方向には、トラフ軸からプレート境界面の深さ約30kmからそれよりもやや深い深部低周波地震が発生している領域まで（日向灘の領域はプレート境界面の深さ約40kmまで）とされている。

震源断層域の中で、強震断層モデルを検討する強震断層域は、プレート境界面の深さ10kmより深い領域とし、津波断層モデルを検討する津波断層域は、トラフ軸からプレート境界面の深さ10kmまでの領域も含めることとされている。

○ 想定される災害の姿（大規模災害対策検討委員会）

ア 関連地震の発生

東北地方太平洋沖地震では、海溝型（本震および余震）、活断層地震（H23.4.11、福島県浜通りの地震、M7.0、深さ6km、湯ノ岳断層と井戸沢断層）、スラブ内地震（H23.4.7、宮城県沖の地震、M7.2、深さ66km）という3種類の地震がすべて発生している。

南海地震が発生すると、山口県の地殻は南東方向に伸長することが考えられるため、県内活断層のうち北東-南西方向の大原湖断層系、大竹断層（岩国断層帯）等では断層面に垂直に作用している圧縮応力が低下することに伴い摩擦強度が低下し、断層が滑りやすくなる。一方、北西-南東方向の菊川断層帯等では断層面に平行な方向のせん断応力が加わることから、この活断層も滑りやすくなる。また、スラブ内地震である安芸灘～伊予灘での地震の発生の可能性も高くなる。

事実、宝永地震（1707年、東海・東南海・南海地震の3連動地震（M8.6））の時、発生23日後に山口県徳地で大きな誘発地震（M5.5）が発生している。これによって倒壊家屋289軒、死者3名の被害が発生した。

イ 液状化

(ア) 広範囲での液状化

東北地方太平洋沖地震でも発生したように、非常に長い継続時間の震動が起こり、揺れの繰り返しの回数が多くなる。これにより、震源域から遠く離れたところまで大きな液状化被害を発生させる可能性がある。東北地方太平洋沖地震では、それまで液状化は発生しないと考えられていた震度5弱以下の地域でも液状化が発生している。

(イ) 液状化による被害

広範囲にわたる液状化の発生により、住宅の不同沈下をはじめ、上下水道、ガス、電気、通信などの埋設管路、ケーブル網などライフラインの麻痺を引き起こすなど、大きな被害を生じる可能性がある。

(ロ) 沿岸部・埋立地の液状化

継続時間が長い震動のため、沿岸工業地帯（大半が埋め立て地盤）の液状化の危険性がある。関係法令に基づき、一定の危険物貯蔵タンクや高圧ガスタンク等については、基礎及び地盤の液状化対策が講じられているが、例えばパイプなどの付帯設備との接合部や、現行法令が適用されない既設タンクの損傷等に注意が必要である。

液状化の発生によって、護岸構造物がその強度を失い、大規模の津波でなくても被害を免れない場合も考えられ、これを原因とする広範囲の浸水により、交通網の広域的な遮断、救助・救援活動への支障、帰宅難民の発生などが想定される。

(ハ) 内陸部の液状化や盛土地盤の崩壊

沿岸部だけでなく、内陸部における湖沼・旧河道の若年埋立地盤の液状化や丘陵地谷埋め盛土の滑り破壊などにも十分注意する必要がある。

ウ その他

(ア) 地震による土砂災害

中山間地域については、がけ崩れや土石流（山津波）など土砂災害の発生により、道路の被害による孤立化、河道閉塞、ダム湖への土砂流入、丘陵地の宅地造成地の被害などについても考慮が必要である。

(イ) スロッシング現象

2003年十勝沖地震（M8.0）において震央から230km離れている苫小牧港の石油タンク2基で火災、7基で浮屋根沈没の被害が生じたが、これはスロッシング現象（揺れの周期によって波

が大きくなる現象)が原因と考えられる。山口県は震源域から離れているが、沿岸部のコンビナートでもスロッシング現象による被害の発生も考慮する必要がある。

(2) 安芸灘～伊予灘の地震

この地域に発生する地震は、西日本へもぐり込むフィリピン海プレート先端部の地下約50km以深で発生するスラブ内(プレート内)地震と考えられており、これまで50～100年の周期でM7クラスの地震が発生している。平成13年(2001年)芸予地震(M6.7)もこの地域で発生した地震である。

想定地震としては明治38年(1905年)芸予地震規模の地震が再来するケースを想定するものとし、M7.25と設定する。

○ 想定される災害の姿(大規模災害対策検討委員会)

ア 地震動・津波

(イ) 震源域の検討

震源域については現在想定的位置だけでなく、山口県寄りで発生する場合も念頭に置いておく必要がある。高知県は、南海地震について国よりもより厳しい想定、すなわち震源域を高知県側にずらして最悪の場合を想定している。

(ロ) 地震の想定規模

現在想定ではM7.25としているが、過去の例からM7.4程度の可能性もあり、その場合の県内震度の変化を考慮する必要がある。

(ハ) 津波の有無

この地震の震源の深さは40～80kmと想定されるので、津波の発生は考えにくい。

イ 埋立地の液状化

沿岸工業地帯(大半が埋め立て地盤)の液状化の可能性が考えられ、その場合、県の東部を中心に、東南海・南海地震と同様の被害を念頭に置く必要がある。

(3) 県内活断層による地震(直下型)

○ 想定される災害の姿(大規模災害対策検討委員会)

ア 地震動・津波

(イ) 海溝型地震との関連

県内で確認されている主な活断層による地震は、東海・東南海・南海地震の前後で発生の確率は高くなる。特に地震の後には地殻の応力(活断層の動きを拘束する力)が低下するため、地震は発生しやすくなることが考えられる。

(ロ) 県央部での地震の影響

大原湖断層系の活断層が活動した場合、揺れの強さは兵庫県南部地震相当の非常に激しい揺れになるものと考えられる。その場合、山口市、宇部市東部に極めて大きな被害を生じ、県の中央部で交通網をはじめ様々なものが東西に分断されることになる。

(ハ) 津波の有無

山口県内の内陸部にある活断層による地震では津波は発生しない。

① 大竹断層(小方-小瀬断層)

県東部を北東-南西方向に走る『岩国断層帯』は、「大竹断層(小方-小瀬断層)」と「岩国断層」及びその間に存在する「甘木峠断層」から構成される。このうち、最も長さの長い「大竹断層(小方-小瀬断層)」を対象として、平成4年～平成8年末に詳細な調査が実施され、その結果は地質調査所(現(独)産業技術総合研究所地質調査総合センター)によって断層の長さは20km程度とするのが妥当であると報告されている。

一方、国の地震調査研究推進本部では、『岩国断層帯』としてそのはるか西方に位置する「徳山市北の断層」と「大河内断層」を含めたことにより、断層帯の長さを約44kmと評価している。しかし、本県の防災対策専門部会の意見に基づき、「徳山市北の断層」は『岩国断層帯』の走向と異なる点、「大河内断層」は『岩国断層帯』と確実度や調査精度の異なる断層である点から、本調査では「大竹断層(小方-小瀬断層)」のみを主要な断層による地震として設定し、「大河内断層」はその他の断層による地震として、別に設定する。したがって、断層諸元は新編日本の活断層を参考に、「大竹

断層（小方—小瀬断層）」の断層長さ 26 km、M7.2 と設定する。

② 菊川断層

県西部では北西—南東方向に走る『菊川断層帯』は、「菊川断層」と「神田岬沖断層」から構成される。このうち、「菊川断層」の活動性を調査するため、山口県防災対策専門部会などによってトレンチ調査が実施されている。

一方、国の地震調査研究推進本部では、「菊川断層」と「神田岬沖断層」を一連の断層として『菊川断層帯』として断層帯の長さを約 44 km としている。しかし、「菊川断層」と「神田岬沖断層」は確実度や調査精度の異なる断層である点、本県の防災対策専門部会の調査に基づき「菊川断層」は 3 つに分けられる可能性がある点等を考え、本調査では「菊川断層」のみを主要な断層による地震として設定する。したがって、断層諸元は「新編日本の活断層」を参考に、「菊川断層」の断層長さ 21 km、M7.0 と設定する。

③ 大原湖断層系（山口盆地北西縁断層）

『大原湖断層系』は、雁行状に配列する 7 本の断層から構成されている。これらの活断層の性状と最新活動時期を下表に示す。

「大原湖断層系」を構成する断層

断層名	走向	長さ (km)	平均鉛直変位速度 (m/千年)	横ずれ変位 (M)	最新活動時期	活動間隔
大原湖	ENE	22	—	—	約3,200年以前	
木戸山西方	NE~NNE	4.5+	0.01	90	約3,500年以降	24,000年以上
山口盆地北西	ENE	12	0.075	—	後期更新世以降	
吉敷川	N-S	4	—	—	高位段丘堆積物堆積後	
下郷	NNE	9	—	50~100	3,500年~4,500年前	21,000年程度
宇部東部	NNE	11	—	—	11,500年~400年前	
仁保川	NE	10	—	—	不明	

* 出典 金折 裕司, 山口県の活断層, 2005.

このうち、県中央部の山口盆地に位置し、山口市の中心市街地において多くの被害が想定される「山口盆地北西縁断層」を主要な断層による地震として設定する。断層諸元は「山口県の活断層」を参考に、断層長さ 12 km、M6.6 と設定する。

④ 大原湖断層系（宇部東部断層+下郷断層）

同じ方向で「山口盆地北西縁断層」の南部に位置し、『大原湖断層系』を構成する「宇部東部断層」と「下郷断層」について、山口市から宇部市にかけて多くの被害が想定される二つの断層が同時に活動する場合を設定した。

したがって、断層諸元は「山口県の活断層」を参考に、断層長さ 20 km、M7.0 と設定する。

⑤ 中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部~伊予灘）

国が長期評価を行っている中央構造線断層帯を構成する 5 区間の活断層の一つであり、今後 30 年以内の発生確率は 0~0.4% (M8.0 程度若しくはそれ以上) とされ、日本の活断層の中では発生確率がやや高いグループに属している。

本活断層による地震が発生した場合には周防大島町などの県東部沿岸地域での影響が大きいと考えられる。

断層諸元は国の長期評価を参考に、断層長さ 130 km、M8.0 と設定する。

2 その他の断層による地震

主な活断層以外の活断層についても、活動した場合には、局所的に大きな揺れと被害を生じる。

① 渋木断層

「新編日本の活断層」(1991)に記載されている断層で、長門市において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は「新編日本の活断層」を参考に、断層長さ 15 k m、M6.8 と設定する。

② 厚狭東方断層

山口県地質図(1995)に記載されている地質断層で、山陽小野田市において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は断層の直線モデルの長さから断層長さ 9.4 k m、M6.5 と設定する。

③ 萩北断層

山口県地質図(1995)に記載されている地質断層で、萩市において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は断層の直線モデルの長さから断層長さ 14.6 k m、M6.8 と設定する。

④ オケ峠断層

山口県地質図(1995)に記載されている地質断層で、美東町、秋芳町において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は断層の直線モデルの長さから断層長さ 16.8 k m、M6.9 と設定する。

⑤ 徳佐一地福断層

「山口県の活断層」に記載されている断層で、『大原湖断層系』の北東延長部に位置する断層であり、島根県と山口県の県境に位置する野坂峠から南西に延び、阿東町徳地と地福を経て木戸山西方に至る。阿東町において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は「山口県の活断層」と「山口県地質図」を参考に、断層長さ 25.1 k m、M7.2 と設定する。

⑥ 周防灘断層群主部

平成 20 年 11 月に国の地震調査研究推進本部により長期評価が公表されている断層で、今後 30 年間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグループに属するとされており、周南市において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は断層の直線モデルの長さから断層長さ 44.1 k m、M7.6 と設定する。

⑦ 佐波川断層

山口県地質図(1995)に記載されている地質断層で、防府市において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は断層の直線モデルの長さから断層長さ 34.4 k m、M7.4 と設定する。

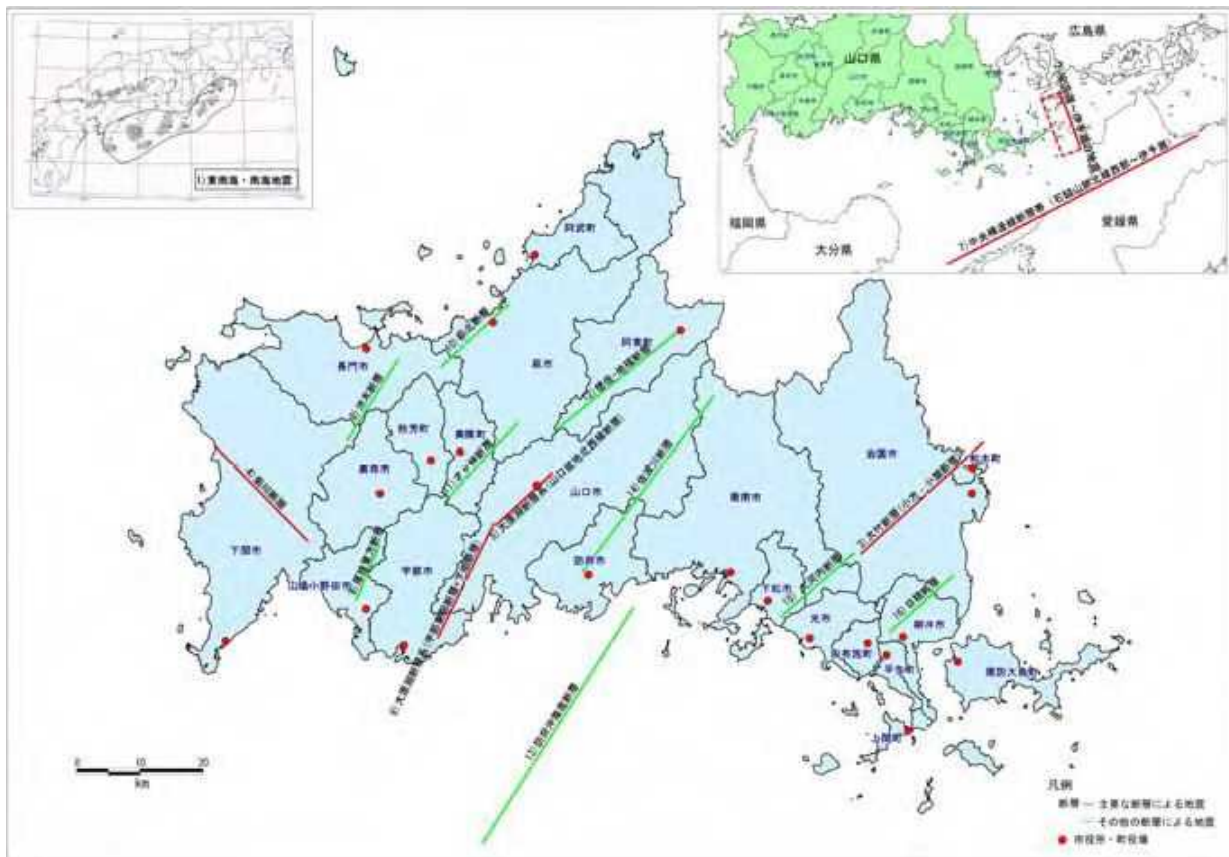
⑧ 大河内断層

国の地震調査研究推進本部で、『岩国断層帯』を構成する断層の一つとして「大河内断層」を含めている。本調査では、「大河内断層」は『岩国断層帯』と確実度や調査精度の異なる断層である点から、別に設定する。下松市、光市において地震動最大となる断層として設定する。したがって、断層諸元は新編日本の活断層を参考に、断層長さ 15.1 k m、M6.8 と設定する。

⑨ 日積断層

山口県地質図(1995)に記載されている地質断層で、柳井市、田布施町、平生町において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は断層の直線モデルの長さから断層長さ 13.4 k m、M6.7 と設定する。

<想定地震位置図>



第2項 発生季節と発災時刻

1 南海トラフ巨大地震及び日本海で想定する地震

地震の発生する季節と時刻は、内閣府「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設定する想定とする。火災による建物被害や人的被害等は風速により異なるため、兵庫県南部地震発生時と同じ条件の風速 3m/s、関東地震発生時と同じ条件の風速 15m/s の2ケースについて被害想定を行った。

ケース	発災季節・時刻 [風速]	特徴	対象人口
①	冬の深夜 風速 3m/s 風速 15m/s	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災と同じ時間帯で、多くの人が自宅 で就寝中。 ・建物倒壊、屋内収容物転倒等自宅での被災による人 的被害が最大となるケース。 ・また、津波からの避難が遅れることにもなる。 	夜間人口
②	夏の昼12時 風速 3m/s 風速 15m/s	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、 自宅外で被災する場合が多い。 ・海水浴をはじめとする観光客が多く沿岸部にいる。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯で あり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は①に比較 して少ない。 	昼間人口
③	冬の夕方18時 風速 3m/s 風速 15m/s	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、 出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞 留者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあ り、交通被害による人的被害や交通機能支障による 	(0.6×昼間人口) +(0.4×夜間人口)

		影響が大きい。	
--	--	---------	--

2 その他の地震

地震の発生する季節と時刻によって被害は大きく異なり、その様相は県民の生活行動を顕著に反映する。そこで、それぞれの季節と時刻において被害が甚大となる次の3ケースを想定した。

風速については、兵庫県南部地震発生時と同じ条件の風速3m/s、関東地震発生時と同じ条件の風速15m/sの2ケースについて被害想定を行った。

ケース	発災季節・時刻 [風速]	特徴	対象人口
①	冬の早朝5時 風速 3m/s 風速 15m/s	・阪神・淡路大震災と同じ時間帯で、多くの人が自宅で就寝中。 ・建物倒壊、屋内収容物転倒等自宅での被災による人的被害が最大となるケース。	夜間人口
②	冬の昼12時 風速 3m/s 風速 15m/s	・家事や暖房で最も火気の頻度が高くなり、火災発生率が高くなる季節・時間帯であり、火災による人的被害、物的被害が最大となるケース。 ・外出者が多く、市街地に買い物客や観光客が集まっている時間帯。帰宅困難者が最大となるケース。	昼間人口
③	冬の夕方18時 風速 3m/s 風速 15m/s	・屋外人口も多く、ブロック塀等の倒壊による人的被害が最大となるケース。	(0.6×昼間人口) +(0.4×夜間人口)

第2節 被害想定結果

各想定地震による被害の概要は以下のとおりである。

1 南海トラフ巨大地震

想定項目	被害量	想定地震	南海トラフ巨大地震
		地震規模	M9.0
		地震タイプ	プレート間
地震動・液状化	県内最大震度（町内最大震度）	6強	
	震度6弱以上のエリア位置	岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町	
	震度6弱以上のエリア面積	県全面積の1.9%	
	震度5弱及び強のエリア面積	県全面積の44.7%	
	液状化危険度がかなり強い面積(PL>15)	県全面積の1.6%	
土砂災害	発生危険度が高い箇所	急傾斜地崩壊	402箇所
		地すべり	31箇所
		山腹崩壊	91箇所
津波	最高津波水位（重ね合わせ） 最高津波の到達時間（重ね合わせ） 1cm以上の浸水面積	T.P.+3.8m（下関市、柳井市、平生町） 最短で約2時間） 8,069ha	
建物被害 （被害が最大）	全壊の主な原因（割合）	津波（59%）、液状化（30%）	
	全壊棟数・焼失棟数（うち津波が原因）*	5,926棟（3,454棟）	
	【焼失棟数】	31棟	
	半壊棟数（うち津波が原因）	43,021棟（32,968棟）	
人的被害 （被害が最大）	死者の主な原因（割合）	津波（95%）	
	死者数（うち津波が原因）**	614人（582人）	

最大)	負傷者数（うち建物倒壊、津波が原因）***		1,477人（1,353人、118人）
	重傷者数（うち建物倒壊、津波が原因）*		98人（55人、40人）
	避難行動要支援者 ***		17人
	自力脱出困難者 ***		85人
	津波被害に伴う要救助者 **		1,438人
ライフライン施設被害	上水道（直後の断水人口）		210,612人
	下水道（直後の機能支障人口）		6,275人
	電力（直後の停電軒数）*		14,432軒
	通信（直後の固定電話不通回線数）*		9,381回線
	ガス（直後の供給停止戸数）		0戸
交通施設被害	緊急輸送道路（被害箇所数）		41箇所
	道路 （被害箇所数）	津波浸水域外	344箇所
		津波浸水域	115箇所
	鉄道 （被害箇所数）	津波浸水域外	188箇所
		津波浸水域	52箇所
港湾（被害度がかなり高い岸壁数）		4岸壁	
生活支障	避難者（1日後の避難者数）*		167,643人
	帰宅困難者数（平日の昼間）		57,154人
	物資不足量（1日後の食糧不足量）*		不足しない
	仮説トイレ不足量（1日後の必要基数）*		不足しない
	医療機能支障（医療需要過不足数）		不足しない
その他施設等被害	石油コンビナート（被害箇所数）		60箇所
	孤立集落（孤立世帯数）		1,818世帯
	重要施設（機能支障可能性がある施設数）*		27箇所
	ため池（破堤による災害発生の危険性が高い箇所数）		6箇所
	災害廃棄物 発生量*	災害廃棄物	61万トン
		津波堆積物	222～471万トン
	道路閉塞（道路リンク閉塞率）の多い市町		山口市、岩国市、周防大島町、和木町
経済被害	直接被害 *	約1.2兆円	

※ 被害は山口県全域での集計値

※ * : 冬の夕方18時かつ風速15m/sの場合の被害量

※ ** : 夏の昼12時かつ風速15m/sの場合の被害量

※ *** : 冬の深夜かつ風速15m/sの場合の被害量

2 その他地震

想定項目	想定手法	被害量	想定地震	安芸灘～伊予灘の地震
			地震規模	M7.25
			地震タイプ	スラブ内（プレート内）
地震動・液状化	①地震タイプ、地震規模、震源からの距離により硬質地盤での地震動を算定 ②硬質地盤～地表面の地盤状況に応じた地震動の増幅を考慮し、地表面での震度を算定 ③震度と地盤の土質状況から液状化危険度を判定	最大震度	6弱	
		震度6弱以上のエリア位置	周防大島町、岩国市、柳井市	
		震度6弱以上のエリア面積	県全面積の0.1%	
		震度5弱及び強のエリア面積	県全面積の44.1%	
		液状化危険度がかなり高い面積(PL>15)	県全面積の0.2%	
土砂災害	①急傾斜地崩壊、地すべり、山腹崩壊の各危険箇所の耐震性と震度分布から、発生危険度を判定	発生危険度が高い箇所	急傾斜地崩壊	160箇所
			地すべり	30箇所
			山腹崩壊	72箇所
津波	①中央防災会議の公開データを参照	津波高さ、到達時間、浸水深	—	
建物被害	①揺れ、液状化、土砂災害、火災、津波の原因による被害を木造・非木造ごとに算定 ②火災による被害は、揺れによる全壊棟数から出火箇所を想定し、消防力運用による消火を考慮して焼失棟数を算定	全壊の主な原因（割合）	液状化（64%）	
		全壊棟数	902棟	
		半壊棟数	4,540棟	
		焼失棟数 *	—	
人的被害	建物倒壊（屋内収容物移動・転倒を含む）、土砂災害、火災、津波、ブロック塀等の倒壊、自動販売機の転倒、屋外落下物を原因とする死者、負傷者、重傷者を市町ごとに算定	死者数が最大となる発災季節・時間	冬の早朝5時	
		上記ケースの死者の主な原因（割合）	土砂災害（71%）	
		上記ケースの死者数	31人	
		上記ケースの負傷者数	339人	
		上記ケースの重傷者数（負傷者の内数）	45人	
		災害時要援護者数 **	10人	
ライフライン施設被害	上水道、下水道、電力、通信、ガス施設の現況を把握し、地震動、液状化危険度の想定結果から被害を想定	上水道（1日後の断水人口）	65,584人	
		下水道（機能支障人口）	72,177人	
		電力（停電件数）（1日後） *	2,831軒	
		通信（固定電話不通回線数） *	2回線	
		ガス（供給停止世帯数）	—	
交通施設被害	道路、鉄道、港湾、空港施設の現況を把握し、地震動、液状化危険度の想定結果から被害を想定	緊急輸送道路（被害箇所数）	21箇所	
		道路（橋梁・高架橋の被害箇所数）	—	
		鉄道（橋梁・高架橋の被害箇所数）	—	
		港湾（被害度がかなり高い岸壁数）	7岸壁	
		空港（山口宇部空港位置の震度）	5弱	
生活支障	①住宅・ライフライン被害から避難者を想定 ②震度5以上となる市町を対象に自宅までの距離10km以上の滞留者を帰宅困難者数と想定 ③避難所で生活する避難者数から物資・仮設トイレの需要・不足量を想定 ④医療施設被害と、想定される人的被害から医療機能の過不足について想定	避難者（1日後の避難所生活者数） *	約18,000人	
		帰宅困難者数（平日の昼間）	67,490人	
		物資不足量（1日後の食糧需要） *	約4.8万食/日	
		仮設トイレ不足量（1日後の必要基数） *	178基	
		医療機能支障（医療需要過不足数） *	不足しない	
その他施設	①震度6弱以上となる石油コンビナート地区の危険	石油コンビナート（被害箇所数）	—	

設等被害	物施設数から被害箇所を算定	孤立集落（孤立世帯数）	1,217 世帯	
	②震災時のアクセス経路の寸断によって孤立する可能性のある集落を想定	重要施設（機能支障可能性がある施設）	災害対策拠点	1 箇所
	③重要施設（災害対策拠点、避難拠点、医療拠点）の建物耐震性に地震動、液状化危険度、火災の想定結果を考慮して地震時の使用性を判定		避難拠点	3 箇所
	④ため池の堤体・基礎地盤の耐震性と地震動の想定結果から危険度を判定		医療拠点	—
	⑤建物被害棟数と原単位から廃棄物発生量を想定	ため池（破堤による被害影響人口）	—	
		震災廃棄物発生量 *	49 万 ³ m ³	
経済被害	①物的被害の被害量×復旧費用原単位により直接被害額を推計	直接被害 *	約 0.2 兆円	
	②地震による生産活動の低下がもたらす生産の減少額（間接被害）を推計	間接被害 *	約 0.2 兆円	
		合計 *	約 0.4 兆円	

* : 冬の昼12時かつ風速15m/sの場合の被害量

** : 冬の早朝5時かつ風速15m/sの場合の被害量

想定項目	被害量	想定地震	大竹断層 (小方-小瀬断層)	中央構造線断層帯 (石鎚山脈北縁西部 ~伊予灘)	周防灘断層群主部
		地震規模	M7.2	M8.0	M7.6
		地震タイプ	内陸（地殻内）	内陸（地殻内）	内陸（地殻内）
地震動・液状化	最大震度		7	6強	6強
	震度6弱以上のエリア位置		和木町、光市、岩国市など9市町	上関町、周防大島町、平生町など10市町	防府市、山口市、周南市など9市町
	震度6弱以上のエリア面積		県全面積の15.7%	県全面積の3.8%	県全面積の13.6%
	震度5弱及び強のエリア面積		県全面積の45.2%	県全面積の88.2%	県全面積の86.2%
	液状化危険度がかかなり高い面積(PL>15)		県全面積の0.9%	県全面積の0.6%	県全面積の1.1%
土砂災害	発生危険度が高い箇所	急傾斜地崩壊	1,801 箇所	480 箇所	1,144 箇所
		地すべり	69 箇所	48 箇所	61 箇所
		山腹崩壊	309 箇所	177 箇所	357 箇所
津波	津波高さ、到達時間、浸水深	—	—	—	
建物被害	全壊の主な原因（割合）		揺れ（83%）	液状化（52%）	揺れ（65%）
	全壊棟数		21,454 棟	2,470 棟	9,225 棟
	半壊棟数		41,568 棟	12,116 棟	41,098 棟
	焼失棟数 *		5,030 棟	402 棟	2,199 棟
人的被害	死者数が最大となる発災季節・時間		冬の早朝5時	冬の早朝5時	冬の早朝5時
	上記ケースの死者の主な原因（割合）		建物倒壊（76%）	土砂災害（54%）	建物倒壊（80%）
	上記ケースの死者数		1,507 人	97 人	471 人
	上記ケースの負傷者数		4,789 人	922 人	5,149 人
	上記ケースの重傷者数（負傷者の内数）		931 人	106 人	437 人
	災害時要援護者数 **		479 人	34 人	144 人
	自力脱出困難者（冬の早朝5時）		2,920 人	61 人	1,275 人
ライフライン施設被害	上水道（1日後の断水人口）		280,122 人	139,572 人	421,542 人
	下水道（機能支障人口）		120,151 人	158,468 人	215,168 人
	電力（停電件数）（1日後） *		81,584 軒	9,234 軒	71,327 軒
	通信（固定電話不通回線数） *		3,902 回線	219 回線	1,727 回線

	ガス（供給停止世帯数）	—	—	—	
交通施設 被害	緊急輸送道路（被害箇所数）	44箇所	34箇所	51箇所	
	道路（橋梁・高架橋の被害箇所数）	465箇所	2箇所	146箇所	
	鉄道（橋梁・高架橋の被害箇所数）	237箇所	—	4箇所	
	港湾（被害度がかかなり高い岸壁数）	35岸壁	25岸壁	43岸壁	
	空港（山口宇部空港位置の震度）	5弱	5強	6弱	
生活支障	避難者（1日後の避難所生活者数）*	約91,000人	約38,000人	約121,000人	
	帰宅困難者数（平日の昼間）	79,543人	82,610人	82,610人	
	物資不足量（1日後の食糧需要）*	約25.4万食/日	約10.3万食/日	約33.1万食/日	
	仮設トイレ不足量（1日後の必要基数）*	909基	384基	1,215基	
	医療機能支障（医療需要過不足数）*	838人分不足	不足しない	40人分不足	
その他施 設等被害	石油コンビナート（被害箇所数）	197箇所	—	478箇所	
	孤立集落（孤立世帯数）	1,854世帯	1,800世帯	1,364世帯	
	重要施設（機能支障 可能性がある施設） *	災害対策拠点	12箇所	8箇所	34箇所
		避難拠点	113箇所	32箇所	187箇所
		医療拠点	4箇所	3箇所	2箇所
	ため池（破堤による被害影響人口）	820人	150人	6,815人	
	震災廃棄物発生量*	629万m ³	128万m ³	440万m ³	
経済被害	直接被害*	約2.2兆円	約0.6兆円		
	間接被害*	約1.3兆円	約0.7兆円		
	合計*	約3.5兆円	約1.3兆円		

*：冬の昼12時かつ風速15m/sの場合の被害量

**：冬の早朝5時かつ風速15m/sの場合の被害量

想定項目	被害量	想定地震	佐波川断層	大河内断層	日積断層
		地震規模	M7.4	M6.8	M6.7
		地震タイプ	内陸（地殻内）	内陸（地殻内）	内陸（地殻内）
地震動・ 液状化	最大震度		6強	6強	6強
	震度6弱以上のエリア位置		防府市、山口市、周南市など8市町	下松市、光市、周南村など6市町	柳井市、田布施町、平生町など7市町
	震度6弱以上のエリア面積		県全面積の24.9%	県全面積の6.0%	県全面積の3.7%
	震度5弱及び強いエリア面積		県全面積の74.3%	県全面積の35.4%	県全面積の22.4%
	液状化危険度がかかなり高い面積(PL>15)		県全面積の1.1%	県全面積の0.4%	県全面積の0.3%
土砂災害	発生危険 度が高い 箇所	急傾斜地崩壊	1,603箇所	951箇所	537箇所
		地すべり	57箇所	30箇所	34箇所
		山腹崩壊	363箇所	221箇所	118箇所
津波	津波高さ、到達時間、浸水深	—	—	—	
建物被害	全壊の主な原因（割合）		揺れ（72%）	揺れ（73%）	揺れ（37%）
	全壊棟数		11,415棟	5,966棟	2,146棟
	半壊棟数		42,700棟	19,303棟	10,497棟
	焼失棟数*		2,582棟	1,303棟	436棟
人的被害	死者数が最大となる発災季節・時間		冬の早朝5時	冬の早朝5時	冬の早朝5時
	上記ケースの死者の主な原因（割合）		建物倒壊（85%）	建物倒壊（83%）	建物倒壊（55%）
	上記ケースの死者数		630人	334人	96人
	上記ケースの負傷者数		5,689人	2,639人	855人
	上記ケースの重傷者数（負傷者の内数）		569人	277人	70人

	災害時要援護者数 **	192 人	104 人	30 人	
	自力脱出困難者 (冬の早朝5時)	1,708 人	854 人	121 人	
ライフライン施設被害	上水道 (1日後の断水人口)	340,423 人	165,808 人	128,309 人	
	下水道 (機能支障人口)	211,328 人	91,599 人	54,485 人	
	電力 (停電件数) (1日後) *	58,324 軒	24,348 軒	8,122 軒	
	通信 (固定電話不通回線数) *	1,794 回線	890 回線	345 回線	
	ガス (供給停止世帯数)	44,776 世帯	7,863 世帯	—	
交通施設被害	緊急輸送道路 (被害箇所数)	63 箇所	25 箇所	16 箇所	
	道路 (橋梁・高架橋の被害箇所数)	289 箇所	93 箇所	8 箇所	
	鉄道 (橋梁・高架橋の被害箇所数)	46 箇所	102 箇所	—	
	港湾 (被害度がかなり高い岸壁数)	39 岸壁	21 岸壁	7 岸壁	
	空港 (山口宇部空港位置の震度)	6 弱	5 弱	4	
生活支障	避難者 (1日後の避難所生活者数) *	約 104,000 人	約 52,000 人	約 35,000 人	
	帰宅困難者数 (平日の昼間)	82,610 人	67,490 人	30,554 人	
	物資不足量 (1日後の食糧需要) *	約 28.7 万食/日	約 14.3 万食/日	約 9.3 万食/日	
	仮設トイレ不足量 (1日後の必要基数) *	1,043 基	520 基	347 基	
	医療機能支障 (医療需要過不足数) *	273 人分不足	不足しない	不足しない	
その他施設等被害	石油コンビナート (被害箇所数)	5 箇所	21 箇所	—	
	孤立集落 (孤立世帯数)	1,132 世帯	688 世帯	439 世帯	
	重要施設 (機能支障可能性がある施設) *	災害対策拠点	34 箇所	6 箇所	6 箇所
		避難拠点	178 箇所	43 箇所	49 箇所
		医療拠点	1 箇所	1 箇所	—
	ため池 (破堤による被害影響人口)	13,167 人	2,168 人	820 人	
震災廃棄物発生量 *	483 万 ³ m	234 万 ³ m	111 万 ³ m		

* : 冬の昼12時かつ風速15m/sの場合の被害量

** : 冬の早朝5時かつ風速15m/sの場合の被害量

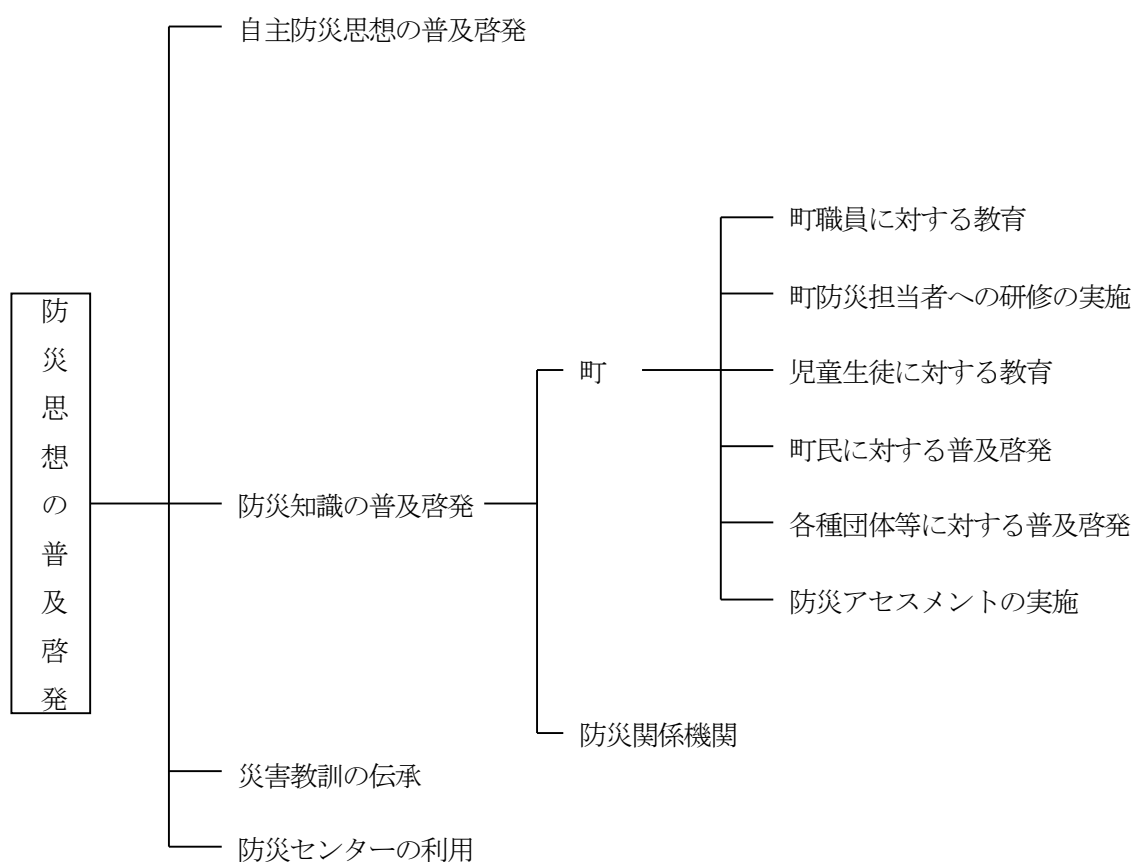
第2編 災害予防計画

第1章 防災思想の普及啓発

基本的な考え方

地震による被害を最小限に止めるためには、町、県及び防災関係機関による各種の災害対策の推進と同時に、町民一人一人が自らの生命と財産を自分で守る心構え、行動が求められる。

このため、町、県及び防災関係機関は、町民に対し、地震に対する防災知識を啓発指導する必要がある、防災の日を設定するなど、普及啓発を推進するとともに、町は県及び防災関係機関等と連携し、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「町民運動」を展開し、地域防災力の向上を図る。



第1節 自主防災思想の普及啓発

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自分の身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、初期消火を行う、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の要配慮者を助ける、避難施設で自ら活動する、あるいは町、国、県及び防災関係機関が行っている防災活動に対する協力などが求められる。

このため、町及び県等は、自主防災思想の普及啓発の徹底を図るものとし、そのために重点課題の設定や関係機関の連携等を戦略的に行っていく。その際、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するものとする。

第2節 防災知識の普及啓発

第1項 町

地震対策を円滑に実施するため、町職員をはじめとした防災関係職員の研修を行う。

また、学校教育、社会教育等における防災教育の充実を図るとともに、一般住民に対しては、地震に対する正しい知識の普及啓発を図る。

1 町職員に対する教育

町職員として行政に取り組む中で、防災対策を積極的に推進するとともに、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えについて、研修会等を実施する。

実施する内容は、概ね次の事項が考えられる。

- (1) 地震に対する基礎知識
- (2) 町防災計画に示す地震対策
- (3) 地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担、情報収集・伝達）
- (5) 家庭における地震対策と自主防災組織の育成強化対策
- (6) 地震対策の課題その他必要な事項

上記の内、(3)及び(4)については、年度当初に各所属において、十分周知しておくものとする。

また、各対策部は、所管する防災対策活動について、所属職員に対し教育を行うものとする。

2 町防災担当者に対する研修会の実施

震災対策の推進に当たり、中心となる町の防災担当職員を対象に必要な知識や心構えについて研修を行うとともに、県や防災機関との連携について確認する。

実施する内容は、概ね次の事項が考えられる。

- (1) 震災に対する基礎知識
- (2) 県防災計画と町防災計画との関係
- (3) 津波警報・津波注意報発表時及び地震発生時に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員が果たすべき役割（県への情報伝達等）
- (5) 家庭における震災対策と自主防災組織の育成強化対策
- (6) 震災対策の課題その他必要な事項

3 児童生徒に対する教育

町教育委員会は、各学校に対し、児童生徒に対する地震を含む防災教育に関する指導計画を作成と、その実施を指導する。

ア ホームルーム、学校行事等教育活動全体を通じて地震災害の基礎的な知識、地震発生時の対策等の指導を行う。

イ 特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に応じた指導を行う。

ウ 中学校の生徒を対象に、応急手当の習得のための指導を行う。

4 町民に対する普及啓発

発災時に、町民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識や防災対応について、イベントの開催、町広報誌、パンフレット、ポスター、インターネット及び報道媒体を活用し、次のような事項を普及啓発する。

なお、普及啓発にあたっては、防災の日を設定し、重点的な取り組みを行うとともに、ビデオ、疑似体験装置等の活用も図る。

(1) 家庭での予防・安全対策

- ア ハザードマップを用いた災害リスクの確認
- イ 災害リスクを踏まえた避難行動や避難先の確認
- ウ 2～3日分の食料、飲料水等の備蓄
- エ 非常持ち出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
- オ 家具等の転倒防止対策
- カ 消火器の普及
- キ 保険・共済等への加入

(2) 様々な条件下(家庭内、路上、自動車運転中など)で地震発生時にとるべき行動

(3) 避難場所での行動

(4) 災害時の家庭内の連絡体制の確保

(5) 災害時の地域内の避難体制の確保

(6) その他

- ア 地震の基礎的知識、山口県の地震活動
- イ 町の震災対策
- ウ 津波、山・がけ崩れ危険予想地域の現況
- エ 避難地、避難路その他避難対策
- オ 住宅の耐震診断と補強
- カ 応急手当等看護の知識
- キ 要配慮者対応
- ク 緊急地震速報についての知識

5 各種団体等に対する普及啓発

(1) 町及び町教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体、高齢者団体、その他の団体を対象とした各種研修会、集会等を通じて、地震防災に関する知識の普及啓発を図る。

なお、啓発にあたっては、各団体の性格等を考慮した内容に配慮して行う。

(2) 各団体が開催する研修会、講習会において、地震防災について取り入れるよう要請し、防災思想の普及啓発を促進する。

6 防災アセスメントの実施

地域の防災的見地から防災アセスメントを実施し、防災マップ、防災カルテ、田布施町地震ハザードマップを作成するなど、住民の安全確保に努めるものとする。

第2項 防災関係機関

防災関係機関においては、町、県等に準じて職員に対する防災教育を実施する。

第3節 災害教訓の伝承

町及び県は、過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、町民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。町民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、町及び県はその取組を支援するものとする。

第4節 防災センター等の整備・利用

町では、町民が防災に対する正しい知識を得るために、町民の防災に関する学習拠点施設として、また、防災資機材を備蓄し、発災時における災害対策活動の拠点となる施設としての機能を有する防災センターを整備していく。町民は、機会があればできるだけこれを利用するように心がける。

また、光地区消防組合消防本部には、光地区防災センターが整備されている。町民は、機会があればできるだけこれを利用するように心がける。

町は、町民、自主防災組織が防災に対する正しい知識を得るとともに、発災時に的確な防災活動が可能になることを目的とした、研修・訓練施設等の整備に努める。

1. 研修・訓練施設等の整備

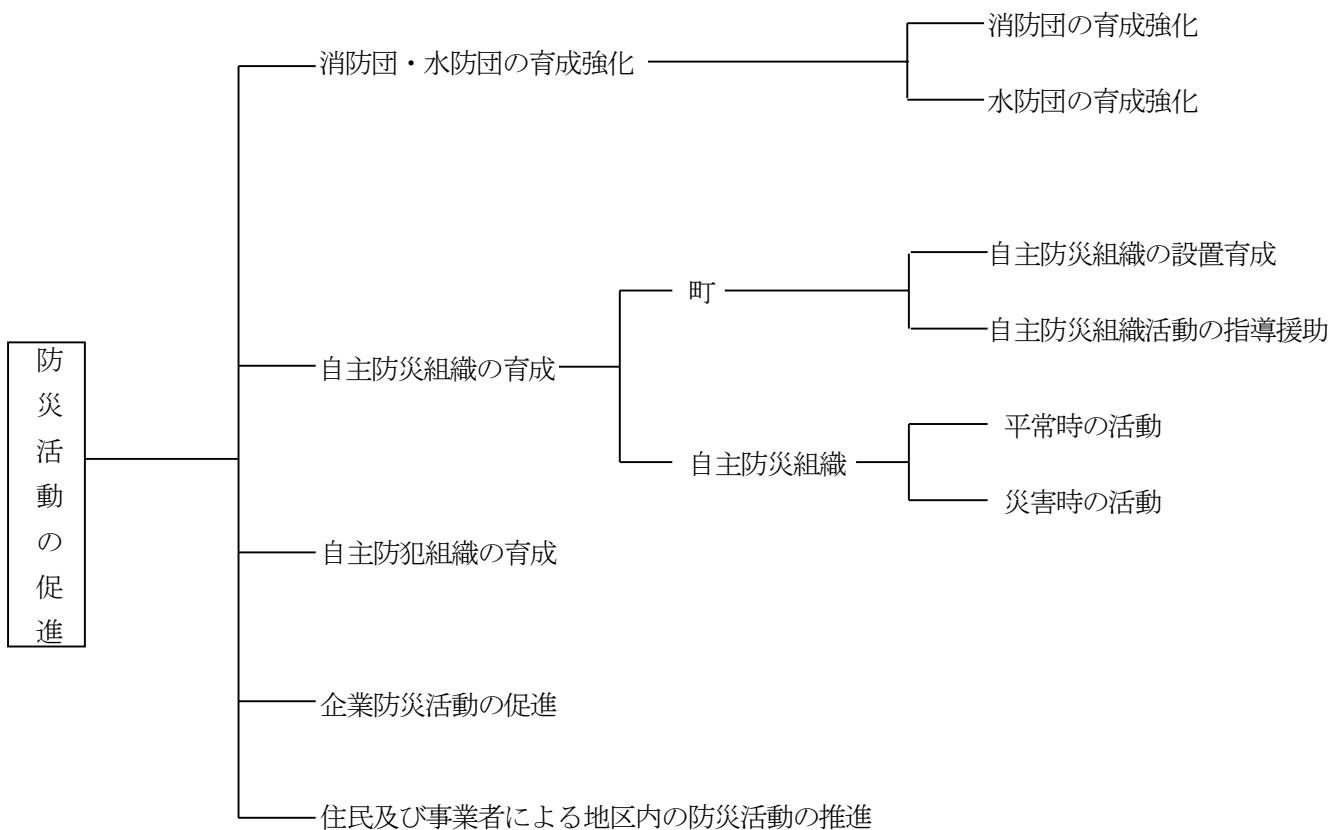
- (1) 田布施南地域防災センター
- (2) 田布施町保健センター
- (3) 麻里府公民館

第2章 防災活動の促進

基本的な考え方

地域社会の安全確保は、町、県及び防災関係機関の活動だけでなく、地域の消防防災活動の中核となる消防団や地域住民による防災組織の体制整備が図られて、初めてその目的が達成できる。

特に、大規模地震発生時には、これらの防災組織と消防、警察、自衛隊等の救助活動部隊が一体となることにより、消火活動、救助活動、また避難者の誘導、避難者への各種救援活動等に大きな成果が期待できる。このため、消防団及び自主防災組織等の育成強化を図る。



第1節 消防団・水防団の育成強化

消防団は地域における消防防災活動の中核として重要な役割を果たしており、発災時における初期対策等消防防災活動に大きな期待が寄せられていることから、消防団の活性化を推進し、その育成を図っていく必要がある。このため、町が行う消防団の活性化等その育成強化について指導・支援に努める。また、消防防災活動の技術習得について、教育訓練を実施する。

1 消防団の育成強化

- (1) 消防団の活性化等その育成強化を行う。
- (2) 町の状況を踏まえ、消防団活性化総合計画を策定する。
- (3) 団員の確保のため、青年層、女性層を対象に、消防団への参加を促進するとともに、地域内事業所との連携に努める。
- (4) 消防団の施設、装備の充実を推進する。

2 水防団の育成強化

- (1) 水防団の活性化等その育成強化については町が行う。
- (2) 水防団の拠点となる施設、水防資機材の充実を図る。
- (3) 国と協同して、水防団員の技術指導を行う。

第2節 自主防災組織の育成

災害に対処するためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織が一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動を行うことが必要である。

このため、町民の相互助け合いの精神に基づく、地域住民による自主防災組織を育成し、防災活動が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。

第1項 町

- 1 自主防災組織の設置育成は、災害対策基本法の規定に基づき、町が推進する。
- 2 自主防災組織が実施する活動について、積極的に指導援助を行う。
 - (1) 自主防災組織の設置推進
 - ア 地域住民を対象とする自主防災組織の育成
 - (ア) 地域住民を対象とする自主防災組織については、自治会単位、学校区単位等が考えられるが、住民が無理なく活動できる規模とすることが望ましい。
 - a 住民が、連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模で組織する。
 - b 地理的状況、生活環境等からみて、住民の日常生活上の基礎的な地域として一体性を有する規模で組織する。
 - (イ) 住民が自主的、積極的にその組織に参加し、実効ある活動を行うために、住民が参加しているコミュニティ団体等の既存の組織を自主防災組織として育成する。
 - (ウ) 消防団員の積極的な協力を得て、自主防災組織を育成する。
 - イ 大規模な人的、物的被害が発生する危険性を有している施設の自主防災組織の育成
 - (ア) 学校等多数の者が利用する施設を対象とした、自主防災組織の育成を図る。
 - (イ) 危険物施設及び高圧ガス施設等を対象として、自主防災組織の育成を図る。
 - (ウ) 多数の従業員がいる事業所で、組織的に防災活動を行うことが望まれる施設を対象とした、自主防災組織の育成を図る。
 - (2) 防災資機材等の整備促進
自主防災組織の活動に必要な防災資機材及び活動拠点等の整備を促進する。
 - (3) 防災資機材の操作方法の講習等
防災資機材の操作方法の講習会及び応急手当の講習会等を実施し、自主防災組織の指導援助に努める。
 - (4) 防災知識の普及啓発

防災講演会等を実施し、地域住民の防災に対する関心を維持していく。

(5) 自主防災リーダーの育成

自主防災活動を活発にするためには、地域の要となる自主防災リーダーが必要であり、研修会等を実施し、この育成に努める。

第2項 自主防災組織

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害時において効果的な防災活動を行うよう努める。また、防災活動のみに限定することなく、平常時の活動についても工夫し、自主防災組織の形骸化防止に努める。

1 平常時の活動

- (1) 防災知識の普及
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 火気使用設備器具等の点検
- (4) 防災用資機材等の整備

2 災害時の活動

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 率先避難や避難の呼びかけの実施
- (3) 初期消火等の実施
- (4) 救出・救護の実施及び協力
- (5) 避難誘導の実施
- (6) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力

第3節 自主防犯組織の育成

地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織の育成を図るとともに、訓練の実施、資機材等に関し、助成その他の支援を行うものとする。

第4節 企業防災活動の促進

企業は、震災時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどして、企業防災の推進に努める。

- 1 町及び県は、こうした取組みに視する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に答えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。さらに、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動に積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。また、災害時には、県及び市町、関係機関等と企業が連携、協力して、迅速・的確な防災対応行う必要がある。
- 2 優良企業の表彰を行うなどして、企業防災の防災意識の高揚を図る。

第5節 住民及び事業者による地区内の防災活動の促進

町の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案することができる。

町防災会議は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に

事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

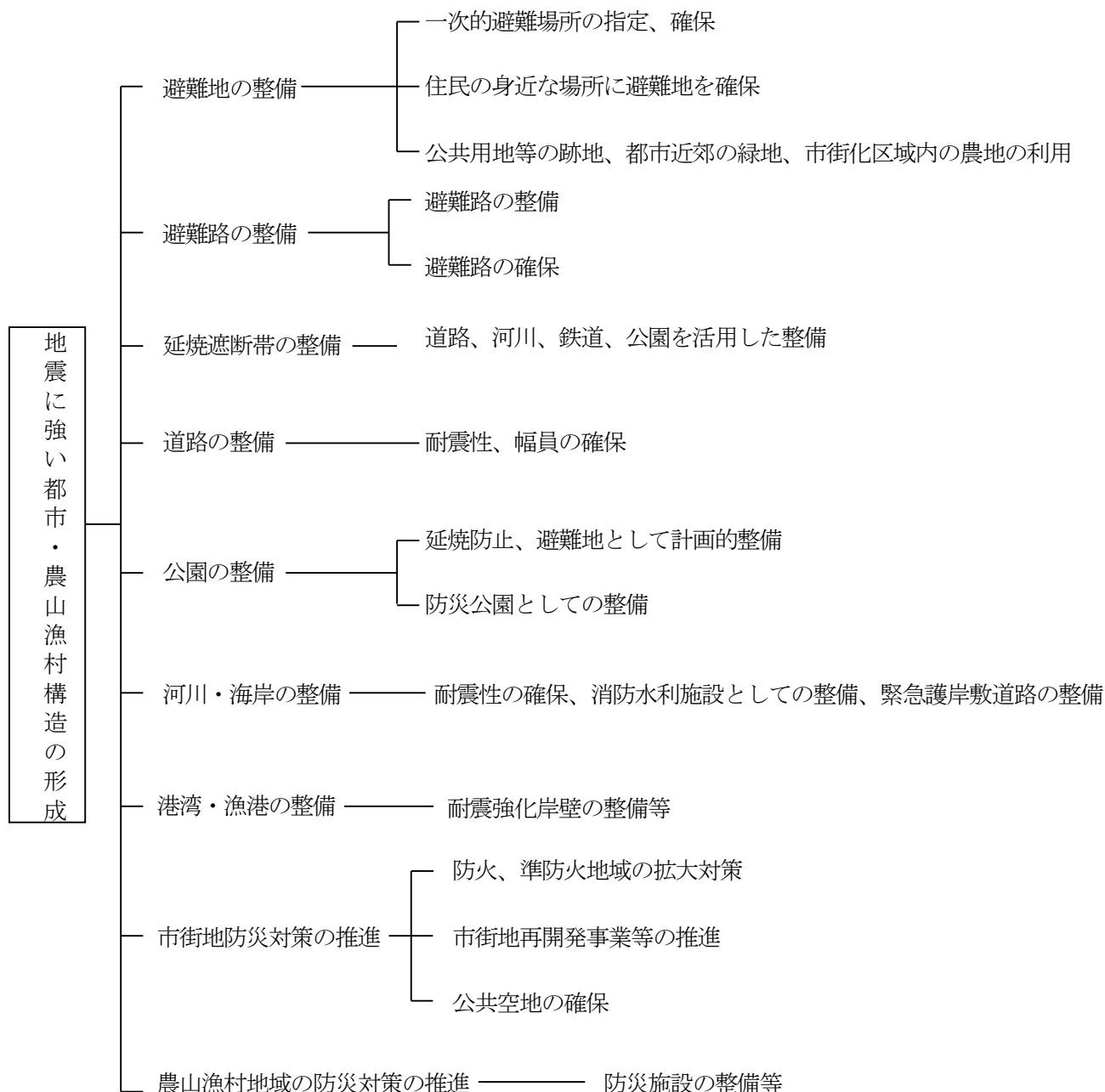
第3章 防災訓練の実施

基本計画編第2編第3章「防災訓練の実施」を準用する。

第4章 地震に強い都市・農山漁村構造の形成

基本的な考え方

町及び県は、避難地、避難路、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる道路、公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、市街地開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図るものとする。また、農山漁村地域においても、避難地、避難路、消防用施設等の整備を促進し、災害に強い安全な生活環境の確保を図るものとする。



第1節 避難地の整備

- 1 震災時の一次的避難場所として、広場、公園及び学校運動場等を避難地として指定、確保する。
- 2 避難地は、避難距離が長くなならないようできるだけ住民の身近な場所に確保する。
- 3 避難地を確保するため、公共用地等の跡地、都市近郊の緑地、市街化区域等の農地の利用について検討する。

第2節 避難路の整備

- 1 住民が安全に、短時間に避難できる避難路を整備する。
- 2 避難路の安全を確保するため整備に当たっては、震災時に障害物件の発生のおそれが少なく、幅員の確保できる道路とする。
- 3 安全な避難路を確保するために必要な対策をとる。

第3節 延焼遮断帯の整備

災害の拡大を防止するため、道路、河川、鉄道及び公園等を活用した延焼遮断帯の整備に努める。

第4節 道路の整備

道路は、防災活動、緊急輸送等防災対策を進めるうえで、極めて重要な役割を担っていることから、幹線道路を中心に耐震性の確保や幅員の確保等整備を進めていく。

第5節 公園の整備

- 1 公園は、地域住民のレクリエーション、スポーツ等の日常生活上重要な施設であると同時に、延焼防止あるいは避難地として重要な役割を担っており、計画的な整備に努める。
- 2 防災機能を確保するため、一定規模以上の公園については、防災資機材等の備蓄等防災機能を備えた防災公園として整備や、避難地や避難路となる緑地を整備するよう努める。

第6節 河川・海岸の整備

河川・海岸の背後に形成された一般市街地への浸水被害を防止するため、護岸や堤防、排水機場等の適切な維持管理や、耐震性の確保に努めるとともに、消防水利施設としての取水・貯留施設の整備、緊急時に活用できる護岸敷道路の整備など、防災上必要な施設整備に努める。

第7節 港湾・漁港の整備

緊急物資の輸送、被災者の搬送等の拠点、避難地としての利用等防災拠点として重要な役割を担うため、耐震強化岸壁の整備及びその適切な維持管理など進める。

第8節 市街地防災対策の推進

- 1 防火、準防火地域の拡大対策
市街地における大規模火災を防止するため、防火、準防火地域等の指定、既指定地域の拡大を系統的に行い地域内の建築物の耐火性を促進する。
- 2 市街地開発事業等の推進
市街地開発事業等の実施や地区計画の策定等により都市環境の安全性を確保する。
- 3 公共空地の確保
都市公園、街路その他公共空地の整備充実を図り、都市における十分な防災空間を確保する。

第9節 農山漁村地域の防災対策の推進

農山村地域においては、地すべり地域、山地災害危険地区等危険地域が数多く存在しており、また、漁村地域においては、湾入や急傾斜地が多く人家が密集するとともに、交通が遮断されるなど、災害の危険度の高い地域が多いことから、災害に強い町土づくりを進めるため、避難路、避難広場、防火水槽等の防災施設の整備や、地すべり防災対策等の防災対策を推進する。

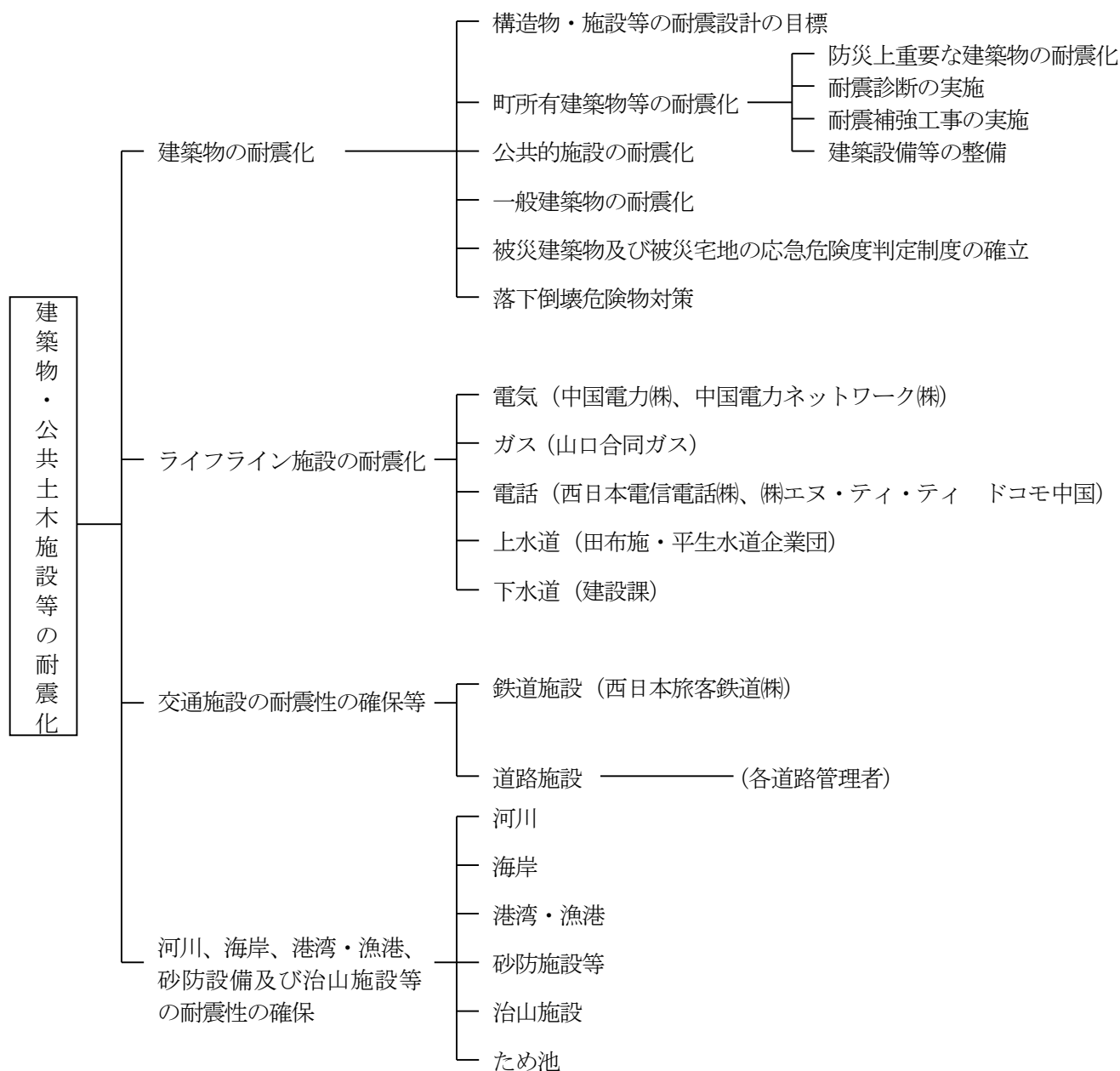
第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化

基本的な考え方

震災時における避難、救護その他応急対策活動の拠点となる建築物等防災上重要な公共建築物をはじめ、道路、鉄道、港湾、漁港等の輸送施設、上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設、河川及びその他の公共土木施設は、町民の日常生活及び社会経済活動においても重要な役割を果たす。

したがって、これらの公共施設等について、事前の予防措置としての耐震化を進めることが重要であり、各施設ごとに耐震性を備えるよう国等が示す設計指針、田布施町耐震改修促進計画（以下、「耐震改修促進計画」という。）等をもとに、耐震性の強化を図っていく。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「大耐震化促進法」という。）に基づき、店舗や旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物、老人ホーム等の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する大規模建築物及び危険物の貯蔵等に供する大規模建築物をはじめ、多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断・改修を行うよう指導するとともに、これ以外の一般建築物についても、耐震診断・改修に関する普及啓発に努める。



第1節 建築物の耐震化

第1項 構造物・施設等の耐震設計の目標

- 1 供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動に際しては、機能に重大な支障が生じないこと。
- 2 発生する確率は低いが、直下型地震や海溝型巨大地震による高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと。
- 3 さらに、構造物・施設等のうち次のものについては、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とするものとする。
 - (1) 一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの
 - (2) 地方あるいは国といった広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの
- 4 構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討を進める。

第2項 町所有建築物等の耐震化

- 1 防災上重要な建築物の耐震化
震災時における活動の拠点となる施設を防災上重要な建築物として、重要度を考慮し、建築基準法の目標に比べ耐震性能に余裕をもたせ重点的に耐震性の確保を図る。
防災上重要な建築物
 - (1) 災害対策本部組織が設置される施設（町庁舎、保健センター、消防庁舎）
 - (2) 医療救護活動施設（保健センター等）
 - (3) 避難収容施設（学校、集会所、公民館等）
 - (4) 社会福祉施設等（児童・障害・老人福祉施設等）
 - (5) 不特定多数の者が利用する施設・ライフライン関連施設（学校、社会教育施設等）
- 2 耐震補強工事の実施
各施設管理者は、耐震補強工事を計画的に実施し、耐震性の向上を図る。
- 3 建築設備等の整備
ライフライン施設の不測の事態に備えて、震災後も継続してその機能が果たせるよう建築設備等（耐震性貯水槽、非常用電源等）の整備に努める。

第3項 公共的施設の耐震化

町及び県は、公共的施設の管理者に対して、耐震性の確保について指導する。

第4項 一般建築物の耐震化

既存建築物（住宅を含む）のうち、昭和56年の建築基準法改正以前の旧基準により建築された建築物については、耐震性が十分でないことが推測されることから、耐震改修促進計画に基づき町民に対して、耐震診断・改修に要する費用に対する補助、普及啓発、相談窓口の開設、耐震、診断講習会の開催等を実施するなどして、既存建築物の改修を促進する。

特に、耐震改修促進法に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、耐震診断の指導、助言を行うことにより、既存建築物の耐震化の促進を図る。

第5項 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定制度の確立

町及び県は、被災した建築物が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う地震被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度を確立する。

- 1 地震被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関する普及、啓発
- 2 地震被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、登録
- 3 町、県及び建築士会等関係機関との連携体制の整備

第6項 落下倒壊危険物対策

地震の発生により構築物等が落下、倒壊することによる危険を防止するため、施設等の設置者及び所有者は、下記構築物等の点検、補修、補強等を行う。

町及び県は、設置者及び所有者に対して指導を行う。

物件名	対策実施者	措置等
横断歩道橋	道路管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
道路標識、 交通信号機等	管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した 街路樹等		樹木除去等適切な管理措置を講じるように努める。
電柱・街路灯		設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、 バス停上屋等	設置者、 管理者	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。
看板・広告等		許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求めるなどして安全性の向上を図る。
ブロック塀	所有者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等を行う。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
ガラス窓等	所有者、 管理者	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機		転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所有者	転倒等のおそれのあるもの、不要なものは除去に努める。
外壁	所有者	落下により通行人に危害を及ぼさないように措置する。
大規模空間における天井	所有者	落下により使用者等に危害が出ないように措置する。
エレベーター	所有者	地震時に閉じ込め事故が発生しないように必要な措置を講じる。

第2節 ライフライン施設の耐震化

電気、ガス、電話及び上下水道等のライフライン施設が被災した場合、町民生活に与える影響は極めて大きいことから、ライフライン関係機関では、施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を推進するものとする。

町及び県は、関係機関と密接な連携を図り、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を推進するものとする。

また、ライフライン関係機関は、施設の機能の確保を図るため、自らが所有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進するものとする。

第1項 電気（中国電力㈱、中国電力ネットワーク㈱）

1 中国電力(株)及び中国電力ネットワーク(株)

(1) 水力発電設備

ダムについては発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準等に基づいて行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(2) 火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(3) 送電設備

架空電線路 …………… 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動を上回るため、同基準に基づき設計する。

地中電線路 …………… 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を考慮し設計する。

(4) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて、設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(5) 配電設備

架空電線路 …………… 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計する。

地中電線路 …………… 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど配慮し設計する。

(6) 通信設備

屋内装置の設置方法については、建物の構造（柔軟構造又は剛構造）と装置の設置階及び装置の固定方法を考慮した設計とする。

第2項 ガス（山口合同ガス(株)）

今後の構造物、設備等の耐震設計に当たっては、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障を生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと。この考えに基づき耐震性を確保するものとする。

1 製造関係

(1) 新設設備については、耐震設計指針に基づく設計、施工を行い、耐震性の維持管理に努める。

(2) 既設設備については、可能な限り耐震性の検証を行い対応する。

2 供給関係

(1) 導管のブロック化を推進し、二次災害の防止、復旧時の早期対応を容易にする。

(2) 耐震性、耐腐食性に優れた導管材料の使用。（ポリエチレン管の積極的な敷設）

(3) 耐震性に問題のある経年管の計画的な取替え、更生修理を推進する。

(4) マイコンメーターへの取替計画の一層の推進を図る。

第3項 電話（西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ）

システムとしての信頼性向上

1 設備自体の強化として、建物、鉄塔の耐震補強、機器の耐震補強及びケーブルのとう道への収容、通信ケーブルの地中化を推進する。

2 冗長化による信頼性向上として、市外交換機の分散、市外伝送路（長距離伝送路）の多ルート化、及びループ化、通信衛星の利用拡大、市内中継線のループ化を推進する。

第4項 上水道施設（田布施・平生水道企業団）

水道事業者は、水道施設の耐震化について、具体的に目標を定め、計画的に事業を推進する。

- ・ 緊急を要する弱点对策に努めること。

- ・ 重要施設の耐震性向上のため耐震化計画を策定し、事業を推進する。
- ・ 広域バックアップ体制の整備、緊急時給水能力の強化等に努める。

第5項 下水道（町（建設課））

「下水道施設の耐震対策指針」に基づき、震災時においてもライフラインとしての下水道機能を確保することを基本とし、

- ・ 下水道施設の構造面での対策
 - ・ 下水道システム面での対策
- を行い、下水道施設の耐震性能の向上を図る。

第3節 交通施設の耐震性の確保等

鉄道、道路等は社会経済活動、町民の日常生活及び地震発生時の応急対策活動に重要な役割を果たすことから、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより、耐震性の確保に努めるものとする。

第1項 鉄道施設（西日本旅客鉄道㈱）

鉄道施設のうち橋梁、高架橋等の重要施設について、耐震性の調査点検及び耐震補強方法の検討を行い、耐震性向上の必要な施設については、施設補強、更新、改築等の倒壊防止策を輸送量の多い線区から優先的に順次整備を実施する。

- 1 橋梁及び高架橋の整備
橋梁及び高架橋の調査点検を実施し、その結果に基づいて橋梁の落橋防止工及び高架橋柱補強等必要な工事を実施し、耐震強化を図る。
- 2 その他
落石及び法面等について調査点検を実施し、その結果に基づいて必要な補修工事を計画的に行う。

第2項 道路施設（各道路管理者）

国道、県道、市町道及び農道・林道等の各道路管理者は、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないように点検を実施し、補強等を推進する。

- 1 落石等通行危険箇所対策
各道路管理者は、管理道路の落石、法面等通行危険箇所について、点検を実施し、その結果に基づいて、法面防護施設工事等予防工事を実施し、危険箇所の解消を図る。
- 2 橋梁及び横断歩道橋の整備
各道路管理者は、橋梁及び横断歩道橋の点検を行い、その結果に基づいて、補強工事を実施し、耐震強化を図る。
- 3 トンネルの整備
各道路管理者は、トンネルの点検を行い、その結果に基づいて、補修工事等を実施し、危険箇所の解消を図る。

第4節 河川、海岸、港湾・漁港、砂防設備及び治山施設等の耐震性の確保

第1項 河川

堤防、水門及び排水機場等河川関連施設の耐震点検を行い、その結果に基づいて、必要な改良工事を行う。さらに、河川情報の一元管理と伝達の円滑化を図り、被災流域における水害による二次災害を防止するための情報システムの整備を図る。

第2項 海岸

人家等が集まっているゼロメートル地帯において、海岸保全設備の耐震点検を行い、その結果に基づいて補強工事を実施し、耐震強化を図る。

第3項 港湾・漁港

緊急物資や人員の海上郵送が確保できるよう、震災時における中核的な役割を果たす拠点港を定め、耐震強化岸壁の整備を進める。

第4項 砂防設備等

砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設は、平常時においても定期的に点検を行い、施設の機能の維持に努める。

第5項 治山施設

山腹崩壊地及び山腹崩壊危険地に対しては、土留工等の基礎工を施工し、山腹斜面の早期緑化を図り、山腹崩壊による被害を未然に防止する。

荒廃溪流等に対しては治山ダム工等を施工し、土石流及び溪床、溪岸の荒廃を防止し、溪流の安定及び山脚の固定を図り、流出土砂による被害を未然に防止する。

また、既設工作物に対しては、点検を行い適切な施設の維持管理に努める。

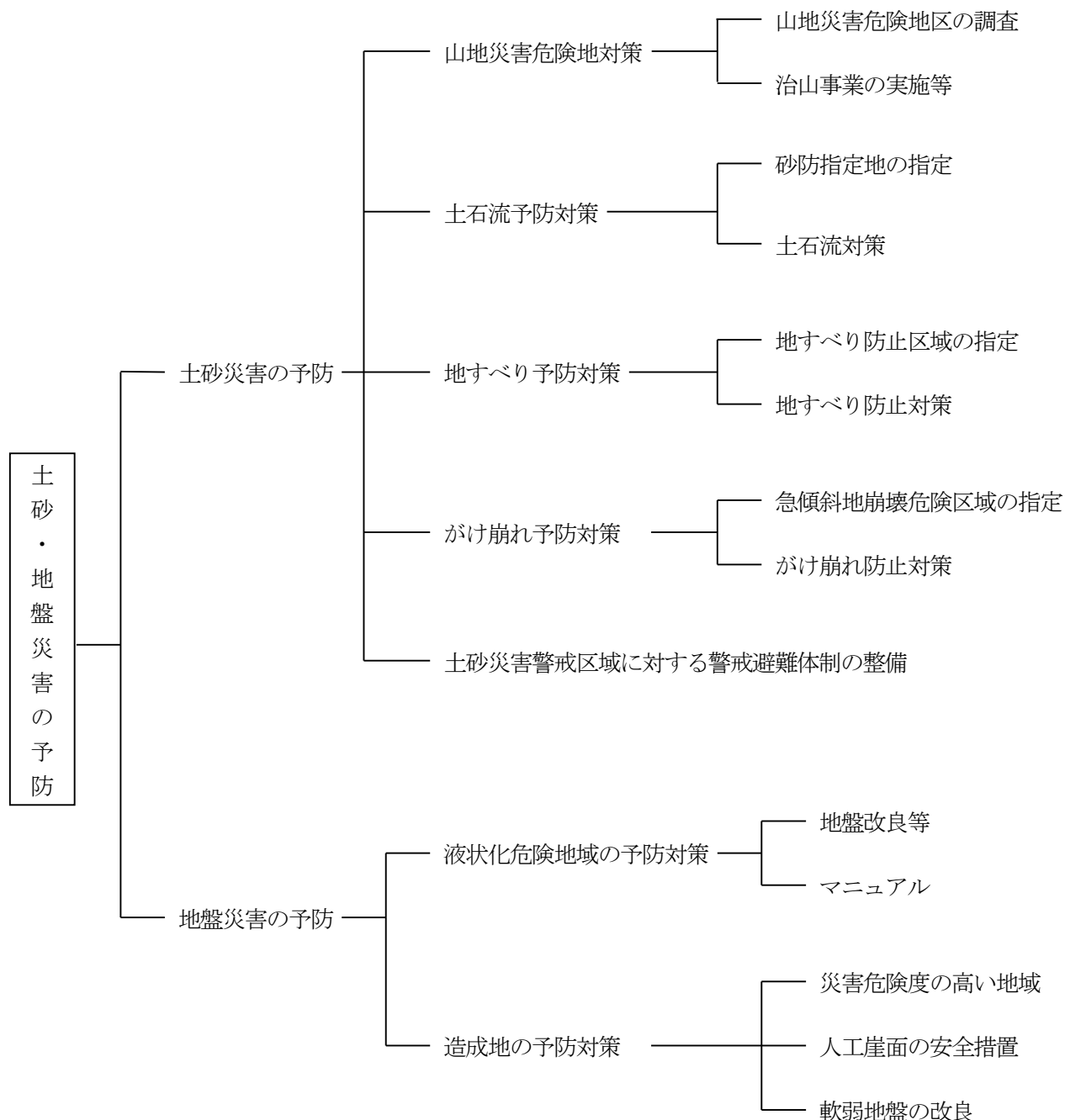
第6項 ため池

地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。

第6章 土砂・地盤災害の予防

基本的な考え方

地震による山腹崩壊、土石流、地すべり、がけ崩れ等の山地災害を未然に予防又は軽減するためには、土地の地形・地質を十分に把握し、土砂災害に対する予防的な対策工事等を計画的に実施していく必要がある。また、液状化等地盤災害は、地域特性が極めて顕著な現象であることから、対策の実施に際しては地域の特性を十分に調査検討し、その結果を反映したきめ細かなものとする必要がある。



第1節 土砂災害の予防

第1項 山地災害危険地対策

- 1 山地災害危険地区の調査
山腹崩壊、土石流及び地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握する。
- 2 治山事業の実施等
山地災害危険地区調査等に基づく山地災害危険地区及び人家・公共施設等に近接する山地については、現況を十分把握し、適宜関係機関と調整を図り、治山事業の実施、危険地の周知等の措置を講じる。

第2項 土石流予防対策

- 1 砂防指定地の指定
土砂等の生産、流送若しくは堆積により、溪流、河川若しくはその流域に著しい被害を及ぼす区域を砂防指定地に指定する。
- 2 土石流対策
砂防指定地内における土砂の掘削、立竹木の伐採等治水上砂防に有害な行為を制限するとともに、荒廃溪流における砂防えん提・溪流保全工等の砂防設備の整備を推進する。

第3項 地すべり予防対策

- 1 地すべり防止区域の指定
地すべりしている地域及びその隣接地域のうち地すべりの発生を助長する地域で公共の利害に密接に関連を有するものを地すべり防止区域に指定する。
- 2 地すべり防止対策
地すべり防止区域内では、切土・盛土等の行為を制限するとともに、地下水排除工等の地すべり防止の整備を推進する。

第4項 がけ崩れ予防対策

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の指定
崩壊のおそれのある急傾斜地及びその近隣地域のうち急傾斜地の崩壊を助長する区域で相当数の住居者に危害が生じる区域を急傾斜地崩壊危険地域に指定する。
- 2 がけ崩れ防止対策
急傾斜地崩壊危険区域では、急傾斜地の崩壊を助長するような行為を制限するとともに、擁壁等の急傾斜地崩壊防止施設の整備を促進する。

第5項 土砂災害警戒区域に対する警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、警戒区域・避難施設その他の避難場所及び避難路等土砂災害に関する情報の整備並びに提供に努める。

また、土砂災害警戒区域に指定された場合は、住民に対して当該警戒区域における警戒避難体制の整備に関する情報の提供に努める。

第2節 地盤災害の予防

第1項 液状化危険地域の予防対策

沖積層の堆積している地域では、その地質と地下水の条件により地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設物等に対して被害をもたらす可能性がある。

- 1 町、県及び公共・公益施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地盤改良により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を実施するほか、大規模開発に当たっても十分な連絡・調整を図るよう努めるものとする。
- 2 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてマニュアル等による普及を検討していく。

第2項 造成地の予防対策

造成地に発生する災害の防止については、開発許可及び建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導・監督を通じて行う。

また、造成後は巡視等により違法開発行為の取締り、梅雨期や台風期前の巡視強化及び注意の呼びかけを行うなどして、災害の防除に努める。

災害防止に関する指導基準

- 1 災害危険度の高い区域
地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については、開発許可制度の適切な運用等により、住宅の新規立地の抑制や、既設住宅の地区外への移転・誘導等を図る。
- 2 人工崖面の安全措置
宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講じる。
- 3 軟弱地盤の改良
宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。
- 4 宅地耐震化推進事業の促進
大規模地震等が発生した場合に、大きな被害が生じるおそれのある大規模制盛土造成地マップを作成し、住民に対する情報提供を促進するとともに、変動予測調査及び必要に応じて活動崩落防止工事の実施等を促進する。

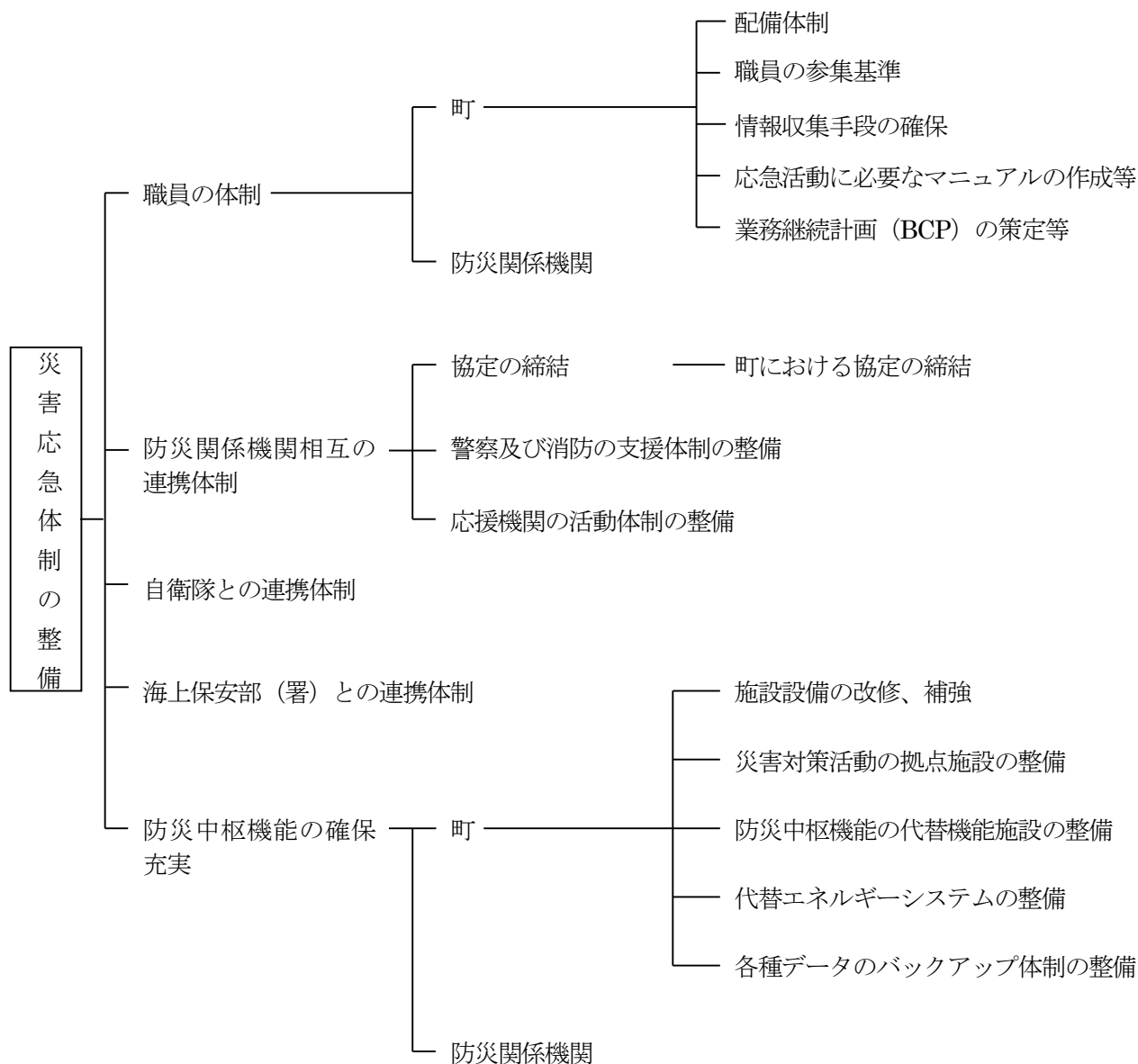
第7章 災害情報体制の整備

基本計画編第2編第5章「災害情報体制の整備」を準用する。

第8章 災害応急体制の整備

基本的な考え方

災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町、県及び防災関係機関は、災害応急体制を整備するとともに、防災関係機関相互の連携を強化する必要がある。



第1節 職員の体制

第1項 町

町は、災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合において、迅速に災害対応を行うため、あらかじめ職員参集体制の整備を図る。

1 配備体制

職員参集基準の明確化を図るため、配備課、配備者についてあらかじめ次のように定める。

配備体制	配備基準	配備課	職員参集基準
警戒体制	震度4の地震発生	総務課 1名 経済課 1名 建設課 2名 教育委員会 1名	あらかじめ所属長が指名した職員
	津波注意報		
特別警戒体制	震度5弱の地震発生	総務課 3名 経済課 2名 建設課 7名 町民福祉課 1名 教育委員会 1名	その他あらかじめ所属長が指名した職員
	津波警報		
	南海トラフ地震臨時情報の発表		
災害警戒本部	特別警戒体制下において、町長が必要と認めるとき	全課長 (局長を含む、以下同じ)	全課長 その他必要と認められる職員
非常体制 災害対策本部設置	震度5強以上の地震発生 大津波警報	全課・全職員	災害応急活動に従事することができる全職員

2 職員の参集基準

- (1) 警戒・特別警戒体制については、輪番によりあらかじめ所属長が指名した職員をもって配備に当たる。
- (2) 災害警戒本部体制については、特別警戒体制下において、災害応急活動の方針決定等で、町長が必要と認められた場合で、全課長により組織される災害警戒本部を設置する体制。またこの場合、配備人員は、必要に応じて増員するものとする。
- (3) 震度5強以上の地震の発生及び大津波警報については、災害対策本部設置体制とし、全職員の自主参集（徒歩、自転車及びバイク）をもって配備に当たる。
- (4) 震度の判断については、報道機関の放送、揺れなどから、職員自ら判断することになる。
- (5) 交通途絶等のため所定の課、所に参集することができない場合は、所属長にその旨を連絡するように努める。

3 情報収集手段の確保

職員の参集途上での情報収集伝達手段（携帯電話等）の確保について、整備を進める。

4 応急活動に必要なマニュアルの作成等

各対策部は、必要に応じて応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知、定期的に訓練を実施するなどして、使用する資機材や装備の取扱いの習熟、他の職員、関係機関との連携等について徹底するものとする。

5 業務継続計画（BCP）の策定等

町は大規模災害が発生し、庁舎が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、業務継続計画（BCP）や受援計画、応援計画を策定する。

第2項 防災関係機関

防災関係機関においても、大規模災害が発生し、本庁舎が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、業務継続計画や授援計画、応援計画の作成に努めるものとする。

第2節 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要となることから、町、県及び防災関係機関は、応急・復旧活動に関し、相互応援協定を締結するなどして、平常時から連携を強化しておくものとする。

第1項 協定の締結

1 町における協定の締結

各対策部は、それぞれの応急対策業務に関し、関係団体とあらかじめ必要な協定等を締結しておき、災害発生時において積極的な協力が得られるようにしておく。

- (1) 県内全市町による広域消防相互応援協定
- (2) 災害応急対策上必要な事項に関する各種団体等との協定

第2項 警察及び消防の支援体制の整備

警察及び消防は、全国的に組織された広域緊急援助隊等及び緊急消防援助隊の県内援助隊に係る体制及び資機材等の整備を図るものとする。

第3項 応援機関の活動体制の整備

- 1 町及び県は、近隣市町（消防本部）、隣接県等からの応援の受入窓口、指揮命令系統等に必要な体制をあらかじめ整備しておくものとする。
- 2 町は、救援活動において重要となる臨時ヘリポート等の確保に努めるものとする。
臨時ヘリポートとして田布施中学校、田布施農工高等学校グラウンド及び田布施町スポーツセンターグラウンド、田布施町スポーツセンター駐車場を想定している。このことは、あらかじめ町民に周知徹底しておく。
- 3 大規模災害時の多数の救助部隊の活動拠点を確保するため、災害類型等に対応した活動拠点の整理を行うとともに、高潮や津波被害を想定し、新たに内陸部に活動拠点を確保する。

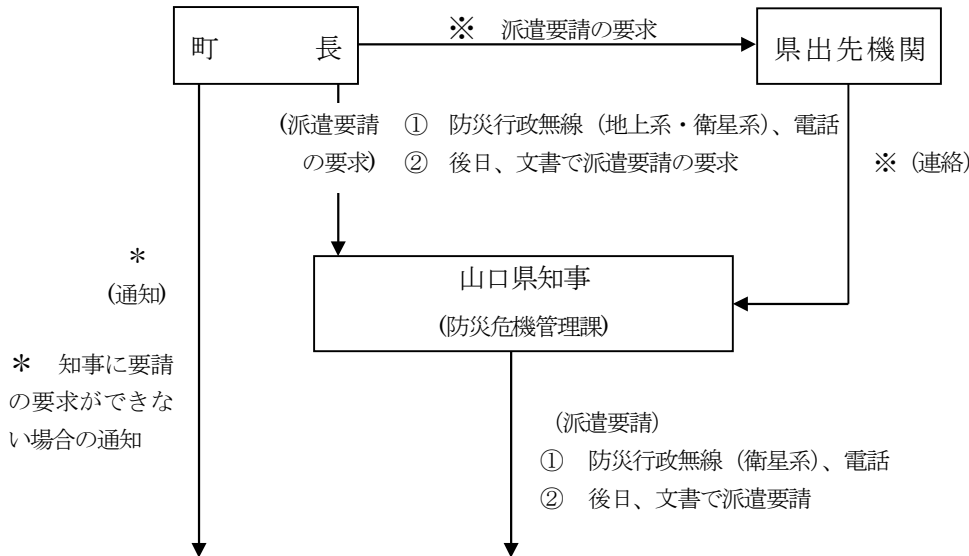
第3節 自衛隊との連携体制

自衛隊が災害派遣活動を迅速かつ的確に行うための、自衛隊集結地を田布施町スポーツセンターグラウンドとする。

町は、自衛隊の災害応急活動が円滑に実施できるよう、県があらかじめ定めた次の事項等に従い、災害応急要請を行う。

- 1 要請の手順及び要請先
- 2 連絡調整窓口
- 3 連絡方法
- 4 連絡先

※防災危機管理課への連絡が途絶した場合



部隊名	電話番号	部隊名	電話番号
陸上自衛隊第17普通科連隊	083-922-2281 県庁内線 5184 防災無線(衛星系) 217	海上自衛隊第31航空群	0827-22-3181
		海上自衛隊小月教育航空群	083-282-1180
陸上自衛隊第13旅団	082-822-3101 防災無線(衛星系) 034-101-941-157	海上自衛隊下関基地隊	083-286-2323
陸上自衛隊中部方面總監	0727-85-0001	海上自衛隊呉地方總監部	0823-22-5511 防災無線(衛星系) 034-101-89-158
航空自衛隊第12飛行教育団	0835-22-1950 内線 231	海上自衛隊佐世保地方總監部	0965-23-7111
航空自衛隊航空教育隊	0835-22-1950		
航空自衛隊西部航空方面隊	092-581-4031 内線 2348		
航空自衛隊第3術科学校	093-223-0981		
航空自衛隊第17警戒隊	0838-23-2011		

また、いかなる状況においてどのような分野（偵察、消火、救助、救急等）について、自衛隊の派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに自衛隊へ連絡しておくものとする。

第4節 海上保安部（署）との連携体制

町は、震災時の海上での災害、海上輸送等における応急対策活動が円滑に実施できるよう、海上保安部署との間の連携体制を整備しておく。また、町及び県は、海上保安庁が洋上で救助した傷病者を迅速に医療機関まで搬送できるよう、消防等とヘリコプター離着陸場等を確保しておくとともに、大形巡視船からの救急搬送も想定し、消防防災ヘリ等による着船訓練の実施に努める。

柳井海上保安署 0820-23-2250	徳山海上保安部 0834-31-0110 0834-21-4999 防災無線(地上系) 10-225-2 // FAX 19-225	徳山海上保安部 下松分室 0833-41-3022
-------------------------	--	---------------------------------

※ 上段は代表電話
下段は緊急電話

第5節 防災中枢機能の確保、充実

災害発生時において町、県及び防災関係機関が円滑に活動するためには、これらの機関の防災中枢機能の確保が前提となることから、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備等について、安全性の確保及び充実に努めることが望まれる。

このため、次の対策を講じるものとする。

第1項 町

- 1 既存の施設設備にあつては、安全点検、耐震診断を計画的に実施する。診断した施設については、必要に応じて改修・補強工事を実施していく。
- 2 防災中枢機能を持った災害対策活動の拠点施設（町庁舎、保健センター）の整備に努める。
- 3 町庁舎の防災中枢機能が被災した場合に備えた代替機能施設（保健センター）の整備に努める。
- 4 庁舎並びに医療機関等災害応急対策に係る機関が保有する施設設備については、停電時への対応が可能となるよう、代替エネルギーシステムの活用も含めた自家発電設備の整備を推進する。
- 5 資料の被災を回避するため、各種データの整備保全、バックアップ体制の整備に努める。

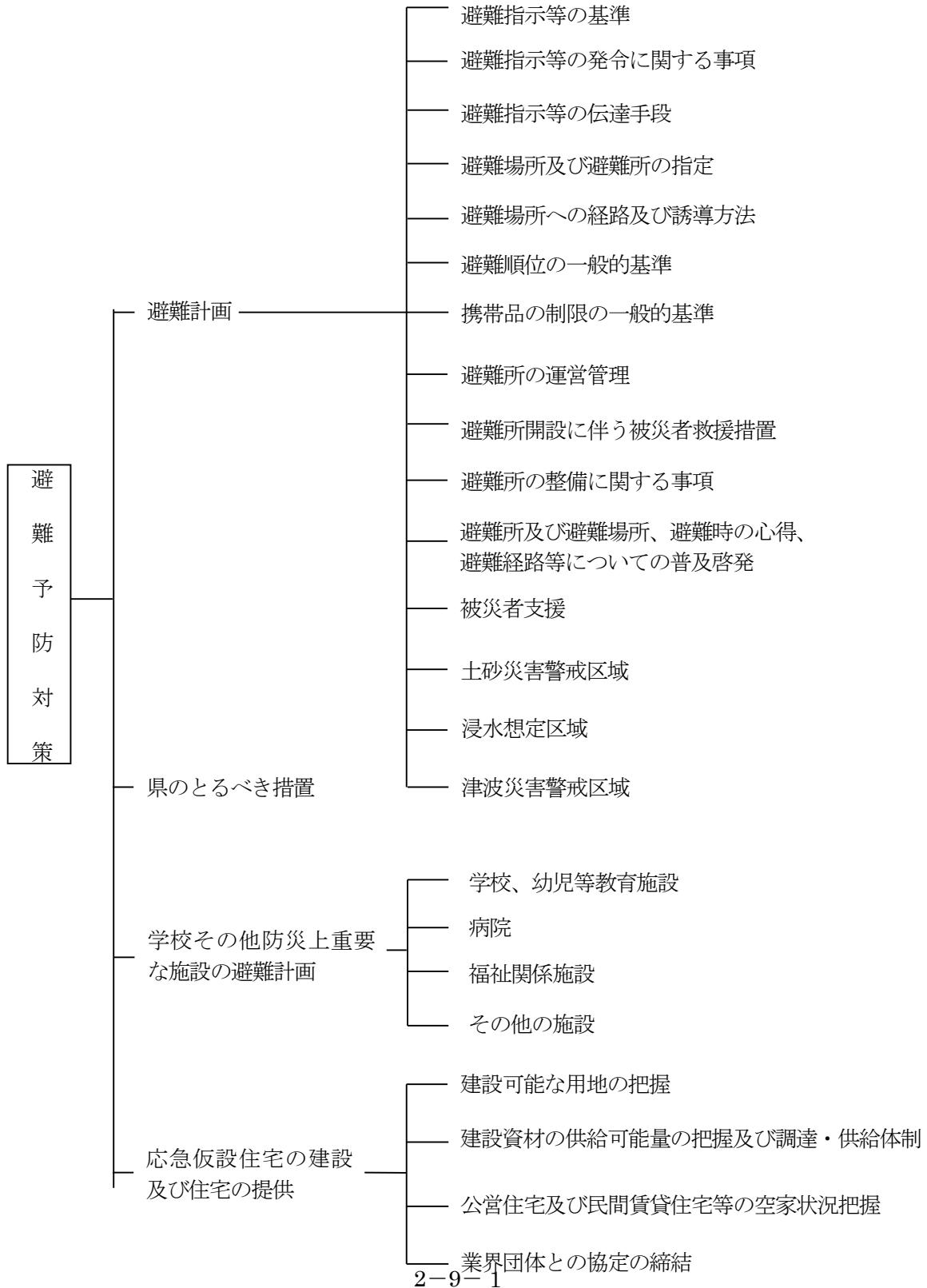
第2項 防災関係機関

防災関係機関は、町に準じて、防災中枢機能の確保、充実に努める。

第9章 避難予防対策

基本的な考え方

震災時において、住民の生命、身体の安全、保護を図るため、また、余震、火災等二次災害から住民を守るためには、避難場所、避難路、誘導方法等について、あらかじめ避難計画を策定しておく必要がある。



第1節 避難計画

町は、次の事項に留意して避難計画を作成するが、計画策定において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮した計画となるよう努めるとともに、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、避難路と併せて住民への周知徹底を図るとともに、離島や予め孤立が想定される地域に関しては、集団避難施設等を事前に検討しておく必要がある。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞りこむとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第1項 避難指示等の基準

- 1 震災による大規模な火災、家屋の倒壊、地すべり、有毒ガス等の二次災害等の発生又はそのおそれのあるとき。
- 2 気象台から津波警報、津波警報又は津波注意報が発表され、避難を要すると判断される時。
- 3 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりと揺れを感じた時で、避難を要すると判断される時。

第2項 避難指示等の発令に関する事項

避難の情報の発令に当たって、混乱を招かないよう、必要な事項をあらかじめ定めておく。

- 1 避難指示等の発令者
- 2 指示等の理由（避難を要する理由）
- 3 対象地域の範囲
- 4 避難の時期、誘導者
- 5 避難場所、避難経路
- 6 携帯品の制限等
- 7 その他…災害の状況により必要となる事項

第3項 避難指示等の伝達手段

避難指示等を発令した場合の伝達手段等について、あらかじめ定めておく。

地域住民に周知徹底するため、伝達に当たっては、町による対応だけでなく、警察、自衛隊、海上保安部（署）、放送局等の協力による伝達体制を整備しておく。

また、夜間に避難指示等を発令した場合の伝達手段や聴覚障害者等の要配慮者への伝達体制についてもあらかじめ定めておく。

- 1 信号による伝達
サイレン等の利用
- 2 無線、電話、メール及び放送等による伝達
防災無線、電話、FAX、メール等
テレビ、ラジオ（協力依頼体制の確立も含む）
- 3 広報車、伝達員による直接伝達
震災時における通信途絶を想定し、自主防災組織の活用や地区ごとの連絡責任者を定めておくなど、伝達員による伝達体制を整備しておく。

第4項 避難場所及び避難所の指定

1 選定基準

(1) 指定緊急避難場所

ア 地震にあっては、地震に対して安全な構造を有する施設又は地震発生時に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所とし、津波にあっては被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される水位以上に避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設とすること。

イ 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有すること。

ウ 公園等のオープンスペースについては、大震火災の輻射熱及び液状化に対して安全な空間とすることに努めること。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(2) 指定避難所

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものとし、耐震性、耐火性も考慮するものとする。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

(3) その他留意すべき事項

- ・火災の延焼が危惧される木造密集地以外のところとする。この場合、適切な施設が選定できない場合は、別に定める消防計画で特別消防警戒区域として定め、延焼防止対策を計画しておく。
- ・避難場所及び避難所の区分けの境界線は、自治会、小学校区単位等を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断しての避難とならないよう配慮した区分けとする。
- ・各地区の歩行距離、危険負担がなるべく均等となるよう配慮する。
- ・避難人口は、夜間人口による。

2 避難場所及び避難所の利用一覧表の作成

上記により選定した避難場所及び避難所について、あらかじめ利用一覧表を作成し、所要事項を整備しておくものとする。

「避難所の利用一覧表」(例)

使用する地域又は自治会名	避難所名	収容人員	炊き出し能力	施設の能力	経路・位置・所要時間	施設管理者	管理責任者	連絡員

3 避難場所又は避難所となる施設管理者との事前協議

- (1) 施設管理者とあらかじめ協議し、使用に当たっての契約等を取りかわしておく必要がある。
- (2) 連絡方法及び連絡事項について定めておく。
- (3) 管理責任者を予定しておく。
- (4) 指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

第5項 避難場所への経路及び誘導方法

高齢者、障害者等の要配慮者に対する避難誘導（地域住民、自主防災組織等の協力による避難誘導）について考慮した内容に努め、避難誘導計画を作成する。

1 避難誘導体制

(1) 誘導責任者、協力者

誘導機関としては、警察、消防機関、町職員、その他責任ある立場にある者等いろいろ考えられるが、昼間における不在の場合等を考慮して、避難誘導が迅速に行われるよう警察官、町職員以外に地

域の誘導責任者を定め、協力者を選ぶこと。

- (2) 避難指示者（町長、警察官、海上保安官）と誘導担当機関との連絡
指示者と誘導担当機関（者）は、異なる場合が多いと思われるので、相互の連絡を密にして意思の疎通を図る必要がある。
 - (3) 避難誘導標識等の整備
避難誘導標識等の整備に努め、日頃から地域住民に避難場所及びその位置、避難経路の周知徹底を図る。また、夜間照明、外国語表示の設置に努めること。
- 2 避難経路の選定
- (1) 避難経路を2箇所以上選定する。
 - (2) 相互に交差しない。
 - (3) 火災・爆発等の危険度の高い施設等がないよう配慮する。
 - (4) 住民の理解と協力を得て選定する。

第6項 避難順位の一般的基準

避難は要配慮者を優先するものとする。

第7項 携帯品の制限の一般的基準

携帯品については、震災の状況及び避難措置の程度により制限することについて、あらかじめ定めておくものとする。

- 1 携帯品として認められるもの
貴重品（現金、預金通帳、印鑑、免許証、健康保険証（カード））、常備薬（処方箋も含む）、懐中電燈、携帯ラジオ
- 2 余裕がある場合
上記の他若干の食料品、日用品等

第8項 避難所の運営管理

町は、避難所における活動を円滑に実施するため、避難所運営に関するマニュアル等を策定し、必要となる事項について、あらかじめ定めておくものとする。

また、町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供、食物アレルギーに配慮するものとする。

- 1 管理運営体制の確立
管理責任者、連絡員（災害対策本部、応急救護所、物資集積所等との連絡）について、あらかじめ定めておくものとする。
- 2 避難者名簿（様式の作成）
- 3 避難収容中の秩序保持（管理要領）
集団生活に最低限必要な規律等
- 4 災害情報等の伝達（生活情報、安否情報、応急対策実施情報等）
- 5 各種相談業務

第9項 避難所開設に伴う被災者救援措置

- 1 給水措置
- 2 給食措置
- 3 毛布、寝具等の支給
- 4 衣料、日用品の支給
- 5 負傷者に対する応急救護

第10項 避難所の整備に関する事項

- 1 避難生活の環境を良好に保つための設備整備（換気、照明等）
- 2 避難所として必要な施設・設備の整備（貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器、空調等）
 - (1) 耐震性がなく老朽化している田布施町中央公民館を解体し、大規模地震等により町役場本庁が使用不能になった場合、災害対策本部を設置する場所として田布施町保健センターを整備する。
 - (2) 津波・高潮の浸水想定区域にある麻里府公民館を、現在地よりも安全な場所に、防災拠点施設として整備する。併せて、避難経路等の確保を図る。
 - (3) 田布施近隣公園を災害対策機能を強化した田布施防災公園として、駐車場等を整備する。
 - (4) 麻里府防災公園として、災害対策機能を強化した公園等として整備する。
 - (5) 避難所の非常用電源を整備する。
 - ・ 再生可能エネルギーや蓄電池等の積極的な導入。
 - ・ 電気自動車（EV）やハイブリット車（HV）等の整備。当面、1次避難所及び2次避難所（スポーツセンター、田布施農工高校）に整備。
 - ・ 移動式の大容量蓄電池の整備。当面、上記電動車と同様に整備。
- 3 災害情報の入手に必要な機器の整備（テレビ、ラジオ等）
- 4 避難所での備蓄
食料品、水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、間仕切り、炊き出し用具、毛布、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源等避難生活に必要な物資

第11項 避難所及び避難場所、避難時の心得、避難経路等についての普及啓発

- 1 平常時における広報
 - (1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の作成及び配布
 - (2) 住民に対する巡回指導
 - (3) 防災訓練等の実施
- 2 災害時における広報
 - (1) 広報車による周知
 - (2) 避難誘導員による現地広報
 - (3) 自治会等自主防災組織を通じた広報

第12項 被災者支援

住宅被害の調査や罹災認定は税務課、罹災証明書の交付は総務課が担当するが、被災者生活再建支援システム操作の習熟を含めた住家被害の調査の担当者の育成、他団体等との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、平時から罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

第13項 土砂災害警戒区域

- 1 次の事項を町地域防災計画に定めるものとする。
 - (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
 - (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
 - (4) 土砂災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - (5) 救助に関する事項
 - (6) 上記に掲げるもののほか、土砂災害警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体

制に関する事項

- 2 町防災会議は、上記1の規程により町地域防災計画において上記1（4）に掲げる事項を定めるときは、町地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、上記1（1）に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。
- 3 町長は、町地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。
- 4 町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。
- 5 上記4の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記4の計画を作成したときは、遅滞なく、これを町長に報告する。これを変更したときも、同様とする。
- 6 町長は、上記4の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が上記4の計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 町長は、上記6の指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 8 上記4の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記4の計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における上記4の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

第14項 浸水想定区域（水防法第14条、第15条）

- 1 次の事項を町地域防災計画に定めるものとする。
 - (1) 洪水予報等の伝達方法。
 - (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項。
 - (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項。
 - (4) 浸水想定区域内に地下街等で洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下洪水時等）に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの又は大規模工場等で洪水時等に浸水の防止を図ることが必要なもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）がある場合には、当該施設の名称及び所在地
 - (5) (4)において、名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法。
 - (6) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項。
- 2 上記1に掲げられた事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じなければならない。

第15項 津波災害警戒区域

- 1 次の事項を町地域防災計画に定めるものとする。
 - (1) 津波災害警戒区域ごとに津波に関する情報の収集及び伝達、予報、又は警報の発令及び伝達、避難救助その他の被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項。
 - (2) 津波災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用す

る施設がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法。

- 2 町地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、浸水のおそれがある場合における避難施設その他避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じる。

第2節 県のとるべき措置

- 1 震災時における避難誘導、避難所の運用等は、原則として市町が実施することとなるが、県はこれを支援・補完する立場から、避難場所又は避難所として指定された県有施設の必要な整備に努める。
- 2 大規模災害時に市町域を越えて避難する住民のための避難所（広域避難所）を確保するため、県立学校等の県有施設を県があらかじめ選定するとともに、各施設において円滑な運営に向けた訓練等を行うよう努める。また、市町の避難場所の相互利用について、調整指導を行う。
- 3 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の避難体制の点検を行う。
- 4 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制点検の指導を行う。
- 5 津波による浸水が想定される区域を明示するため、県は浸水想定を設定したときは、浸水想定を公表する。

第3節 学校その他防災上重要な施設の避難計画

学校・病院その他、多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者等は、次の事項に留意し、町関係機関と協議の上、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知徹底するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期するものとする。

- 1 学校及び幼児教育施設については、それぞれの地域の特性等を考慮した避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法、収容施設の確保、保健衛生等に関する事項
- 2 病院については、患者を他の医療機関又は安全な場所へ避難させる場合の収容施設の確保、移送の方法、保健衛生等に関する事項
- 3 福祉関係施設については、入所者に対する避難の指示伝達、職員の分担、移送、介護等に関する事項
- 4 その他防災上重要な施設については、避難場所、経路、誘導責任者及び指示伝達方法に関する事項

第4節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供

町及び県は、被災者に対して、応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、被害想定調査結果を踏まえて、あらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。

- 1 応急仮設住宅の建設可能な用地をあらかじめ把握するなど、供給体制の整備をしておく。
- 2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能量の把握及び調達・供給体制をあらかじめ整備しておく。
- 3 公営住宅及び民間賃貸住宅等の空家状況を常に把握し、災害時における被災者への迅速に提供する。

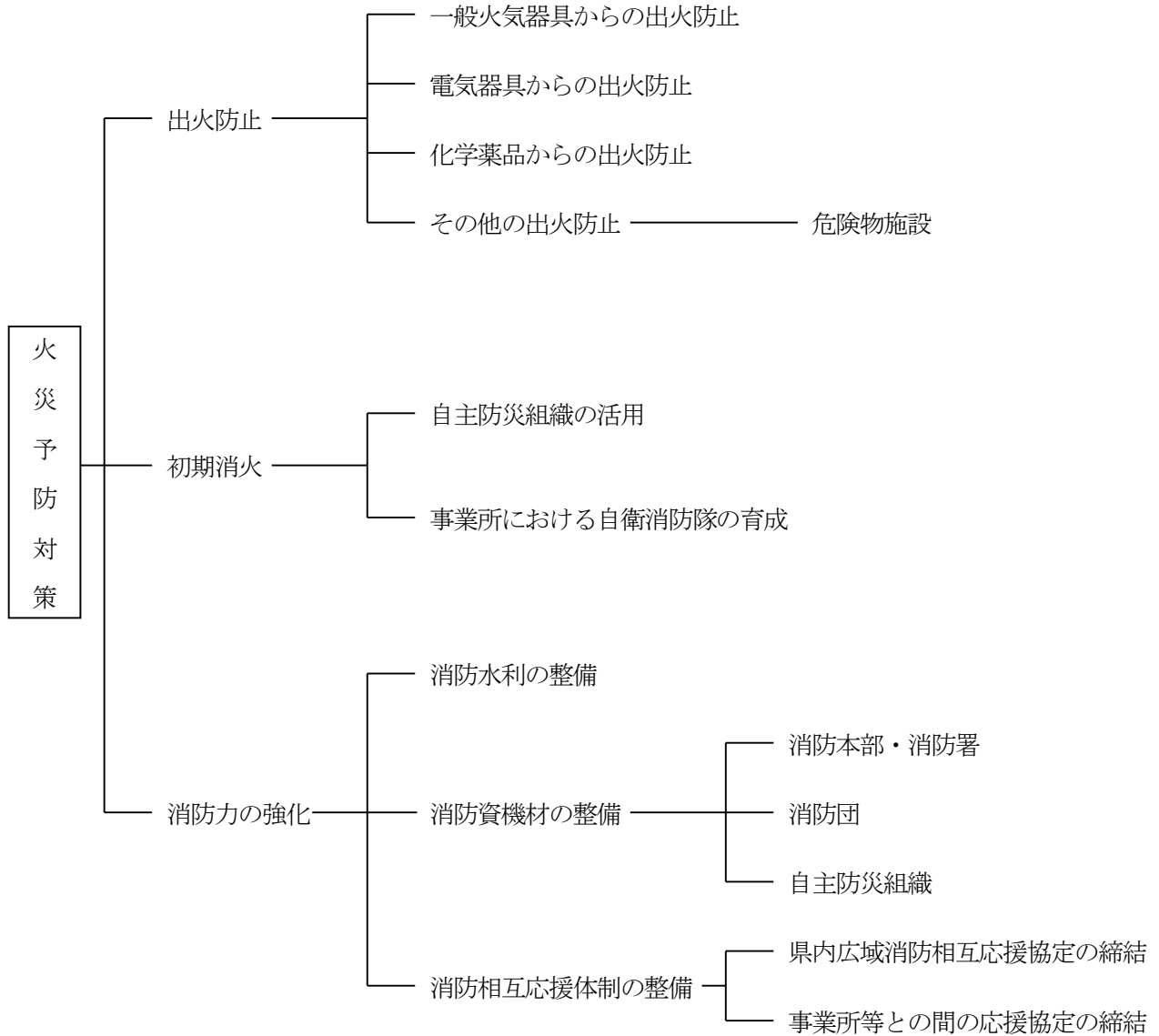
第10章 救助・救急、医療活動

基本計画編第2編第8章「救助・救急、医療活動」を準用する。

第11章 火災予防対策

基本的な考え方

大規模地震時には、同時多発の火災が発生し、甚大な被害を及ぼすことから、町及び県は、平常時における出火防止を基本とした予防対策を推進することが必要である。



第1節 出火防止

近年の地震においては、地震から数時間を経過しての電気器具による出火という過去の地震による出火と異なった形態を示す火災が起きている。機器の進歩、ライフスタイルの変化、安全対策の充実により出火原因や火災の形態に変化が現れており、出火防止についても新たな対策が必要となってきた。

第1項 一般火気器具からの出火防止

地震時におけるガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火は、近年その割合を減少させているが、地震の発生直後に同時多発し消火が困難であること、ガスや油類は他の発火源における出火においても着火物となる可能性が高いことから一般火気器具からの出火防止は重要である。

地震が発生した場合には火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと、落下物に配慮した場所に火気器具を設置すること等の防災教育を積極的に推進する。

また、過熱防止機構の付いたガス器具、耐震自動消火装置付き石油ストーブ、耐震自動ガス遮断装置（マイコンメーター含む）等の普及促進を図る。

第2項 電気器具からの出火防止

近年の地震による出火原因では、電気関係による割合が増えていたが、阪神・淡路大震災では、「不明」を除き「電気による発熱体」が発火源の最多となり、この傾向が顕著となっている。

また、停電後の通電により地震から数時間を経過して出火するという新たな形態の火災が起きており、電気器具からの出火防止対策を講じていく必要がある。

電気ストーブ及び電気コンロについては一般火気器具の出火防止同様、器具周辺に可燃物を置かないこと、落下物に配慮した場所に器具を設置すること等の防災教育を積極的に推進する。

特に、電気ストーブでは、落下物によりスイッチが入ったと考えられる事例や落下物や周辺の散乱物等により転倒状態であっても耐震装置が働かなかつたと考えられる事例、観賞魚用ヒータが空気中に露出し、過熱状態であってもサーモスタットが機能しなかつたと考えられる事例等、従前の予想を超える事象が発生したことに留意し、地震が発生した場合には使用中の電気器具のスイッチを切り、電熱器具などの電源プラグを抜くとともに、避難時にはブレーカーを切ることを住民に啓発することや感震ブレーカー等の普及促進を図っていく。

第3項 化学薬品からの出火防止

学校、研究機関、工場等で使用される化学薬品は、容器の損壊、混合・混触等により、自然発火するおそれがある。

このため、適正な保管、容器や棚の転倒防止措置についての徹底を図っていく。

第4項 その他の出火防止

危険物施設については、出火した場合には付近に与える影響が極めて大きいことから、耐震性の確保等一層の安全管理の徹底を図る。

第2節 初期消火

大規模地震が発生した場合には、同時多発の火災が発生することから、消防機関での消火活動が困難になる。

大規模火災を防ぐには、発災直後における初期消火が最も有効な対策となることから、住民、自主防災組織等地域が一体となった消火活動が求められる。

なお、初期消火には消火器が有効であることから、消火器の有効活用を図るよう住民、自主防災組織等を指

導する。

- 1 震災時の火災発生における初期消火についての知識、技術を習得させるなど、自主防災組織の育成強化を図り、消防機関と一体となった活動体制を確立するよう努める。
- 2 震災時には、事業所の自衛消防隊についてもその活動が大きく期待されることから、自衛消防隊の育成を推進する。

第3節 消防力の強化

町は、大規模地震の発生に対応できる消防力の強化を図るため、計画的に消防資機材等の整備充実を図っていく必要がある。

第1項 消防水利の整備

震災時は、断水等により消火栓が使用できず、消火活動に重大な支障をきたすおそれがあることから、今後、耐震性を有する防火水槽の整備、河川水、海水、農業用水等を活用した自然水利の開発、水泳プール、ため池等を指定消防水利とするなど、消防水利の確保を一層推進していく。

第2項 消防資機材の整備

- 1 消防本部・消防署
通常火災に対応する資機材は整備してきているが、今後、地震火災に有効な消防ポンプ自動車、化学消防車、はしご付ポンプ車、小型動力ポンプ付水槽車、電源車等の整備を推進していく。
- 2 消防団
火災初期における機動的な活動に有効な従来の消防ポンプ車の整備に加え、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車の整備を推進していく。
- 3 自主防災組織
初期消火に必要な可搬式小型動力ポンプ、消火器の整備を推進していく。

第3項 消防相互応援体制の整備

- 1 県内広域消防相互応援協定の締結
- 2 事業所等との間の応援協定の締結

第12章 要配慮者対策

基本計画編第2編第9章「要配慮者対策」を準用する。

第13章 緊急輸送活動

基本計画編第2編第10章「緊急輸送活動」を準用する。

第14章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画

基本計画編第2編第11章「災害救助物資の確保、災害対策基金計画」を準用する。

第15章 ボランティア活動の環境整備

基本計画編第2編第12章「ボランティア活動の環境整備」を準用する。

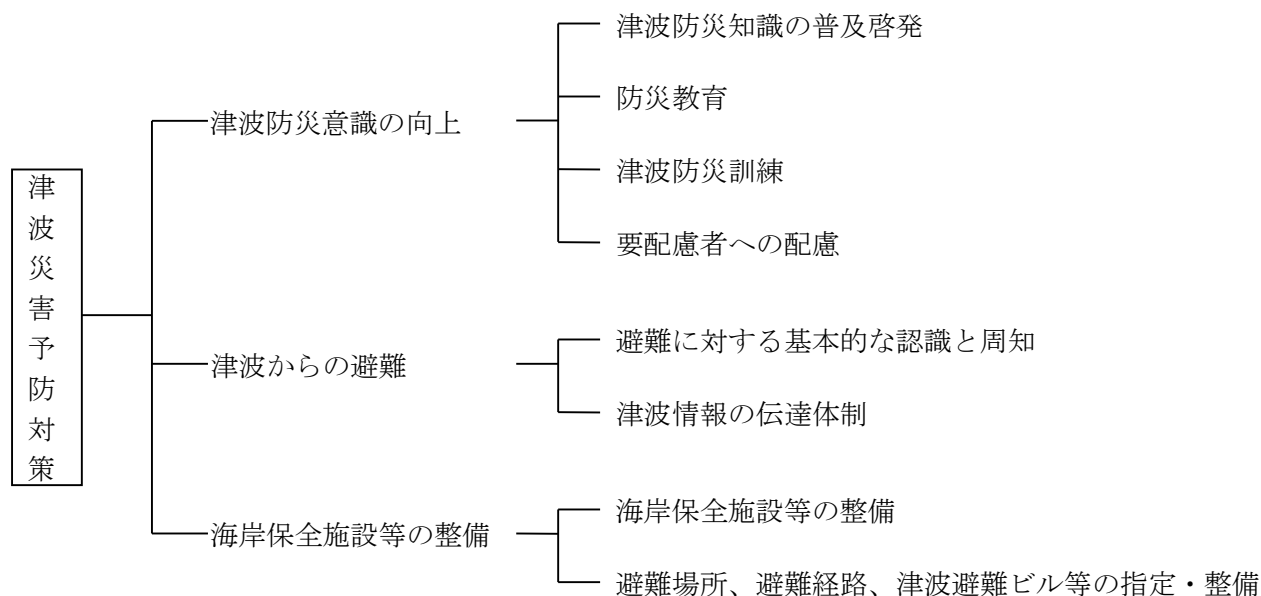
第16章 施設、設備等の応急復旧体制

基本計画編第2編第13章「施設、設備等の応急復旧体制」を準用する。

第 1 7 章 津波災害予防対策

基本的な考え方

- 1 田布施町は瀬戸内海に面していることから、太平洋の海域等で津波が発生すれば、その影響を受けやすい地理的環境にある。このため、海辺で暮らす人はもちろんのこと、旅行や海水浴などで海岸沿いに出かける際にも、津波災害の特徴を理解し、的確な避難行動のとり方を身につけておくことが必要不可欠である。
- 2 津波災害対策の検討にあたっては、以下の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。
 - (1)最大クラスの津波に比べ発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
〔対策〕 海岸堤防、河川堤防などの海岸保全施設の整備による人命、資産の保護
 - (2)発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
〔対策〕 住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸としたハード・ソフト両面による総合的な津波対策



津波予報区の範囲

予報区	沿岸市町
山口県瀬戸内海沿岸	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

第1節 津波防災意識の向上

津波による人的被害を軽減するためには、防災関係機関による防災対策の推進と同時に、町民一人ひとりが自らの命は自分で守るという心構えをもち、発災時における冷静な行動のとり方を身につけることが最も重要であり、そのような風土・文化を醸成する必要がある。

このため、町、県及び防災関係機関は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、町民に対し、津波に関する防災知識の普及啓発を推進するとともに、町民の防災意識の向上を図る。加えて、発災時に円滑かつ的確な行動が行えるよう、自主防災組織等と連携して実践的な防災訓練を実施する。

第1項 津波防災知識の普及啓発

津波による人的被害軽減を図るためには、住民一人ひとりの自主的な避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示の意味と内容の説明などの啓発活動を行うとともに、防災に関する情報を分かりやすく発信する。

また、避難行動に関する知識、津波の特性やメカニズムなどに関する情報、津波の想定・予測の不確実性について周知を図るとともに、家庭での予防・安全対策等の普及啓発を図る。

津波避難に関する次の内容の普及啓発を図る。

- 1 強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。避難にあたっては、徒歩によることを原則とし、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこととなる。船舶については、時間的余裕がある場合には、港外（水深の深い広い海域）に待避すること。
- 2 地震による揺れを感じられない場合でも、大津波警報・津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること。標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波注意報でも避難する必要があること。海水浴等により海辺にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。
- 3 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や、場合によっては数時間から1日以上にわたり、津波が継続する可能性があること、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生のあることから、警報等解除までは沿岸部に近づかないこと。
- 4 地震・津波は自然現象であり想定を超える可能性がある。特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得ること。
- 5 家族等の安否確認のために津波の危険性がある地域へ戻ったり、その場に留まったりすることのないよう、家族等の安否確認の方法や、津波から避難した際の集合場所等について各

家庭であらかじめ話をし、決めておく必要があること。

第2項 防災教育

町、県及び防災関係機関は教育機関及び民間団体等と密接な連携を図り、津波や防災についての基本的な事項を理解し、主体的な避難行動を取る姿勢を醸成する防災教育を実施する。

- 1 学校における防災教育のための指導時間の確保をはじめ、津波に関する資料等の配付、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、津波に関する防災教育を実施する。
- 2 住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。
- 3 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な関わりの中で、津波防災に関する教育の普及推進を図る。
- 4 津波浸水想定を踏まえた避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、周知を図る。

第3項 津波防災訓練

防災週間等を通じ、町、住民及び事業所等が一体となり、積極的かつ継続的に実践的地域訓練を実施し、防災活動力の向上や住民の適切な避難措置等に努める。

- 1 夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく津波防災訓練を行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。
- 2 津波災害を想定した訓練の実施にあたっては、津波到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

第4項 要配慮者への配慮

町及び県は、防災知識の普及や防災訓練の実施にあたっては、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

第2節 津波からの避難

津波からの迅速かつ的確な避難のため、町は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示の具体的な発令基準をあらかじめ定めるとともに、県をはじめ防災関係機関等の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた情

報伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

第1項 避難に対する基本的な認識と周知

津波災害は、波源域の場所や地形の条件等によって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じるなど地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要があり、さらに、自然現象であることから、大きな不確定要素を伴うため、想定やシナリオには一定の限界があることに留意すること。

1 避難方法

津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難にあたっては徒歩を原則とするが、歩行困難者が避難する場合や想定される津波に対して徒歩で避難が可能な距離に適切な避難場所がない場合のように、自動車避難を検討せざるを得ない場合においては、自動車による避難には限界があることを踏まえ、各地域で合意形成を図ったうえで避難方法の検討をする必要がある。

2 津波ハザードマップの作成・周知

町は、県の津波浸水想定等を踏まえ、津波防災地域づくりに関する法律第55条に基づく津波ハザードマップの作成し、住民等への周知を図る。

なお、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分に検討し、地域の防災教育や津波避難訓練に活用するなど効果的な周知に努める。

3 町の津波避難体制の確立

町は、津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ確に行動することができるよう、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等、地域の実情を考慮した具体的かつ実践的な津波避難計画の早期作成に努め、津波避難訓練等を通して、より実践的な計画にするよう見直しを進める。

(1) 避難指示

町は、避難指示の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、直ちに避難指示の発令ができる組織体制の整備を図る。

(2) 住民等の避難誘導体制

ア 津波発生時には、徒歩による避難を原則としつつ、各地域の実情や要配慮者の存在等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法をあらかじめ検討する。

イ 避難する住民の安全確保はもちろんのこと、消防職団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。避難誘導にあたる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導する。

ウ 避難場所の位置がわかるような案内・誘導板や標高（海拔）がわかる海拔表示板の整備に努めるとともに、避難場所の周知を図ること。

エ 多数の人出が予想される漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣り場、海辺の観光地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工者等）、及び自主防災組織等と連携して、これらの者の協力体制を確保するように努めるとともに、地震発生直後に津波発生の危険性が高い場合においては、日頃から過去の事例等により啓発活動を

行うよう努める。

4 要配慮者及び外来者の避難

(1) 津波による被害のおそれのある地域の要配慮者施設等の管理者は、入所者の避難に相当の要員と時間を要することを考慮して、津波に対する安全な場所の確保、避難への近隣住民の協力をあらかじめ得る等、万全を期すものとする。

(2) 町は、要配慮者施設等の避難対策について支援するとともに、在宅の要配慮者の避難対策についても近隣住民、自主防災組織等の協力が得られるよう体制の整備に努める。

また、観光地や海水浴場等外来者の多い場所では、駅・宿泊施設・行楽地におけるハザードマップの掲示、避難場所・避難路の誘導表示・海拔表示板などにより、周知を図る。

5 町の津波避難体制確立への県の支援

県は、津波が発生した際に、町の津波対応や住民等の迅速な避難行動ができるよう、町に津波浸水予測図や津波高、浸水深など津波シミュレーションを実施した結果のデータを提供するとともに、避難方法及び避難場所、避難路等を指定する際の基本的な考え方や方向性を示した津波避難計画策定指針等を作成し、津波ハザードマップや津波避難計画の作成、見直しを支援する。

第2項 津波情報の伝達体制

1 津波警報等及び避難指示の伝達について関係機関はあらかじめ漏れのないよう系統、伝達先を再確認しておくものとする。

2 地域住民等への情報伝達体制の確立

住民等には迅速に避難行動をとってもらう必要があることから、町はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、住民等への津波警報等及び避難指示の迅速かつ的確な伝達に努めるとともに、避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

3 同報無線の整備活用

地域住民等に対する情報伝達や避難指示を迅速かつ、確実に実施するため、同報無線の整備拡充、更新に努める。また、停電の影響やバッテリー切れ等のためその機能が失われないよう、非常用電源の確保、耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設などを検討する。

4 多様な伝達手段の確保

J-ALERTの受信機と防災行政無線の自動起動機の運用や、エリアメールや緊急速報メール、衛星携帯電話やワンセグ、スマートフォンなどのあらゆる情報手段の活用を検討する。

5 海岸線等への情報伝達

海岸線付近の観光地、海水浴場等に対する迅速かつ、効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、観光客等へ情報伝達できる体制の確立に努める。

6 港湾、漁港、船舶等への情報伝達

港湾関係機関、漁港管理者、漁業協同組合等と相互協調のもと、迅速な情報伝達体制の確立に努める。

第3節 海岸保全施設等の整備

第1項 海岸保全施設等の整備

1 海岸保全施設の整備に係る基本的な考え方

護岸や堤防など海岸保全施設の高さ・構造等の設定は、想定される津波のうち、発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の推計結果等を踏まえ決定することとする。また、施設整備については、過去の被災状況や

背後の土地利用等を勘案し、緊急度の高い箇所から引き続き進める。

2 津波防災対策を策定するにあたって必要となる検討事項

(1) 性能水準

海岸保全施設の整備にあたって必要となる耐震性、液状化対策等の性能水準を検討する。

(2) 電動化・自動化等

水門、陸閘等の閉鎖については、津波発生時における作業員の安全確保の観点から、電動化や自動化等の必要性について検討する。

第2項 避難場所、避難経路、津波避難ビル等の指定・整備

1 避難場所の整備にあたっては、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

2 町は、津波浸水想定区域内において民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、確実に避難できるような体制の構築に努める。

3 住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

4 避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう安全性の確保を図るものとする。

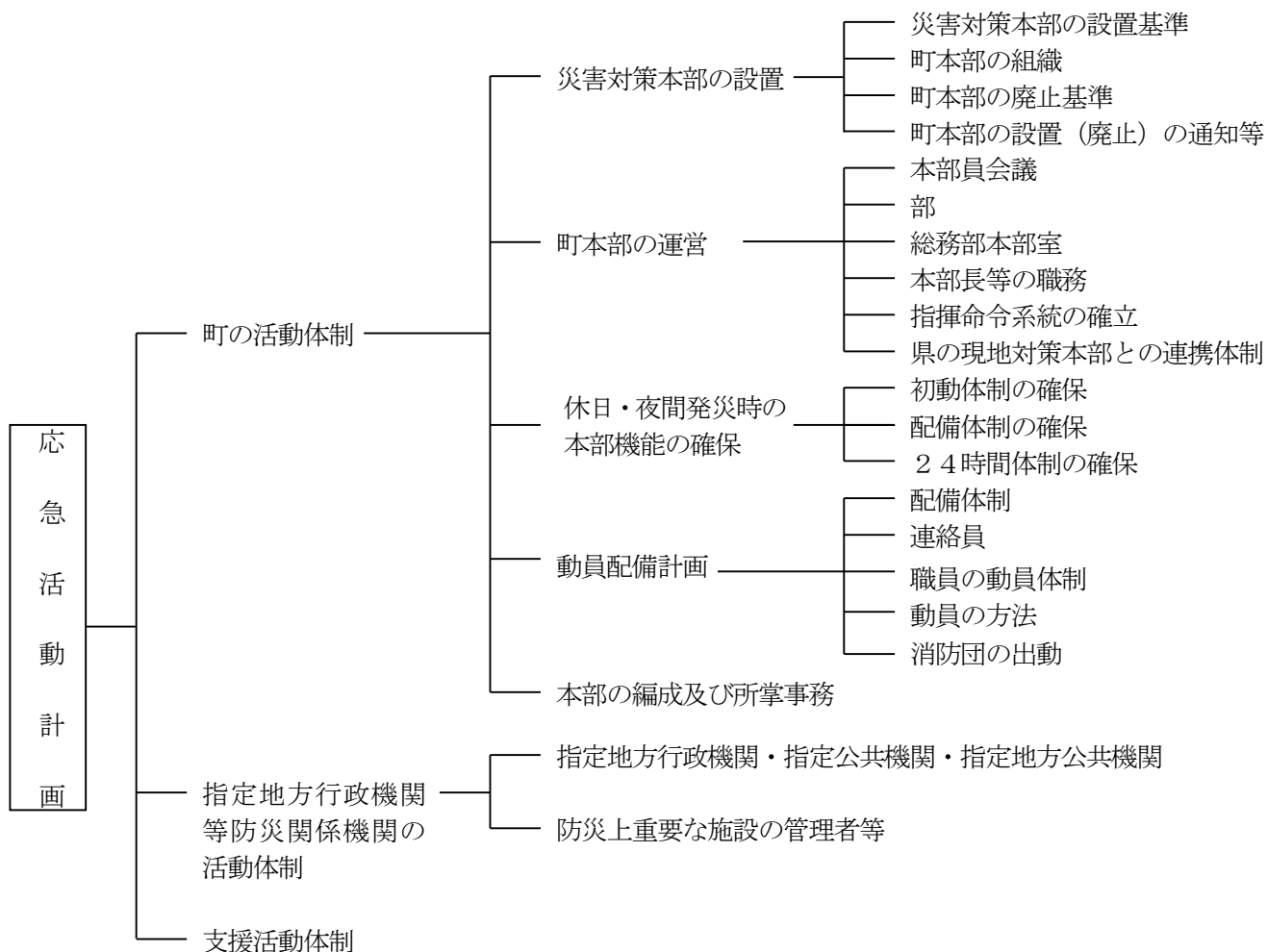
5 避難場所の案内板や避難誘導標識、海拔表示板の整備に努める。

第3編 災害応急対策計画

第1章 応急活動計画

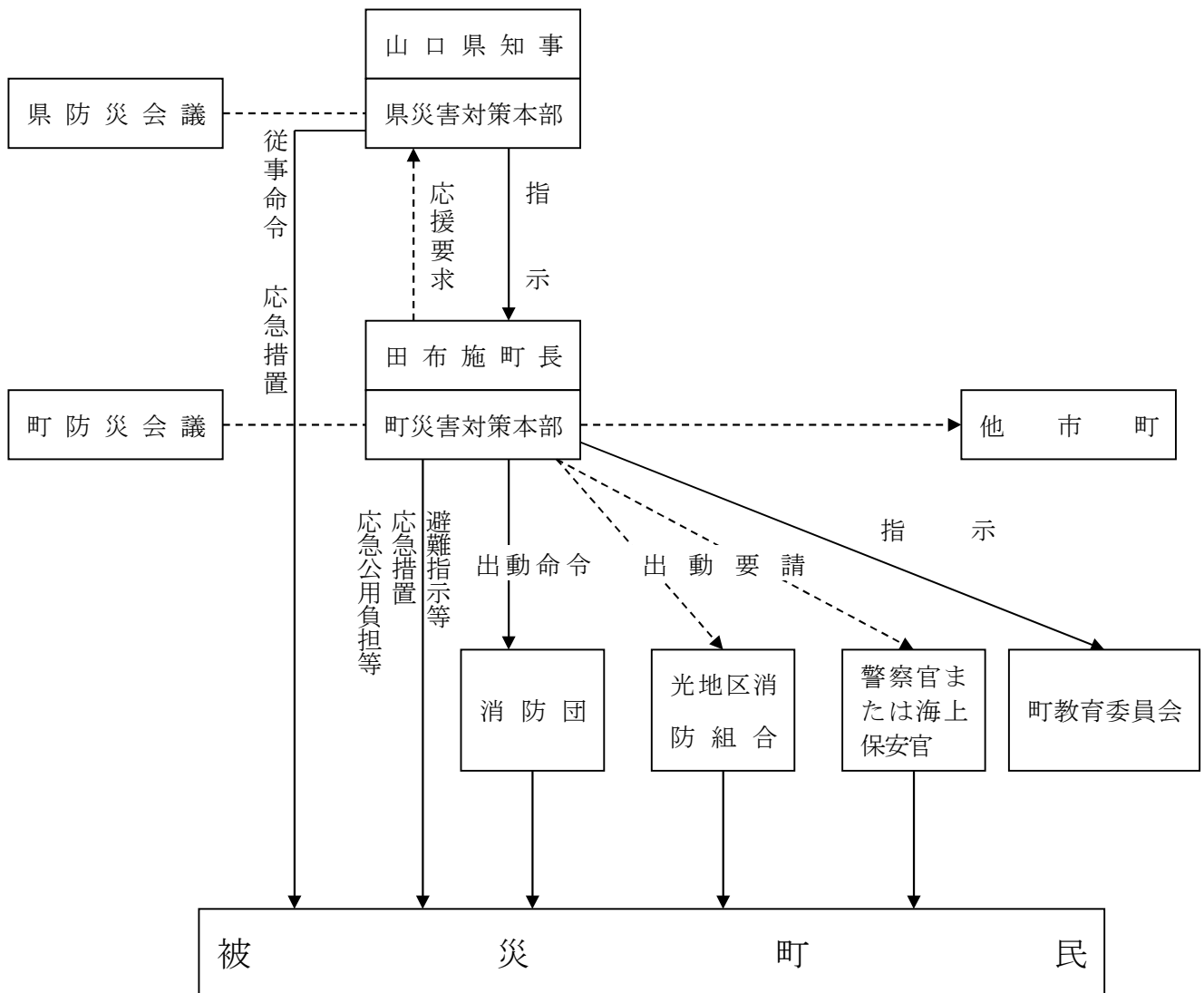
基本的な考え方

町の地域に地震、津波による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、県、国、地方公共団体、防災関係機関及び住民は一致協力して、災害応急対策に従事するも者の安全の確保を図るよう十分配慮しつつ、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に止める必要がある。このため、応急対策活動の実施に必要な計画を定め、万全を期するものとする。



第1節 町の活動体制

町長は、町の地域に地震、津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、法令及び本計画の定めるところにより指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関の協力を得て災害応急対策を実施する。



第1項 災害対策本部の設置

町長は、災害対策に係る責務を遂行するため必要があるときは、田布施町災害対策本部（以下「町本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

1 町災害対策本部の設置基準

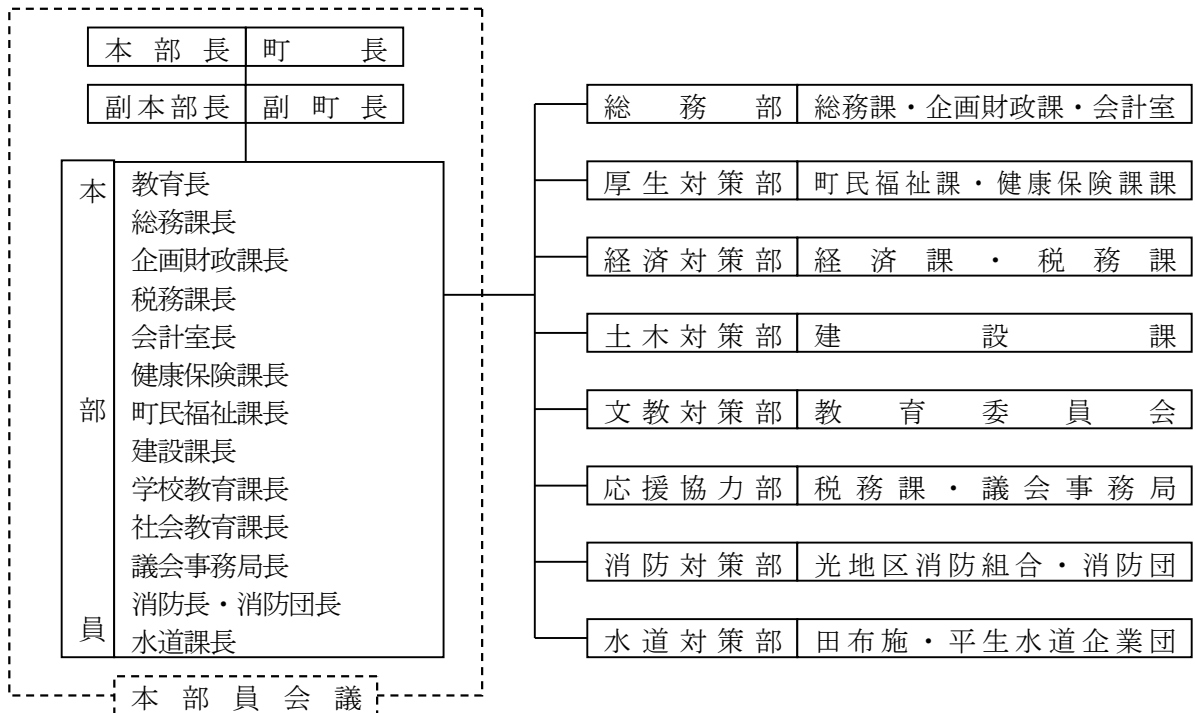
- (1) 町の地域内に震度5強以上の地震が発生した場合。
- (2) 山口県瀬戸内海沿岸に大津波警報が発表され、相当な災害が発生し、又は、災害が予想されるとき

2 町本部の組織

町本部の組織は、本部長（町長）、副本部長（副町長）及びその下に設置される各対策部をもって構成する。

議会事務局は、本部付きとし、対策本部と議会との連絡に努めるものとする。

なお、出先機関は、各主管課の下に配置される。



3 町本部の廃止基準

町長は、町の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、町本部を廃止する。

4 町本部の設置（廃止）の通知等

総務課長は、町本部が設置（廃止）されたときは、直ちに、その旨を次により通知及び公表するものとする。

通知及び公表先	担当者	備考
知事（防災危機管理課）	総務課	防災行政無線、一般電話、FAX等
防災会議構成機関	〃	電話、FAX
町の機関	各主管課	電話、FAX、広報車等
町民	総務課	防災行政無線、登録制メール、電話（自治会長）、広報車等

第2項 町本部の運営

1 本部員会議

本部長は、町の災害対策を推進するため、必要の都度本部員会議を開催し、災害対策に係る基本方針を決定する。なお、必要に応じ意見聴取・連絡調整等のため関係機関の出席を求めるものとする。

- (1) 本部体制の配備及び廃止に関する事。
- (2) 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関する事。
- (3) 災害救助法の適用に関する事。
- (4) 自衛隊の災害派遣要請に関する事。
- (5) 指定行政機関、指定公共機関等に対する応急措置等の実施要請及び他市町・県に対する応援要請に関する事。
- (6) 災害対策に要する経費に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか重要な災害対策に関する事。

2 部

- (1) 部は本庁における災害対策活動実施組織として、本部員会議の決定した方針に基づき災害対策業務

の実施に当たる。

町本部に置く部及び構成する組織は、次のとおりとする。

部の名称	部を構成する組織	部長となる本部員	備考
総務部	総務課・企画財政課・会計室	総務課長	
厚生対策部	町民福祉課・健康保険課	町民福祉課長	
経済対策部	経済課	経済課長	
土木対策部	建設課	建設課長	
文教対策部	教育委員会	教育長	
応援協力部	税務課・議会事務局	税務課長	
消防対策部	光地区消防組合・消防団	消防長・消防団長	
水道対策部	田布施・平生水道企業団	水道課長	

注) 部を構成する組織には、当該組織の出先機関を含むものとする。

(2) 部局横断的チームの設置

大規模災害が発生し、県外から広域的な応援職員及び緊急支援物資の受入れが想定される場合には、災害対策本部内に部局横断的なチームを設置する。

ア 応援職員等調整チーム

総務部を中心に応援職員の派遣・受入れに係る県内市町、知事会等との調整、応援職員の宿泊場所の確保等を実施するチームを設置する。

イ 緊急支援物資対策チーム

厚生対策部を中心に支援物資の調達・提供・輸送等に係る市町、知事会、協定事業者等との調整を実施するチームを設置する。

3 総務部本部室

本部長は、災害発生の初動対応から広域支援の受け入れまで対応できるよう、対策に応じた班の拡充や、応援職員の追加を行うとともに、必要なスペースを確保して、関係機関や各部局との総合調整機能が発揮できるよう、町本部の事務局となる総務部本部室の体制整備に努めるものとする。

4 本部長等の職務

(1) 本部長 (町長)

本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

(2) 副本部長 (副町長)

本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 本部員 (本部を構成する部の部長等)

本部長の命を受け、各々が所掌する災害対策に従事する。

5 指揮命令系統の確立

(1) 災害対策本部……町長不在の場合は、副町長が、町長・副町長不在の場合は、総務課長が指揮を執る。

(2) 各対策部……各部長 (各課長等)、課長補佐の順で指揮を執る。

6 県の現地対策本部との連携体制

県が災害対策地方本部及び現地対策本部を設置した場合には、一体的な応急対策を実施するために必要な措置を講じる。

第3項 休日・夜間発災時の本部機能の確保

大規模地震 (震度5強以上) 等の発生時には、初期段階での素早い対応がその後の防災対策の成否を左右する。

このため、夜間、休日を含め勤務時間外における本部機能確保を目的として、初期における活動体制の確保を図る。

1 初動体制の確保

大規模地震発生時には、職員は直ちに登庁し、あらかじめ定められた職務を遂行し、本部機能の確保に努める。

2 配備体制の確保

職員参集システム、震度情報ネットワークシステムを活用した非常時職員参集体制を整備する。

具体的には、自主参集が可能となるよう、各対策本部員及び各班長（各課長補佐）等に携帯電話等を保有させ、初動時の配備体制の確保を図る。

3 24時間体制の確保

現在、宿直員から各対策本部員への電話連絡により対応している。今後、各種観測施設、防災対策に係る情報システム等の導入整備の検討を進める中で、24時間配備体制についても検討を進める。

第4項 動員配備計画

1 配備体制

(1) 地震

ア 災害対策本部未設置

種 別	配 備 の 基 準	体 制 の 概 要	配 備 課
警 戒 体 制	震度4の地震が発生した場合	・ 災害の拡大を防止するため、必要な準備の開始及び災害情報の収集活動を主とする体制	総務課（1名） 建設課（2名） 経済課（1名） 教育委員会（1名）
特別警戒体制	震度5弱の地震が発生した場合 ----- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合	・ 災害が発生し、なお拡大のおそれがある場合の体制で、情報収集、防災関係機関との連絡活動、災害予防応急措置等を実施する体制 ・ 事態の推移によっては、非常体制に切り替える体制	総務課（3名） 建設課（7名） 経済課（2名） 町民福祉課（1名） 教育委員会（1名）
災害警戒本部	特別警戒体制下において、町長が必要と認めたとき	・ 特別警戒体制下において、災害応急活動の方針決定等で、町長が必要と認めた場合で、全課長により組織される災害警戒本部を設置する体制	全 課 長 上 記 職 員 その他必要と認められる職員

イ 災害対策本部設置

種 別	配 備 の	体 制 の 概 要	配 備 課
非 常 体 制	震度5強以上の地震が発生した場合	・ 本町全域に災害が発生し、大規模災害となっている場合で、町の総力を挙げて災害対策に取り組む体制 ・ 災害応急活動に従事する事ができる全職員による体制 ・ 消防団全分団出動	全 職 員

(2) 津波

ア 災害対策本部未設置

種 別	配 備 の 時 期	体 制 の 概 要	配 備 課
警 戒 体 制	町沿岸に津波注意報が発表された場合	・ 海面監視、関係機関等からの気象・水象現象等の情報収集活動体制	総務課（1名） 建設課（2名） 経済課（1名）
特別警戒体制	町沿岸に津波警報が発表された場合	・ 津波による災害の発生が予想されるため、住民への避難広報・誘導、災害の拡大防止のための必要な準備の開始及び発生後における災害情報、災害応急対策に必要な諸準備に取り組む体制	総務課（3名） 建設課（7名） 経済課（2名） 町民福祉課（1名） 教育委員会（1名）

災害警戒本部	特別警戒体制下において、町長が必要と認めたとき	・ 特別警戒体制下において、災害応急活動の方針決定等で、町長が必要と認めた場合で、全課長により組織される災害警戒本部を設置する体制	全課長 上記職員 その他必要と認められる職員
--------	-------------------------	---	------------------------------

イ 災害対策本部設置

種別	配備の時期	体制の概要	配備課
非常体制	町沿岸に大津波警報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> 津波による災害の発生の可能性が極めて高く、早急な住民への広報・避難誘導を実施する体制 災害応急活動に従事する事ができる全職員による体制 消防団全分団出動 	全職員

2 連絡員

部長は、本部と緊密な連絡を保持するため、あらかじめ部の連絡員を指名し、本部長の指示により連絡員を本部に派遣する。

3 職員の動員体制

- (1) 災害対策本部設置時の部長に充てられる者は、それぞれの部内の動員計画を作成し、職員に周知しておく。
- (2) 各所属長は発災初期の情報収集、本部設置準備等の活動に従事する職員について、出勤時間等を勘案し、あらかじめ指名しておく。

4 動員の方法

- (1) 勤務時間内にあつては、庁内放送、防災行政無線、電話で行う。
- (2) 勤務時間外
警戒・特別警戒体制では、配備担当課職員に対して電話、携帯電話へのメール送信等での呼び出しを行う。
- (3) 自主参集
町の地域内に震度5強以上の地震が発生した場合又は、大津波警報が発表された場合は、全職員は、配備連絡等を待たずに、直ちに所属の課（所）に参集するものとする。
- (4) 非常参集
災害による交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、各所属長等に連絡し、指示に従う。

5 消防団の出動

消防団長は次の場合、消防団全分団に出動命令を出す。

- (1) 町内で震度5強以上の地震が発生した場合
- (2) 本部長から出動要請がある場合

第5項 本部の編成及び所掌事項

本部の編成及び所掌事項は、次のとおりとする。なお、災害対策本部が設置されていないときであっても、次の所掌事務にしたがって、防災対策を実施するものとする。

部 (部長)	部を構成する課	部の所掌事項
総務部（総務課長）	総務課 企画財政課 会計室	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の総括に関する事。 2 本部員会議に関する事。 3 各部及び関係機関の災害対策の連絡・調整に関する事。 4 気象に関する情報の収集伝達に関する事。 5 各部からの災害情報及び、報告事項のとりまとめに関する事並びに速報に関する事。 6 災害情報及び、災害対策の発表並びに広報に関する事。 7 自衛隊の災害派遣要請及び海上保安部に対する出動要請等に関する事。 8 消防団に関する事。 9 災害視察者に対する措置に関する事。 10 災害関係職員の動員及び職員の災害派遣に関する事。 11 災害対策に必要な財政措置に関する事。 12 災害対策に関する事務で他部に属しない事項。 13 応急救助に要する経費、その他金品の出納に関する事。 14 災害時における物資の調達に関する事。 15 災害写真に関する事。 16 公務災害補償に関する事。 17 避難指示等の住民への伝達に関する事。 18 町有財産の災害対策並びに被害調査とりまとめに関する事。 19 自動車の配車調整に関する事。 20 水防警報及び水防対策に関する事。 21 水防用資材及び器具の確保に関する事。 22 部内及び他部の応援に関する事。 23 広報・公聴に関する事。 24 庁内情報システム保全管理に関する事。 25 災害時における被災者等へのホームページ等による必要な情報提供に関する事。

部 (部長)	部を構成する課	部の所掌事項
厚生 対策 部 (町 民 福 祉 課 長)	町民福祉課 健康保険課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法の適用に関すること。 2 災害救助に関する計画の総括及び活用に関すること。 3 関係施設の被害状況のとりまとめ及び応急復旧に関すること。 4 応急救助に関する関係機関との連絡に関すること。 5 避難所の開設、運営に関すること。 6 民生・児童委員との連絡に関すること。 7 救助事務の指導及び連絡に関すること。 8 義援金品の受入れ・配分に関すること。 9 民生安定に関すること。 10 ボランティアの活動支援に関すること。 11 園児の安全確保、施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 12 入所者の安全確保、施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 13 その他救助対策に関すること。 14 汚水、排水、有害物質、油濁等による公害の防止対策に関すること。 15 遺体の埋葬及びこれに必要な措置に関すること。 16 ゴミ、がれきの処理及び清掃に関すること。 17 食品衛生に関すること。 18 救助班及び他部の応援に関すること。 19 応急医療及び助産に関すること。 20 医療機関との連絡に関すること。 21 医薬品、衛生器材の確保に関すること 22 防疫に関すること。 23 被災者の健康管理、保健相談に関すること。 24 その他応急衛生対策に関すること。 25 その他被災地の生活衛生に関すること。
経 済 対 策 部 (経 済 課 長)	経 済 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林業関係の被害状況のとりまとめ等に関すること。 2 水産関係の被害状況の取りまとめ等に関すること。 3 農林業用施設の災害対策に関すること。 4 農林業用施設の被害状況調査に関すること。 5 農林業用施設の水防及び復旧に関すること。 6 災害時における食糧の確保に関すること。 7 災害時における家畜の管理、防疫及び飼料の確保に関すること。 8 罹災農林業者の対する金融相談に関すること。 9 その他応急農林対策に関すること。 10 罹災商工業者の被害状況調査に関すること。 11 罹災商工業者に対する金融相談に関すること。 12 その他応急商工業者対策に関すること。 13 観光施設の保全及び応急復旧に関すること。 14 観光施設の被害状況調査に関すること。 15 関係機関との連絡調整に関すること。 16 漁港関係施設等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。

部 (部長)	部を構成する課	部 の 所 掌 事 項
土 木 対 策 部 （ 建 設 課 長 ）	建 設 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設関係の被害調査状況のとりまとめに関する事。 2 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設等、土砂災害の応急対策に関する事。 3 河川の応急対策に関する事。 4 道路及び橋梁の応急復旧に関する事。 5 関係機関との連絡調整に関する事。 6 緊急輸送道路の確保及び必要な措置に関する事。 7 公園緑地の被害状況のとりまとめ及び応急対策に関する事。 8 下水道に関する事。 9 応急仮設住宅の建設に関する事。 10 町営住宅の被害調査及び応急修理に関する事。 11 被災者への町営住宅等の提供及び必要な措置に関する事。 12 建設業者等に対する支援要請及び連絡調整に関する事。 13 資材の調達及び確保に関する事。 14 その他、応急の土木建築対策に関する事。
文 教 対 策 部 （ 教 育 長 ）	教 育 委 員 会	<ol style="list-style-type: none"> 1 文教施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 児童生徒の避難措置並びに災害救助活動に関する事。 3 被災児童生徒に対する学用品の供給等に関する事。 4 被災児童生徒に対する医療、防疫、給食等に関する事。 5 ICT 機器等を活用した応急教育の実施に関する事。 6 文化財に関する事。 7 災害用主食及び副食の調達確保に関する事。 8 避難所開設の協力及び避難施設の安全対策に関する事。 9 応援機関、団体との連絡調整に関する事。 10 応援機関、団体の宿泊に関する事。 11 その他、応急文教対策に関する事。
応 援 協 力 部 （ 税 務 課 長 ）	税 務 課 議 会 事 務 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部の応援協力に関する事。
消 防 対 策 部 （ 消 防 団 長 ）	消 防 団	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防団員の動員に関する事。 2 消防・水防活動に関する事。 3 災害情報の収集・広報に関する事。 4 避難に関する事。 5 人命救助、救出に関する事。 6 巡視・警戒に関する事。 7 光地区消防組合と連携した活動に関する事。 8 その他本部長が指示する災害応急措置に関する事。

部 (部長)	部を構成する課	部の所掌事項
水道対策部 (水道課長)	田布施・平生水道 企業団	1 給水施設の災害対策及び町民への給水に関すること。 2 浄水場施設の災害対策に関すること。

第2節 指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制

第1項 指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関

- 1 町の地域に地震、津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び町防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町及び県の実施する応急対策が、的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。
- 2 上記1の責務を遂行するために必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準等を定めておくものとする。

第2項 防災上重要な施設の管理者等

町の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、企業及びその他の法令の規定等による防災に関する責任を有する者は、町内に地震、津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、町防災計画及び自ら定める防災計画等により、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、町及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

このため必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備、サービスの基準を定めておくものとする。

第3節 支援活動体制

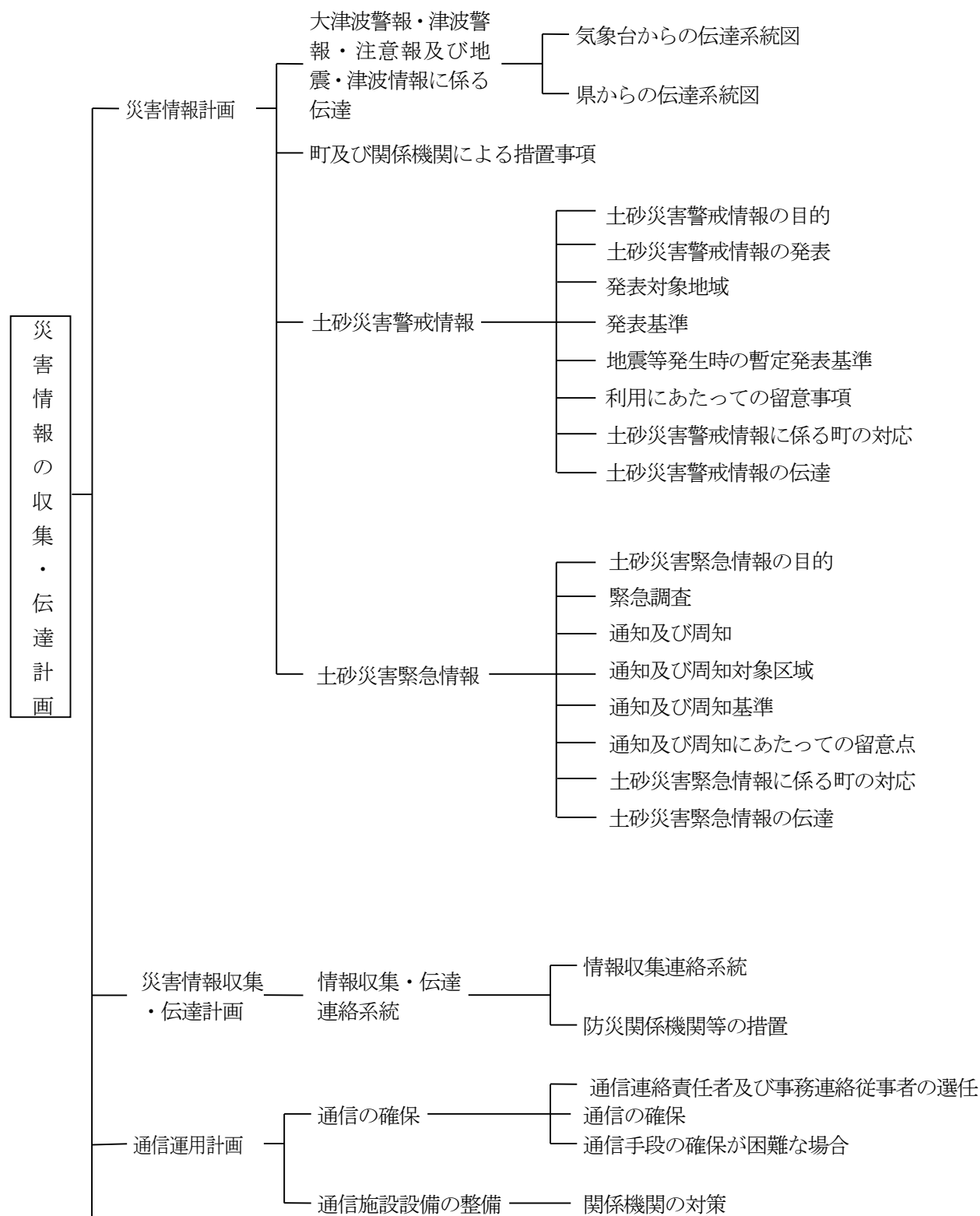
- 1 緊密な連携の確保
地方公共団体、指定行政機関、公共機関、各事業者等は相互に緊密な連携の確保及び緊密な情報交換に努めるものとする。
- 2 応援協力体制の確保
災害時において、各地方公共団体及び関係機関は、相互の応援協力による支援活動体制を確立し、迅速かつ円滑な応急対策活動を実施する。
第3編 第6章 応援要請計画参照
- 3 防災業務関係者の安全確保
各地方公共団体、国及び関係機関は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るものとする。
各地方公共団体、国及び関係機関は、応急対策活動中の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行うものとする。

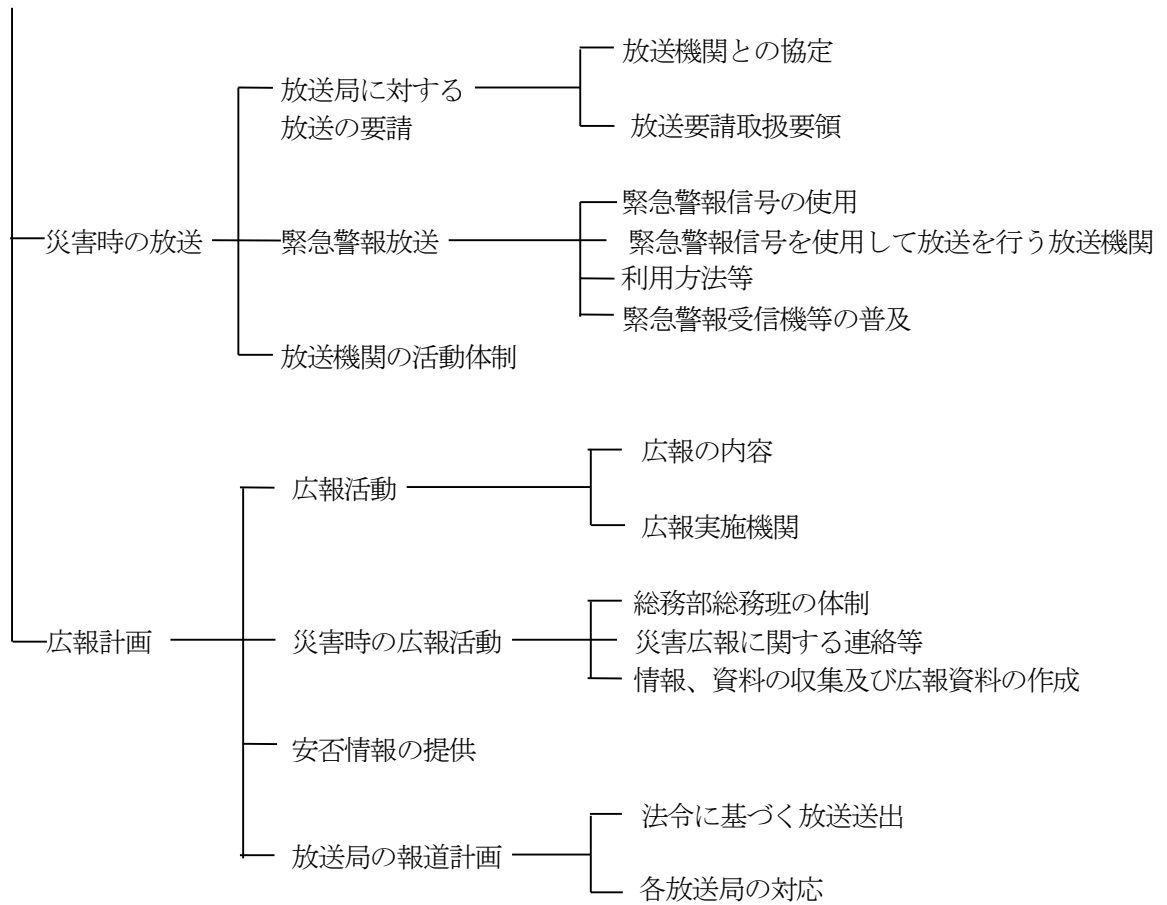
第2章 災害情報の収集・伝達計画

基本的な考え方

地震等により災害が発生した場合において、防災関係機関が迅速・的確に応急対策を講じるうえで災害情報の収集、伝達は最も重要なものとなる。

また、町を始めとする防災機関が実施する広報は、被災地の混乱を防ぎ、民心を安定させるうえで重要な役割を担う。





第1節 災害情報計画

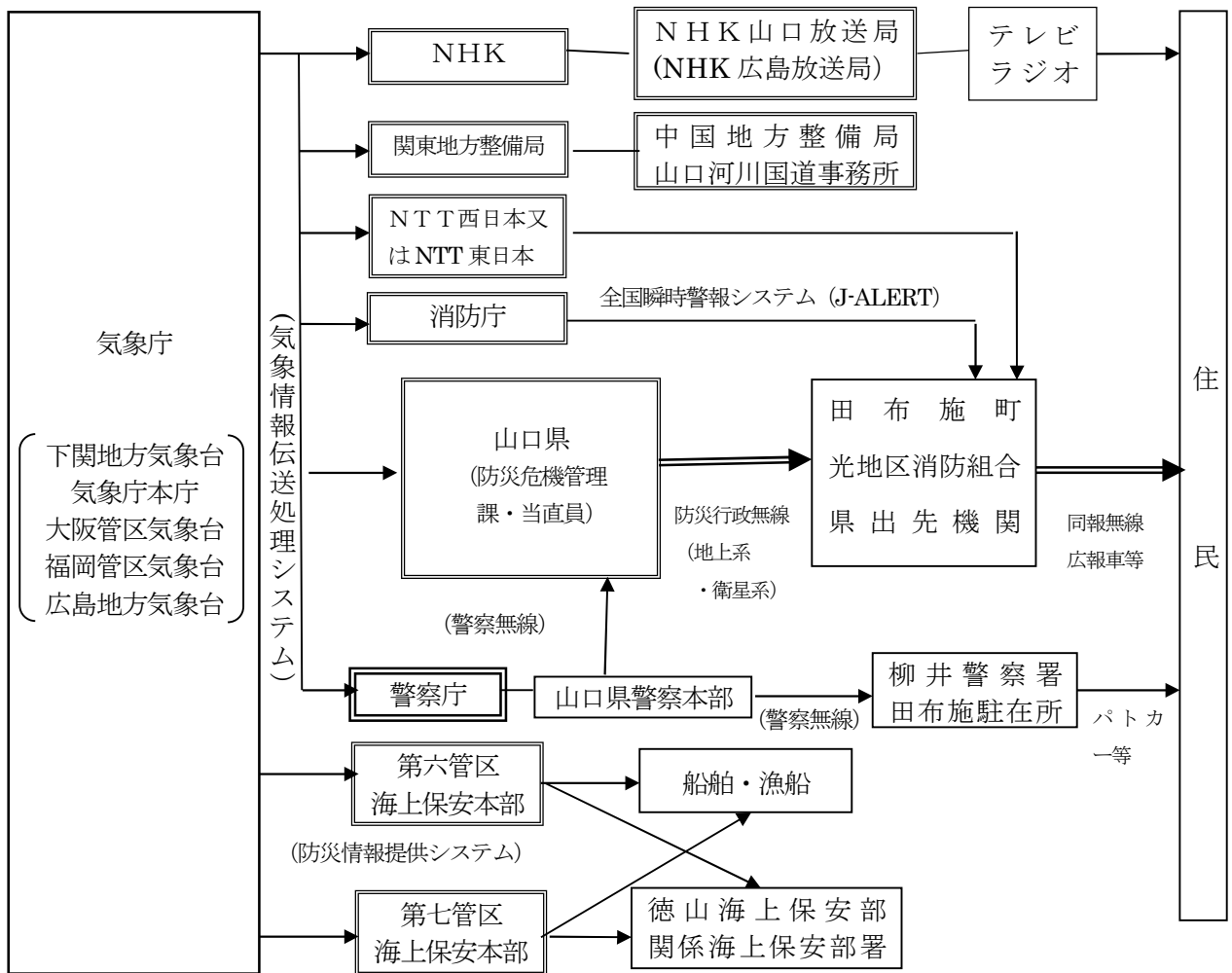
【県・国（気象台）・町・警察・防災関係機関】

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは、被害の軽減を図るために、町、県を始めとして防災関係機関が得た情報を住民等に迅速かつ正確に伝達する必要がある。このため、本節では、災害に関する予警報の発表・伝達について必要な事項を定める。

第1項 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報に係る伝達

各防災関係機関は、相互の有機的連携のもとに、地震、津波に関して必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに住民及び関係機関に伝達する。

1 気象台からの伝達系統図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

第2項 町及び関係機関による措置事項

大津波警報・津波警報・津波注意報、地震・津波に関する情報等の伝達等に関して、町及び関係機関が実施する措置は、次のとおりである。

関係機関	措置内容																					
気象台 (緊急地震速報については気象庁)	<p>1 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・緊急地震速報・津波に関する情報の伝達</p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報</p> <p>ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等</p> <p>気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分（一部の地震※については最速2分程度）を目標に大津波警報、津波警報、または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。</p> <p>※ 日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震</p> <p>この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</p> <p style="text-align: center;">津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (津波の高さの予想の区分)</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報*</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m超 (10m<予想高さ)</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</td> </tr> <tr> <td>10m (5m<予想高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td>5m (3m<予想高さ≤5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>3m (1m<予想高さ≤3m)</td> <td>高い</td> <td>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</td> </tr> </tbody> </table>			種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	大津波警報*	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	10m (5m<予想高さ≤10m)	5m (3m<予想高さ≤5m)	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
種類	発表基準	発表される津波の高さ				想定される被害と取るべき行動																
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表																			
大津波警報*	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。																		
		10m (5m<予想高さ≤10m)																				
		5m (3m<予想高さ≤5m)																				
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。																		

関係機関	措置内容				
気象台 (緊急地震速報については気象庁)	種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
			1 m (0.2m<予想高さ≤1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。
*大津波警報は、特別警報に位置付けられる。					
イ 津波警報・注意報と避難のポイント					
震源が陸地に近いと大津波警報・津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあるので、強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始する。					
津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあるので、直ちにできる限りの避難をする。					
津波は沿岸の地形との影響により、局所的に予想より高くなる場合があるので、ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難する。					
津波は長い時間くり返し襲ってくるので、大津波警報・津波警報が解除されるまでは、避難を続ける。					
(2) 津波情報					
津波情報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。					
津波情報の種類と発表内容					
情報の種類		発表内容			
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報		各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表に記載）を発表※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも速く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。			
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報		主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表			
津波観測に関する情報		沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）			

関係機関	措置内容	
気象台 (緊急地震速報については気象庁)	情報の種類	発表内容
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について	
	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 ・津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることもあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険である。そのため、最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 	
	沿岸で観測された津波の最大波の発表内容	
津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は、「微弱」と表現)
(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について		
<ul style="list-style-type: none"> ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値*(第1波の推定到達時刻)、最大波の推定到達時刻と推定高さを津波予報区単位で発表する。 ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 		
沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値*)の発表内容		
津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を發表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表

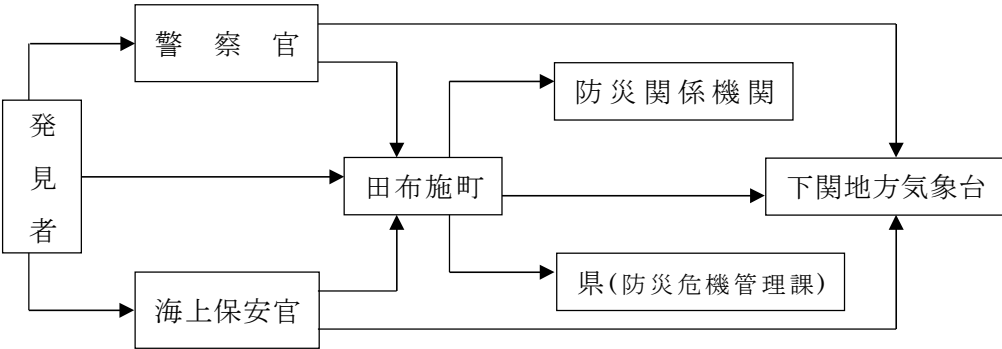
関係機関	措置内容										
気象台 (緊急地震速報については気象庁)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="400 248 707 286">津波警報等の発表状況</th> <th data-bbox="707 248 1077 286">沿岸で推定される津波の高さ</th> <th data-bbox="1077 248 1417 286">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 286 707 365">津波注意報を発表中</td> <td data-bbox="707 286 1077 365">(すべての場合)</td> <td data-bbox="1077 286 1417 365">沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table>			津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容	津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表		
	津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容								
	津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表								
	<p>*沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p>										
	<p>(3) 津波予報 津波発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="400 633 810 672">発表される場合</th> <th data-bbox="810 633 1417 672">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 672 810 710">津波が予想されないとき</td> <td data-bbox="810 672 1417 710">津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 710 810 826">0.2m 未満の海面変動が予想されたとき</td> <td data-bbox="810 710 1417 826">高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 826 810 981">津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき</td> <td data-bbox="810 826 1417 981">津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table>			発表される場合	内容	津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	
発表される場合	内容										
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表										
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表										
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表										
<p>(4) 緊急地震速報 ア 緊急地震速報の発表等 気象庁は、最大震度 5 弱以上または長周期地震動階級 3 以上が予想された場合に、震度 4 以上または長周期地震動階級 3 以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度 6 弱以上の揺れを予想した緊急地震速報は、地震動特別警報に位置づけられる。 下関地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。</p> <p>注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。</p>											
<p>(5) 地震情報の種類とその内容 地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表している。</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="400 1648 544 1720">地震情報の種類</th> <th data-bbox="544 1648 890 1720">発表基準</th> <th data-bbox="890 1648 1417 1720">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 1720 544 1836">震度速報</td> <td data-bbox="544 1720 890 1836">・震度 3 以上</td> <td data-bbox="890 1720 1417 1836">地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1836 544 1989">震源に関する情報</td> <td data-bbox="544 1836 890 1989">・震度 3 以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない)</td> <td data-bbox="890 1836 1417 1989">「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</td> </tr> </tbody> </table>			地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	震源に関する情報	・震度 3 以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
地震情報の種類	発表基準	内容									
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。									
震源に関する情報	・震度 3 以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。									

関係機関	措置内容		
気象台 (緊急地震速報については気象庁)	地震情報の種類	発表基準	内容
	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村毎の観測した震度を発表。
	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の地震情報(地震回数に関する情報)」で発表。
	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎の長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。
	推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 250m 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述し発表。
	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
	<p>(6) 地震活動に関する解説資料等</p> <p>地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。</p>		

関係機関	措置内容		
気象台 (緊急地震速報については気象庁)	解説資料等の種類	発表基準	内容
	地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合は、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
	地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
	地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の県内の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
<p>(7) 南海トラフ地震に関連する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表。 ○「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。 ○「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。 			
詳細は下表のとおり。			
「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件			
情報名		情報発表条件	
南海トラフ地震臨時情報		<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合 	

関係機関	措置内容					
気象台 (緊急地震速報については気象庁)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="411 232 858 271">情報名</th> <th data-bbox="858 232 1433 271">情報発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="411 271 858 656">南海トラフ地震関連解説情報</td> <td data-bbox="858 271 1433 656"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合もある。 </td> </tr> </tbody> </table>		情報名	情報発表条件	南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合もある。
	情報名	情報発表条件				
	南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合もある。				
	<p>「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。</p>					
	地震発生等から 5～30分程度	調査中	<p>各キーワードを付記する条件</p> <p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{*1}でマグニチュード6.8以上^{*2}の地震^{*3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 			
地震発生等から 最短で2時間程度	巨大地震警戒 巨大地震注意 調査終了	<ul style="list-style-type: none"> ○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{*4}8.0以上の地震が発生したと評価した場合 ○監視領域内^{*1}において、モーメントマグニチュード^{*4}7.0以上の地震^{*3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合 ○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合 				
<p>※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。</p> <p>※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。</p> <p>※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。</p> <p>※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、</p>						

関係機関	措置内容						
気象台 (緊急地震速報については気象庁)	<p>モーメントマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いる。</p> <p>2 津波予報区の範囲</p> <table border="1" data-bbox="427 398 1393 595"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 398 708 439">予報区</th> <th data-bbox="708 398 1393 439">沿岸市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 439 708 479">山口県日本海沿岸</td> <td data-bbox="708 439 1393 479">下関市、萩市、長門市、阿武町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 479 708 595">山口県瀬戸内海沿岸</td> <td data-bbox="708 479 1393 595">下関市、宇部市、山口市、周南市、防府市、下松市、岩国市、山陽小野田市、光市、柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、和木町</td> </tr> </tbody> </table>	予報区	沿岸市町	山口県日本海沿岸	下関市、萩市、長門市、阿武町	山口県瀬戸内海沿岸	下関市、宇部市、山口市、周南市、防府市、下松市、岩国市、山陽小野田市、光市、柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、和木町
予報区	沿岸市町						
山口県日本海沿岸	下関市、萩市、長門市、阿武町						
山口県瀬戸内海沿岸	下関市、宇部市、山口市、周南市、防府市、下松市、岩国市、山陽小野田市、光市、柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、和木町						
県	<p>1 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達 地震・津波の重要な情報等について、気象台、警察本部から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、防災行政無線（地上系・衛星系）またはY S Nにより市町及び消防本部に通知するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。 この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い他の通信に先だった取り扱いを行うものとする。</p> <p>2 近地地震、津波等に係る情報の伝達 県内市町で震度4以上の地震が観測された場合、収集した地震情報を、直ちに沿岸市町、消防本部、警察本部に伝達するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。</p> <p>3 重要な情報の伝達 地象、水象その他の災害原因に関する情報について、気象台、市町、県出先機関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、関係市町、消防本部に対して伝達するとともに、関係部局、関係防災機関に通報する。 通報を受けた部局は、直ちに、所属出先関係機関に通報する。</p> <p>4 関係機関等における津波警報、注意報の受信様式 市町及び消防本部については、防災行政無線地上系又は衛星系によりF A X送信されるが、止むを得ない場合は音声となる。また、県出先機関については、地上系によりF A X送信されるが、止むを得ない場合は音声での伝達となることから、「津波警報、注意報受信用紙」により受信するものとする。</p>						
警察本部	<p>1 異常現象の通報 警察署長は、異常現象を認知したとき又は住民からの通報を受けたときは、速やかに、関係市町及び下関地方気象台に通報する。</p>						
町	<p>1 津波警報、注意報及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達</p> <p>(1) 地震・津波の重要な情報等について、県、警察署（駐在所）、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、住民に周知する。 この場合、警察機関、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じるものとする。</p> <p>(2) 住民等への津波警報、避難指示等の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておくものとする。 また、伝達先等に漏れないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認をしておくものとする。</p> <p>(3) 漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣場、海浜の景勝地など行楽地、養殖場、沿岸部の工事現場等、多数の者が利用あるいは働いている施設の管理者等に対して、あらかじめ津波警報等発令時等における避難誘導等への協力体制を確保しておくものとする。</p>						

関係機関	措置内容		
町	<p>2 近地地震、津波に対する自衛措置</p> <p>(1) 近海で地震が発生した場合、気象台からの津波警報発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生を考えて町長は、直ちに次の措置を講じる。 ア 海浜、港湾等にある者、海岸付近の住民等に、直ちに、安全な場所に避難するよう勧告又は指示する。 イ 海浜、港湾等に所在する施設の管理者等に対して、必要な避難誘導をとるよう要請する。</p> <p>(2) 町に対する津波情報の伝達は、放送による方が早い場合があるので、地震感知後少なくとも当該地方の報道機関の放送を一定時間（1時間以上）聴取する。責任者及び海面監視のための要員を定め、近地地震津波に備えておくものとする。報道機関からの津波警報が放送された場合においても、町長は、直ちに上記による措置をとるものとする。</p> <p>(3) 津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない場合及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった場合、町長は、気象業務法施行令第10条の規定に基づき、「津波警報」を発表し、適切な措置を講じるものとする。</p> <p>(4) 地震情報の早期収集を目的に、県が「計測震度計」を設置しており、これの観測値等も参考にして、上記（1）に掲げる措置を速やかに実施するものとする。</p> <p>3 異常現象の通報</p> <p>災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、県（防災危機管理課）、防災関係機関、下関地方気象台に通報する。</p> <p>(1) 通報系統図</p>  <pre> graph LR 発見者 --> 警察官 発見者 --> 海上保安官 発見者 --> 田布施町 警察官 --> 田布施町 海上保安官 --> 田布施町 田布施町 --> 防災関係機関 田布施町 --> 県["県(防災危機管理課)"] 田布施町 --> 下関地方気象台 警察官 --> 下関地方気象台 </pre> <p>(2) 通報を要する異常現象</p> <table border="1" data-bbox="438 1653 1420 1921"> <tr> <td>異常潮位 異常波浪 地震動により引き起こされる現象 その他地震に関するもの</td> <td>天文潮より著しく高く、又は低く異常に変動した場合 海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風波で、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合 地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭等 群発地震、噴火現象</td> </tr> </table> <p>(3) 通報項目 ア 現象名 イ 発生場所 ウ 発見日時分 エ その他参考となる情報</p> <p>4 一般的な災害原因に関する情報の通報</p>	異常潮位 異常波浪 地震動により引き起こされる現象 その他地震に関するもの	天文潮より著しく高く、又は低く異常に変動した場合 海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風波で、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合 地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭等 群発地震、噴火現象
異常潮位 異常波浪 地震動により引き起こされる現象 その他地震に関するもの	天文潮より著しく高く、又は低く異常に変動した場合 海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風波で、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合 地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭等 群発地震、噴火現象		

関係機関	措置内容
	<p>地象等災害原因に関する重要な情報について、県、警察及び関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民に周知する措置を講じるとともに、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者等に通報するものとする。</p> <p>5 県からの津波予報の受信取り扱い</p> <p>県からの伝達は、通常、県防災行政無線衛星系によりFAXで送信されるが、止むを得ない場合は音声での伝達となることから、「津波警報、注意報受信用紙」により受信するものとする。</p>
光地区消防組合消防本部	<p>1 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達</p> <p>地震・津波の重要な情報等については、町、県、警察署（交番等）から通報を受けたときは、直ちに消防署等に一斉通知し、住民への周知を図る。</p> <p>2 近地地震津波に対する情報の伝達</p> <p>強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波の発生を考え、直ちに沿岸住民等に対して注意の呼び掛け、避難誘導活動等の措置をとる。</p> <p>3 異常現象その他の情報の伝達</p> <p>異常現象、地震に起因して発生する水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを町（総務課又は宿直）、県（防災危機管理課又は守衛室）及び関係機関に通報するとともに、住民に周知する。</p>
海上保安部・署	<p>1 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達</p> <p>地震・津波の重要な情報等については、管区气象台（福岡、大阪）等から通報を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに巡視船艇及び航空機による巡回等により直ちに船舶及び海上作業関係者等へ周知するとともに、必要に応じて関係事業所に周知する。</p>
西日本電信電話株式会社	<p>1 警報の伝達</p> <p>気象業務法に基づいて、福岡管区气象台から伝達された警報をFAXにより関係市町に連絡する。</p> <p>2 警報の取扱い順位等</p> <p>警報は、全ての通信に優先して取り扱い、特に津波警報は他の警報に優先して取り扱う。</p>
報道機関	本章第4節「災害時の放送」に記述
その他の防災関係機関	气象台、県、警察、町、海上保安部等から通報を受けた地震・津波の重要な情報等については、所属機関に対して、直ちに通報するとともに、必要な措置を講じるものとする。

第3項 土砂災害警戒情報（気象業務法第11条、災害対策基本法第40条及び第55条、土砂災害防止法第27条）

1 土砂災害警戒情報の目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、町長が防災活動や住民等への避難指示等の発令等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民の自主避難の判断を支援することを目的とする。

2 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第11条並びに災害対策基本法第40条及び第55条並びに土砂災害防止法第27条に基づき、下関地方气象台と県が共同で作成発表する。

県は市町の円滑な避難指示等の発令判断に資するため、土砂災害防止法第27条に基づき、町へ通知するとともに、一般に周知する。

3 発表対象地域

県内の全市町を発表対象地域とし、市町単位で発表される。

4 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 警戒基準

大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予想に基づいて算出した降雨指標が基準に達したときとする。

(2) 警戒解除基準

降雨指標が基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想されるときとする。

ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、山口県土木建築部と下関地方気象台が協議のうえ、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

5 地震発生時の暫定発表基準

(1) 対象となる事象

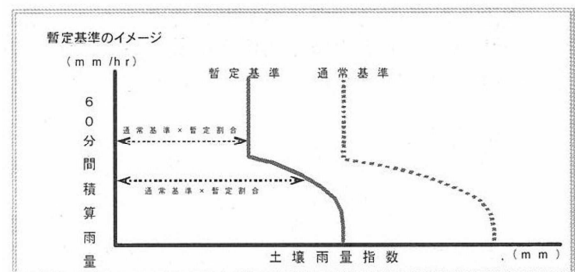
- ・震度5強以上の地震を観測した場合
- ・台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合

(2) 暫定発表基準について

地震発生の場合、原則として、以下の割合を乗じた暫定基準とする。その他の事象の場合は、山口県土木建築部と下関地方気象台は、速やかに国土交通省砂防部、国土技術政策総合研究所、気象庁大気海洋部等に相談し、必要に応じて関係機関等から意見を聴取しつつ、暫定基準の設定を調整する。

[通常の基準に乘じる割合]

	地震	
	震度5強の地域	震度6弱以上の地域
土壌雨量指数	8割	7割



6 利用に当たっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する

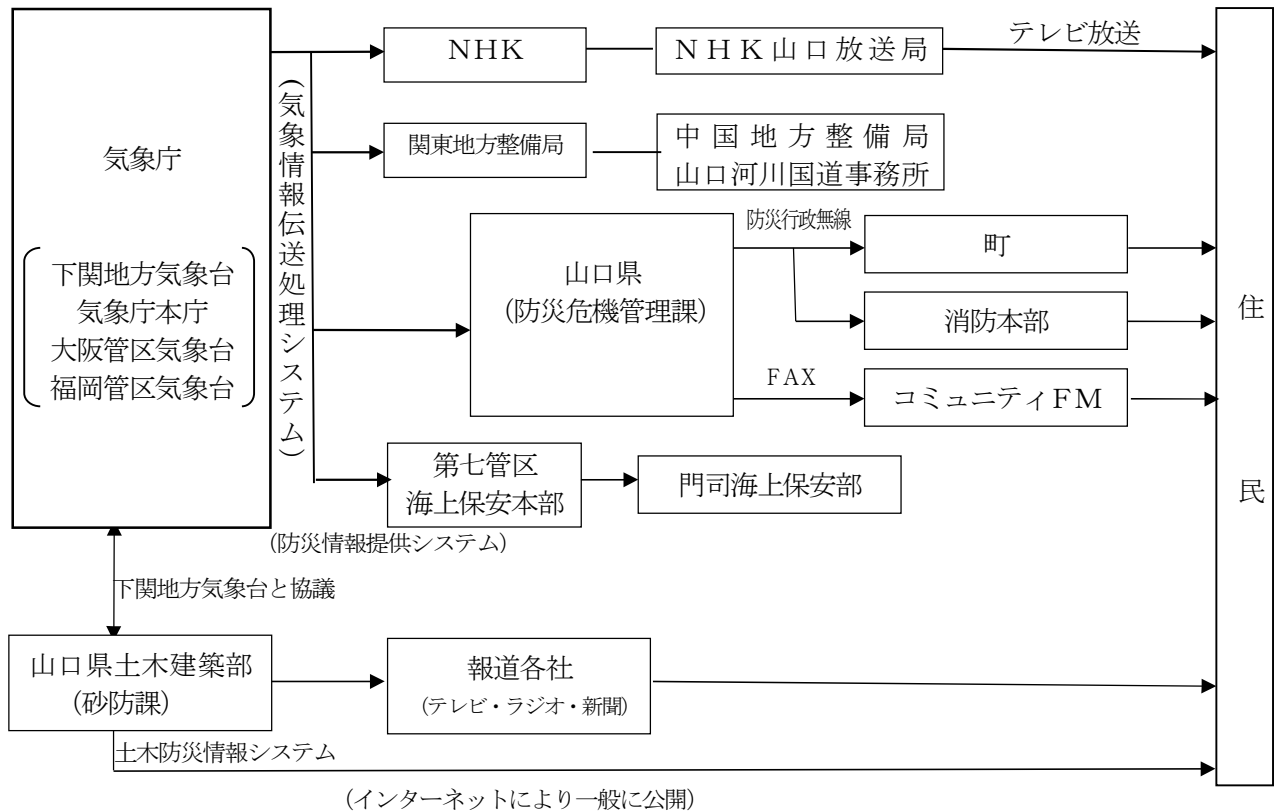
7 土砂災害警戒情報に係る町の対応

町長は直ちに避難指示を発令することを基本とする。

なお、避難指示等の発令にあたっては、発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に対应的確に発令するよう努めるものとする。

8 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりである。



第4項 土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第28条、第31条）

1 土砂災害緊急情報の目的

地すべりによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に緊急調査を実施し、避難のための立退きの指示の判断に資するため、重大な土砂災害が急迫していると想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係市町長に通知するとともに、一般住民に周知することにより災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とする。

2 緊急調査

地すべりによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に、土砂災害防止法第28条の規定に基づき緊急調査を実施する。

なお、緊急調査の着手にあたっては、急迫性要件とその規模要件の2つの要件から判断する。急迫性要件とは、地割れ又は建築物の外壁に亀裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつつあること。規模要件とは、被害が想定される土地の区域に存する居室を有する建築物の数がおおむね10戸以上であること。

3 通知及び周知

地すべりによる重大な土砂災害が急迫していることを確認した場合は、同法第31条の規定に基づき、町長に通知するとともに、一般住民に周知する。

4 通知及び周知対象区域

地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域の単位で通知及び周知を行う。

5 通知及び周知基準

土砂災害緊急情報は、以下の場合に通知及び周知する。

- ・緊急調査及び解析によって、地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域が特定され、かつ重大な土砂災害が急迫していると認められる場合（急迫情報）

- ・継続期における緊急調査によって、地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化すると認められた場合（継続情報）
- ・緊急調査によって、地すべりによる重大な土砂災害がないと認められた場合、又はその危険が急迫したものではないと認められた場合（終了情報）

6 通知及び周知にあたっての留意点

土砂災害緊急情報報は、町や一般住民に避難の判断のための情報を提供するものであり、迅速な調査、通知及び周知が必要となる。

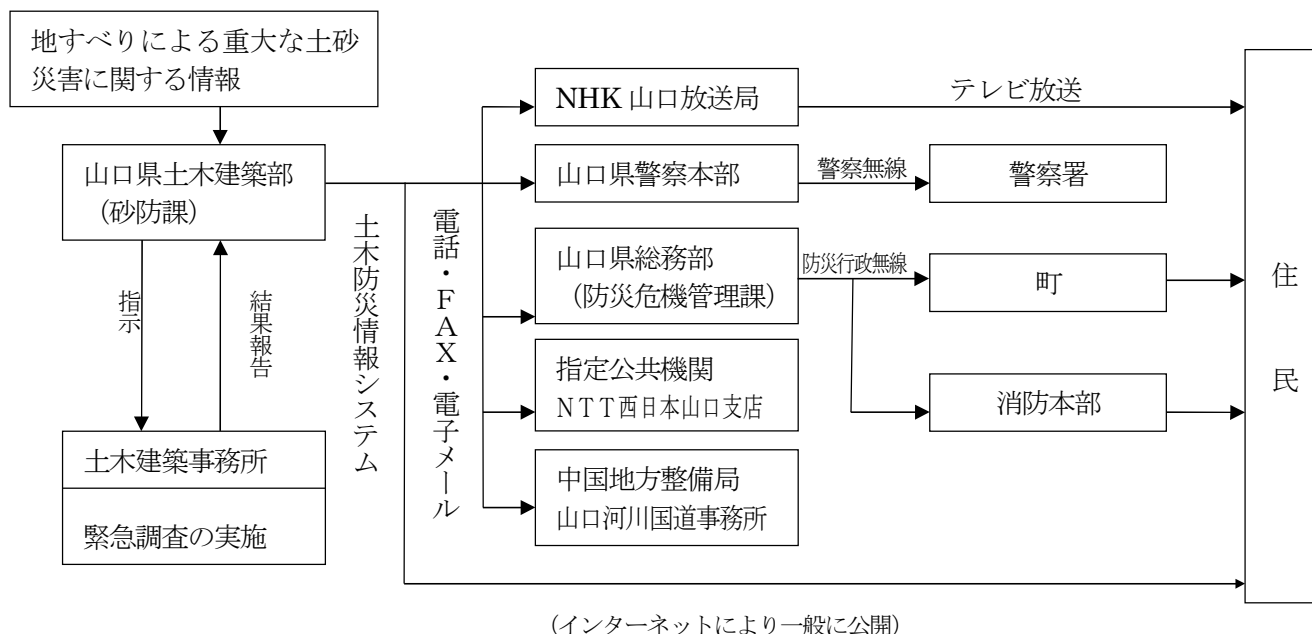
このため、通知及び周知にあたっては、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報には、一定の誤差を含むことに留意する。

7 土砂災害緊急情報に係る町の対応

町長は、避難等の発令にあたり、土砂災害緊急情報を活用し、判断を行う。

8 土砂災害緊急情報の伝達

土砂災害緊急情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりである。



第2節 災害情報収集・伝達計画

【町・県・警察・防災関係機関】

災害発生時において、被害状況の迅速かつ的確な把握は、救助法の適用、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資、資機材の調達等、あらゆる災害応急対策を実施するうえで基本となる。

このため、町・県を始めとする防災関係機関は、災害の発生に際して速やかに管内における所掌する業務に関して必要な情報を把握し、国等関係機関に報告することが求められる。

このため、震災時の情報収集及び伝達に関して、必要な事項を定める。

第1項 情報収集・伝達連絡系統

町・県及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、必要な情報を迅速・的確に収集するとともに、関係機関に速やかに伝達する。

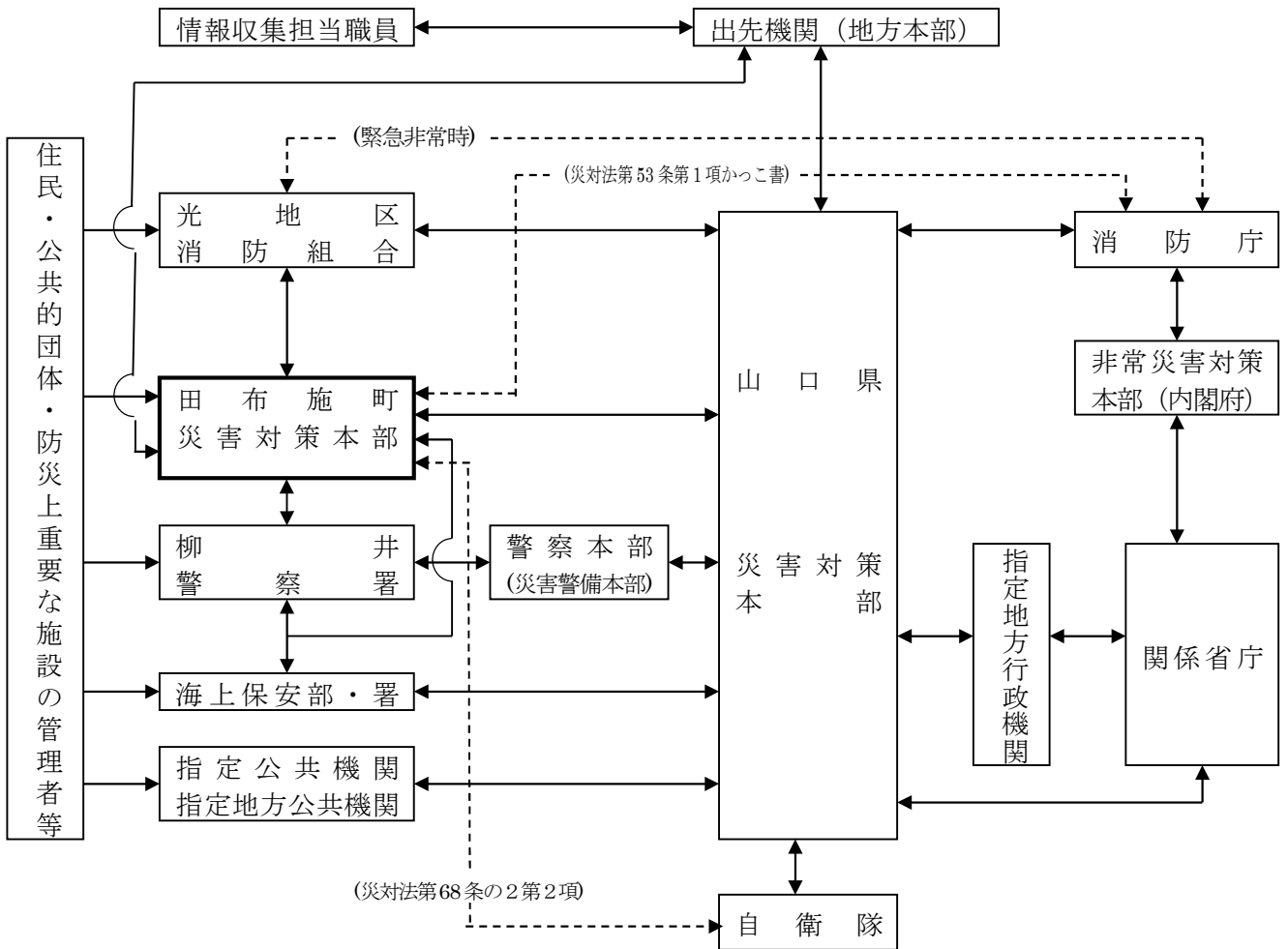
また、状況に応じて住民に対して適時適切な災害情報の伝達を行うものとする。

なお、情報伝達に際しては、要配慮者に配慮するとともに、住民にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。

1 情報収集連絡系統

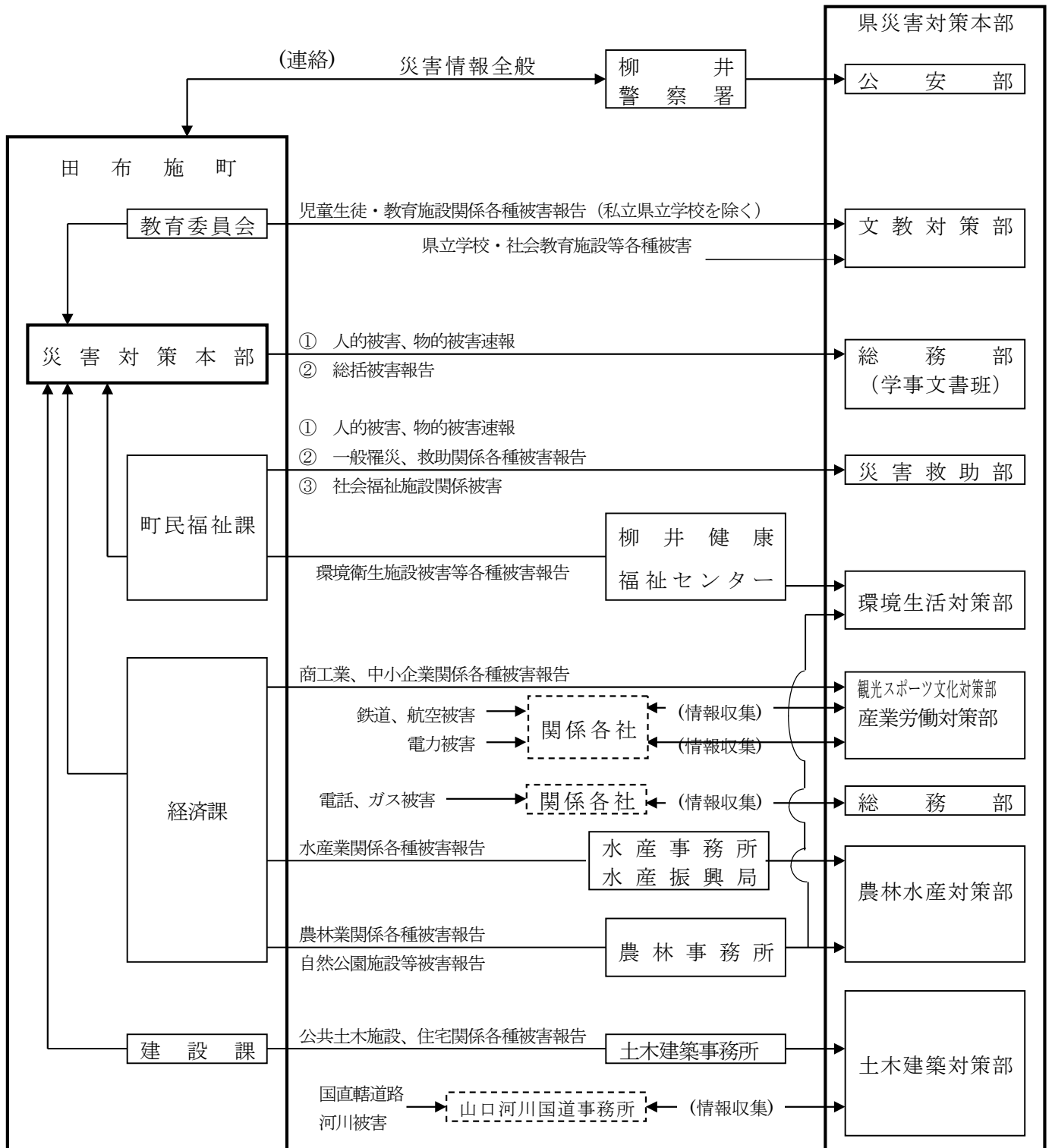
(1) 連絡系統図

地震、津波による災害情報の連絡の流れは、次のとおりである。



(2) 町から県への災害情報の報告

町から県への被害報告は、次による。



2 防災関係機関等の措置

地震災害の発生時には、各防災機関は、積極的に所属職員を動員し、又は関係機関の協力を得て災害応急対策に必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達するものとする。

区 分	内 容									
町	<p>1 災害情報収集体制の確立 大規模地震発生時、震源地又は震源地に近い市町では、通信・交通網の途絶、庁舎被害等により、初期の災害応急活動に必要な情報収集に支障をきたすおそれがある。 このため、大規模地震発生時における災害情報収集体制に関して、防災計画に綿密・具体的に定めておくものとする。</p> <p>(1) 情報収集及び報告責任者を定める。(地区別、災害種別毎)</p> <p>(2) 町職員のみでは不足する場合も考えられるので、自主防災組織、関係機関等の協力確保体制を確立しておく。</p> <p>(3) 調査事項、報告様式の事前配布及び調査要領の作成、連絡方法等。</p> <p>2 収集すべき情報の内容</p> <p>(1) 収集すべき災害情報は人命救助に必要な情報を第1とし、負傷者の救出救助消火活動を実施する上で必要な情報(建物倒壊、出火、道路・橋梁等の損壊状況、死傷者発生状況等)を収集する。 また、被害規模を早期に把握するための概括情報(緊急通報殺到状況等)を積極的に収集するものとする。 以後、順次被災者の救援活動に必要な情報を計画的に収集すること。</p> <p>(2) 法令等で報告を義務付けられた事項に係る情報収集については、適時適切な情報収集を行うものとする。</p> <p>3 被害調査要領 町は、災害現地調査を次の要領により行うものとする。</p> <p>(1) 発災初期には、全部局を挙げて、人命救助に必要な情報の収集体制を執るものであること。</p> <p>(2) 関係機関、諸団体、住民組織等の応援を求めて実施するものであること。特に、発災初期の状況は、住民組織等を通じて、直ちに町に通報がなされるようにしておくものであること。</p> <p>(3) 被害調査に当たっては、「被害程度の認定基準」に基づき、判定するものであること。</p> <p>(4) 被害が甚大で、町による被害状況等の把握及び被害調査が不可能なとき、あるいは、被害調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。</p> <p>(5) 状況の把握、被害調査については、警察、県機関及び他の関係機関と密接な連絡をとるものとする。</p> <p>4 被災状況等の報告 町内に地震、津波が発生したときは、県(防災危機管理課)に災害発生及びその経過に応じて逐次報告するとともに、関係機関に対しても通報するものとする。 なお、県に報告ができない場合、消防庁に直接報告すること。(災対法第53条)</p> <p>(1) 報告の要領・・・被害程度の認定基準 ア 報告は、災害発生後の時間的経過に応じ、次により行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="389 1691 1418 1886"> <tbody> <tr> <td data-bbox="389 1691 549 1809">第1段階</td> <td data-bbox="549 1691 756 1809">発生速報 (被害の概況)</td> <td data-bbox="756 1691 1418 1809"> <ul style="list-style-type: none"> ・発生の都度 ・原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="389 1809 549 1845">第2段階</td> <td data-bbox="549 1809 756 1845">被害速報</td> <td data-bbox="756 1809 1418 1845"> <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況調査の進展にともない、順次報告する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="389 1845 549 1886">第3段階</td> <td data-bbox="549 1845 756 1886">確定報告</td> <td data-bbox="756 1845 1418 1886"> <ul style="list-style-type: none"> ・当該災害に係る応急措置完了後20日以内 </td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 報告は最終報告を除き、原則として防災行政無線(地上系・衛星系)によるものとする。 なお、これによりがたいときは、一般電話、非常無線、非常電話、緊急電話、非常電報、緊急電報又は専用電話を活用して行うものとする。</p>	第1段階	発生速報 (被害の概況)	<ul style="list-style-type: none"> ・発生の都度 ・原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。 	第2段階	被害速報	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況調査の進展にともない、順次報告する。 	第3段階	確定報告	<ul style="list-style-type: none"> ・当該災害に係る応急措置完了後20日以内
第1段階	発生速報 (被害の概況)	<ul style="list-style-type: none"> ・発生の都度 ・原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。 								
第2段階	被害速報	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況調査の進展にともない、順次報告する。 								
第3段階	確定報告	<ul style="list-style-type: none"> ・当該災害に係る応急措置完了後20日以内 								

区 分	内 容																		
町	<p>5 直接即報</p> <p>火災・災害即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により、町内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）、第一報について、県に報告するとともに、直接消防庁にも、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行う。</p> <p>[消防庁報告先]</p> <table border="1" data-bbox="387 477 1417 707"> <thead> <tr> <th colspan="2">回線別</th> <th>平日（9：30～18：15） ※応急対策室</th> <th>左記以外 ※宿直室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">N T T 回 線</td> <td>電 話</td> <td>03-5253-7527</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>03-5253-7537</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信 ネットワーク</td> <td>電 話</td> <td>選択番号-048-500-90-49013</td> <td>選択番号-048-500-90-49102</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>選択番号-048-500-90-49033</td> <td>選択番号-048-500-90-49036</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 各種被害報告</p> <p>(1) 災害発生報告以外の各種被害報告は、関係法令及びそれぞれの機関が求める報告の取扱いによるものとする。</p> <p>(2) 救助法に基づく報告 救助法に基づく報告については、第8章「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。</p> <p>(3) 119番通報が殺到した場合には、県及び消防庁に報告する。</p>	回線別		平日（9：30～18：15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室	N T T 回 線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553	地域衛星通信 ネットワーク	電 話	選択番号-048-500-90-49013	選択番号-048-500-90-49102	F A X	選択番号-048-500-90-49033	選択番号-048-500-90-49036
回線別		平日（9：30～18：15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室																
N T T 回 線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777																
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553																
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	選択番号-048-500-90-49013	選択番号-048-500-90-49102																
	F A X	選択番号-048-500-90-49033	選択番号-048-500-90-49036																
県	<p>1 災害情報収集体制の確立</p> <p>大規模地震発生時には、発災地の市町においては相当な混乱を生じていることが予想され、被害状況の把握等に支障が生じるおそれがある。</p> <p>このため、発災当初の状況把握は、県出先機関で構成する「地域行政連絡協議会」が中心となって情報を収集するものとする。</p> <p>(1) 発災当初の対応</p> <p>ア 地区別、災害種別毎に情報収集責任者及び報告責任者を定め、直ちに、必要な班を編成し、情報収集活動を行う。</p> <p>イ 情報収集の重複等を避けるため、被災市町との連絡調整責任者を定め、当該市町に派遣する。</p> <p>ウ 情報収集に必要な人員は、第1に当該被災地を管轄する地域行政連絡協議会構成機関の所属職員で行い、不足する場合は、隣接する地域行政連絡協議会へ応援を依頼し、要員を確保する。</p> <p>なお、不足する場合は、県庁の職員を派遣し、情報収集体制を確立する。</p> <p>(2) 通常対応</p> <p>ア 市町からの災害速報等により、災害の発生を覚知したときは、状況に応じて調査班を編成する等により、総合的な被害調査に努める。</p> <p>イ 調査班の人数及び構成その他必要事項については、事態に応じ適宜定める。</p> <p>(3) 市町からの応援要請への対応</p> <p>市町から被害調査等について応援を求められたときは、速やかに職員を派遣して応援協力を行う。</p> <p>(4) 市町が被害情報を報告できない場合の対応</p> <p>市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、各種通信手段の活用等により、主に人的被害、住家被害及び避難状況等の被害情報把握に努める。</p> <p>2 収集する情報</p> <p>収集する情報は、おおむね次のとおりであるが、発災当初においては、人命救助、消火活動に必要な情報（建物倒壊、出火、道路橋梁の損壊状況、負傷者発生状況等）を収集する。</p>																		

区 分	内 容				
	<p>要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町等と連携の上、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</p> <p>なお、各種応急対策に必要な情報及び法令等に基づき必要とされる情報については、市町、関係機関からの報告によるほか、関係出先機関が適時適切に行うものとする。</p> <p>(1) 主な収集事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 初期における火災発生状況 イ 要救護情報及び医療活動情報 ウ 避難の必要の有無及び状況 エ 避難道路及び橋梁の被災状況 オ その他防災活動上必要な事項 <p>(2) 情報収集実施要領</p> <p>情報収集に当たっては、災害対策用車両及び通信連絡手段（移動無線・携帯電話）の有効的活用を図り、把握した情報を逐次「災害対策地方本部」又は県本部に連絡するものとする。</p> <div data-bbox="411 853 1401 1211" data-label="Diagram"> <pre> graph TD A[職員] -- "(情報収集)" --> B[市町] B --> C[警察署等関係機関] B --> D[県災害対策本部] E[災害現場] -- "(情報収集)" --> F[県職員] F -- "(緊急対応必要情報)" --> G[地方本部] G --> B G --> D H[自衛隊] --> D </pre> </div> <p>(3) 防災関係機関等への要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 航空機による情報収集 <p>震度5強以上の地震が県内に発生した場合、消防防災ヘリコプターを活用し、又は警察及び自衛隊に対して、上空からの情報収集を要請し、被害状況等の把握に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 被災地域（又は場所）及び様相 (イ) 建築物等の被害状況 (ウ) 道路、橋梁、鉄道、港湾、ダム等の被害及び交通の状況 (エ) 火災の発生の状況等 <p>要請先</p> <table border="1" data-bbox="443 1576 1410 1809"> <tr> <td>警察ヘリコプター</td> <td>警備課(県庁内線5132、加入電話083-933-0110)</td> </tr> <tr> <td>自衛隊ヘリコプター</td> <td>第17普通科連隊(専用電話5184、第13飛行隊所属ヘリコプター) 小月教育航空群(加入電話0832-82-1180) 上記以外の航空機による偵察に係る連絡先については「応援要請計画」により対応。</td> </tr> </table> イ その他防災関係機関等への要請 <p>必要に応じて、協定締結関係団体（JAXA、国土地理院、県ドローン協会等）に対して、上空からの撮影等を要請し、被害状況等の把握に努める。</p> ウ 報道機関への情報提供の要請 <p>報道機関が取材した被災地の各種情報について提供を要請する。</p> <p>3 情報の取りまとめ</p> <p>各対策部は、市町、所属出先機関及び関係機関から報告を受けた被害状況を取りまと</p>	警察ヘリコプター	警備課(県庁内線5132、加入電話083-933-0110)	自衛隊ヘリコプター	第17普通科連隊(専用電話5184、第13飛行隊所属ヘリコプター) 小月教育航空群(加入電話0832-82-1180) 上記以外の航空機による偵察に係る連絡先については「応援要請計画」により対応。
警察ヘリコプター	警備課(県庁内線5132、加入電話083-933-0110)				
自衛隊ヘリコプター	第17普通科連隊(専用電話5184、第13飛行隊所属ヘリコプター) 小月教育航空群(加入電話0832-82-1180) 上記以外の航空機による偵察に係る連絡先については「応援要請計画」により対応。				

区 分	内 容																									
	<p>め、災対本部本部室班に報告する。</p> <p>なお、発災当初においては、初期応急活動に必要な応援要請、要員の確保等に活用する情報が必要であることから、上がってきた情報を直ちに報告するものであること。</p> <p>4 政府機関に対する報告</p> <p>県の区域内に震度4以上の地震が発生した場合、災対法第53条及び消防組織法第22条に基づき、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を、内閣総理大臣及び関係省庁に報告する。</p> <p>なお、状況に応じて、中央防災無線の活用を図る。</p> <p>(1) 報告先</p> <p>消防庁</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 知 事 (防災危機管理課) </div> <div style="margin: 0 20px;"> (災対法53条による報告) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 内閣総理大臣 (消防庁経由) </div> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="width: 20%;">回 線 別</th> <th style="width: 40%;">平日(9:30~18:15) ※応急対策室</th> <th style="width: 40%;">左 記 以 外 ※宿直室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話</td> <td>03-5253-7527</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>03-5253-7537</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話</td> <td>7-27-90-49013</td> <td>7-27-90-49012</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>7-27-90-49033</td> <td>7-27-90-49036</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信 ネットワーク</td> <td>電話</td> <td>8-048-500-90-49013</td> <td>8-048-500-90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>8-048-500-90-49033</td> <td>8-048-500-90-49036</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 国へ報告したときは、併せて東京事務所に通報するものとする。</p> <p>(2) 報告の種別、時期、様式</p> <p>報告の種別、時期、様式については、消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)及び火災・災害即報要領(昭和59年10月15日付消防防第267号)による。</p> <p>5 中央関係情報の収集</p> <p>(1) 本部室班は、東京事務所と常時連絡を保ち、中央関係の情報収集に努める。</p> <p>(2) 各対策部は関係省庁の情報を収集し、災害対策に関する所要の情報については、本部室班に連絡するものとする。</p> <p>6 各種被害報告</p> <p>(1) 報告の種別、報告先、時期等</p> <p>地震災害発生当初の報告、応急対策完了後の総括報告以外の各種被害報告は、各担当部課において、関係法令及びそれぞれの機関における報告の制度により対処するものとする。</p> <p>(2) 各対策部、班における事務処理</p> <p>ア 各対策部、班は、市町又は関係出先機関から被害状況の報告を受理したとき又は指示のあったときは、当該部、課における所定の事務処理と同時にその報告書の写しを作成し、速やかに本部室班に提出するものとする。</p> <p>イ 報告の様式は、各部、課所定の報告制度に基づく様式によるものとし、被害の程度が2以上の市町にわたる場合は、市町ごとの被害状況資料を添付するものとする。</p> <p>(3) 報告の取りまとめ、報告、通報</p> <p>本部室班は、災害状況の推移に応じて適宜被害の状況を取りまとめ、報告書を作成して、知事に報告するとともに、県防災会議関係機関及び関係省庁に配布する。</p> <p>また、当該災害の応急対策終了後20日以内に最終報告書を作成して、内閣総理大臣及び消防庁長官あてに提出する。</p>	回 線 別		平日(9:30~18:15) ※応急対策室	左 記 以 外 ※宿直室	NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553	消防防災無線	電話	7-27-90-49013	7-27-90-49012	FAX	7-27-90-49033	7-27-90-49036	地域衛星通信 ネットワーク	電話	8-048-500-90-49013	8-048-500-90-49102	FAX	8-048-500-90-49033	8-048-500-90-49036
回 線 別		平日(9:30~18:15) ※応急対策室	左 記 以 外 ※宿直室																							
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777																							
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553																							
消防防災無線	電話	7-27-90-49013	7-27-90-49012																							
	FAX	7-27-90-49033	7-27-90-49036																							
地域衛星通信 ネットワーク	電話	8-048-500-90-49013	8-048-500-90-49102																							
	FAX	8-048-500-90-49033	8-048-500-90-49036																							

区 分	内 容
警察本部	<p>震災時において警察本部（災害警備本部又は警備課）は各警察署から震災に関する情報を収集し、県災対本部に通報し、相互に密接な連携を図るものとする。</p> <p>また、柳井警察署においても、町本部、県災対地方本部と緊密な連携のもと必要な情報を収集するものとする。</p> <p>被災初期の情報集数は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 柳井警察署（田布施町を管轄）からの情報収集 ・ 警察ヘリコプターによる上空からの情報収集 ・ マスコミからの情報収集 ・ 関係機関からの情報収集
その他の防災関係機関	<p>1 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、所管する施設に関する被害、災害に対してとった措置、震災に対してとろうとする措置、その他必要事項について、速やかに県及び必要と認める関係機関等に通報伝達するものとする。</p> <p>2 被害報告等</p> <p>指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が関係機関へ報告又は報告を求める事項等については、「被害報告処理一覧」によるものとする。</p>

3 人的被害、住家被害、火災に関する情報の収集・伝達（推定情報を含む。）

(1) 収集

自衛隊の派遣要請、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等の派遣要請の判断基準となる情報であり、総務部（総務課）が収集にあたる。なお、一刻を争う情報であり、確定した数値・通常のルートにはこだわらないものとする。

また、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

ア 情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか。）

イ 現場の位置

ウ 情報を入手した時刻

(2) 伝達

総務部（総務課）は、収集した情報を県災対本部総務部本部室班（防災危機管理課）等に伝達する。

なお、人的被害の数について広報を行う際には、市町と密接に連携しながら適切に行うものとする。

4 避難者数、避難所の場所等に関する情報の収集・伝達

(1) 収集

食糧、水、物資の調達に関わる応援要請の判断基準となる情報であり、災害救助部（町民福祉課、健康保険課）が収集にあたる。なお、一刻を争う情報であり、確定した数値・通常のルートにはこだわらないものとする。

また、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

ア 情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか。）

イ 発信する情報を入手した時刻

(2) 伝達

厚生対策部（町民福祉課、健康保険課）は、収集した情報を総務部（総務課）に連絡するとともに、県災害救助部（厚政課）に伝達する。総務部（総務課）は、県災対本部（防災危機管理課）に伝達する。

5 農林業関係の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集・伝達

(1) 収集

迅速な被災現場での活動、応急復旧措置等のために不可欠な情報であり、経済対策部（経済課）が収集にあたる。

また、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

ア 情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか。）

イ 現場の位置

ウ 発信する情報を入手した時刻

(2) 伝達

経済対策部（経済課）は、収集した情報を総務部（総務課）に連絡するとともに、県農林水産対策

部（農政課）及び柳井農林事務所に伝達する。総務部（総務課）は、県災対本部（防災危機管理課）に伝達する。

6 医療機関の被災状況・稼動状況に関する情報の収集・伝達

(1) 収集

医療活動に関わる応援要請の判断基準となる情報であり、災害救助部（町民福祉課・健康保険課）が収集にあたる。なお、一刻を争う情報であり、確定した数値・通常のルートにはこだわらないものとする。

また、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

ア 情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか。）

イ 現場の位置

ウ 発信する情報を入手した時刻

(2) 伝達

厚生対策部（町民福祉課・健康保険課）は、収集した情報を総務部（総務課）に連絡するとともに、県災害救助部（医務課）に伝達する。総務部（総務課）は、県災対本部（防災危機管理課）に伝達する。

7 道路の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報の収集・伝達

(1) 収集

応援隊（自衛隊、緊急消防応援隊、警察災害派遣隊等）の迅速な被災現場への到着、その他迅速な緊急輸送活動のために不可欠な情報であり、土木対策部（建設課）が収集にあたる。

また、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

ア 情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか。）

イ 現場の位置

ウ 発信する情報を入手した時刻

(2) 伝達

土木対策部（建設課）は、収集した情報を総務部（総務課）に連絡するとともに、県土木建築対策部（道路整備課）及び柳井土木建築事務所に伝達する。総務部（総務課）は、県災対本部（防災危機管理課）に伝達する。

8 港湾・漁港の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報の収集・伝達

(1) 収集

応援隊（自衛隊、緊急消防応援隊、警察災害派遣隊等）の迅速な被災現場への到着、その他迅速な緊急輸送活動のために不可欠な情報であり、土木対策部（建設課・経済課）が収集にあたる。

また、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

ア 情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか。）

イ 現場の位置

ウ 発信する情報を入手した時刻

(2) 伝達

土木対策部（建設課）は、収集した情報を総務部（総務課）に連絡するとともに、県土木建築対策部（港湾課）に伝達する。総務部（総務課）は、県災対本部（防災危機管理課）及び徳山海上保安部等に伝達する。

9 鉄道の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集・伝達

(1) 収集

応援隊（自衛隊、緊急消防応援隊、警察災害派遣隊等）の迅速な被災現場への到着、その他迅速な緊急輸送活動のために不可欠な情報であり、総務部（総務課）が収集にあたる。

また、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

ア 情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか。）

イ 現場の位置

ウ 負傷者等の状況

エ 発信する情報を入手した時刻

(2) 伝達

総務部（総務課）は、収集した情報を県災対本部（防災危機管理課）に伝達する。

10 上下水道の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集及び伝達

(1) 収集

応援隊（自衛隊、緊急消防応援隊、警察災害派遣隊等）の迅速な被災現場での活動、応援の内容の決定のために不可欠な情報であり、土木対策部（建設課・水道企業団・町民福祉課）が収集にあたる。

(2) 伝達

土木対策部（建設課）は、収集した情報を総務部（総務企画課）に連絡するとともに、県土木建築対策部（都市計画課及び環境生活対策部（生活衛生課））に伝達する。総務部（総務課）は、県災対本部（防災危機管理課）に伝達する。

第3節 通信運用計画

基本計画編第3編第2章第3節「通信運用計画」を準用する。

第4節 災害時の放送

基本計画編第3編第2章第4節「災害時の放送」を準用する。

第5節 広報計画

震災時における住民の適切な行動と民心の安定、秩序の維持を図るため、各防災機関は、災害及び応急対策の状況等について、適時的確な情報の提供を行う。

このため、町、県をはじめとする各防災機関が実施する災害時の広報活動及び報道機関への発表について、必要な事項を定める。

【県（広報広聴課、各部）・町・防災関係機関（応急対策実施機関、報道機関）】

第1項 広報活動

各防災機関が広報活動を行うに当たっては、連絡を密にして、適時適切な情報の提供が行われるように努めるものとする。

また、災害広報を円滑、迅速に実施するため、また、情報の輻輳、混乱を防止するため、各防災機関は、あらかじめ広報責任者を定めるなどの措置を講じておくものとする。

1 広報の内容

広報内容は、おおむね次の内容が考えられる。各防災機関は、適時適切な広報を実施するものとする。

(1) 発災直後

- ア 津波・余震に関する情報
- イ 災害発生状況
- ウ 避難の指示等
- エ 地域住民がとるべき措置
- オ 避難所・医療救護所設置情報
- カ 避難路情報
- キ 交通規制状況（陸上・海上）
- ク 民心安定及び社会秩序保持のための必要事項
- ケ その他必要事項

(2) 応急対策着手後（順次実施）

- ア 道路情報
- イ 公共交通機関の状況

- ウ 給食・給水実施状況
- エ 医療・救護実施状況
- オ 電気・ガス・上下水道・電話等ライフラインの状況
- カ 生活必需品等供給状況
- キ 応急対策実施の状況
- ク 安否情報
- ケ 河川・港湾・橋梁等土木施設状況
- コ 民心安定及び社会秩序保持のための必要事項
- サ その他必要事項（災害応急対策の経過に伴い発生する必要事項等）

2 広報実施機関

実施機関	担当部局	備考
田布施町	総務部	企画財政課
防災機関	広報主管部	

第2項 災害時の広報活動

各防災機関は、迅速・的確な情報収集に努め、それぞれが定める計画により、適時適切な広報活動を実施するものとする。

各機関が実施する災害時の広報については、応急対策の中でそれぞれ示されていることから、以下、町が実施する広報活動に必要な事項について定める。

1 総務部（企画財政課）の体制

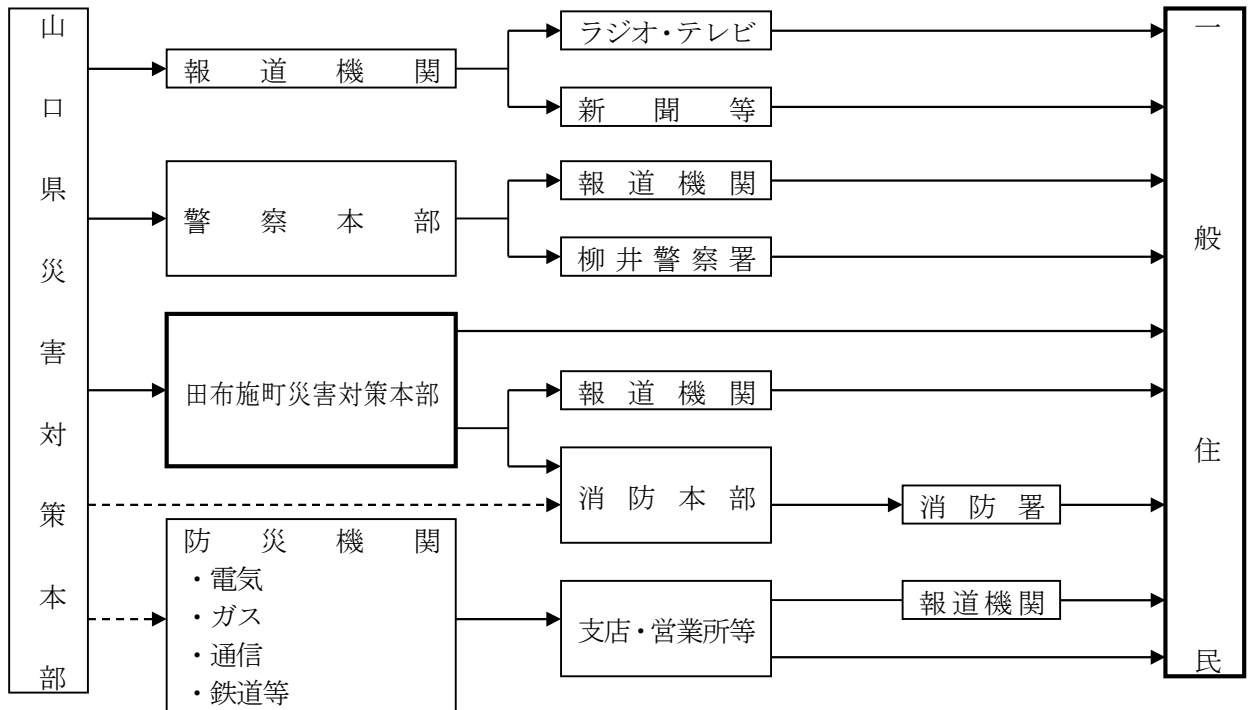
総務部（企画財政課）は、単独で又は他課の応援を受けて、必要な災害広報を実施するものとする。また、被災者の陳情、相談等の広聴を実施する。

項目	対応する事項
広報	(1) 写真、映像、記事等記録の整備に関する事。 (災害広報に必要な写真等を被災地、各対策部、報道機関等から収集の上、報道機関への提供、庁内外、県、国等の展示依頼に備えるものとする。) (2) 広報印刷物の編集、発行に関する事。 (3) ラジオ・テレビ・新聞・有線放送等の活用に関する事。 (4) 情報の収集整理に関する事。
広聴企画	(1) 報道機関への情報資料の発表に関する事。 (2) 記者会見に関する事。 (3) 報道機関への取材協力その他報道関係の諸連絡に関する事。
町民相談	(1) 被災地における災害関係の陳情、相談に関する事。 (2) 文書による災害関係の陳情、相談の受理、処理に関する事。

2 災害広報に関する連絡等

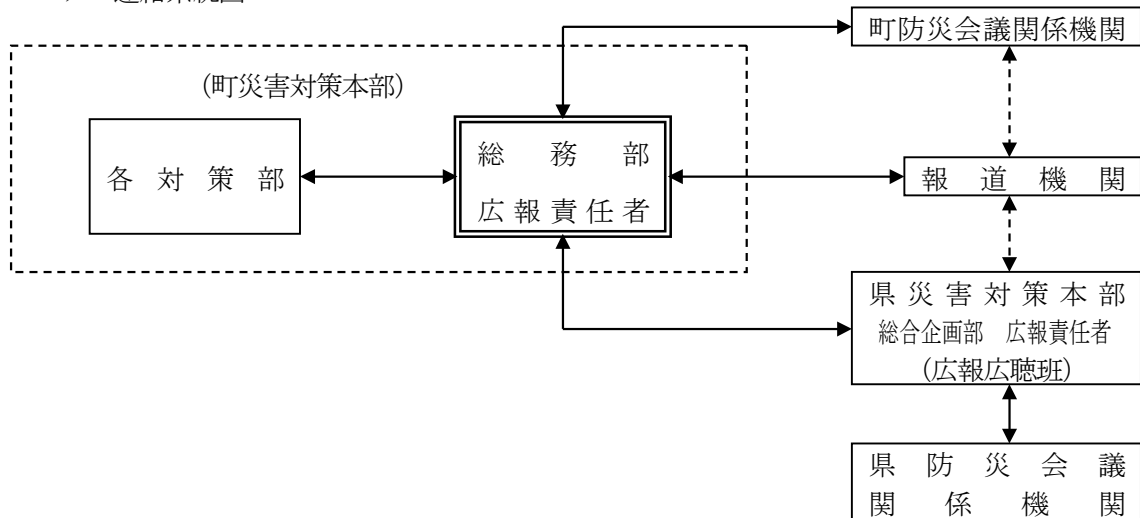
(1) 災害広報活動の流れ

災害時の広報活動の主な流れは、次のとおりである。



(2) 災害広報に関する連絡

ア 連絡系統図



イ 連絡手段

電話、FAX、文書送達、連絡員の派遣、放送等の方法を選択活用する。

ウ 関係機関に対する連絡事項

機関の別	連絡の内容となる事項
町	(1) 災害広報資料の収集及び提供についての依頼 (2) 住民に対する広報事項についての広報の依頼 (3) 被害状況及び応急対策の状況についての広報の依頼 (4) 災害全般の情報提供についての依頼
報道機関	(1) 被害状況及び応急対策の状況の発表 (2) 住民への広報事項の周知についての協力依頼 (3) 情報提供についての依頼 (4) 災害関係の取材についての協力等に関する連絡

3 情報、資料の収集及び広報資料の作成

(1) 収集の方法

前記第2項2(2)ア「連絡系統図」により処理する。この場合町民、県、関係防災機関の協力を得て総合的な情報、資料の収集に当たるものとし、必要に応じて取材員、連絡員等を現地に派遣するなどして対応する。

(2) 収集事項、収集内容及び収集対象機関

収 集 事 項	収 集 の 内 容	収 集 対 象 機 関
1 気象情報	(1) 情報の出所 (2) 情報発表の日時 (3) 情報の内容 (4) 住民の心構え及び対策	総務課
2 災害情報及び資料	(1) 情報の出所 (2) 災害発生の日時場所 (3) 災害の対象、範囲、程度 (4) 災害発生の経過	総務課 各課 対策関係機関
3 避難等の措置の状況	(1) 情報の出所 (2) 避難措置の実施者 (3) 避難した地域、世帯、人数 (4) 避難先、避難日時 (5) 理由及び経過	総務課 町民福祉課 警察署
4 消防団・警察・自衛隊・消防等の出動状況	(1) 情報の出所 (2) 出動機関又は出動要請者 (3) 出動日時、出動対象、目的 (4) 出動人員、指揮者、携行機械器具等 (5) 経過	総務課 警察署 自衛隊 消防本部
5 応急対策の情報及び資料	(1) 情報の出所 (2) 応急対策実施日時、場所 (3) 応急対策の内容 (4) 実施経過及び効果	総務課 各課 対策実施関係機関 警察署 消防本部
6 その他災害に関する各種措置の状況	(1) 情報の出所 (2) 措置の実施者 (3) 措置の内容、対象、実施時期 (4) 実施理由、経過、効果	同上
7 美談などの災害関連情報	(1) 情報の出所 (2) 日時、場所 (3) 内容、経過 (4) 連絡先	同上

(3) 災害広報の実施方法等

災害広報の実施概要は下記のとおりであるが、適時適切な判断のもと多様な広報手段を活用し実施するものであること。

広報対象	広報事項	実施主体	広報手段	備考
住民に対する広報	(1) 気象情報等の周知及び防災上の一般的注意事項 (2) 被害状況、応急対策の状況及び住民の一般的注意事項	気象台 町 防災関係機関	(1) 報道機関へ依頼 (2) 同報無線、有線放送の活用 (3) 広報車巡回 (4) 広報紙(誌)への掲載 (5) チラシ、掲示によ	(1) 必要に応じ民間広報車の借上を行う (2) 自治会組織を活用する

			る周知 (6) 組織を利用しての口伝 (7) アマチュア無線局への依頼 (8) 臨時災害FM放送局の活用 (9) コミュニティ放送の活用 (10) パソコンネットワークサービス会社の活用 (11) Lアラートの活用 (12) ソーシャルネットワークワーキングサービス(SNS)の活用	
県への広報	(1) 被害の状況 (2) 応急対策、応急救助の実施状況	町指定地方行政機関・指定地方公共機関等	(1) ビデオ・映画等 (2) 写真・写真グラフ (3) 広報紙(誌) (4) スライド (5) 新聞スクラップ	

(4) 報道機関に対する発表

ア 発表者

原則として、総務部(企画財政課)が発表する。

イ 発表場所、時間

総務部(企画財政課)が関係者と協議して決める。

第3項 安否情報の提供

【町・県(防災危機管理課)】

町及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第4項 放送局の報道計画

放送局が実施する災害時の放送に関するもののうち、要請手続き、要請要領等については本章第4節に記述しており、ここでは、放送の具体的な取扱いについて、その概略を定める。

【指定地方公共機関等（NHK山口放送局・山口放送・テレビ山口・エフエム山口・山口朝日放送）】

1 法令に基づく放送送出（災対法第57条、気象業務法第15条、日本赤十字社法第34条）

要請者	放送機関	要請受理窓口	措置
知事 町長 日本赤十字社等	NHK山口放送局 山口放送株式会社 （KRY） テレビ山口株式会社 （TYS） 株式会社エフエム山口 （FMY） 山口朝日放送株式会社 （YAB）	放送部長 報道制作局長 報道制作局長 編成制作部長 報道制作部長	NHK、KRY、TYS、FMY、 YABは、緊急放送の要請を受けたときは、検討の上、次の事項等に留意してその都度決定し、放送を実施する。 ○ 放送送出内容 ○ 要請側の連絡責任者 ○ 優先順位 ○ その他必要な事項

2 各放送局の対応

(1) NHK山口放送局

種類	放送要領
臨時ニュース	(1) チャイムを鳴らす (2) 番組を中断して送出。定時放送終了後も臨時に送出
ニュース速報	番組を中断又はステーションブレイクを利用して送出。テレビ画面は、スーパーで送出する場合もあり
気象警報等	気象警報、津波警報・注意報、地震情報、台風情報等は、「臨時ニュース」又は「ニュース速報」に準じて送出

(2) 山口放送

- ア 定時ニュースの時間で放送
- イ 定時の天気予報の時間で放送
- ウ 番組の途中又はステーションブレイクに、ニュース速報として放送
- エ 報道特別番組の制作、放送

(3) テレビ山口

- ア 定時ニュースの時間での放送
- イ 天気予報の利用による報道
- ウ 番組中のスーパーインポーズによる速報及びスポットによる臨時報道
- エ 緊急事態発生の際は、ローカル番組を変更し、報道特別番組等を組み放送

(4) 山口朝日放送

- ア ANNニュース、YABニュースによる定時のニュース報道
- イ 天気予報の利用による報道
- ウ 番組中のスーパーインポーズによる速報及びスポットによる臨時ニュースを放送
- エ 緊急事態の際は、自社制作番組を変更し、報道特別番組等を制作、放送

(5) エフエム山口

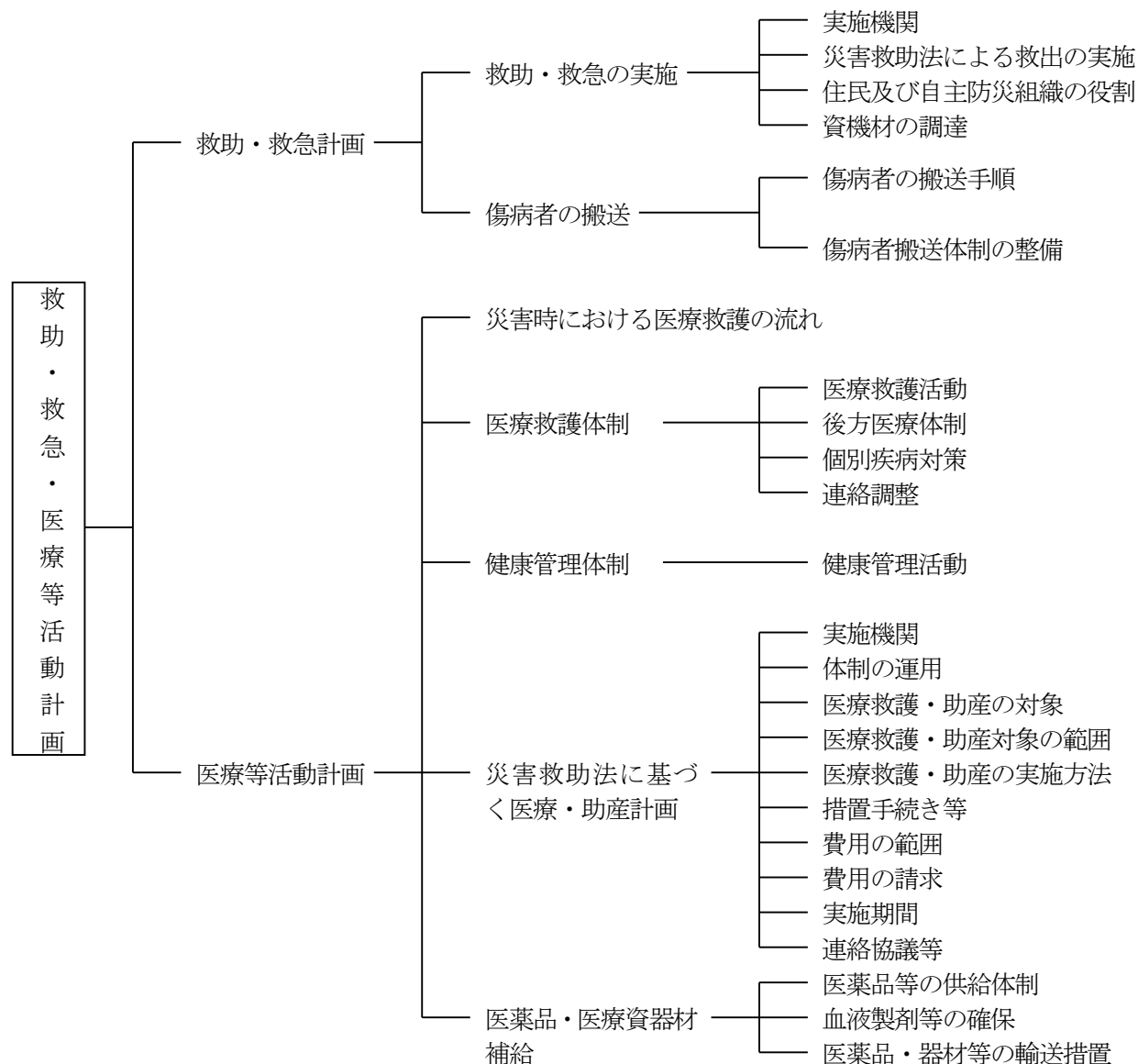
- ア JFNニュース
- イ 天気予報の利用による放送
- ウ 自社制作の番組の途中又はステーションブレイクに、ニュース速報として放送
- エ 緊急事態の際は特別報道番組を制作、放送

第3章 救助・救急・医療等活動計画

基本的な考え方

地震発生時には、建物・工作物の倒壊、火災の発生、交通施設の損壊、土砂崩壊等の災害が広域にわたり同時多発することが考えられ、これらの災害による負傷者等の発生も多数にのぼることが予想される。

このため、震災時における救助・救急の初動体制の確立、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携による医療救護活動が必要になる。



第1節 救助・救急計画

救助・救急活動は、多様な災害により負傷した者、また、倒壊家屋、工作物等に閉じこめられた者の生命の確保を図るため実施するもので、その対応は迅速、的確に実施されることが必要となることから救助・救急に関し必要な事項を定める。

第1項 救助・救急の実施

1 実施機関

機 関 名	活 動 内 容
田 布 施 町 光 地 区 消 防 組 合	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救助・救急活動は、消防機関が行い、消防機関は、災害に対応した救助・救急資機材を活用して組織的な人命救助・救急活動を実施する。 (2) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効果を確保するため、努めて救急隊と他の隊（救助隊等）が連携して出動する。 (3) 救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、直ちに、近隣市町に対し必要な応援要請を行うとともに、県に対して、自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の応援要請を行い、救助活動に必要な体制を確保する。 (4) 救助活動に必要な重機等の資機材が不足する場合は、関係事業者の協力を仰ぎ迅速に調達をする。 (5) 警察、医療機関、県等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。 (6) 救急活動に当たっては、あらかじめ定めた救護所、又は必要に応じ災害現場付近に救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、ボランティア等と連携し、負傷者の救護に当たる。 (7) 負傷者の搬送は、救命処置を必要とする重症者を最優先とし、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。
県 (防災危機管理課) (消防保安課) (厚政課)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の救助・救急機関が災害現場において、情報を共有し一元的に活動できるよう、各部隊の現場責任者や県災害対策本部からの派遣職員で構成する「現地活動連絡本部」を設置する。 (2) 「現地活動連絡本部」における関係機関による連携活動は、「救助・救急機関連携マニュアル」を指針とする。 (3) 市町（消防）が実施する救助・救急活動が、迅速円滑に行われるよう関係機関との連絡調整に当たる。 (4) 被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、自衛隊、国の各機関、近隣県に派遣または応援要請を行う。 (5) 災害救助法が適用された場合、市町が実施する救出・救助活動が円滑に行われるよう支援する。
警 察	<ul style="list-style-type: none"> (1) 別に定める計画に基づき、救出・救助活動を実施する。 (2) 町（消防本部・消防団）、県、自衛隊、日赤山口県支部等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。 (3) 関係機関と協力して、行方不明者の捜索に当たる。
海上保安部・署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 船舶の海難、海上における人身事故（行方不明者を含む。）等が発生した場合は、所属巡視船艇、航空機を集中的かつ効率的に運用し、救助活動を実施する。 (2) 必要に応じ、特殊救難隊の派遣を要請する。 (3) 負傷者の搬送・救護に当たっては、町、県、日赤山口県支部、消防関係機関等と協力して、救助活動の実効を期する。 (4) 救出・救助に自衛隊の応援が必要と認めるときは、海上保安庁長官、各管区海上保安本部長を通じて派遣要請を行い、救出・救助に万全を期する。 (5) 海上における救難・救出活動等の実施に支障をきたさない範囲において、陸上

機 関 名	活 動 内 容
	における救助・救急活動等について支援する。
自 衛 隊	県知事等からの要請を受け、消防機関、警察、医療機関と連携し、負傷者の救助・救出、行方不明者の捜索に当たる。

2 災害救助法による救出の実施

救助法が適用された災害により、生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し又は救出して、その者を保護することを目的とする。

(1) 救出を受ける者

- ア 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者
- イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 救出の実施期間

- ア 災害発生の日から3日以内。
- イ 災害の状況により、内閣総理大臣の同意を得て救出期間を延長することができる。

(3) 救出のための費用

国庫負担の対象となる費用の範囲は、次のとおり。

- ア 借上費又は購入費 船艇その他救出に必要な機械器具の直接捜索及び救出に使用した期間中の借上費又は購入費
- イ 修繕費 救出のため使用（借上使用含む。）した機械器具の修繕費
- ウ 燃 料 費 機械器具を使用する場合のガソリン代、石油代、捜索、救出作業を行う場合の照明代又は救出した者を蘇生させるために必要な採暖用燃料費

3 住民及び自主防災組織の役割

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救急・救助活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

4 資機材の調達

救急・救助に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

第2項 傷病者の搬送

【県（健康福祉部）・市町・指定行政機関】

1 傷病者の搬送手順

(1) 傷病者搬送の判定

医療救護班の班長は、救助隊から運び込まれた傷病者の医療救護を行ったのち、後方医療機関に搬送するか否かを判断する。

(2) 傷病者の後方医療機関への搬送

- ア 医療救護班又は消防機関の救急車等により搬送するものとするが、対応が困難な場合は、町、県及びその他の関係機関に搬送用車両の手配、配車を依頼する。
- イ 傷病者搬送の要請を受けた町、県及びその他の機関は、救護班で示された順位に基づき、收容先医療機関の受け入れ体制を十分確認の上、搬送する。
- ウ 重症者等の場合は、消防防災ヘリコプター及びドクターヘリを活用し、必要に応じて、山口大学、自衛隊、海上保安部等に対し、ヘリコプターによる搬送を要請する。
- エ 県内での対応が困難な場合は、必要に応じて、県から国に対し、広域医療搬送の実施を要請する。

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、收容先医療機関の被災状況、空きベッド数等情報の把握が必要となる。

このため、県（柳井健康福祉センター）は、広域災害・救急医療情報システムを活用し、災害発生と同時に管内医療機関の状況把握に努め、医療救護所との連絡調整を図る。

(2) 搬送順位

ア あらかじめ、地域ごとに医療機関の規模、位置、診療科目等をもとに、およその搬送可能者数を想定しておく。

イ 震災時は、さらに医療機関の被災情報や搬送経路など、さまざまな情報を踏まえたうえで、最終的な搬送先を決定する。

(3) 搬送経路の確保

緊急道路の確保に係る県関係対策部（道路整備課、交通規制課）との連携体制を図り、柔軟な後方医療機関への搬送経路を確保する。また、町道については、最も適当な搬送経路や迂回路を選定し確保する。

(4) トリアージ・タグの整備

大規模災害時における傷病者の適切な処置、搬送を混乱なく行うため、医療救護活動に関わる関係機関（医療機関、消防機関等）は、治療順位を決定する際に必要となるトリアージ・タグの標準化を図る。

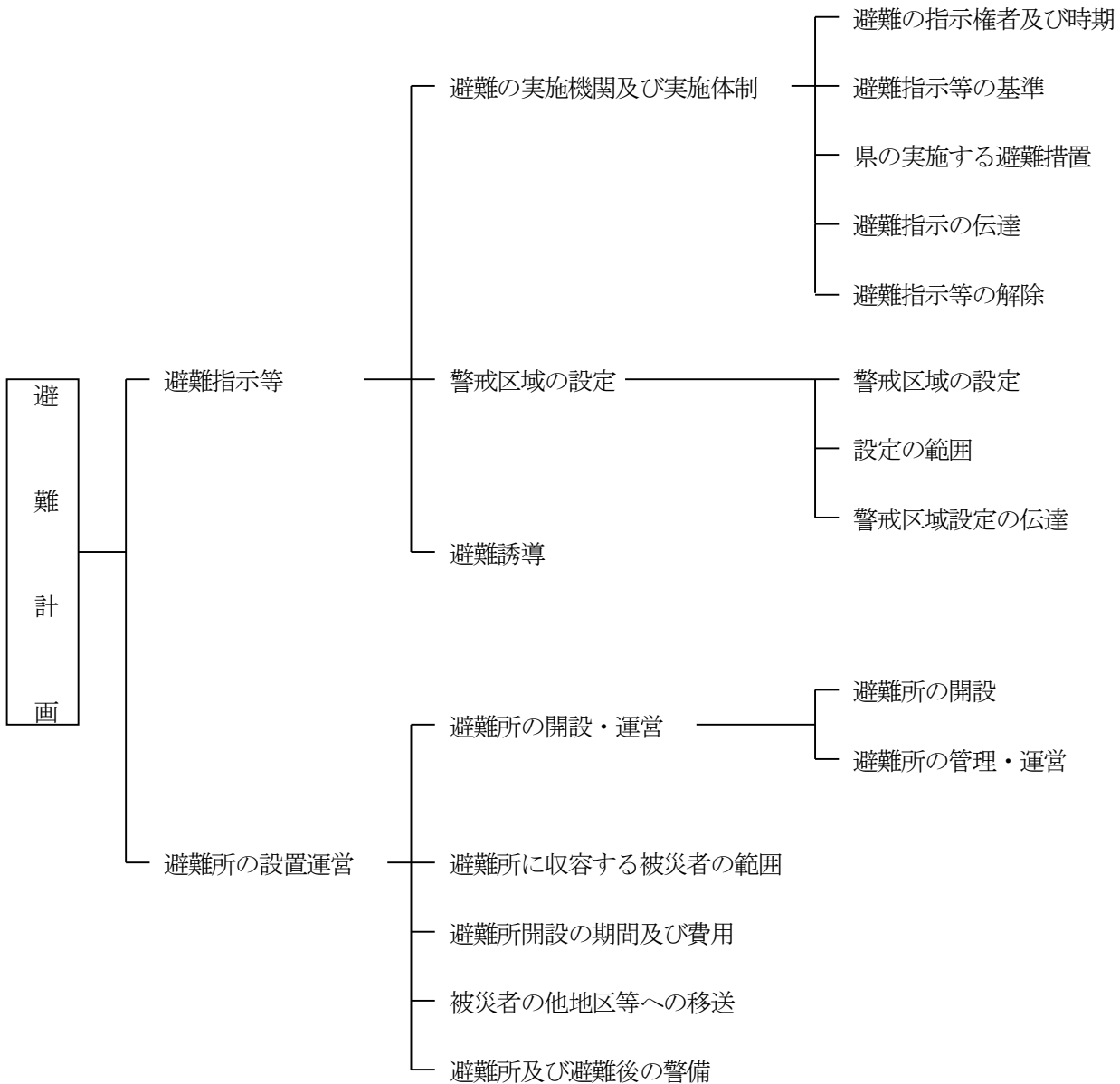
第2節 医療等活動計画

基本計画編第3編第4章第2節「医療等活動計画」を準用する。

第4章 避難計画

基本的な考え方

地震発生時には、建物倒壊、延焼火災、がけ崩れ、津波等の発生による住民の避難が予想される。災害の拡大を防止するには、的確な避難対策が必要となることから、その対策について定める。



第1節 避難指示等

第1項 避難の実施機関及び実施体制

【町長・警察官・海上保安官・自衛官・知事・水防管理者】

1 避難の指示権者及び時期

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	取るべき措置
町長 (委任を受けた吏員又は消防職員)	災対法 第60条 第1項 第3項	全災害 ・ 災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・ 人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・ 避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	必要と認める地域の必要と認める居住者等	立ち退きの指示 立退き先の指示 緊急安全確保措置の指示	県知事に報告 (窓口防災危機管理課)
知事 (委任を受けた吏員)	災対法 第60条 第6項	・ 災害が発生した場合において、当該災害により市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官	災対法 第61条 警察官職務執行法 第4条	全災害 ・ 町長が避難のため立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は町長から要求があったとき ・ 重大な被害が切迫したと認めるとき又は急を要する場合において危害を受けるおそれのある場合	同上	立退き又は緊急安全確保措置の指示 警告を発すること 必要な限度で避難の指示(特に急を要する場合)	災対法第61条による場合は、町長に通知 (町長は知事に報告)

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	取るべき措置
海上保安官	災対法 第61条 海上保安庁法 第18条	全災害 ・ 町長が避難のため立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき 又は町長から要求があったとき ・ 天災事変等危険な事態がある場合であって、人の生命身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、かつ急を要するとき	同上 船舶、船舶の乗組員、旅客その他船内にある者	同上 船舶の進行、停止、指定場所への移動 乗組員、旅客等の下船、下船の禁止 その他、必要な措置	同上
自衛官	自衛隊法 第94条	全災害 ・ 災害により危険な事態が生じた場合	必要と認める地域の必要と認める居住者等	避難について必要な措置(警察官がその場にいらない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る)	警察官職務執行法第4条の規定の準用
知事 (その命を受けた県職員)	地すべり等防止法 第25条	地すべりによる災害 ・ 著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者	立退くべきことを指示	柳井警察署長に報告
知事 (その命を受けた県職員) 水防管理者	水防法 第29条	洪水、津波又は高潮による災害 ・ 洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者、滞在者その他の者	同上	同上 (水防管理者による場合のみ)

2 避難指示等の基準

避難指示等の基準は、あらかじめ町長が、管内の地理的、社会的条件、発生する災害の想定に基づき、避難措置関係機関(警察署等)の協力を得て、町地域防災計画に定める。

一般的な例示としては、次の事態を挙げることができる。なお、避難情報に関するガイドライン(内閣府)も参考に発令基準を設定するものとする。

- (1) 余震、地震後の降雨等により、山崩れ、斜面崩壊、地すべり、土石流等土砂災害の発生が予想され、避難を要すると判断されるとき
- (2) 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- (3) 建物、擁壁等の倒壊、又は余震により、人的被害が発生するおそれがあるとき
- (4) ダム等の決壊、降雨により、河川が氾濫注意水位を突破し、洪水による人的被害が発生するおそれがあるとき
- (5) 大津波警報、津波警報又は津波注意報が発せられ、人的被害が生じるおそれがあるとき
- (6) 近海地震で、緊急に避難を必要とするとき
- (7) 同時多発火災が発生し、延焼拡大の危険があり、人的被害が生じるおそれがあるとき
- (8) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼危険が大きいとき

- (9) 危険物等が流出し、爆発、炎上等の災害が発生し、又は予想され、人的被害が生じるおそれがあるとき
- (10) 燃焼ガス、有毒ガス等が広域にわたり流出し、爆発その他の災害により、人的被害が予想されるとき
- 避難指示等の決定に際して最も重要なことは、災害情報の迅速かつ的確な収集と、その情報に基づく判断にある。
- 情報は、消防、警察に集中することが多いので、これらの機関と密接な連携を保つと同時に、地域住民の積極的な協力を得て実施する。
- なお、市町は、指定地方行政機関または県に対し、避難指示の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。

3 県の実施する避難措置

(1) 市町が行う避難誘導の指導・応援協力

災害が発生した場合、現地に派遣された県職員は、市町の行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置をとる。

ア 管内市町の発令状況を把握し、総務部本部室班（防災危機管理課）に報告する。

イ 市町から資機材、人員の協力要請があった場合、必要な応援を行う。

ウ 市町から求めがあった場合、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。なお、県は、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町に積極的に助言するものとする。

(2) 知事による避難の指示等の代行

知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退き又は緊急安全確保の指示に関する措置の全部又は一部を当該市町長に代わって実施するものとする。

(3) 水防区域及び地すべり防止区域における立退きの指示等

市町内で河川出水、斜面崩壊等の災害が発生した場合、二次災害を防止するため、水防区域及び地すべり防止区域の調査を行うとともに、市町長若しくはその委任を受けた市町職員の実施する避難のための立退きについて支援し、又は自らが実施する避難措置について協力させるものとする。

(4) 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の入所者の避難誘導

県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の所管課は、必要と認める場合、各々の施設管理者に指示し、入所者等を屋外等の安全な場所は避難させる。避難を行った場合、その旨を総務部本部室班（防災危機管理課）に通報する。

(5) 避難状況等に関する広報

総合企画部（広報広聴課）は、避難状況等に関する情報を入手し、報道機関に対して広報を依頼し、一般住民に対して広報を行う。

4 避難指示等の伝達

避難指示等の発令は、次の事項について、その内容を明らかにして実施する。

- (1) 避難指示等の発令を行った町長等は、速やかに、その内容を防災行政無線、広報車、報道機関の協力等あらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。

この場合、情報の伝わりにくい高齢者、障害者等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。

- (2) 避難指示等の伝達に当たっては、町単独の組織のみでの対応では迅速・確実性に欠けるおそれがあるので、防災関係機関、特に警察、消防、放送局等の協力支援を得るものとする。

- (3) 被災時における最も確実な伝達方法は、伝達員によるものであることから、伝達員による伝達方法をとる場合には、あらかじめ定められた地区分担により、伝達の徹底を図るものとする。

5 避難指示等の解除

避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

第2項 警戒区域の設定

【町長、警察官、海上保安官、自衛官、消防職員、水防職員】

1 警戒区域の設定

町長若しくは委任を受けた吏員は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。(災対法第63条)

警戒区域の設定は、住民の保護を目的としていることから、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命じることができる。

また、町長からの要求等により、警察官、海上保安官及び災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が町長の職権を行った場合、その旨を町長に通知するものとする。

2 設定の範囲

警戒区域の設定は、地域住民の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定すること。

また、設定した警戒区域について、どのような処分を行うかは、町長の自由裁量行為であることから、立入制限を行う場合においても、どのような制限(どのような立入り許可をするか)を行うか等について、混乱をきたさないように十分留意しておくものとする。

3 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、住民及び関係機関にその内容を伝達するものとする。

第3項 避難誘導

【町・警察署・消防署・消防団・自主防災組織等】

避難指示等が出された場合、町は、警察署及び消防署・消防団、自主防災組織等の協力を得て、一定の地域又は自治会、事業所単位に集団の形成を図り、誘導員のもとに次により避難させる。

1 被災地近傍の空き地等の一時集合場所に避難者を集合させたのち、あらかじめ定めてある避難場所等に誘導する。

この場合、高齢者、障害者、妊産婦等の要配慮者を優先して避難誘導する。

2 避難経路は、できるだけ危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

3 危険な地点には標示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置し、安全を期する。

4 浸水地帯では、船艇又はロープ等を使用して安全を期する。

5 高齢者、障害者、妊産婦等の要配慮者の避難に際しては、避難路等の状況に応じて、車両、船艇等を活用するなど配慮する。

6 誘導中は、事故防止に努める。

第2節 避難所の設置運営

【町・県・施設の管理者・自主防災組織、ボランティア】

避難所は、災害のため被害を受け又は被害を受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に收容し、保護するために設置するもので、開設実施機関は町長であり、救助法適用時においては、町長が、知事の委任を受けて行うことになる。

避難所の開設は、他機関、協力団体等(消防団、婦人会、自主防災組織、ボランティア団体等)の協力を得て実施する。

第1項 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

- (1) 避難所は、先に選定した避難施設のうちから、災害規模、被災状況等を勘案し、町内の学校、公共施設等において開設する。なお、開設に当たっては、建築物の安全を確認したうえで、開設すること。
利用者が入所、入院する社会福祉施設、病院等から、施設専用避難所の開設について依頼があった場合には、あらかじめ、指定されている避難先施設の管理者に開設（受入）の要請をし、施設専用避難所を開設する。
- (2) 避難所を開設した場合には、付近住民に対して周知徹底を図るとともに、関係機関（健康福祉センター、警察署、消防署等）へ連絡する。
また、施設専用の避難所を開設した場合には、依頼のあった避難元施設に、開設について確実に伝達するとともに、必要に応じ、避難元施設と避難先施設との調整を行う。
- (3) 避難所開設と併せて、情報提供に必要な窓口を設ける。

2 避難所の管理・運営

- (1) 避難所を設置した場合には、管理責任者を任命するとともに、円滑な管理運営を図る観点から連絡員を配置する。
この場合、避難者の自活能力を高める観点等から避難者の中から協力者を選任する。
また、可能な限り早期に地域住民による主体的な運営が行われるよう努めるものとする。
- (2) 管理責任者は、負傷者、衰弱した高齢者、障害者、妊産婦、遺児等に留意しながら、避難者の確認を行い、避難者名簿を作成する。この名簿は、安否情報、物資の配分等に活用されるものであるため、正確かつ迅速な対応を行う。
- (3) 避難所においては、水、食料、毛布、医薬品、育児用品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保するとともに、食品の必要量を避難者名簿等により把握し、公共施設の調理施設や仮設炊事場等を利用した炊き出し、食品流通業者による搬入等の手配を適切に行う。
- (4) 避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。
- (5) 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。
- (6) 避難所の運営に当たっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、さらには、避難が長期化する場合のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等多様な主体の視点等に配慮する。
特に、高齢者、障害者、妊産婦等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的に実施するものとする。
- (7) 避難所の運営にあたっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等多様な主体の視点等に配慮する。
特に、女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女ペアによる巡回警備、トイレ・更衣室・入浴施設等を昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設するなど、安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (8) 避難所においては、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- (9) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (10) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

第2項 避難所に収容する被災者の範囲

1 災害によって現に被害を受けた者

- (1) 住家被害を受け、居住の場所を失った者
住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等（破壊消防による全半壊を含む）の被害を受け、

日常起居する居住の場所を失った者。

(2) 現実に災害を受けた者

自己の住家に直接の被害はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者。例えば、旅館・下宿の宿泊人、一般家庭の来訪客、通行人等。

2 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(1) 避難指示等が発せられた場合

(2) 避難指示等は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合。

- (注)・ 被害を受けるおそれがある者が避難所に収容された者は、その被害を受けるおそれが解消したときは、直ちに、退所しなければならない。(災害救助法の基準)
- ・ 収容に際しては、物資配給の便宜等を考慮し、できるかぎり同一地区内、単位等にまとめることが望ましい。

第3項 避難所開設の期間及び費用

救助法が適用された場合における避難所の開設期間及び費用は、次のとおりである。

1 期間

災害発生の日から7日以内。災害の状況により、内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。

2 費用

- (1) 賃金職員等雇上費
- (2) 消耗器材費
- (3) 建物の使用謝金
- (4) 器物の使用謝金、借上費及び購入費
- (5) 光熱水費
- (6) 仮設炊事場、便所及び風呂の設置費等
- (7) 福祉避難所設置に係る実費

第4項 広域一時滞在

1 町において行う事項

- (1) 町長は、被災地区の町の避難所に被災者を収容できないときは、県内の他の市町あるいは近隣県等における広域一時滞在について県に要請する。
- (2) 広域一時滞在のための要請をした町長は、所属職員の中から避難管理者を定め、移送先市町に派遣するとともに、移送に当たっての引率者を定め、引率させる。
- (3) 県から被災者の受け入れを指示された市町は、直ちに、避難所を開設し、受け入れ体制を整備する。
- (4) 移送された被災者の避難所の運営は、移送要請をした市町が行い、被災者を受け入れた市町は、避難所の運営に協力するものとする。
- (5) 避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している公的宿泊施設、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。
- (6) その他必要事項について、町地域防災計画に定めておくとともに、隣接市町と平素から協議しておく。

2 移送方法

被災者の移送方法は、県が当該市町の輸送能力を勘案して決定実施するが、この場合、県が調達したバス、貨物自動車を中心に警察、自衛隊等の協力を得て実施する。

第5項 避難所及び避難後の警備

避難所及び避難後の留守宅等の治安維持及び不安の解消については、警察、自主防犯組織、地域住民等による巡視、警ら等を実施し、地域の防犯に努める。

第5章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策

基本計画編第3編6章「消防防災ヘリコプターによる災害応急対策」を準用する。

第6章 応援要請計画

基本計画編第3編7章「応援要請計画」を準用する。

第7章 緊急輸送計画

基本計画編第3編8章「緊急輸送計画」を準用する。

第8章 災害救助法の適用計画

基本計画編第3編9章「災害救助法の適用計画」を準用する。

第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

基本計画編第3編10章「食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画」を準用する。

第10章 保健衛生・動物愛護管理計画

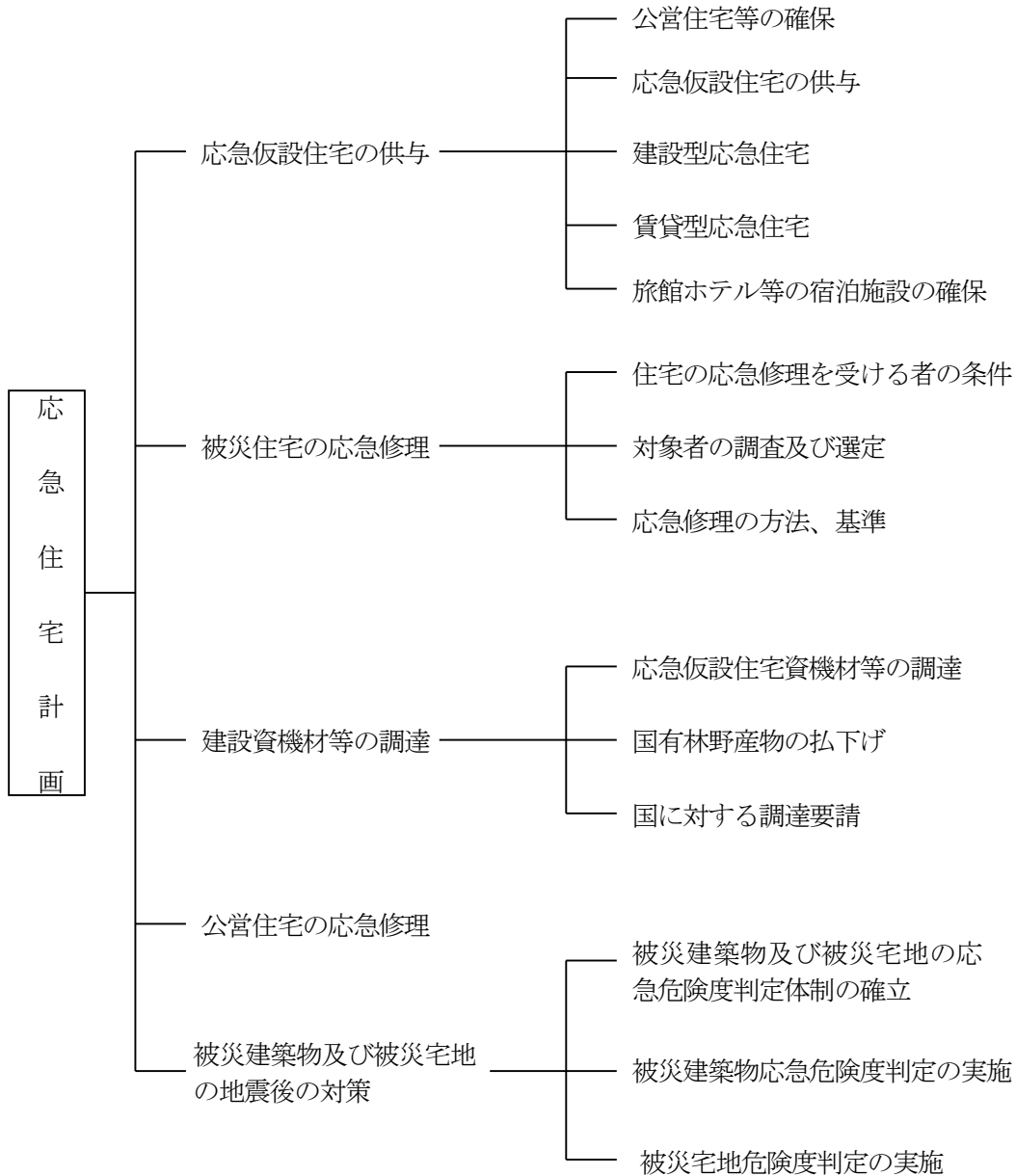
基本計画編第3編11章「保健衛生計画・動物愛護管理計画」を準用する。

第11章 応急住宅計画

基本的な考え方

災害のため、住宅が滅失した世帯又は破損した世帯に対して応急仮設住宅の提供又は応急修理を行うことは、被災者の生活確保の観点から極めて重要である。

このため、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理、建設資材、公営住宅の修理等について必要な事項を定める。



第1節 応急仮設住宅の供与

基本計画編第3編第12章第1節「応急仮設住宅の供与」を準用する。

第2節 被災住宅の応急修理

基本計画編第3編第12章第2節「被災住宅の応急修理」を準用する。

第3節 建設資機材等の調達

基本計画編第3編第12章第3節「建設資機材等の調達」を準用する。

第4節 公営住宅の応急修理

基本計画編第3編第12章第4節「公営住宅の応急修理」を準用する。

第5節 被災建築物及び被災宅地の地震後の対策

地震発生後、公共建築物及び一般住宅等の危険度の把握は、避難施設の確保、各種応急対策活動の拠点確保を図るうえで、また、被災者を建物倒壊等の二次災害から守るうえで重要であることから、残存する被災建築物について、速やかに被害状況及び余震への耐震力の把握等を行い、被災者の「住」に対する不安を解消する。

【県（建築指導課）・市町】

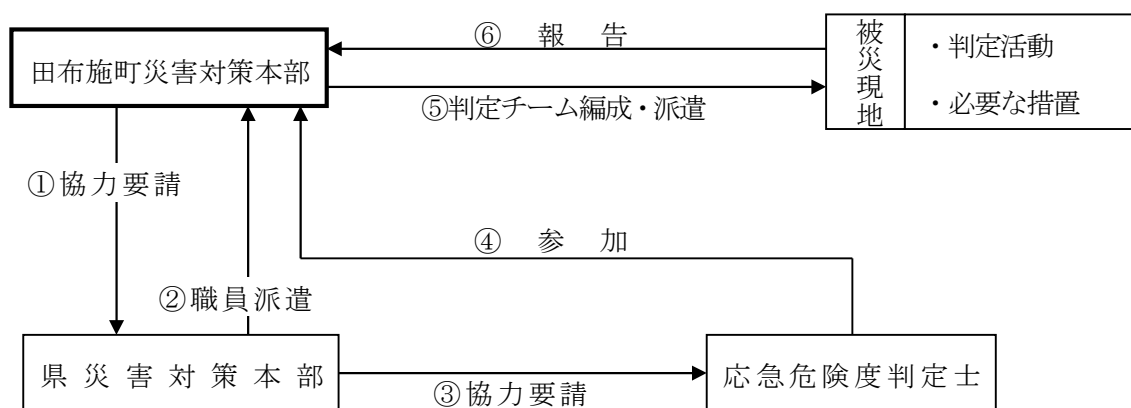
第1項 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定体制の確立

地震により被害を受けた建築物の余震等による倒壊、使用部材の落下等から二次災害を防止するため、また、被害を受けた宅地等の余震等による二次被害を防止するため、町は被災建物及び被災宅地の安全性を早急に確認することが必要となる。このため町は、県の支援を受け、応急危険度判定を確立する。

第2項 被災建築物応急危険度判定の実施

- 1 町は、判定実施マニュアルに基づき、被災建築物応急危険度判定を実施するものとし、必要に応じて、県を通じて判定士の参加を要請する。
- 2 県は、被災市町災害対策本部の要請により、職員を派遣するとともに、ボランティア（判定士）に参加協力を求める。

被災建築物応急危険度判定活動体系図



第3項 被災宅地危険度判定の実施

- 1 町は、判定実施マニュアルに基づき、被災宅地危険度判定を実施するものとし、必要に応じて、県を通じて判定士の支援を要請する。
- 2 県は、被災した町から判定士等の支援の要請を受けたときは、必要に応じて他の市町に対し、判定士の派遣等を要請する。

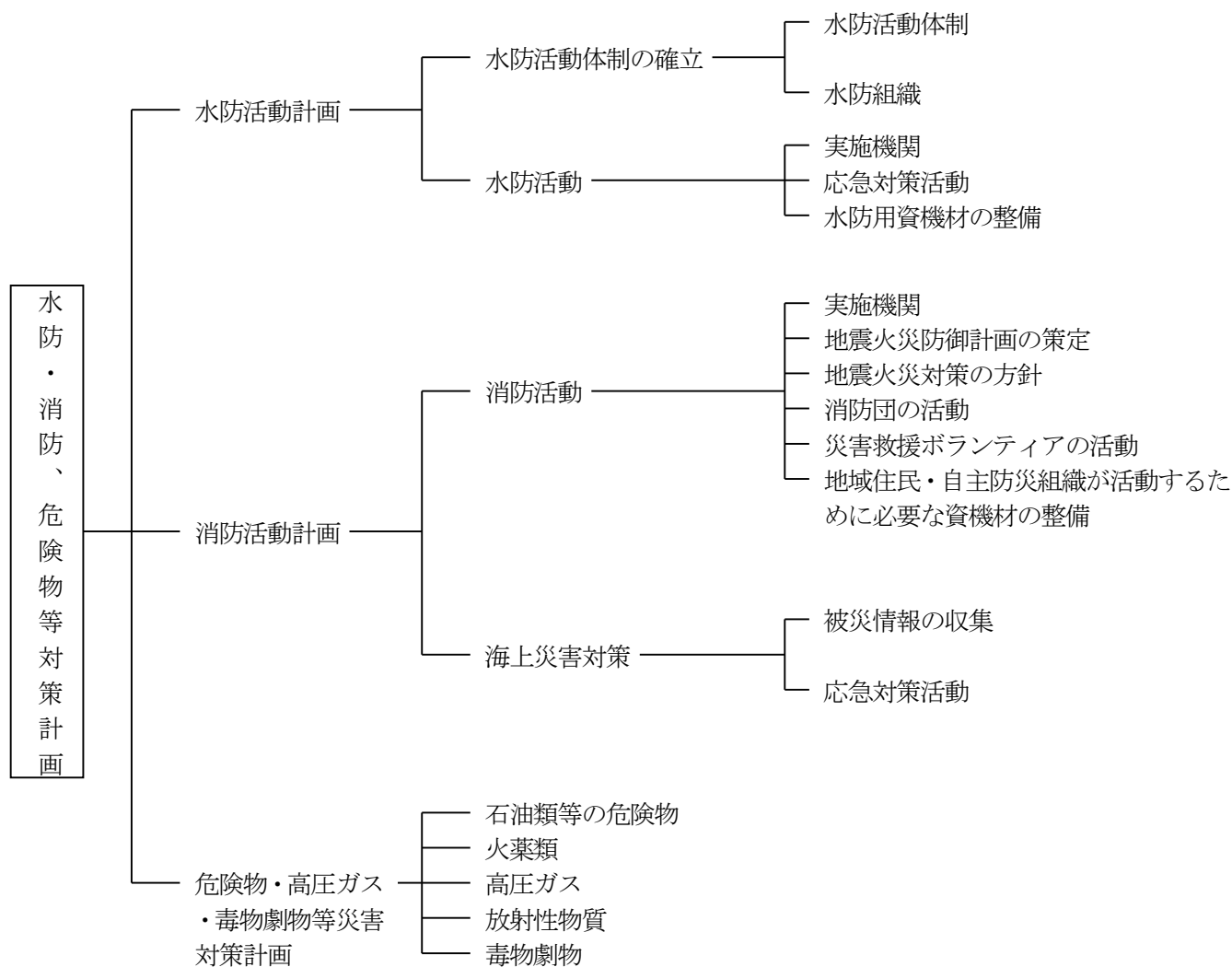
第12章 水防・消防、危険物等対策計画

基本的な考え方

地震が発生した場合の被害は、建物、構造物の倒壊によるもののほか、河川・護岸等の損壊又は津波による浸水、火災の発生が予想される。

また、危険物施設等における災害の拡大防止及び従業員・周辺住民の安全確保について必要な対策を講ずる必要がある。

このため、これらによる被害を最小限に食い止めるため、震災時における水防、消防及び危険物等に係る応急対策活動について定める。



第1節 水防活動計画

地震が発生した場合、ダム、ため池、河川・海岸等の堤防、護岸の決壊又は降雨等による洪水及び津波等による浸水の被害の発生が考えられる。

このため、県及び水防管理者（町長）は、地震が発生した場合、これらの被害を最小限に防ぐために必要な措置を講ずることになる。

本節では、震災時において水防管理者（町長）がとる応急対策について、必要な事項を定める。

第1項 水防活動体制の確立

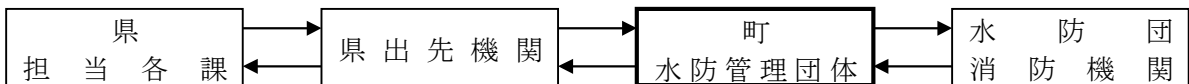
1 水防活動体制

(1) 地震発生後において、水防対策が必要な事態が発生した場合又は气象台から大雨に関する予警報が発表された場合は、本編第3編第13章水防計画に定める体制に準じる体制により、事態を処理する。

2 水防組織

(1) 町における水防本部の組織及び事務分掌は、災害対策本部の組織及び事務分掌を適用する。

(2) 連絡系統



第2項 水防活動

震災時における水防対策については、本編第3編第13章水防計画に準拠して必要な措置及び応急対策を講じる。

1 実施機関

(1) 水防管理団体及び町の措置

ア 水防管理者（町長）は、地震（震度4以上）が発生した場合は、あらかじめ定めている地域防災計画に基づき、必要な体制の確立を図り、情報収集、警戒、点検及び防御体制を強化する。

イ 水防活動に当たっては、ダム、堤防等の施設の管理者、警察、海上保安部、消防、県等の防災関係機関と連携を密にし、住民を二次災害から守ることを重点に、必要な措置（避難指示等の発令、避難誘導等）及び応急水防対策を講じる。

(2) 施設の管理者

ダム、ため池、堤防、水門、樋門、防潮扉等の管理者は、地震（震度4以上）が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じて関係機関及び地域住民に連絡するとともに、ダム、水門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講じる。

2 応急対策活動

(1) 監視、警戒活動等

ア 地震（震度4以上）の発生した場合

ダム、ため池、堤防、水門、樋門、防潮扉等の管理者は、直ちに、施設の巡視、点検を行い、被害箇所、危険箇所その他重要箇所の監視警戒に当たる。

また、水門、樋門、防潮扉等施設の管理者は、門扉を操作できる体制を整え、水位・潮位の変動を監視し、必要に応じて適正な開閉を行う。

イ 大規模地震が発生した場合

(ア) 水門、樋門等への対応

沈下・変形等により、開閉操作が不可能となる場合が考えられることから、各施設の管理者は、速やかな対応ができるよう、建設業者等への緊急連絡体制を整えておく。

(イ) 堤防、護岸等への対応

被害の拡大、二次災害の防止のため、迅速な仮設締切等の応急処置ができるよう、各施設

の管理者は、建設業者、機械鋼構造業者、電気通信業者、港湾業者等専門業者との間の緊急連絡体制の整備及び必要な資機材の確保体制を確立しておく。

(ウ) 津波注意報・津波警報が発表された場合

津波の到達予想時刻までに操作終了後の避難等の時間的余裕があるなど、捜査の安全が確保できる場合に限り、開閉を行う。

(2) 浸水・溢水等への応急措置

警戒、監視等により応急排水等の措置が必要となった場合は、水防管理者は、関係機関と協力し、直ちに、付近住民へ周知を図るとともに、必要に応じて避難誘導等の措置及び応急排水を実施する。

(3) 農業用施設の応急措置

各施設の管理者は、ため池、水門、樋門、防潮堤等の被害状況を確認し、被害の拡大、二次災害を防止するため、自ら応急措置を実施するとともに、関係機関に応援協力を要請し、必要な対策を講じる。

3 水防用資機材の整備

町は、その所管する区域における浸水への対応が十分できるよう必要な資機材を整備するとともに、緊急調達方法等についてあらかじめ定めておく。

第2節 消防活動計画

大規模地震発生時には、火災の多発により、極めて多数の人命の危険が予想される。

地震時の火災の態様は、地震の規模、震源の位置、発生する時期、気象条件、その地域の市街地状況、消防水利や消防ポンプ自動車等の消防力の配備状況等により被害の様相が異なり、臨機応変な活動が求められることから、震災時における消防活動に必要な事項について定める。

なお、消防活動に関する一般的事項については、田布施町防災計画本編第3編第20章第1節第3項に定めている。

【町（消防本部・消防団）・県（消防保安課）】

第1項 消防活動

1 実施機関

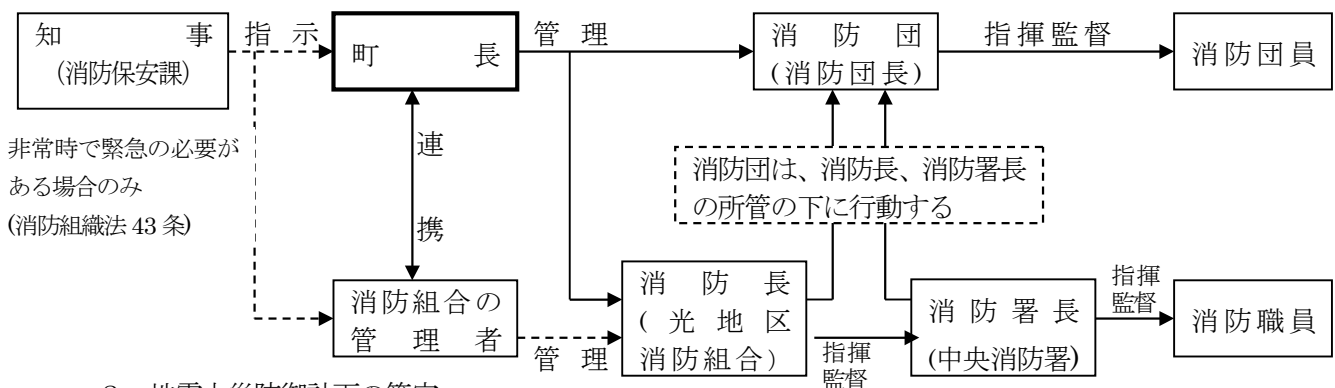
(1) 消防の実施責任は、町にある。

このため、町及び消防機関は、全機能をあげて被災直後における出火防止、初期消火、延焼拡大の防止等に努めるものとする。

この場合において、地域住民、自主防災組織等の協力が必要であることから、これらの者と一体となった活動体制を確立しておくものとする。

(2) 県は、町が実施する消防活動が円滑に行われるよう、他の公共団体、国、防災関係機関との連絡調整及び町に対して必要な指示、助言を行う。

(3) 町消防機関の系統図



2 地震火災防御計画の策定

- (1) 消防活動について、町は、国の指導に基づき、その地域における消防活動に必要な「消防計画」を策定している。

地震発生時における消防活動については、「地震災害活動マニュアル」が作成されているところであるが、大規模地震発生時における消防活動をより円滑、的確に実施するため、被害想定を踏まえ、地域の特性を加味した防御活動計画の策定を図っていくものとする。

- (2) 地震発生時の火災防御計画の目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって左右されるものであるが、被害発生規模に着目し、人命の確保、物的被害の軽減等について、段階的な防御対象及び範囲を定めるなど、最も効果的に被害軽減が図れる計画となるように努めるものとする。

この場合、消火栓の使用不能、道路寸断等による消防力の低下、また、地域住民、事業所、他市町村、他県の応援協力等をも踏まえた計画内容とするものとする。

- (3) 地震発生時火災防御計画には、消防職団員の部隊運用要領等とともに、これを補完するものとして災害救援ボランティア、地域住民の活動内容、協力支援体制等についても計画の中に盛り込むものであること。

3 地震火災対策の方針

- (1) 町及び消防機関は、同時多発の火災から住民の生命の保護を第一として活動を実施するものとする。この場合において、出火防止と初期消火の徹底について住民や事業所に呼び掛けるとともに、地域住民を含めその全機能をあげて、避難の安全確保及び延焼の拡大防止に必要な活動を実施するものとする。

- (2) 防御活動

防御活動の実施に当たっては、明確な防御方針、重要対象物の指定、延焼阻止線、避難地・避難路、消防活動計画図の策定、部隊の運用体制等についての体制を確立し、活動するものとする。

4 消防団の活動

消防団は地域に密着した防災機関として、出火防止を始めとする住民指導及び保有装備を活用した消火活動その他の災害防御に当たるものとする。

- (1) 出火警戒活動
- (2) 消火活動
- (3) 救助救出活動
- (4) 応急手当活動
- (5) 災害情報の収集伝達活動
- (6) 避難誘導及び指示

5 災害救援ボランティアの活動

大規模地震発生直後等における消防活動を迅速かつ的確に実施するには、既存の消防機関だけでは困難なことが予想され、今後、災害救援ボランティアの育成を図って行くこととしている。

災害救援ボランティアの活動については、国が、次のような活動分野を期待して育成を図ることとしていることから、活動については概ねこれによるものとする。

- (1) 初期消火活動及び消火活動及びその支援
- (2) 救助救出活動及びその支援
- (3) 応急手当活動及びその支援
- (4) 災害情報の収集・伝達活動及びその支援
- (5) その他避難誘導等の活動に対する支援

6 地域住民・自主防災組織が活動するために必要な資機材の整備

激甚な大震災が発生した場合、地域によっては、早期の消防力の投入が困難なことが考えられるため、地域住民・自主防災組織が容易に使用できる消火、救助資機材の整備について、町は検討を進め整備の促進に努めるものとする。

第2項 海上災害対策

地震、津波等により沿岸及び海上等の危険物施設や船舶等から油が流出した場合又はこれに伴う火災が発生した場合及び危険物が流出した場合、人命救助、消火活動、流出油等の防除、付近の船舶の安全確保及び沿岸住民への被害防止を図るため、海上保安部・署は、関係機関と密接な連絡をとり、必要な応急措置を講ずるものとする。

警察本部、消防機関、港湾管理者及びその他の関係機関は、港長及び海上保安部長・署長が実施する応急対策に対して協力をを行うものとする。

【管区海上保安本部・海上保安部署・消防機関・警察・県（関係各課）】

1 被災情報の収集

(1) 被災状況の把握

- ア 船舶、海洋施設、港湾施設等の被災状況
- イ 水路、航路標識の異常の有無
- ウ 石油コンビナートの被災状況

(2) 港内の状況

- ア 在泊船舶の状況
- イ 船舶交通の輻輳状況

(3) 被災地周辺海域における船舶交通及び漂流物の状況

(4) 港湾等における避難者の状況

(5) 関係機関等の対応状況

(6) 海上及び沿岸部の被災状況に関する情報収集の実施に支障をきたさない範囲において、陸上における被災状況に関する情報収集を行う。

(7) その他発災後の応急対策の実施上必要な事項

2 応急対策活動

(1) 人命救助

巡視船（艇）、航空機又は特殊救難隊等により捜索救助活動を実施する。
この場合、関係機関は協力し、負傷者、被災者等の避難誘導、救出、救護に当たる。

(2) 被災船舶に対する拡大防止措置の指導

- ア 流出箇所等の閉鎖
- イ 船舶所有の資機材による防除活動
- ウ 積載油等の他タンクへの移送

(3) オイルフェンスの展張

(4) 流出油の回収等

(5) 初期消火及び延焼拡大防止

(6) 被災地付近の警戒及び立入制限

(7) 応急資機材、消火資材の調達、確保及び輸送

(8) 被災船舶の移動等

(9) 被害拡大防止のため必要があるときは、船艇、航空機、特殊救難隊又は機動防除隊の動員及び海上災害防止センターへの防除措置の指示並びに自衛隊等関係機関に対する出動要請を行う。

(10) 船舶の交通規制

- ア 航行の制限又は禁止
- イ 港内在泊船舶に対する避難勧告及び移動命令
- ウ その他必要な航行管制

(11) 港内及び付近海域における火気の使用禁止又は制限

(12) 必要に応じ、被災地付近住民等への避難勧告

(13) 海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、陸上における消火活動等に協力する。

第3節 危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画

大規模な地震により、危険物・火薬・高圧ガス・放射性物質・毒物劇物等の施設が損傷し、火災・爆発・流出等の災害が発生した場合は、従業員や周辺地域住民に対して重大な被害を与えるおそれがある。

このため、これらの施設に対して、関係法令による種々の保安防災対策が講じられているが、地震により発生する災害を最小限に止めるため、関係機関が相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員・周辺住民の安全確保に必要な対策を講ずるものとする。

第1項 石油類等の危険物

発火性又は引火性の強い石油類等の危険物については、事故等が発生した場合の影響の大きさに鑑み、消防法に基づき、保安、防災対策が講じられてきている。

激甚な地震等により、これらの施設に損傷等が発生した場合、関係機関及び関係事業所等は、当該危険物施設の災害の態様に応じて、次の緊急措置を講じ、被害を最小限に止める。

【県（消防保安課）・町（消防機関）・警察・管区海上保安本部・海上保安部署・施設管理者等】

実施者	措置内容
施設の所有者、管理者又は占有者	<p>1 地震発生時の応急対策</p> <p>(1) 地震発生後、直ちに、地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、地震の規模に応じた防災要員を確保する。</p> <p>(2) 地震発生後、直ちに、人的・物的被害、火災・爆発・漏えい等の有無を調査・点検するとともに、地震の規模に応じて危険物関係施設の運転停止等を行う。</p> <p>(3) 地震により、人的・物的被害が生じ、又は火災・爆発・えい等の災害が発生したときは、直ちに、負傷者の救護、危険物関係施設の運転停止、施設内の使用火気の消火及び常用電源の遮断等の応急措置を講じるとともに、事業所の防災組織による防災活動を行う。</p> <p>(4) 地震による災害が拡大し、周辺住民等に被害が及ぶおそれがあるときは、周辺住民等への避難誘導等の必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 車両により危険物を輸送中に地震が発生した場合は、直ちに、車両を安全な場所に停車して、危険物の漏えいの有無等について点検し、異常があるときは前記の応急措置を講じる。</p> <p>2 地震発生時の連絡通報及び広報活動</p> <p>(1) 地震により災害が発生したときは、直ちに、消防機関、警察、県（防災危機管理課）等へ通報する。</p> <p>なお、通信手段が途絶えない限り、第一報は、電話連絡とし、その後の状況及び別に定める事項は、ファクシミリ等により逐次報告するものとする。</p> <p>(2) 地震による災害が、周辺住民へ不安を与えるおそれがある場合、又は周辺住民へ被害を及ぼすおそれがある場合は、被害の状況及び避難の必要性等について、迅速かつ正確な広報活動を行う。</p>

実施者	措置内容
町長 (消防機関)	<p>1 地震発生時の危険物関係事業者への指示等</p> <p>(1) 危険物関係施設の災害により、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、関係機関と協議の上、施設に対する応急措置、周辺住民の避難誘導、広報活動等について、必要な指示をする。</p> <p>(2) 危険物関係施設に災害が発生し、被害の拡大防止又は周辺住民の安全確保のため必要と認めるときは、施設の全部又は一部の使用停止を命じ又はその使用を制限する。</p> <p>(3) 危険物が流出したときは、その危険物の排除作業を実施させる。</p> <p>2 救急・防災活動(消防機関)</p> <p>地震により危険物関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて危険物関係事業者に防災活動上必要な指示を行う。</p> <p>3 広報・警戒区域・避難指示等(町・消防機関)</p> <p>(1) 周辺住民に対し、危険物関係施設の災害の状況・避難の必要の有無について、適切な広報活動を行う。</p> <p>(2) 危険物関係施設の火災・爆発、危険物の漏洩等により周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難指示等の必要な措置を講じる。</p> <p>4 関係機関との連絡・調整等</p> <p>(1) 地震による危険物関係施設の災害の拡大を防止し又は周辺住民の安全性確保のため必要があるときは、関係機関と連絡・調整して必要な対策を講じる。</p> <p>(2) 地震による危険物関係施設の災害の拡大を防止するために他の消防本部の応援を必要とするときは、化学消防車等の必要な資機材及び人員の応援要請の措置を講じる。</p>
警察	<p>1 町、県及び消防機関と連絡をとり施設管理者等に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等を行う。</p> <p>2 町長から要求があったときは、災対法第59条の規定に基づき、災害拡大のおそれがある設備又は占有者等に対し、災害の拡大防止に必要な限度において、その設備、物件の除去、保安等必要な措置をとることを指示する。</p>
海上保安部・署	<p>1 巡視船艇、航空機により被害状況の把握に努めるほか、県及び消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導、警戒区域の設定、避難誘導、取締りを行う。</p> <p>2 危険物荷役中の船舶に対して、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。</p> <p>3 船舶交通の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、必要に応じて船舶等に対して、移動を命じ、又は航行を制限し、若しくは禁止するとともに、航行警報等により速やかに周知する。</p> <p>4 被災その他の原因により自力航行能力を失った危険物積載船舶等に対して、安全な場所への救出措置を講じる。</p> <p>5 危険物等の防除作業にかかる指導及び巡視船艇による応急防除作業等を行う。</p>

第2項 火薬類

関係機関及び関係事業所等は、災害の態様に応じて、次の措置を講じる。

【県（商政課）・町・警察・管区海上保安本部・海上保安部署・指定地方行政機関（中国四国産業保安監督部）・施設管理者等】

実施者	措置内容
火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震発生後、直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保し、事業所等の応急点検を実施し、被害状況を把握する。 2 地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じたときは、災害の拡大を防止するための緊急措置を講じるとともに、警察及び消防機関に連絡する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 貯蔵火薬類を安全な場所に移す余裕があるときは、移動の措置をとり、見張りを厳重にする。 (2) 搬送に余裕がない場合は、火薬類を水中に沈める等の安全措置を講じる。 (3) 火薬庫の入口、窓等を完全密閉し、木部に防火措置を講じるとともに、状況によっては、付近住民に避難の警告を行う。 (4) 吸湿、変質、不発、半爆発等のため、著しく原性能を失った火薬類又は安定度に異常を呈した火薬類は、安全確認の後廃棄する。
警 察	第1項「石油類等の危険物」に準じた措置を講じる。
海上保安部・署	第1項「石油類等の危険物」に準じた措置を講じる。
中国四国産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 火薬製造事業所等の施設が、火災等の発生により危険な状態となった場合又は危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、その保安責任者に対して、法令の定めるところにより、危険防止措置を講じるよう監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより、緊急措置命令等を行う。 2. 鉱山作業現場等における被害防止若しくは拡大を防ぐため、災害状況の実情把握に努め、必要に応じて適切な指示、命令を発する。

第3項 高圧ガス

高圧ガスの製造所、貯蔵所、販売所、消費施設等（以下「高圧ガス関係施設」と言う。）については、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により種々の保安防災対策が講じられている。

しかしながら、大規模地震発生時には、高圧ガス関係施設に火災・爆発・漏えい等の災害が発生し、高圧ガス関係事業所内外に重大な影響を与えるおそれがあることから、高圧ガス関係事業者及び関係機関は、次の措置を講じる。

【関係事業者・県（消防保安課）・町・警察・管区海上保安本部・海上保安部署・中国四国産業保安監督部】

実施者	措置内容
高 圧 ガ ス 関 係 事 業 者	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震発生時の応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地震発生後直ちに、人的・物的被害、火災・爆発・漏えい等の有無を調査するとともに、地震の規模に応じて高圧ガス関係施設の運転停止及び装置内のガスの安全なパージ等を行う。 (2) 地震により、人的・物的被害が生じ、又は火災・爆発・漏えい等の災害が発生したときは、直ちに、負傷者の救護、高圧ガス関係施設の運転停止及び装置内のガスの安全なパージ、高圧ガス容器の安全な場所への移動等の応急措置を講じるとともに、事業所の防災組織による防災活動を行う。 (3) 地震による災害が拡大し、周辺住民等に被害が及ぶおそれがあるときは、周辺

実施者	措置内容
	<p>住民への避難勧告等に必要な措置を講じる。</p> <p>(4) 車両により高圧ガスを輸送中に地震が発生した場合は、直ちに、車両を安全な場所に停車して、ガス漏えいの有無等について点検し、異常があるときは上記(1)～(3)の応急措置を講じるとともに、山口県高圧ガス保安協会等による応援を受ける。</p> <p>2 地震発生時の連絡通報及び広報活動</p> <p>(1) 地震により災害が発生したときは、直ちに、消防機関、警察、町、県（消防保安課）等へ通報する。</p> <p>なお、通信手段が途絶しない限り、第一報は電話連絡とし、その後の状況及び別に定める事項は、ファクシミリ等により逐次報告するものとする。</p> <p>(2) 地震による災害が周辺住民へ不安を与えるおそれがある場合、又は被害を及ぼすおそれがある場合は、被害の状況及び避難の必要性等について、迅速かつ正確な広報活動を行う。</p>
町 長 (消防機関)	<p>1 救急・防災活動等</p> <p>地震により、高圧ガス関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて、高圧ガス関係事業者に、防災活動上必要な指示を行う。</p> <p>2 警戒区域・避難勧告・避難命令</p> <p>高圧ガス関係施設の火災・爆発、ガスの漏えいにより、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難勧告・避難指示等の必要な措置を講じる。</p> <p>3 広報活動</p> <p>周辺住民に対し、高圧ガス関係施設の災害状況、避難の必要の有無等について、適切な広報活動を行う。</p>
警 察	第1項「石油類等の危険物」に準じた措置を講じる。
海上保安部・署	第1項「石油類等の危険物」に準じた措置を講じる。
中国四国産業 保安監督部	関係機関との連絡調整を行い、県、高圧ガス関係事業者等に対し、災害拡大の防止及び周辺住民の安全確保等について必要な指示・助言を行う。

第4項 放射性物質

地震災害により放射性物質の漏えい等が生じた場合、使用者及び防災関係機関は、災害の態様に応じて「放射性同位元素等の規則に関する法律」又は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき定められた基準に従い、必要な措置を講ずる。

【県（消防保安課・環境政策課・厚政課・医務保険課・健康増進課）・町（消防）・警察・管区海上保安本部・海上保安部署】

実施者	措置内容
施設の使用者 及び管理者	<p>放射性物質による環境の汚染等の発生若しくはおそれがある場合は、「放射性同位元素等の規則に関する法律」又は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、定められた基準に従い、必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射性物質による環境の汚染等の発生若しくはおそれがある場合は、国（所轄労働基準監督署、海上保安部・署等）、警察、市町等に通報する。</p> <p>(2) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、障害の発生防止又は拡大防止のための緊急措置を講じる。</p>

実施者	措置内容
町長 (消防機関)	(1) 事故の発生若しくはおそれがあると通報があった場合は、直ちに、県に通報するとともに、必要に応じて付近住民への広報活動を行う。 (2) 放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合には、警戒区域の設定または付近住民等に対して避難勧告、避難の指示を行う。 (3) 危険の排除のため、使用者等に対して必要な応急措置をとるよう指導する。 ア 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 イ 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 (4) 消防活動及び救助活動については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」、「原子力施設における消防活動対策ハンドブック」及び「原子力施設等における除染等消防活動要領」を参考に実施する。
警察	(1) 事故等の発生の通報を受けた場合、警察庁、県へ通報する。 (2) 必要に応じて、警戒区域の設定、交通規制等を実施する。
海上保安部・署	(1) 第1項石油類等の保安対策でとる1～4の措置に準じた措置を講じる。 (2) 海上における緊急時モニタリングに関し、知事等からの要請に備え必要な準備をするとともに、要請があった場合は、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、対応可能な範囲で必要な支援を行う。

第5項 毒物劇物

毒物劇物取扱施設については、毒物及び劇物取締法に基づき監視指導を行っており、また、消防法あるいは高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、その法令により、災害予防対策として事故時の流出を防止するため防液堤等の設備の設置等の対策が講じられている。

防災関係機関及び取扱業者は、災害時において設備等が破損した場合、次の応急措置等を講じる。

【県(薬務課)・町・警察・管区海上保安本部・海上保安部署】

実施者	措置内容
製造者 輸入者 販売者 業務上取扱者	1 地震発生後、直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに防災対策要員を確保する。 2 毒物劇物タンク等の被害状況の把握に努め、当該施設が被害を受け毒物劇物の漏えい、流出等が生じた場合には、次の応急措置を講じる。 (1) 健康福祉センター(環境保健所)、警察、消防機関に直ちに通報する。 (2) 従業員及び周辺住民に対して正確な情報を提供し、必要に応じて早期の避難措置をとる。 (3) 中和処理剤の散布等の緊急措置を実施する。
町長(消防機関)	危害が発生するおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立退きの指示、勧告を行う。
警察	県及び消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等を実施する。
海上保安部・署	第1項石油類等の保安対策でとる措置に準じた措置を講じる。

第13章 災害警備計画

基本計画編第3編14章「災害警備計画」を準用する。

第14章 要配慮者支援計画

基本計画編第3編15章「要配慮者支援計画」を準用する。

第15章 ボランティア活動支援計画

基本計画編第3編16章「ボランティア活動支援計画」を準用する。

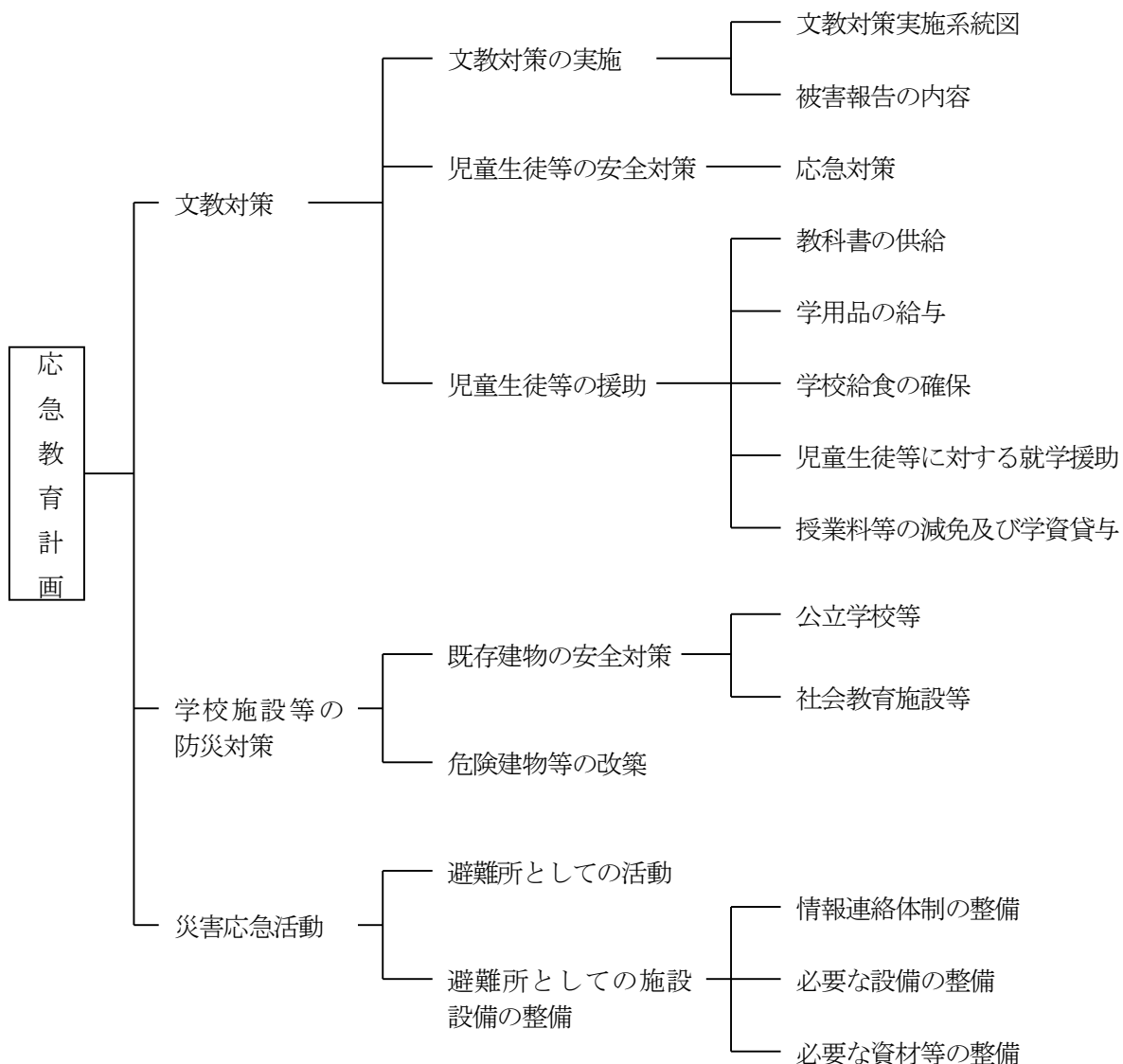
第16章 応急教育計画

基本的な考え方

大規模地震等発生時には、幼児、児童生徒、学生（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全が脅かされる事態が生じるおそれがある。

町内には、幼稚園、小中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校があり、多数の児童生徒等を預かっており、災害時にはこれらの者の生命の安全の確保を図ることが最も重要な責務であると同時に、教育機関として教育活動の確保もまた重要である。

このため、学校等における災害時の応急対策の実施に必要な事項を定める。



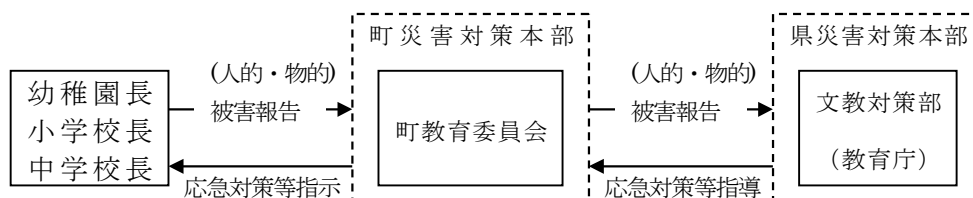
第1節 文教対策

震災時における児童生徒等の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、次の事項を実施する。

第1項 文教対策の実施

【県（教育庁各課・学事文書課）・町教育委員会】

1 文教対策実施系統図



2 被害報告の内容

(1) 被害報告の種別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害速報 ・ 公立学校人的被害に関する報告 ・ 公立学校物的被害に関する報告（施設、教科書等） ・ 要保護準要保護児童生徒に対する就学援助等の調査報告 ・ 私立学校人的被害に関する報告 ・ 私立学校物的被害に関する報告 ・ 学校給食関係被災状況調査報告 ・ 教職員住宅被害報告
(2) 報告者、報告系統	第1項1「文教対策実施系統図」によるものとする。
(3) 学校施設の被害判定基準	「公立学校施設災害復旧費国庫負担金関係法令運用細目」によるものであること。

第2項 児童生徒等の安全対策

町教育委員会及び県（教育庁各課・学事文書課）は、災害発生時において、児童生徒等の生命身体の安全を確保するため、これまでも計画的、組織的に児童生徒等に対して防災教育を実施し、又は指導助言してきたが、さらに次の視点に立った取組を推進していく。

取組の主な視点

- ア 様々な災害を想定した学校安全計画の作成
- イ 大規模災害を想定した避難訓練の実施
- ウ 安全に関する職員研修の充実
- エ 通学路の安全点検
- オ 家庭・地域社会との連携強化
- カ ボランティア活動の推進
- キ 自他の生命を尊重する態度の育成
- ク 安全な生活態度や習慣の確立

1 応急対策

町教育委員会及び県は、所管する学校における、災害時の児童生徒等の安全確保並びに教育活動の確保について、必要な措置を実施し、また、指導助言及び援助を行う。

(1) 事前対応

ア 学校における地震防災応急対策計画の策定指導

町教育委員会及び県は、学長、校長又は園長（以下「校長」という。）に、学校の立地条件、児童生徒等の特性等を考慮した、次のような項目を内容とする災害時の応急対策計画を策定するとともに、その計画について、児童生徒等、教職員、保護者等に周知するよう指導する。

町教育委員会及び県教育委員会は、上記について校長に指導する。

応急対策計画の主な項目

- (ア) 防災組織・情報伝達（組織の役割分担）
- (イ) 参集体制（災害種別、勤務時間外等における連絡・参集の体制）
- (ウ) 情報収集（気象情報（警報等）に基づく情報の収集・伝達）
- (エ) 休校等の決定（休校（自宅待機）の決定、報告）
- (オ) 連絡体制（県・町教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者等への連絡体制）
- (カ) 避難指示及び避難誘導（避難場所（2次避難所）、避難ルート、避難方法、在校時・登下校時・休日等の状況に応じた避難誘導）
- (キ) 実験・実習中の対策
- (ク) 火元の遮断と初期消火活動
- (ケ) 救護活動（児童生徒等、避難者）
- (コ) 避難所の開設・運営（町との連絡体制・初動対応）
- (サ) 児童生徒等登下校方法及び保護者への引渡し方法
- (シ) 特別支援学校及び寄宿舎を有する学校における対策
（避難方法、保護者への連絡方法、引渡し方法、登下校時の対応、寄宿舎への食料・飲料水の確保等）

イ 防災訓練の実施

校長等は、児童生徒等が災害時に迅速な確かな対応がとれるよう、町、県及び防災関係機関等が実施する地震、防災訓練等に参加し、又は自ら防災訓練を実施するものとする。

学校における防災訓練の場としては、次の三つが考えられる。

- (ア) 総合防災訓練（県によるもの）
- (イ) 地域防災訓練（町・防災関係機関等によるもの）
- (ウ) 学校で行う訓練（町立学校は毎学期1回以上の実施）

ウ 学校施設設備及び通学路の安全点検

校長は、災害発生時の被害を最小限に止めるため、日常から学校施設設備の点検を実施するなどして、常に保安状況を把握しておくものとする。

- (ア) 防災上必要な設備等の点検整備

区分	内容
消 火 設 備	消火器、消火栓、水槽、水バケツ、防火扉
避 難 ・ 救 助	非常階段、救助袋、縄ハシゴ、ハンドマイク、懐中電灯、救助ロープ
医 薬 品 ・ 食 料	救急医薬品、担架、非常食・飲料水（寄宿舎生等用）

- (イ) 破損、火災、転倒等による被害防止

区分	該当施設	点検確認事項等
窓 ガ ラ ス	教室・廊下等	窓枠等の不良の有無
ロ ッ カ ー 類	教室・廊下・昇降口等・職員室	転倒、移動の有無
ガ ラ ス 器 具	理科実験室・実習室等	転倒、落下、破損の有無、容器の多段積みによる被害発生の有無
理 科 実 験 類 ・ 医 薬 品 類	理科実験室・実習室・保健室	収納戸棚の転倒の有無、混合発火の可能性の有無、劇毒物の収納状況、自然発火の可能性のある薬品の保管状況
ガ ス	理科実験室・調理室・給食室	元栓の開閉機能、ガス管の老朽化の有無、ボンベ転倒の有無
石 油 ・ ガ ス ト ー プ	教室・職員室・事務室・用務員室	周囲の引火物の有無、安全装置作動の有無
食 器 類	調理室・給食室	転倒、落下、破損の有無
油 類	調理室・給食室・実習室	転倒、落下による流出の危険性の有無

工作機械・ 工作用具等	実習室	転倒、落下の有無
テレビ	教室・視聴覚室	落下、転倒の有無
コンピュータ	コンピュータ室	落下、転倒の有無

(2) 災害時の対応

ア 町教育委員会及び県（教育庁各課・学事文書課）は、所管する学校において策定した「応急対策計画」が円滑に実施できるよう、指導及び支援に努める。

イ 学校教育施設の確保を図るため、下記（4）アに記述する学校施設の応急復旧に必要な措置を実施し又は指導、助言を行う。

【校長】

ア 校長は災害発生時においては、児童生徒等の安全確保を第一として、前記により策定した「応急対策計画」に基づき、必要な措置を講じるものとする。

(ア) 学校の管理する危険物の安全措置

学校が管理する危険物（電気、ガス、危険薬品、アルコール類、石油等）については、二次災害発生のおそれが高いことから、これらの使用の停止又は安全な場所への移動等必要な措置を講じるものとする。

(イ) 保健衛生に関する指導、助言

災害時における清掃、防疫その他の保健衛生に関して必要な指導、助言を行う。

- ・飲料水（井戸等利用の場合）汚染時の使用禁止及び消毒の実施措置
- ・汚染校舎の水洗、清掃、消毒の実施
- ・被災地域における感染症予防上の措置

イ 校長は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び学校施設、設備の被害状況を速やかに把握するとともに、第1項1「文教対策実施系統図」により、町教育委員会又は県（教育庁各課・学事文書課）に報告する。

児童生徒等の安否状況の把握については、地区ごとに教職員の分担を定めるなどして行うものとするが、被害の状況により必要があるときは、町又は地域住民等の協力を求める。

災害速報は、被害等を把握の都度、報告する。

ウ 校長は、状況に応じ町教育委員会又は県（教育庁各課・学事文書課）と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

なお、校長は休校を決定した場合は、速やかに町教育委員会にその旨の報告を行い、町教育委員会は、県教育庁教育政策課に休校の状況を報告することとする。

エ 校長は、設備の応急復旧を行い、授業再開に必要な施設の確保措置をとる。

なお、確保については下記（4）イに記述する「学校施設の被害に応じた施設設備の確保基準」により行うものとする。

オ 校長は、施設、設備の応急復旧状況を把握し、町教育委員会又は県（教育庁各課・学事文書課）に報告するとともに、応急教育の開始時期及び方法を、児童生徒等及び保護者に連絡する。

カ 校長は、寄宿生等に必要な食料、飲料水の確保が困難なときは、町に応援を求める。

【県教育委員会及び町教育委員会】

ア 各学校等の応急教育計画の作成にあたり、県教委及び町教委は、所管する学校を指導助言及び支援する。

イ 災害が大規模または広域にわたるため、下記（4）イに記述する「学校施設の被害に応じた施設確保の基準」による授業再開が必要な施設の確保について町教委での対応が困難な場合は、必要に応じて県教委及び町教委による対策チーム（リーダー：義務教育課）を設置し、異校種間の調整や市町域を超える対応等について速やかに検討し、対応を決定する。

ウ 県教委及び町教委は、公民館等の学校施設として代替可能な公共施設の状況（収容人数、教育設備・備品の状況や通学手段の有無等）について、あらかじめ把握しておくこと。

(3) 災害復旧時の対応

ア 町教育委員会及び県（教育庁各課・学事文書課）は、授業再開に必要な対策について、所管する学校を指導助言及び支援する。

(ア) 学習場所の確保等

- (イ) 教員の確保（臨時的任用、近隣学校からの応援、他府県への応援要請等の措置）
- (ウ) 教科書等の供給
- イ 町教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報収集及び指示等の伝達に万全を期する。
この場合において、人員等が不足するときは、他の部局に職員の応援を求めるなどして確保を図るものとする。
- ウ 町は、災害の規模等により必要があると認めるときは、被災地の児童生徒についての教育事務の委託を隣接市町に対して行うことができるものとする。
- エ 町教育委員会及び県（教育庁各課・学事文書課）は、被災地の児童生徒の転入学の弾力的な運用を他の都道府県及び市町村教育委員会に依頼するものとする。

【校長】

- ア 校長は、教職員、児童生徒等を掌握するとともに、町教育委員会及び県（教育庁各課・学事文書課）と連絡し、校舎内外の整備並びに教科書及び教材の確保に努めるなど、教育活動再開に向けての態勢を整備する。
- イ 校長は、被災児童生徒等のうち、当該学校以外の避難所に避難している児童生徒等については、教職員の分担を定め、実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、必要な指導を行う。
- ウ 校長は、避難場所として学校施設を提供したため、長期にわたって教室等が使用不可能となった場合は、町教育委員会に対し、他の公共施設等への学習場所確保のあっせん依頼を行う。
- エ 校長は、災害復旧の推移を把握し、町教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業に戻すように努め、その時期について、保護者及び関係者に連絡する。
- オ 校長は、授業再開に当たっては、児童生徒等の登下校時の安全確保に留意するものとする。

(4) 被災後の教育施設等の確保

ア 学校施設の応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 災害直後における施設の安全点検と危険箇所の表示 (イ) 応急復旧計画の樹立等の措置 (ウ) 応急復旧のための設備及び資材の確保措置 (エ) 被害状況の詳細な記録（写真等） (オ) 現地指導員の派遣 (カ) 学校施設の安全確保のための建物危険度判定の実施
イ 学校施設の被害に応じた施設確保の基準	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 応急的な修理で使用できる場合 当該施設の応急復旧により使用する。 (イ) 学校施設の一部が使用できない場合 特別教室、屋内体育館等を利用する。 (ウ) 校舎の大部分が使用できない場合 公民館等公共施設の利用又は被災を受けていない隣接学校の施設設備等を利用する。 (エ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合 避難先の最寄りの学校、被災を免れた公民館等公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設、設備がない場合は、応急仮校舎の建設を要請する。

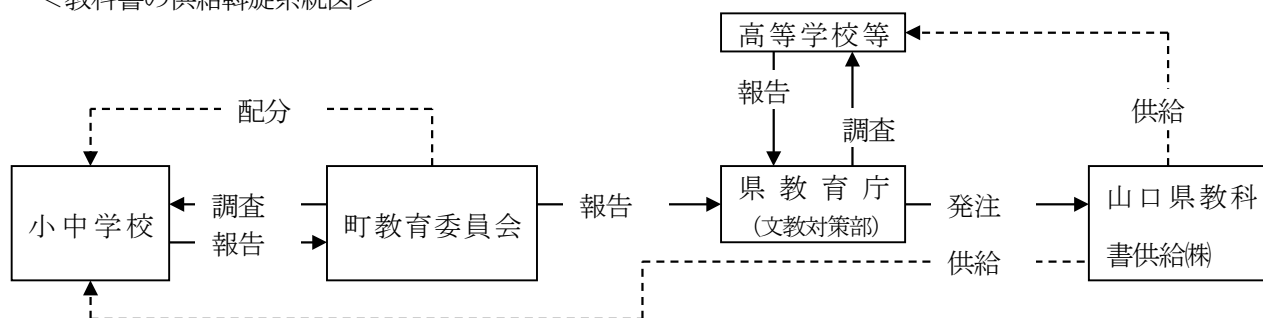
第3項 児童生徒等の援助

【県（教育庁各課・学事文書課）】

1 教科書の供給

教科書の供給及び報告については、「災害により教科書が滅失又はき損した場合における教科書等の供給等について」（昭和52年4月8日付文初管第211号）によるものとする。

<教科書の供給幹旋系統図>



2 学用品の給与

【町・町教育委員会・県（教育庁各課・厚政課）】

学用品については、救助法が適用された場合、被災児童生徒等に対し以下のような措置が講じられる。

(1) 給与対象

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程の生徒を及び特別支援学校の中学部生徒含む。）及び高等学校生徒（高等学校、中等教育学校の後期日程、総合支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒又は学生。)

(2) 給与実施者

通常の場合、知事から委任を受けた町長が、教育委員会及び校長の協力を得て調達から配分までの業務を行うものとする。

(3) 給与する学用品等

次に掲げる品目の範囲内で現物を給与する。

ア 教科書及び教材

(ア) 「教科書の発行に関する臨時措置法第2条」に規定する教科書

(イ) 教科書以外の教材で、教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

ウ 通学用品

運動具、雨傘、カバン、雨靴等

エ 私立学校において使用する教材については、公立学校が使用している教材に準じる。

(4) 学用品給与の時期

ア 教科書・教材

災害発生の日から1ヶ月以内

イ 文房具及び学用品

災害発生の日から15日以内

3 学校給食の確保

【県（教育庁学校安全・体育課）・町教育委員会】

(1) 災害時における給食物資の確保措置

ア 学校給食用施設設備の被害状況の把握と指導援助

学校給食センター所長は、調理施設、洗浄用機器、水道設備、排水設備、食器等の学校給食用施設設備について、被害状況（規模及び程度）を把握し学校教育課へ報告する。学校教育課は、施設設備の確保を図るため必要な措置を実施し又は指導助言を行う。

イ 保管倉庫の安全措置と水漏れ等の防止等

学校給食センター所長は、冷凍用倉庫をはじめとする食食用保管庫について、電気系統を含めた機能の維持を確認する。また、倉庫、学校給食用施設の天井、壁面、床面等からのガス・水漏れの有無について確認を行い、ガス・水漏れのある場合は、これを防止するための措置をとる。

ウ 被害状況の確実な把握及び物資の調達措置

学校給食センター所長は、平時から学校給食施設に保存してある給食物資（食材）について、給食での使用が可能か把握する。

また、学校給食会等の食材納入業者に、食材の調達に支障が生じていないか確認し、調達が困難

な場合は他の食材納入業者等に協力を求めるなどの措置を講ずる。

(2) 応急給食の実施

学校給食施設の安全点検を実施し、学校としての機能が正常化するまでの間、応急給食を実施する。

ア 給食施設設備の安全点検及び衛生管理

給食センターは、給食施設設備の破損、部品の欠損及び動作について安全点検を行うとともに、学校給食衛生管理基準に基づく施設設備の清掃及び洗浄消毒を行う。

イ 給食材料の衛生管理、調理等における完全熱処理

給食センターは、学校給食衛生管理基準に基づく十分な衛生管理及び過熱調理を行う。なお、給食用食器の不足が生じた場合は、使い捨ての紙コップ、紙皿を使用するなど、衛生管理に留意する。

ウ 調理従業者の確保及び健康診断

町教委は調理業務委託業者との連携等により、応急給食の実施に必要な調理従事者を確保する。また、調理従事者については、検便を実施するなど所要の健康診断を行い、食中毒の防止に十分留意する。

エ 学校給食と被災者炊き出しとの調整

給食センターは、学校給食衛生管理基準に基づき、施設設備の清掃及び洗浄消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に留意する。特に、被災者への炊き出しへの協力などのため調理従事者以外が使用した場合については、十分留意する。

(3) 大規模・広域災害への対応

ア 災害が大規模又は広域にわたり、単一の学校または町のみでは対応できない場合は、県教委及び市町教委による対策チーム（リーダー：学校安全・体育課）を設置し、当該チームにおいて応急給食に係る全県的な対策が速やかに検討され、対応が決定する。

イ 町教委及び県教委は給食センターの調理能力（提供可能最大食数等）及び配送可能近隣校、代替可能給食施設の有無等について、あらかじめ把握しておくこと。

4 児童生徒等に対する就学援助

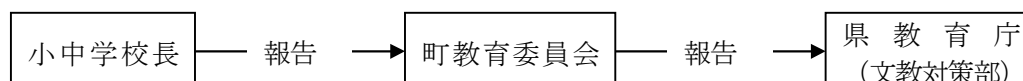
【県（教育庁義務教育課 特別支援教育推進室）・町教育委員会】

(1) 被災による生活困窮家庭の児童、生徒に対する就学援助

要保護、準要保護家庭の小中学校児童、生徒については、「学校教育法」に基づく援助措置が講じられる。

これに必要な取り扱い内容等は、以下による。

ア 援助を必要とする児童、生徒数の把握



イ 援助措置の内容

(ア) 児童、生徒に対する援助の種類

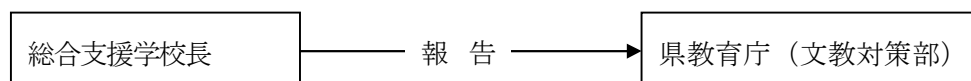
学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒用品費、修学旅行費、通学費、学校給食費、医療費、クラブ活動費、生徒会費、PTA 会費、卒業アルバム代等

(2) 被災総合支援学校児童生徒等就学奨励

総合支援学校児童生徒の就学による保護者の経済的負担軽減を図るため「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等に基づき、就学奨励費の援助措置が講じられる。

これに必要な取り扱い内容等は以下による。

ア 援助を必要とする児童・生徒数の把握



※寄宿舎入居中の児童生徒については、その者の属する世帯の住家被害による

イ 援助措置の内容

(ア) 児童、に対する援助の種類

教科書、学校給食費、学用品費、通学用品費、修学旅行費、通学又は帰省に要する交通費、付添人の付添に要する交通費、学校附設の寄宿舎居住に伴う経費

- (イ) 援助額
全部又は一部
- (ウ) 交付手続

児童生徒の属する世帯が被災した場合は、就学についての経費認定資料を校長が提出する。

5 授業料等の減免及び学資貸与

【県（教育庁教育政策課・学事文書課）】

- (1) 県立学校授業料等の減免等（山口県使用料手数料条例施行規則等）

ア 生徒等の被災状況の調査報告

- (ア) 県立高等学校

県立高等学校生徒被災状況報告書により、報告するものとする。

校長 → 県教育委員会（文教対策部）

- (イ) 県立大学 → 県（学事文書課）

イ 減免措置

県教育委員会は、減免を決定し、関係学校に通知する。県立大学においては、公立大学法人の理事長が減免を決定する。

- (2) 私立高等学校生徒等に対する授業料減免補助

子育て支援のための私立高校生授業料等減免補助金により、私立高等学校等を設置している学校法人が行う授業料軽減措置に対して補助する。

- (3) 奨学金及び育英資金の貸与

被災生徒等に対しては、必要に応じ山口県ひとづくり財団、日本学生支援機構による奨学金の貸与措置が講じられる。

第2節 学校施設等の防災対策

学校、社会教育施設等は、児童生徒等が一日の大半を過ごす場であり、町教育委員会及び県（教育庁各課・学事文書課）は、児童生徒等の生命身体及安全確保及び教育の確保に必要な施設設備の整備に努めてきているが、さらに、大規模地震等の災害による被害防止の観点から、学校施設の整備、耐震化の促進を計画的に進める。

第1項 既存建物の安全対策

- 1 公立学校等

老朽化による構造耐力の低下や耐震診断の結果を踏まえて、必要に応じて計画的に改築を実施する。

- 2 社会教育施設等

社会教育施設等は、防災拠点としての機能を果たすことから施設の耐震性の確保や防災機能の強化を図るため計画的に耐震診断を行い補強・改築等を実施する。

第2項 危険建物等の改築

小中学校等の老朽建物について耐力度調査を実施し、必要に応じて計画的に改築を実施する。

第3節 災害応急活動

学校は、平素においても地域社会の中で重要な役割を果たしているが、特に、震災等による大規模災害が発生した場合は、地域住民の避難所として防災上重要な役割を担うことになる。

このため、関係部局と協議調整の上、避難所として必要な設備等の整備の促進を図る。

第1項 避難所としての活動

学校が地域防災に果たす役割は、地域の特性、災害の規模等により異なるが、災害発生時における役割及びこれに必要な対応について定める。

【町（民生部局・学校）・県（各学校）】

学校が避難所となる場合、避難所の運営は町が行うものとする。

教職員は、児童生徒等の安全確保、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けて取り組む。

教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、避難所の運営体制が整備させるまでの間、協力するものとする。

第2項 避難所としての施設設備の整備

本地域防災計画において、避難所に指定された施設の設備整備については、関係部局と協議の上、必要な対策を計画的に講じるものとする。

【町（防災担当部局）・教育委員会・県（教育庁各課・学事文書課）】

1 情報連絡体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施し、地域の被災状況、被災者の安否情報等の連絡体制を確立するため、携帯電話、パソコンネットワーク等多様な連絡手段による情報ネットワークの整備を図る。

2 必要な設備の整備

学校が避難所として、防災上重要な役割を担っていることに鑑み、シャワー室、備蓄倉庫の設置等、必要に応じ、防災機能の整備を図る。

3 必要な資材等の備蓄

避難所としての機能を果たすため、災害対策本部からの緊急物資が届くまでの間、必要な資材等の備蓄の促進を図る。

第17章 ライフライン施設の応急復旧計画

基本対策編第3編18章「ライフライン施設の応急復旧計画」を準用する。

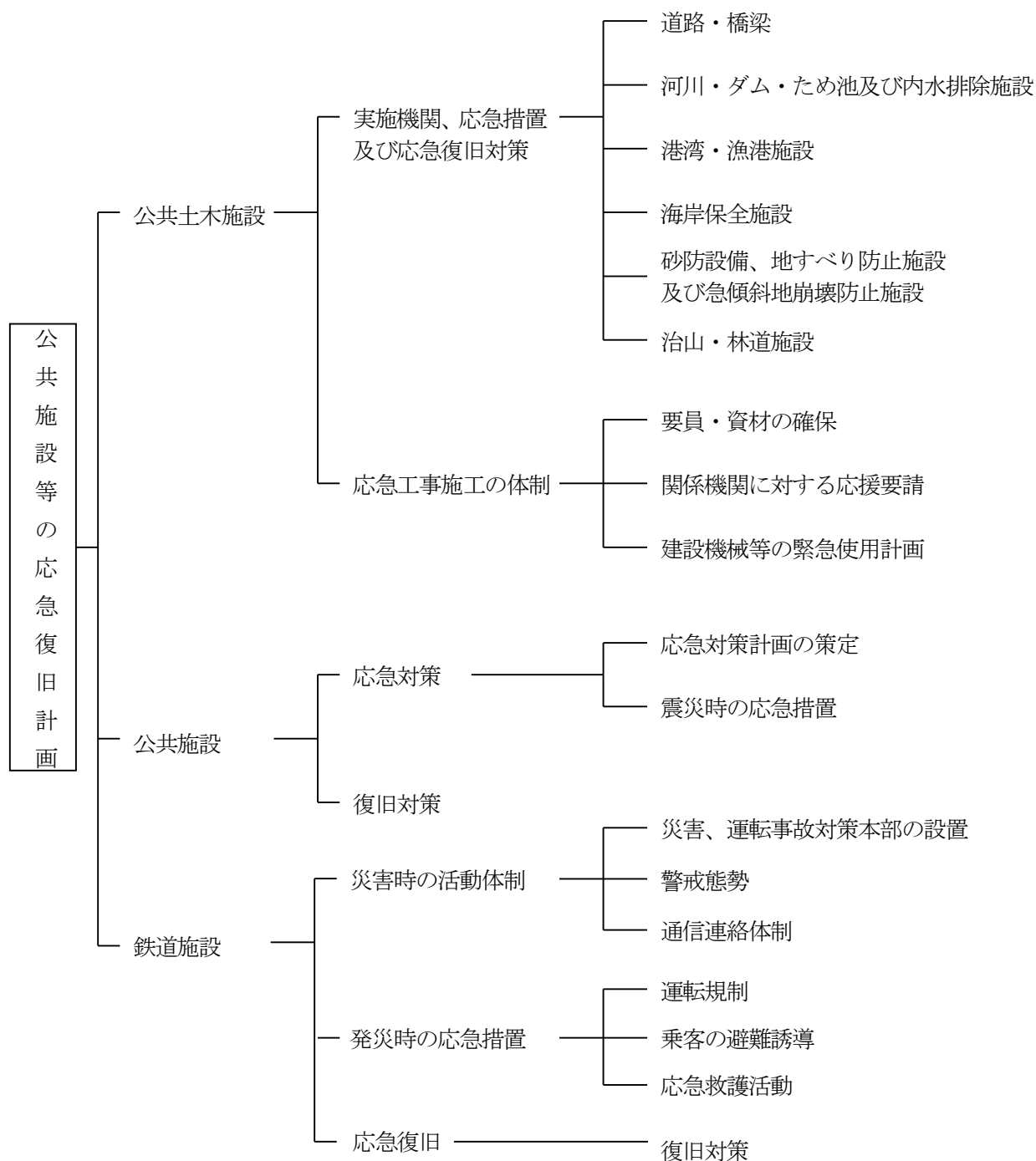
第18章 公共施設等の応急復旧計画

基本的な考え方

道路、河川、海岸、橋梁、港湾、漁港、鉄道等の公共土木施設は、物資・人の輸送等を通して、社会経済、町民の日常生活に大きくかかわっている。

また、病院、社会福祉施設、学校、社会教育施設等の公共施設も町民の日常生活に大きくかかわっており、これらの施設が地震等により被害を受けた場合は、町民生活に大きな支障を及ぼすばかりか、被災者の救助・救援活動に重大な支障をきたす。

このため、これら公共施設が被災した場合には、速やかな応急復旧対策が必要となる。



第1節 公共土木施設

地震等による災害が発生した場合、各公共土木施設等の管理者は、速やかに被害状況の把握に努め、施設の機能回復に必要な応急復旧措置を講じるものとする。

第1項 実施機関、応急措置及び応急復旧対策

1 道路・橋梁

地震が発生した場合、各道路管理者等は、所管する道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るために、交通規制等の措置、あるいは、迂回路の選定など通行車両の安全対策を講じるとともに、道路状況等について、パトロールカー、報道機関等の協力を得て適時適切な広報を実施するほか、被災箇所については応急措置及び応急復旧工事を実施する。

第8章 緊急輸送計画第2節「緊急道路啓開」関連

【町・県（関係各課）・中国地方整備局（山口河川国道事務所）】

(1) 災害時の応急措置

被害状況の把握及び応急措置の実施は、緊急輸送道路を優先して実施するものとし、各機関のとるべき対応については、次のとおりとする。

実施機関名	応急措置
町	ア 道路、橋梁の被害状況を速やかに把握し、警察と協力して交通規制を行い、被災地域における発災直後の交通混乱を回避する。 イ まず、緊急輸送道路の確保に全力をあげ、必要な措置を講じる。 ウ 次に二次災害の発生のおそれのある箇所の応急措置及び所管する他の道路の啓開や障害物を除去する。
警察	ア 発災直後の交通の混乱を防止するとともに、車両の安全を確保するため、速やかな情報収集活動を実施する。 イ 各道路管理者と協議又は自らの判断で、必要に応じ被災地域一帯を対象に、あるいは指定された緊急輸送路線確保のための交通規制を実施する。 ウ 必要がある場合は、他県の公安委員会に交通規制を要請する。 エ 災害発生後直ちに被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講じるものとする。
中国地方整備局 (山口河川国道事務所)	ア 所管する道路及び橋梁の被害状況を速やかに把握する。 イ 県の防災計画に指定されている緊急輸送路の交通の確保に全力をあげ、被災箇所の応急復旧、障害物の除去に努める。

(2) 応急復旧対策

実施機関名	応急復旧対策
町	ア 応急復旧作業は、建設業界に委託して実施し、緊急輸送路の道路啓開を最優先に行う。 イ その後、一般道路のうち、応急復旧活動、町民生活に必要な道路で、二次災害を誘引する被災箇所（陥没、隆起、決壊等）の応急復旧工事を実施する。 ウ 応急工事は、被害の状況に応じて必要な仮工事を実施する。 エ 上下水道、電気、ガス、電話線等道路占用施設の被害が併せて発生した場合は、当該施設の管理者と相互に連絡し、適切な応急措置を講じるものとする。 緊急時で、そのいとまがないときは、直ちに応急措置を講じるが、事後関係者に連絡するものとする。
中国地方整備局 (山口河川国道事務所)	被害を受けた道路について、緊急輸送路その他の道路の順に応急復旧工事を行い道路機能の確保に努める。

2 河川、ダム、ため池及び内水排除施設

地震、津波等により堤防、護岸、ダム及び海岸保全施設等が破壊、決壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧及び浸水の排除に必要な措置を講じる。

【町・県（関係各課）・中国地方整備局（山口河川国道事務所、太田川河川事務所、弥栄ダム管理所）】

実施機関名	応 急 復 旧 対 策
町	<p>(1) 地震が発生した場合、直ちに所管する河川、下水、ため池等の管理施設の被災点検を実施する。</p> <p>(2) 被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な応急措置を講じるものとする。 堤防、護岸の応急措置としては、通常本工事より規模の小さい仮の構造物を迅速に設置し、水の流出入を止める工事を行うが、実施する工法等については、地形等を勘案し適切な工法によるものとする。</p> <p>(3) 排水場施設に被害が生じた場合は、直ちに県に報告し、移動排水ポンプの派遣を求めるなどして内水による浸水被害の拡大を防止する。</p> <p>(4) 特に、住民の安全確保の観点から、緊急に応急復旧を実施する必要がある対象としては、概ね次のとおり。 ア 堤防の破堤、護岸、天然河岸の決壊等で、放置すれば住民の生命財産に重大な影響を与えるおそれのあるもの。 イ 河川が埋まり流水の疎通を著しく阻害するもの。 ウ 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然護岸の全壊又は決壊で、これを放置すれば著しい被害を生じるおそれがあるもの。</p> <p>(5) 下水ポンプ場等の排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点をおき、速やかに施設の応急復旧に努める。</p>
中国地方整備局 （山口工事事務所） （太田川工事事務所） （弥栄ダム管理所）	<p>(1) 地震が発生した場合、直ちに所管する河川・ダムの管理施設及び付属設備の点検を実施する。</p> <p>(2) 堤防、護岸等への被害が発生した場合には、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに応急復旧に努める。</p>

3 港湾・漁港施設

港湾・漁港施設は、道路等の陸上輸送と併せ、物資の流通に大きな役割を担っている。特に、大規模地震等が発生し陸上輸送路が途絶したときには、海上による輸送の必要が生じる。

地震、津波により、港湾・漁港等の繫留施設、荷揚げ施設等が被災した場合には、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

実施機関名	応 急 措 置 及 び 応 急 対 策
町	<p>ア 港湾施設 陸海から、港湾施設の被災の調査点検を行い、被害状況を把握し、関係機関（海上保安部・船舶輸送関係業者等）に連絡するとともに、県（港湾課）に報告する。</p> <p>イ 漁港施設 漁業協同組合等の協力を得て、陸海から被害状況の点検を実施する。</p> <p>ウ 海上輸送基地として指定された港湾、漁港については、機能の確保が早期に図られるよう応急復旧工事に着手する。</p> <p>エ 港湾・漁港にかかる応急工事 (ア) 後背地に対する防護 高潮、高波による防潮堤の破堤又は決壊のおそれがある場合には、補強工事を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止工事、拡大防止応急工事を施工する。 (イ) 航路、泊地の防護 土砂、がれき等の流入により航路、泊地が埋そくし使用不能となった場合</p>

実施機関名	応急措置及び応急対策
	<p>は、応急措置として浚渫を行う。</p> <p>(ウ) 繫留施設 岸壁、荷揚げ場等の決壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。</p>
海上保安部・署	<p>地震発生と同時に海上船舶交通の安全確保のため、次の応急措置を実施する。</p> <p>ア 被災区域の交通規制の実施 イ 被災区域内の交通整理 ウ 航路障害物の除去 エ その他の防災上の措置</p> <p>(ア) 気象情報の収集伝達 (イ) 船舶在泊状況の把握 (ウ) 港内巡回による避難の勧告、避泊地への誘導等の臨船指導 (エ) 危険物荷役の中止勧告 (オ) 港内整理及び避泊錨地の推薦 (カ) 必要に応じ、繫留施設の使用制限又は禁止 (キ) 必要に応じ、移動命令及び航行制限 (ク) 乗組員不在船舶に対する保安要員の配置指導並びに在泊船舶全般に対する荒天準備の指導 (ケ) 海上における流出油等の防除 (コ) 船舶火災、海上火災の消火活動</p>

4 海岸保全施設

海岸施設が、地震津波等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御し、被害が生じた場合は、二次災害から住民を守るため必要な応急措置、復旧工事を実施する。

実施機関名	応急復旧対策
町	<p>(1) 気象情報（津波、高潮）等により、災害発生のおそれが事前に予想されるときは、水門、樋門の閉鎖等必要な措置を行う。</p> <p>(2) 管理する施設が地震、津波等により被害を受けたときは、被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事を実施する。特に、町民の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。</p> <p>ア 堤防 イ 護岸、胸壁、水門・排水機場の全壊又は決壊で、これを放置すれば著しい被害を生じるおそれがあるもの。</p>

5 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設

砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設が災害により被害を受けた場合は、住民の生活に特に大きな支障を及ぼすため、被害状況を速やかに調査し、二次災害から住民を守るため必要な措置を講じるとともに、応急復旧対策を実施する。

【県（砂防課・農村整備課）・町】

実施機関名	応急復旧対策
町	<p>(1) 砂防設備</p> <p>ア 砂防えん堤 砂防えん堤が決壊した場合は、仮土留めや仮水路の設置、土石の排除等、通水断面確保のための応急対策工事を実施する。 また、状況に応じて、住民に対して警戒避難情報を提供するため、雨量計や土石流センサーを設置する。</p> <p>イ 溪流保全工 溪流保全工が決壊した場合は、大型土のうを設置する等により応急対策工事を実施する。</p> <p>(2) 地すべり防止施設 地すべりが発生した変状範囲の確認、移動量、変位置等の計測を行うとともに、地表水排除工、排土工、押え盛土等の応急対策工事を行う。</p> <p>(3) 急傾斜地崩壊防止施設 崩壊土砂が流出するのを防止するための防護柵の設置や崩壊斜面への雨水浸入対策等の応急対策工事を行う。</p>

6 治山・林道施設

治山・林道施設は、その所在する地理的条件から、様々な災害現象による被害を受けやすい。地震により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、必要な応急復旧工事を実施する。

【町・県（森林整備課）】

実施機関名	応急復旧対策
町	<p>(1) 治山施設 えん堤、谷止、床固、防潮堤、護岸又は山腹工事、地すべり防止工事等について、その被害状況を調査するとともに、必要な応急対策を実施する。</p> <p>(2) 林道施設</p> <p>ア 林道は、地域によっては生活道路となっていることから、被害状況の早期把握に努める。</p> <p>イ 応急復旧は、次のような状況にあるとき実施する。</p> <p>(ア) 林道沿線住民の生計の維持に支障を及ぼすと判断される時。</p> <p>(イ) 復旧資材、農産物（生鮮食料の搬出）及び林産物の搬出に著しい影響がある場合。</p> <p>(ウ) 孤立地帯の迂回路等として活用する必要がある場合。</p>

第2項 応急工事施工の体制

1 要員・資材の確保

中国地方整備局、九州地方整備局、町及び県（以下「応急措置等実施機関」という。）は、地震災害発生時における応急措置、応急復旧工事を迅速に実施するため、要員の確保、動員の体制及び所要資材の緊急調達、輸送の措置を定めておくものとする。

【町・県（関係各課）・指定地方行政機関】

(1) 技術者の現況把握及び動員

応急措置等実施機関は、応急工事の施工に必要な技術者、技能者の現況を把握し、職種別、地域別人員等の資料を整備するなどしておき、緊急時において適切な動員措置を講じるものとする。

(2) 建設業者の現況把握及び動員

応急措置等実施機関は、地元建設業者の施工能力を常に把握し、災害時においては、緊急動員できるよう適切な措置を講じるものとする。

(3) 建設機械、応急復旧用資材の確保

応急措置、応急復旧工事を迅速に施工するため、応急措置等実施機関は、大型建設機械及び土嚢用袋、かます、杭等の応急用資材及びスコップ、掛矢、足場等の応急用器具の調達先を把握しておき、緊急確保の措置を講じるものとする。

輸送体制についても、あらかじめ輸送方法、輸送経路等を定め、緊急時に混乱を起こさないようにしておくものとする。

2 関係機関に対する応援要請

地震災害等、大規模災害が発生した場合において、町単独で対応できない場合には、県及び隣接市町等に必要な資機材の提供及び職員の派遣等を要請し、応急復旧に努める。

なお、自衛隊の派遣要請も併せ実施し、対応するものとする。

3 建設機械等の緊急使用計画

【県（監理課）・中国地方整備局】

(1) 現況把握

公共土木施設復旧に係る建設機械の現況把握については、県（土木建築部）が地域別（土木建築事務所管地域）に主要建設業者等の現況を調査して、機械等種類別に所有者、数量、能力等を明らかにした台帳を作成しておくものとする。

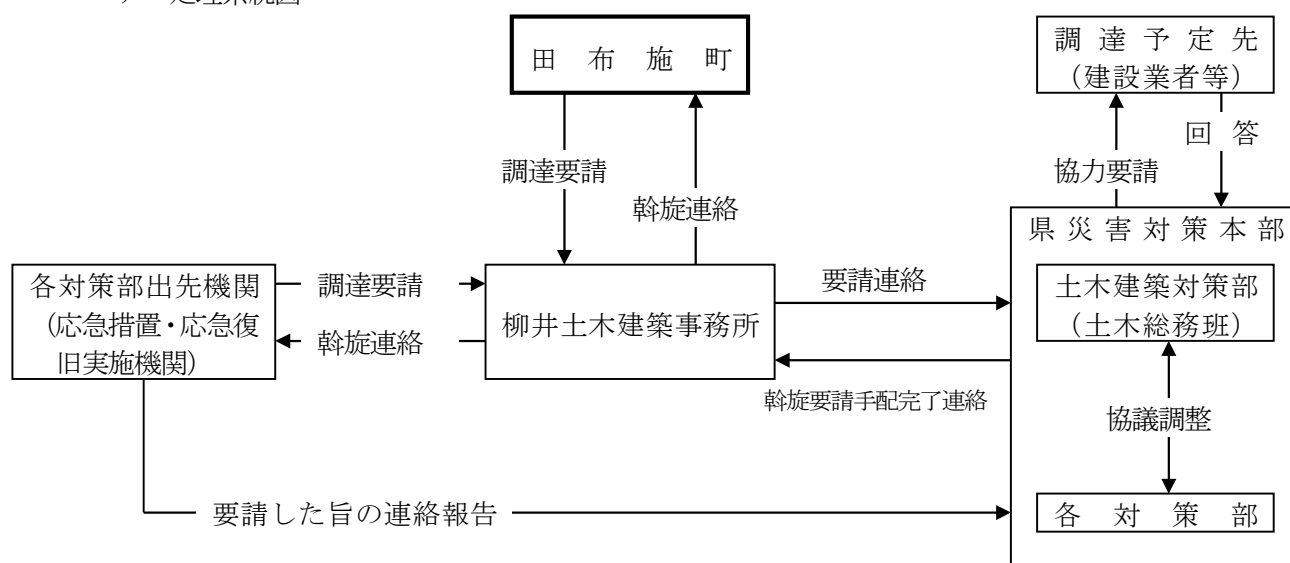
この台帳は、年1回以上検討を加え、現況整理を行うものとする。

(2) 緊急使用のための調達

地震、津波等による激甚な災害又は広域に及ぶ災害のため、各対策部では建設機械等の調達が不可能であるとき、若しくは建設機械が不足するときは、県土木建築対策部に対して、調達要請を行う。

県は、県域全般の調達計画の樹立及び調整、運用等の措置を担当する。

ア 処理系統図



イ 調達要請事項

建設機械の確保、調達の要請は、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (ア) 使用場所及び使用期間
- (イ) 使用目的（作業内容）
- (ウ) 機械の種類及び必要台数
- (エ) その他必要な事項

(3) 中国地方整備局に対する応援要請

中国地方整備局における応援派遣に対する措置は、「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ平成31.4.1各県土木関係部長、広島市道路局長及び中国地方整備局統括防災官間」に基づき行うものとし、その概要は次のとおりである。

町又は県が大規模災害時に中国地方整備局長に対し、応援を求めた場合、中国地方整備局長は当該地方公共団体に対し、中国地方整備局所管の災害対策用機械を派遣することができる。

(4) 調達方法

緊急時における建設機械等の調達について、町は、調達順位、調整手段、費用負担等について、応

急措置等実施機関並びに建設業者とあらかじめ協議しておくものとする。

第2節 公共施設

町が所管する学校、社会福祉施設等の公共施設は、災害発生時の応急救護所、避難所等として重要な役割を担うことになる。

このため、これらの施設が被災した場合における迅速な応急復旧措置は、被災住民の民心安定を図るうえで重要なものとなることから、速やかな対応が必要となる。

第1項 応急対策

【町・県（関係部局）】

町及び県は、所管する各施設管理者に対し、震災時における施設の機能の確保及び利用者等の安全確保を図ることを目的に、震災後の応急措置、応急復旧に必要な措置について指導を行う。

1 応急対策計画の策定

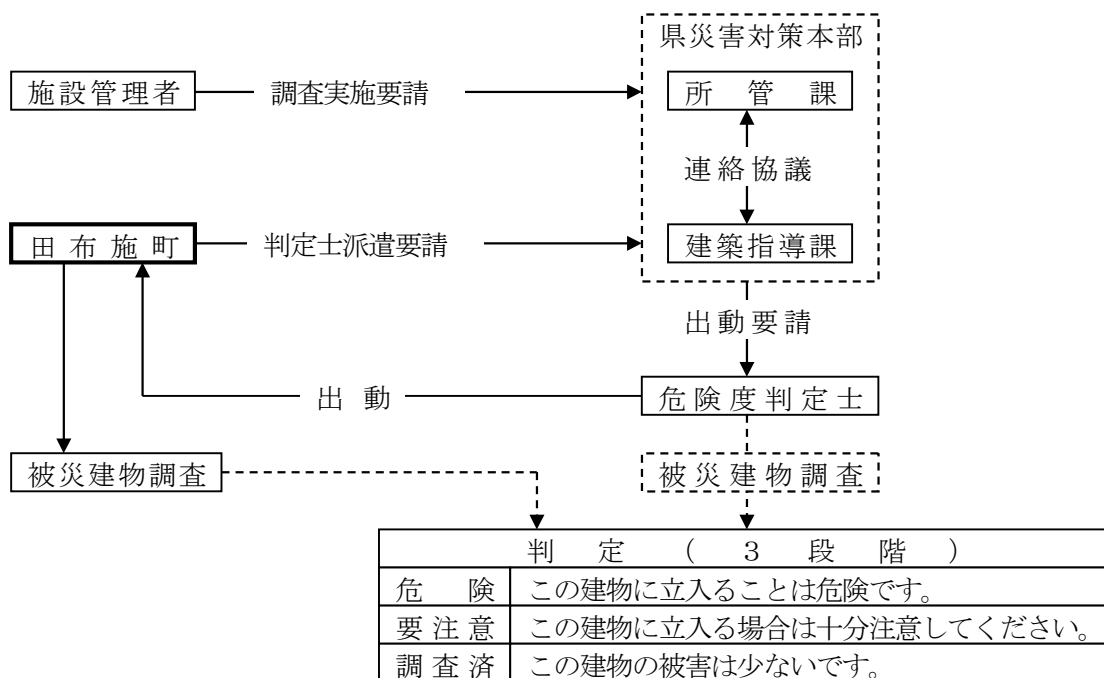
公共施設等の地震防災各施設管理者は、震災時における応急対策を円滑に実施するため、応急対策計画を定めておく。応急対策については、それぞれの施設の管理者が定めるものであるが、計画すべき対策の要点は次のとおりである。

- (1) 地震情報等の施設利用者等への伝達
- (2) 避難誘導等利用者の安全確保措置
- (3) 応急対策を実施する組織体制の確立
- (4) 火災予防等の事前措置
- (5) 応急救護措置
- (6) 施設設備の点検

2 震災時の応急措置

各施設管理者は、あらかじめ定めた応急対策計画により、迅速かつ適切な応急措置を実施する。

- (1) 緊急避難の指示
管理者は、災害状況に応じ適切な避難誘導を実施し、入所者等の安全確保に努める。
- (2) 被災状況の把握
管理者は、災害の規模、利用者・入所者、職員、施設設備等の被災状況の把握に努める。
- (3) 応急対策の実施
 - ア 被災当日及びその後における施設の運営
 - イ 施設管理に必要な職員を確保し、施設設備の保全措置
 - ウ 利用者・入所者の家族への連絡措置
- (4) 報告・応援要請
管理者は、被災状況について各施設所管課に報告するとともに、必要な応援要請を行う。
- (5) 二次災害防止措置
二次災害の防止や建築物の応急復旧を効果的に行うため、建物の危険度の判定を実施する。



第2項 復旧対策

各施設管理者は、各施設所管課と協議の上、災害施設設備の応急復旧を実施する。

第3節 鉄道施設

公共輸送機関として多数の旅客、物資の輸送をしている鉄道は、地震等により被害が発生した場合、町民生活に重大な支障を与え、また、利用者の人命に直接かかわるおそれがある。

このため、災害が発生した場合、旅客及び施設の安全確保と物資の緊急輸送の実施に必要な応急措置を実施する。

【西日本旅客鉄道(株)・日本貨物鉄道(株)・県 (交通政策課)】

第1項 災害時の活動体制

1 災害、運転事故対策本部の設置

機 関 名	内 容
西日本旅客鉄道株式会社	(1) 大規模地震等により災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、中国統括本部に事故対策本部を、また、被災現場に現地対策本部を設置する。 (2) 現地対策本部を開設するに至らない程度の事故が発生したときは、管理駅長等が対応する。 (3) 事故が発生した場合、復旧担当箇所の長は、現地対策本部長が到着するまでの間、暫定現地対策本部長として任務を遂行し、現地対策本部長が到着したときはその任務を引継ぐものとする。 (4) 事故対策本部及び現地対策本部の業務は、概ね次のとおりである。 ア 事故対策本部 (ア) 運転事故、防災及び災害の情報に関すること。 (イ) 併発事故、災害の未然防止に関すること。 (ウ) 被害の拡大防止に関すること。

	(e) 運転事故、災害の復旧に関する事。 (f) 応急輸送に関する事。 イ 現地対策本部 (g) 運転事故並びに災害の復旧及び負傷者等の救護に関する事。 (h) 運転事故及び災害の情報に関する事。 (u) 被害の拡大防止に関する事。 (e) 応急輸送に関する事。
日本貨物鉄道株式会社	大規模地震等により災害が発生した場合、西日本旅客鉄道(株)の事故対策本部及び現地対策本部に加わり、各種情報交換を行うとともに、西日本旅客鉄道(株)と同様の事故対策本部及び現地対策本部を設置して、同様の業務を行う。

2 警戒体制

災害の発生が予想される場合は、概ね次の警戒体制をとる。

機 関 名	内 容
西日本旅客鉄道株式会社	(1) 中国統括本部又は支店の関係各課は、それぞれの現業機関の警戒体制を把握するとともに、必要な指示を行う。 特に地震、津波等については、関係地方気象台と直接電話等により情報の入手に努める。
日本貨物鉄道株式会社	(2) 中国統括本部又は支店の関係各課は、災害等のため、業務に支障を及ぼす事態が発生するおそれがあるときは、現地に急行し、関係現業機関の長を指揮督励して、災害の未然防止及び被害の拡大防止に努める。 (3) 地震発生時には、それぞれの基準により、列車の運転休止または運転速度の制限を行う。

3 通信連絡体制

機 関 名	内 容
西日本旅客鉄道株式会社	(1) 災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等で行う。 (2) 通報経路
日本貨物鉄道株式会社	通報経路

第2項 発災時の応急措置

地震発生と同時に、運転規制、避難誘導等の適切な応急措置を行い、乗客の安全を確保する。発災初動時にとる措置は、概ね次のとおりである。

1 運転規制

(1) 運転規制

機 関 名	内 容
西日本旅客鉄道株式会社	地震が発生した場合の列車の運転取扱は、次による。 ア 在来線 (g) 計測震度4.5以上の場合、運転する列車を停止させた後、施設、電気設備等に異常がないときは、初列車45km/h以下で運転を再開し、初列車が異常なく到着したときは、次列車以降所定速度で運転を行う。 (h) 計測震度4.0以上4.5未満の場合、運転する列車を一時停止させ初列車25km/h以下で運転再開し、初列車が異常なく到着したとき、かつ指定した箇所の地上巡回を行い異常のないときは、所定速度で運転を行う。 (i) 列車の運転方法は、その都度決定するが、概ね次により実施する。 ・う回又は折返し運転 ・臨時列車の特発

	・バス代行又は徒歩
日本貨物鉄道株式会社	ア 地震が発生した場合の列車の運転取扱は次による。 (ア) 震度5弱以上の場合 列車の運転を中止した後、運転再開及びその速度について、線路保守区長の判断による。 (イ) 震度4の場合 25km/h以下の徐行運転を行い、その後の速度については、線路保守区長の判断による。 イ 列車の運転方法は、その都度旅客指令の指示に従って行う。

(2) 乗務員の対応

機 関 名	乗 務 員 の 対 応
西日本旅客鉄道株式会社	ア 在来線 (ア) 運転中に地震を感知して列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。
日本貨物鉄道株式会社	(イ) 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上、陸橋下のような場合は、進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。 (ウ) 列車を停止させた後、異常を認めた場合は、最寄りの停車場の駅長と連絡をとり、その指示を受ける。 ただし、異常を認めない場合は、次駅まで注意して運転を行い、次駅の駅長又は駅員の指示を受ける。

2 乗客の避難誘導

機 関 名	避 難 誘 導 方 法
西日本旅客鉄道株式会社	(1) 駅における避難誘導 ア 駅長は、駅係員を指揮して地震の規模、二次災害の危険性、駅舎の被災状況、駅周辺の被害状況等を考慮し、あらかじめ定めた避難場所に混乱の生じないよう誘導し避難させる。 イ 誘導は、負傷者を優先的に誘導する。 (2) 列車乗客の避難誘導 ア 列車が駅に停止している場合は、駅長の指示に従う。 イ 列車が駅間の途中で停止した場合には、輸送指令及び近接の駅長と連絡の上、旅客を安全な場所へ誘導する。 この場合、他の乗客等の協力を得て、負傷者等に注意し安全に降車させる。

3 応急救護活動

地震により、旅客等が被災した場合に必要な応急救護措置について定める。

機 関 名	応 急 救 護 活 動
西日本旅客鉄道株式会社	(1) 被害の状況によっては、臨時救護所を開設するなどの応急体制をとるほか、医療機関、消防、警察等の救援を要請する。 (2) 駅係員等、乗務員は、負傷者の救出、救護を最優先とし、併発事故の防止に努める。

第3項 応急復旧

鉄道施設は、公共輸送機関として町民の日常生活、社会経済活動を営むうえで重要な役割を担っており、震災等による災害が生じた場合速やかな応急復旧を実施する。

- 1 西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社

(1) 地震等による災害が発生した場合、所管する施設設備について早期復旧及び被害の拡大防止をするため、「事故対策本部」及び「現地対策本部」は、あらかじめ定められた復旧計画に基づき必要な対策を講じる。

(2) 事故対策本部長並びに現地対策本部長は、必要により次の部外機関の協力を要請する。
 なお、駅長はあらかじめこれら部外機関と災害時の対応について打ち合わせておくものとする。

ア 関係行政機関（町及び県・国の機関）

イ 警察署

ウ 消防署

エ 地方交通機関

オ NTT

カ 自衛隊

キ 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社

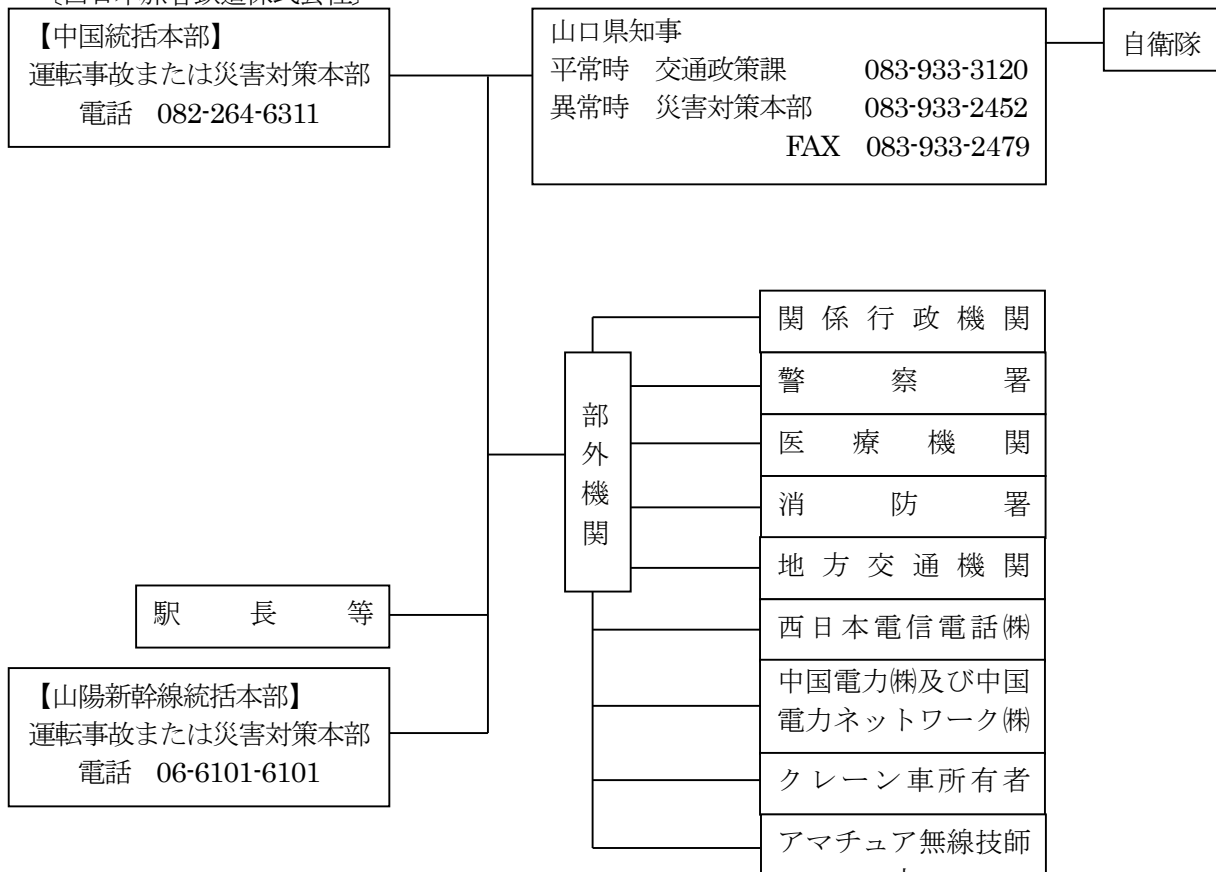
ク クレーン車所有者

ケ アマチュア無線技士

(3) 事故対策本部及び現地対策本部が設置された場合の部外機関との連絡等は、それぞれの本部において行う。ただし、自衛隊の派遣要請については、事故対策本部長が県知事（防災危機管理課）に要請する。

(4) 部外機関との連絡系統図

〔西日本旅客鉄道株式会社〕



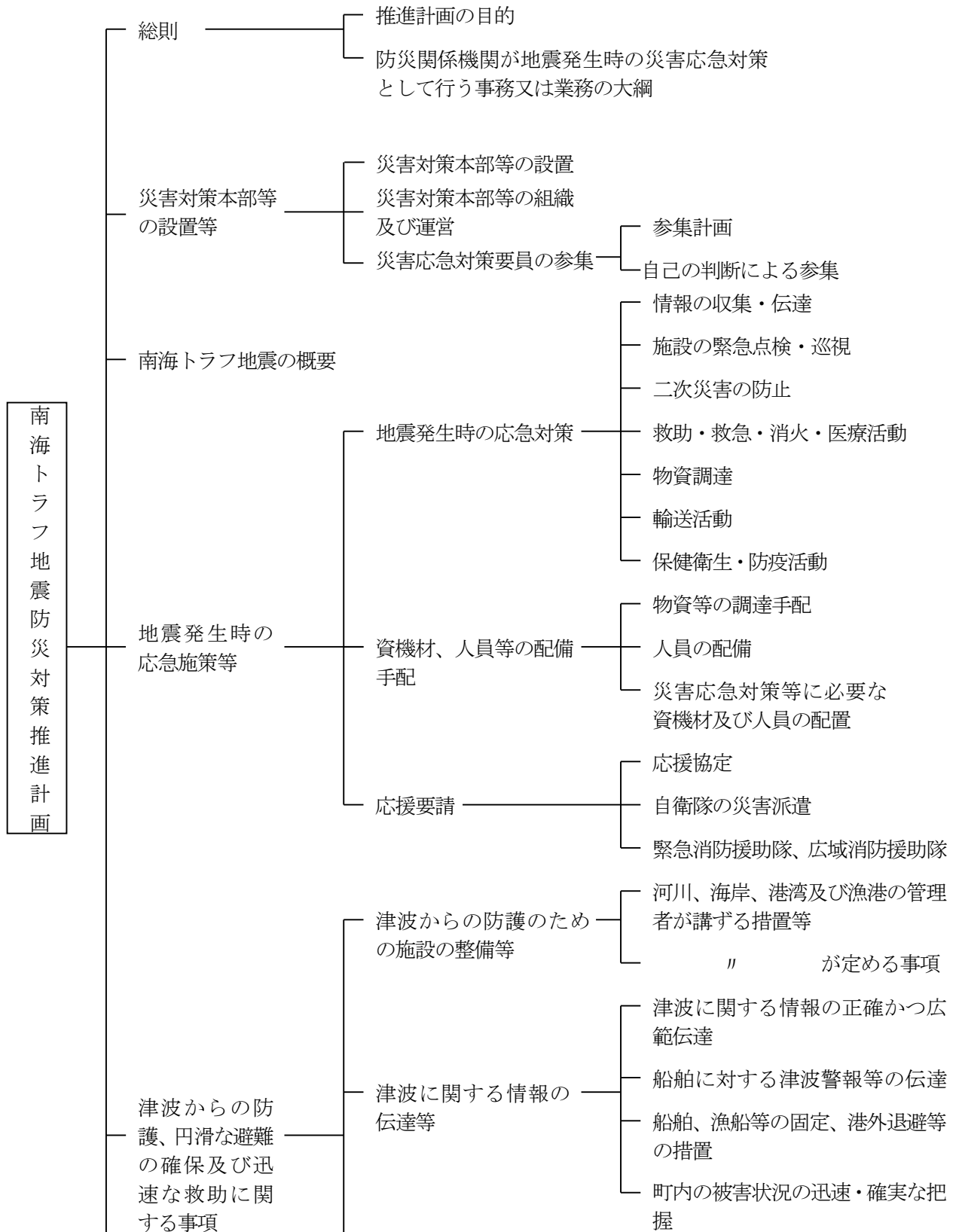
第19章 広域消防応援・受援に係る計画

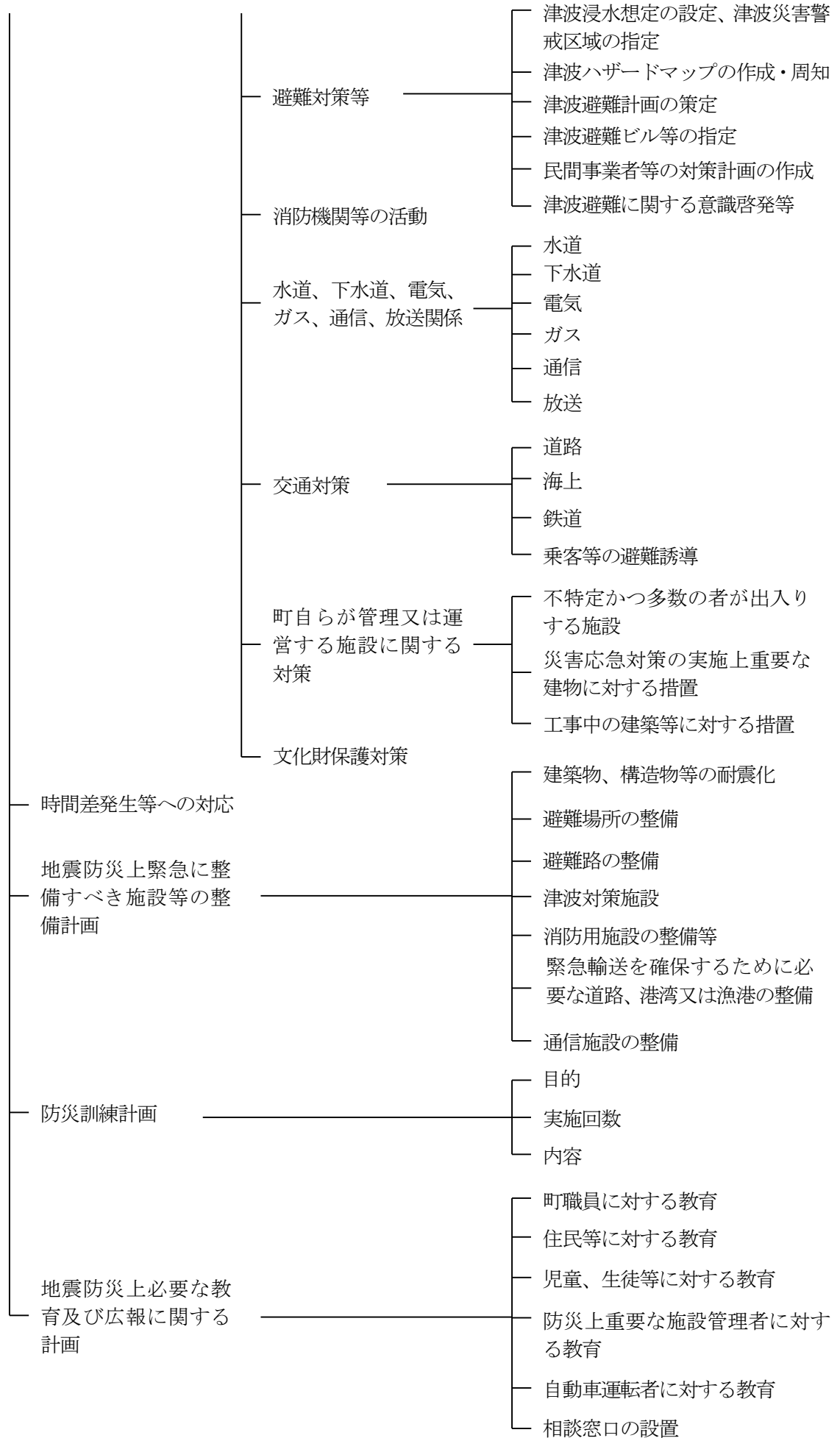
基本対策編第3編23章「広域消防応援・受援に係る計画」を準用する。

第20章 南海トラフ地震防災対策推進計画

基本的な考え方

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震による被害の発生を防止又は軽減するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の設備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、地震防災体制の推進を図る。





第1節 総則

第1項 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下法という。）第5条第2項の規定に基づき南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本町における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

※南海トラフ地震防災対策推進地域

山口県内では平成26年3月28日に下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町及び平生町が推進地域の指定を受ける。（1都2府26県707市町村（平成26年3月28日現在））

※推進地域の指定基準（以下のいずれかに該当する地域を有する市町）

- ①震度6弱以上の地域
- ②津波高が3m以上で海岸堤防が低い地域
- ③防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

第2項 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本町内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務については【田布施町地域防災計画震災対策編（以下「震災対策編」という。）第1編 第1章 第4節】に定めるとおりである。

第2節 災害対策本部等の設置等

第1項 災害対策本部等の設置

【震災対策編 第3編 第1章 第1節】に定めるところにより行うものとする。

第2項 災害対策本部等の組織及び運営

【震災対策編 第3編 第1章 第1節】に定めるところにより行うものとする。

第3項 災害応急対策要員の参集

【震災対策編 第3編 第1章 第1節】に定めるところにより行うものとする。

第3節 南海トラフ地震の概要

第1項 地震の概要（図1）

駿河湾からの土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね100～150年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。この地域における地震は震源位置によって、東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれるが、過去に3地震が個別に又は2地震あるいは3地震が同時に発生した様々なケースがあったと考えられている。このうち駿河湾付近では1854年の安政東海地震の後、約160年間にわたり巨大地震が発生しておらず、プレート境界での歪みが臨界状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大地震（東海地震）が発生してもおかしくないと想定されている。

一方、東海地震の震源域と連なる遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレートの境界においては、1854年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944年に昭和東南海地震、1946年に昭和南海地震が発生している。昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震はそれ以前に同地域で発生した地震に比べてやや小さい規模といわれている。巨大地震の発生間隔が約100～

150年であることから考えると、今世紀前半にも当該地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されている。

東海地震が発生していない現状に鑑み、平成23年8月に内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」においては、「科学的に想定し得る最大規模の地震・津波」を想定した検討が行われ、関東から四国・九州にかけて極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、③時間差において複数の巨大地震が発生する可能性があること、④これらのことから、その被害は広域かつ甚大になること、⑤南海トラフ巨大地震になった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等があげられる。

第2項 地震発生確率

国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）地震調査委員会では、今後の地震発生確率を次のとおり評価している。

領域名	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率		
		10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ	8～9クラス	30%程度	70～80%	90%程度 もしくはそれ以上

※2021年1月1日時点の評価

第3項 南海トラフ巨大地震の被害想定

本町では震度6弱が想定され、地震による津波や建物倒壊などによる死者は0人、建物の全壊棟数は49棟、地震後の避難者は最大で2200人と想定されている。

1 震度分布（図2）

南海トラフ巨大地震は、東海、東南海、南海、日向灘等のトラフ沿いに震源を持つマグニチュード9クラスの地震を想定しており、本県は震源からの距離が比較的離れているが、揺れ、液状化、津波による影響を受ける。

本町においては、最大震度6弱が想定されている。

2 津波の高さ（図3）

本町においては、沿岸部において3.4mの津波が想定されている。

3 津波が到達するまでの時間（図4）

最高津波水位が本町に到達する時間は尾津漁港では124分となっている。また、地震発生後に±20cm（海辺にいる人の人命に影響する恐れのある水位の変化）の変動が生じるまでの時間は35分となっている。

4 人的被害（被害が最大となるもの）

（単位：人）

区分	建物倒壊	津波	土砂災害	火災	ブロック塀倒壊等	合計	備考
死者数	0(0)	0	0	0	0	0	冬深夜
負傷者数	21(6)	0	0	0	0	21	〃

※（ ）内の数値は屋内収容物移動・転倒による被害を示す。

5 建物被害（被害が最大となるもの）

(単位：棟)

区分	揺れ	津波	液状化	土砂災害	火災	合計	備考
全壊・焼失棟数	3	14	31	2	0	49	
半壊棟数	138	325	84	4	0	551	

※ 小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

6 ライフライン施設被害

区分			直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
上水道	断水人口(人)	断水率(%)	10,049	62.9	5,468	34.2	959	6.0	0	0
下水道	支障人口(人)	支障率(%)	150	2.2	150	2.2	150	2.2	0	0
電力	停電軒数(軒)	停電率(%)	165	1.5	144	1.3	0	0	0	0
固定電話	不通回線(数)	不通率(%)	94	1.6	88	1.5	88	1.5	0	0

※ それぞれの項目の率は、上水道は夜間人口 15,986 人(平成 22 年度国勢調査)、下水道は処理人口 6,727 人、電力は電灯軒数 11,151 軒、固定電話は回線数 5,971 回線のそれぞれに対する率。

※ 1 日後以降の停電軒数および不通回線数は、津波により建物全壊した停電軒数、不通回線数を応急復旧対象外として除いている。

7 生活支障等

(単位：人)

区分		1日後	1週間後	1ヶ月後
避難者	避難所避難	1,463	280	74
	避難所外避難	737	160	173
	合計	2,200	441	247

※ 小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

8 経済被害(直接被害)

被災地において、公共、民間を通じて損壊・喪失した施設や資産を震災前と同水準まで回復させるために必要な費用の推計

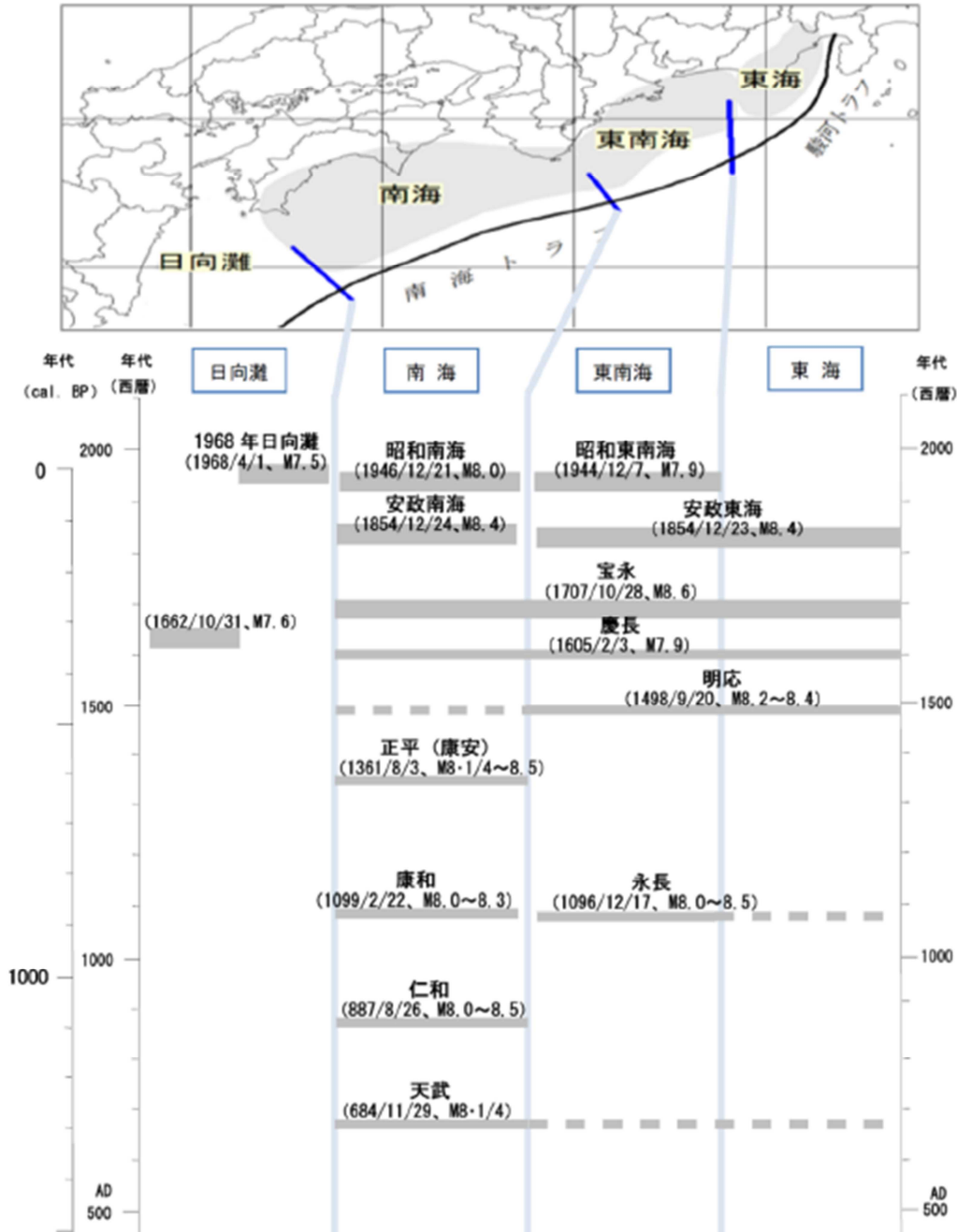
民間部門	公共部門	合計
約 1.0 兆円	約 0.2 兆円	約 1.2 兆円

9 防災・減災対策による被害軽減効果

(1) 建物の耐震化による軽減

旧耐震基準の建物の建て替えや耐震化により、すべての建物の耐震化を 100%に向上させると本町の建物倒壊による負傷者は約 90%が軽減される。

図1 南海トラフ沿いで発生が知られているプレート境界地震



参考文献

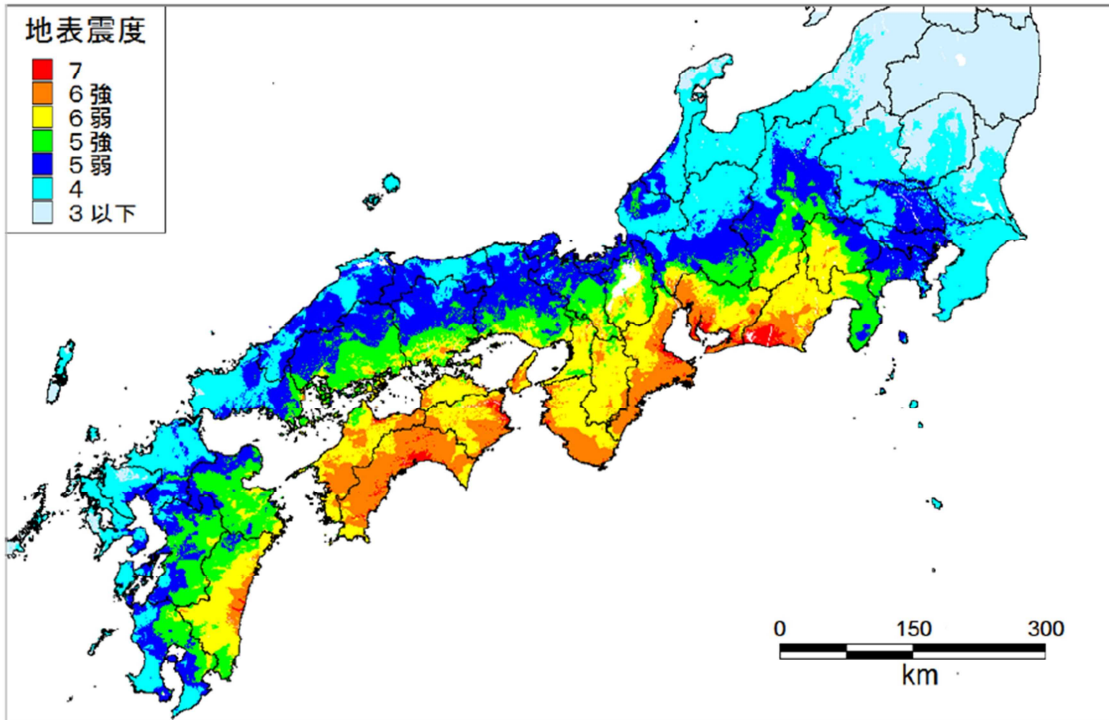
- 1) 679年～1884年：気象庁（1983）、被害地震の表と震度分布図
- 2) 1885年～1980年：宇津（1982）、日本付近のM6.0以上の地震及び被害地震の表：1885年～1980年
- 3) 1951年～1995年5月：気象庁、地震月報

注) 重複する地震の緒元は、上記の順位で採用した。

※1605 慶長地震以前の地震の震源域の広がりについては、信頼性に留意が必要である。

出展：中央防災会議「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（平成23年12月27日中間とりまとめ）資料

図2



陸側ケースの震度分布

出展：内閣府南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第1次報告）」（平成24年8月29日中央防災会議）

図3 最高津波水位分布（東部）

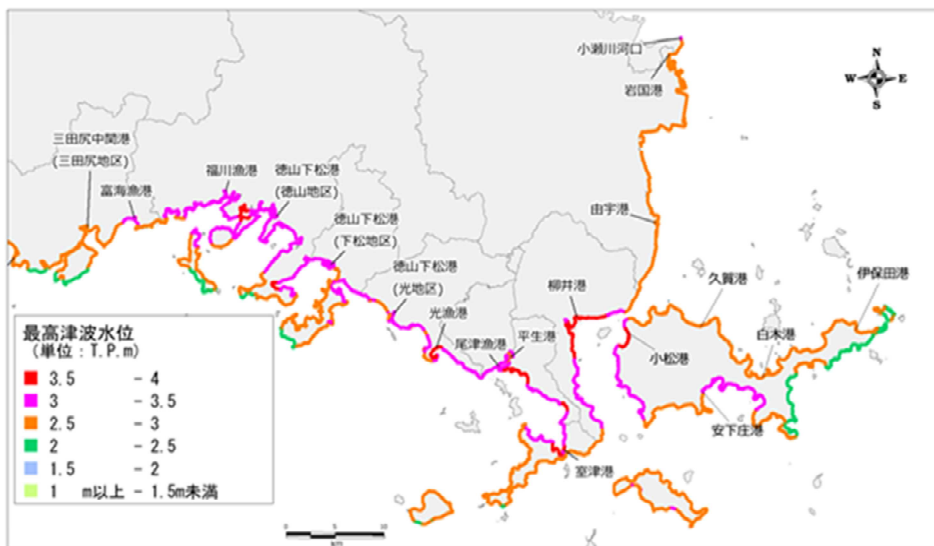
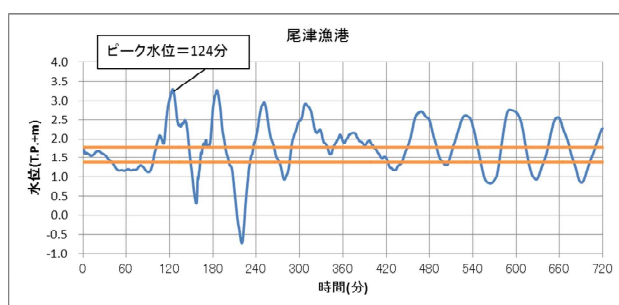


図4 水位時系列変化（尾津漁港）



第4節 地震発生時の応急対策等

第1項 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

- (1) 情報の収集・伝達における役割は【震災対策編 第3編 第2章 第1節 第2項】に定めるとおりとする。
- (2) 地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達については（情報の種類に応じて）被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、【震災対策編 第3編 第2章 第1・2節】に定めるところにより行うものとする。

2 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

3 二次災害の防止

町は地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等に努める。

4 救助・救急・消火・医療活動

【震災対策編 第2編 第10章及び第11章、第3編 第3章及び第12章】に定めるところにより行うものとする。

5 物資調達

- (1) 町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄等について、主な品目別に確認するものとする。
- (2) 県は、管内市町における備蓄量等について、(1)と同様把握し、必要に応じて市町間の斡旋調整を実施する。

6 輸送活動

【震災対策編 第2編 第13章及び、第3編 第7章】に定めるところにより行うものとする。

7 保健衛生・防疫活動

【震災対策編 第3編 第10章】に定めるところにより行うものとする。

第2項 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

町は必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、不足する場合は県に対し必要物資の要請を行う。

県は管内の市町等における必要な物資等の確保状況を把握し、市町等から当該物資等の供給の要請があった場合等で、必要やむを得ないと認めた場合は、当該物資等の供給体制の確保を図るため、県が保有する物資等の放出等の措置及び必要に応じて市町間のあっせん等の措置をとるものとする。

2 人員の配備

町は、人員の配備状況を把握する。県は、管内の市町等における人員の配置状況を把握し、必要に応じて、市町等への人員派遣等、広域的な措置をとるものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 町及び防災関係機関は、地震が発生した場合において、田布施町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は機関ごとに別に定めるものとする。
【震災対策編 第3編 第1章 第1節を準用する】

第3項 応援要請

- 1 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は資料編に明記してありである。
- 2 町は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い応援を要請するものとする。
- 3 町は必要があるときは、県を通じ防衛大臣等に対し次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣を要請するものとする。
 - (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (4) その他参考となるべき事項なお、災害派遣を要請する予定の事項は【震災対策編 第3編 第6章 第2節 第1項】に定められておりである。
- 4 町は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊を受け入れることとなった場合に備え、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するように努めるものとする。
【震災対策編 第3編 第6章を準用する】

第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1項 津波からの防護のための施設の整備等

- 1 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門等（自動・遠隔操作によるもの及び安全に閉鎖が可能なもの）の閉鎖、工事中の場合は直ちに、工事の中断等の措置を講ずるとともに、津波に関する情報収集をするものとする。
また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- 2 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は次の事項について別に定めるものとする。
 - (1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
 - (2) 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
 - (3) 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
 - (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画
 - (5) 同報無線の整備等の方針及び計画
 - (6) 津波に関する情報入手の手段

第2項 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は第4節第1項1のとおりとするほか、町は、次の事項にも配慮する。

- 1 津波に関する情報が町民、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以

下「観光客等」という。)並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範囲に伝達されること。

- 2 船舶に対する津波警報等の伝達
- 3 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
- 4 町内の被害状況の迅速・確実な把握

【震災対策編 第3章 第2章 第1～5節を準用する】

第3項 避難対策等

- 1 県は津波防災地域づくり法に基づき、津波浸水想定の設定や津波災害警戒区域の指定を行うものとする。
- 2 町は、県の津波浸水想定等を踏まえ、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるように津波ハザードマップの作成・見直しに努めるとともに、その周知を図る。
- 3 町は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画の早期作成に努める。
- 4 町は、想定される最大規模の津波にも対応できる避難場所として、国、地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行うものとする。
- 5 町は、町、県、消防機関等と連携し、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者が作成する対策計画の作成を推進する。
- 6 県は、市町が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次の点について市町に協力するものとする。

なお、この場合、高齢者、子ども、病人、障害者等要配慮者に対する支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間に配慮した対応を実施する。

また、県は災害救助法の対象となる市町が行う避難対策についての指導調整を行うものとする。

- (1) 第7項の2(2)に定めるところにより、県の管理する施設を避難場所として開設する際の協力
 - (2) 避難に当たり他人の介護を必要とするものを収容する施設のうち県が管理するものについて、収容者の救護のために必要な措置
- 7 町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

- 8 町は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅のための支援策等を講じる。

【震災対策編 第2編 第17章 第2・3節、第3編 第4章及び第14章を準用する】

第4項 消防機関等の活動

- 1 町は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
 - (1) 津波警報等の情報の的確な収集および伝達
 - (2) 津波からの避難誘導
 - (3) 土嚢等による応急浸水対策
 - (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
 - (5) 救助・救急等
 - (6) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
 - (7) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- 2 県は、町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。
 - (1) 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対し広報を行うこと。
 - (2) 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する資材、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握
- 3 地震が発生した場合は、町は次のような措置をとるものとする。
 - (1) 町内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - (2) 水門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

【震災対策編 第3編 第6章 第1・2節を準用する】

第5項 水道、下水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

水道管の破損等による二次災害を軽減させるため、【震災対策編 第3編 第17章 第3節】に定める措置を講じる。

2 下水道

【震災対策編 第3編 第17章】に定める措置を講じる。

3 電気

- (1) 電気事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

- (2) 指定公共機関中国電力(株)山口支社及び中国電力ネットワーク(株)山口ネットワークセンターが行う措置

【震災対策編 第3編 第17章 第1節】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

4 ガス

- (1) ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

- (2) 指定地方公共機関山口合同ガス株式会社が行う措置

【震災対策編 第3編 第17章】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

5 通信

- (1) 指定公共機関西日本電信電話株式会社山口支社が行う措置

【震災対策編 第3編 第17章】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

- (2) 県が行う支援の措置

6 放送

- (1) 指定公共機関日本放送協会山口放送局が行う措置

【震災対策編 第3編 第2章 第4節、第5節】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

- (2) 指定地方公共機関山口放送株式会社、テレビ山口株式会社、株式会社エフエム山口、山口朝日放送株式会社が行う措置

【震災対策編 第3編 第2章 第4節、第5節】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

第6項 交通対策

1 道路

県公安委員会及び道路管理者は、津波来襲のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知するものとする。

2 海上

徳山海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等、必要な措置を実施するものとする。

3 鉄道

走行線路に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置、各事業者が策定する対策計画に定める措置を講じる。

4 乗客等の避難誘導

船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等については、各事業者が策定する対策計画に定めるものとする。

【震災対策編 第3編 第7章を準用する】

第7項 町自らが管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設（公民館、図書館、郷土館等）、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

(ア) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方を検討するものとする。

(イ) 避難場所や避難路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討するものとする。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときには、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示するものとする。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 学校等にあっては、

(ア) 当該学校等が、町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

(イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば特別支援学校等）、これらの者に対する保護の措置

イ 社会福祉施設にあっては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに定めるものとする。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町及び県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 町推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 県は、町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとする。

3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。

【震災対策編 第3編 第1章 第1節を準用する】

第8項 文化財保護対策

文化財に係る、災害による被害軽減を図るため、町は以下のような対策を推進する。

1 被災文化財を速やかに救出できるよう文化財の所在リスト（町指定等文化財目録）を整備する。

2 土砂災害、洪水、高潮、津波等のハザードマップを活用し、文化財の被害想定を確認するとともに、安全な管理場所への移動を検討する。

3 未指定文化財が被災ゴミとして廃棄されないよう、所有者への文化財の価値の周知等に取り組む。

- 4 防災設備の点検・整備を行う。
- 5 消防、市町、被災文化財の救出・保全業務を推進する民間団体等関係機関との連携、協力体制を確立する。
- 6 消防機関への通報、消火、文化財の搬出・避難誘導等の防災訓練を実施する。
- 7 文化財の所有者又は管理団体に対して、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。

第6節 時間差発生等への対応

第1項 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等
南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、【震災対策編 第3編 第2章 第1～5節】を準用する。

第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

- 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は【震災対策編 第3編 第2章 第1～5節】を準用する。
- 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知
県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については【震災対策編 第3編 第2章 第5節】を準用する。
- 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等
災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。その収集体制は、【震災対策編 第3編 第2章 第2節】に定めるとおりとする。
- 4 災害応急対策をとるべき期間等
町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- 5 町のとるべき措置
町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。
- 6 消防機関等の活動
 - (1) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点として、その対策を定めるものとする。
 - (2) 県は、市町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑におこなわれるよう、必要な措置をとるものとする。
 - (3) 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に水防活動が円滑に行われるよう、必要な措置をとるものとする。

7 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

ア 正確な情報の収集及び伝達

イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

8 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

必要な飲料水を供給する体制を確保するものとし、【震災対策編 第3編 第17章 第3節】に準ずる措置及び冬期間が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(2) 電気

ア 電気事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

イ 指定公共機関中国電力(株)山口支社及び中国電力ネットワーク(株)山口ネットワークセンターが行う措置
必要な電力を供給する体制を確保するものとし、【震災対策編 第3編 第17章】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(3) ガス

ア ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

イ 指定地方公共機関山口合同ガス株式会社が行う措置

必要なガスを供給する体制を確保するものとし、【震災対策編 第3編 第17章】に準じる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(4) 通信

指定公共機関西日本電信電話株式会社山口支店は、【震災対策編 第3編 第17章】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(5) 放送

ア 指定公共機関日本放送協会山口放送局が行う措置

【震災対策編 第3編 第2章 第4節、第5節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

イ 指定地方公共機関山口放送株式会社、テレビ山口株式会社、株式会社エフエム山口、山口朝日放送株式会社が
行う措置

【震災対策編 第3編 第2章 第4節、第5節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

9 金融

指定公共機関日本銀行下関支店は、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

10 交通

(1) 道路

ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知を図るものとする。

イ 町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(2) 海上及び航空

ア 徳山海上保安部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

イ 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合安全性に留意しつつ、

運行するために必要な対応を行うものとする。

また、津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

1.1 町自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、図書館、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。

ア 各施設に共通する事項

- (ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- (ク) 各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

- (ア) 橋梁及び法面等に関する道路管理上の措置
- (イ) 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- (ウ) 小・中学校等にあつては児童生徒等に対する保護の方法
なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のイに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (イ) 無線通信機等通信手段の確保
- (ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 町推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ 県は、市町が行う屋内退避に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を講ずるものとする。

1.2 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、必要に応じて、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を行うものとする。

第3項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は【震災対策編 第3編 第2章 第1～5節】を準用する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については【震災対策編 第3編 第2章 第5節】を準用する。

3 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 町のとるべき措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃から地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

町は、施設・設備等の点検等日頃から地震への備えを再確認するものとする。

第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

具体的な施設整備等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

1 建築物、構造物等の耐震化

【震災対策編 第2編 第5章 第1～4節】に定めるところによるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。

2 避難場所の整備

【震災対策編 第2編 第4章 第1～9節、第17章 第3節】に定めるところによるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。

3 避難路の整備

【震災対策編 第2編 第4章 第1～9節、第17章 第3節】に定めるところによるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。

4 津波対策施設

【震災対策編 第2編 第17章 第3節】に定めるところによるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。

5 消防用施設の整備等

町は、消防用施設及び消防用資機材の整備事業計画を、別に定めるものとする。

6 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

町は、緊急輸送道路等の整備事業計画を、別に定めるものとする。

7 通信施設の整備

町、県、その他防災関係機関は、第4章第1項に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信設備の整備計画を、別に定めるものとする。

第8節 防災訓練計画

- 1 町、県及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- 4 県は市町、防災関係機関及び居住者等の参加を得て行う総合防災訓練を実施するほか、市町、防災関係機関と連携して津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行う。

訓練の内容については、次に掲げるもの等、【震災対策編 第2編 第3章】に明記してあるものとする。

- (1) 動員訓練及び本部運営訓練
- (2) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
- (3) 警備及び交通規制訓練

なお、県は、市町が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言と指導を行うものとする。

【震災対策編 第2編 第3章 第1節を準用する】

第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 町職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。防災教育は各課ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 職員等が果たすべき役割
- (7) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (8) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育

町は、県と協力して、住民等に対する教育を実施する。県は町が行う住民等に対する教育に関し必要な助言を行うものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な方法により、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に防災上とるべき行動に関する知識
- (6) 正確な情報の入手の方法
- (7) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (8) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (9) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (10) 避難生活に関する知識
- (11) 平素住民が実施しうる応急手当、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロックベいの倒壊防止等の対策の内容
- (12) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (13) 被災者への行政からの支援制度、相談窓口等
【震災対策編 第2編 第17章 第1・2節を準用する】

3 児童、生徒等に対する教育

【震災対策編 第2編 第1章 第1～3節】に定めるところによるものとする。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

【震災対策編 第2編 第1章 第1～3節】に定めるところによるものとする。

5 自動車運転者に対する教育

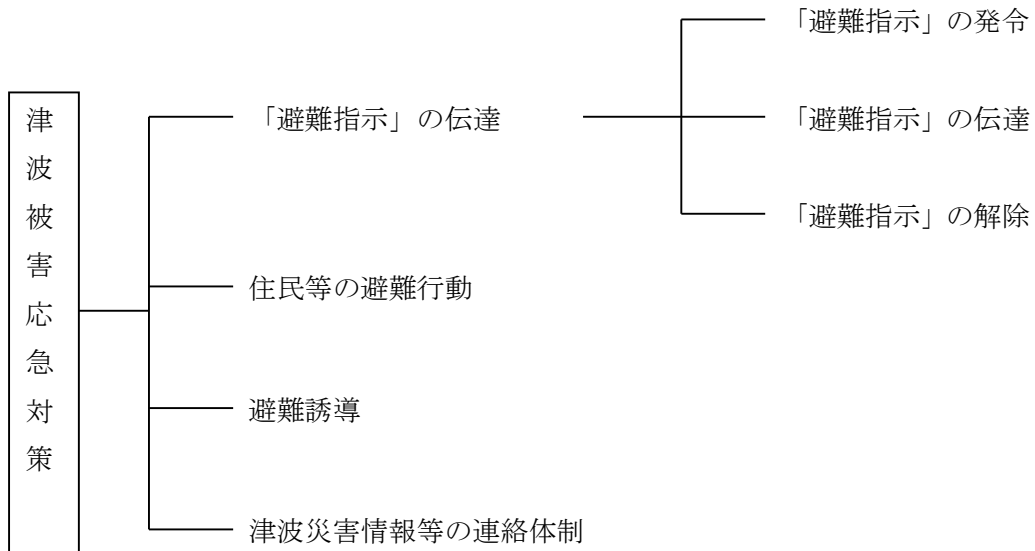
【震災対策編 第2編 第1章 第1～3節】に定めるところによるものとする。

6 相談窓口の設置

町及び県は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第 2 1 章 津波災害応急対策計画

津波からの避難は、住民自らが津波警報等の情報を把握し、迅速かつ主体的に避難することが最も重要であることから、住民等が円滑かつ安全に避難行動がとれるよう対策を定める。



第 1 節 「避難指示」の伝達

第 1 項 「避難指示」の発令

津波には、到達時間の極めて短いものから、到達までに相当の時間を要するものまでであるが、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことによって避難が遅れることのないよう、町は、次の判断基準に基づき、いずれかの場合にただちに「避難指示」を行う。

- 1 強い揺れ（震度 4 程度以上）もしくは長時間のゆっくりした揺れを感じて避難の必要を認める場合
※ 沿岸近くで地震が発生した場合、極めて短時間で津波が到達することも考えられるので、津波被害が発生する地震の特徴をあらかじめ把握しておくとともに、地震発生後に津波に対する安全性が確認できない場合は、直ちに「避難指示」を発令する必要がある。
- 2 大津波警報、津波警報又は津波注意報を覚知した場合

第 2 項 「避難指示」の伝達

避難指示は、次の事項について、その内容を明らかにして実施する。

- 1 避難指示を行った場合は、速やかに、その内容を町防災無線、広報車、報道機関の協力等あらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し、周知する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。

この場合、情報の伝わりにくい高齢者、障害者等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。

- 2 津波警報等に応じて自動的に「避難指示」を発令する場合でも、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域の住民等に伝達する。

第3項 避難指示の解除

瀬戸内海沿岸の津波注意報・警報が解除されるまで、「避難指示」の解除は行わない。

第2節 住民等の避難行動

沿岸地域において強い揺れ等を感じた時は、住民、船舶等は、次の避難行動をとるものとする。

1 住民に対する内容

- (1) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで高台等に避難する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ等を通じて入手する。
- (3) 揺れを感じなくても津波注意報が発表されたときは直ちに海岸から離れ、大津波警報又は津波警報が発表されたときは急いで高台等に避難する。
- (4) 津波注意報でも危険であるので海水浴や海釣りは行わない。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので津波警報等の解除まで避難を継続し、沿岸部に近づかない。

2 船舶に対する内容

- (1) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）に退避する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ等を通じて入手する。
- (3) 揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときは、直ちに港外※（水深の深い広い海域）に避難する。
- (4) 港外に避難できない小型船舶は、直ちに陸上の高台に避難する。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので津波警報等の解除までは沿岸部に近づかない。

※時間的余裕のある場合にのみ行う。

第3節 避難誘導

【町・警察・消防・消防団・自主防災組織等】

- 1 町は津波避難計画等に基づき、住民等が迅速かつ安全に避難が行えるよう誘導する。
- 2 避難誘導や防災対策を行う消防職団員や警察官、町職員については、安全が確保されることを前提とした上で、避難誘導を行う。
- 3 予想される津波到達時間を考慮しつつ、高齢者、障害者、妊産婦等要配慮者の避難支援等を行う。

第4節 津波災害情報等の連絡体制

【国・県・町・警察・消防・消防団・自主防災組織・防災関係機関】

- 1 町及び県、防災関係機関等は震災対策編第3編第2章「災害情報の収集・伝達計画」により、津波等に関する必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに住民及び関係機関に伝達する。
- 2 町及び県は、津波警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- 3 報道機関の協力を受けて、住民等に対し広報を行う。

第4編 復旧・復興計画

第1章 復旧・復興活動計画

基本計画編第4編第1章「復旧・復興活動計画」を準用する。

第2章 被災者の生活再建計画

基本計画編第4編第2章「被災者の生活再建計画」を準用する。

第3章 公共施設の災害復旧・復興計画

基本計画編第4編第3章「公共施設の災害復旧・復興計画」を準用する。

第4章 被災中小企業・農林水産事業者復興・支援計画

基本計画編第4編第4章「被災中小企業・農林水産事業者復興・支援計画」を準用する。

第5章 金融計画

基本計画編第4編第5章「金融計画」を準用する。